

租税特別措置法等（法人税関係）の改正

目 次	
第一 税額控除等関係……………	285
一 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度（研究開発税制）……………	285
二 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度（中小企業投資促進税制）……………	330
三 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度……………	334
四 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度……………	347
五 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除制度（デジタルトランスフォーメーション投資促進税制・カーボンニュートラルに向けた投資促進税制）……………	350
六 その他の税額控除等制度……………	356
第二 特別償却関係……………	356
一 特定船舶の特別償却制度……………	356
二 港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却制度……………	365
三 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度……………	366
四 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度……………	367
五 共同利用施設の特別償却制度……………	370
六 特定地域における工業用機械等の特別償却制度……………	370
七 医療用機器等の特別償却制度……………	380
八 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却制度…	381
九 特定都市再生建築物の割増償却制度……………	385
第三 準備金等関係……………	387
一 原子力発電施設解体準備金制度……………	387
二 農業経営基盤強化準備金制度……………	388
三 農用地等を取得した場合の課税の特例……………	392
四 その他の準備金等制度……………	392
第四 土地税制関係……………	393
一 土地の譲渡等がある場合の特別税率……………	393
二 短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率……………	396
三 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例……………	396
第五 その他の特別措置関係……………	407
一 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）……………	407
二 株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例……………	414
三 認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例……………	414
四 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例（改正後：特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例）……………	418
五 投資法人に係る課税の特例……………	430
六 認定株式分配に係る課税の特例（創設）……………	431
七 その他の特別措置……………	438
第六 その他……………	438
第七 震災税特法関係……………	439

はじめに

令和5年度税制改正においては、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化を行うとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置を講ずることとされ、また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築を行うこととされ、加えて、自動車重量税のエコカー減税や自動車税等の環境性能割等を見直すこととされ、関係法令の改正が行われました。

このうち法人税関係（国際課税関係を除きます。）の租税特別措置法の改正では、研究開発税制、特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の改正等が行われる一方で、認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例の廃止等、既存の租税特別措置の整理合理化が行われました。

本稿は、これらの改正の内容についての解説をするものです。

租税特別措置法等の改正を含む「所得税法等の一部を改正する法律」は、去る3月28日に参議院本会議で可決・成立し、同月31日に令和5年法律第3号として公布され、併せて関係政省令等も公布されています。

関係法令は、次のとおりです。

(法律)

- ・ 所得税法等の一部を改正する法律（令5.3.31法律第3号）

(政令)

- ・ 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令5.3.31政令第145号）
- ・ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令5.3.31政令第150号）
- ・ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律

の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令5.3.31政令第151号）

(省令)

- ・ 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令5.3.31財務省令第19号）
- ・ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令5.3.31財務省令第23号）
- ・ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令5.3.31財務省令第24号）
- ・ 法人税法施行規則の一部を改正する省令（令5.4.14財務省令第34号）
- ・ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令5.4.14財務省令第36号）
- ・ 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令5.6.30財務省令第46号）

(告示)

<試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度関係>

- ・ 租税特別措置法施行規則第20条第25項第1号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第3条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件（令5.3.31内閣府、国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第1号）
- ・ 租税特別措置法施行規則第20条第25項第2号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第3条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件（令5.3.31内閣府、国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第3号）

<中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度関係>

- ・ 環境への負荷の低減に資する装置、機器及び

構造を指定する告示（令5.3.31国土交通省告示第264号）

＜地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等^{けん}を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度関係＞

- ・ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示の一部を改正する件（令5.3.31総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号）

＜事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除制度関係＞

- ・ 産業競争力強化法第21条の28第2項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準の一部を改正する告示（令5.3.31内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号）
- ・ 産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準の一部を改正する告示（令5.3.31経済産業省告示第51号）

＜特定船舶の特別償却制度関係＞

- ・ 租税特別措置法第11条第1項及び第43条第1項の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示（令5.3.31国土交通省告示第282号）

＜関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度関係＞

- ・ 租税特別措置法施行令に規定する国土交通大臣の証明に関する手続を定める告示の一部を改

正する件（令5.3.31国土交通省告示第281号）

＜医療用機器等の特別償却制度関係＞

- ・ 租税特別措置法第12条の2第1項及び第45条の2第1項の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件の一部を改正する件（令5.3.31厚生労働省告示第166号）

＜特定の資産の買換えの場合等の課税の特例関係＞

- ・ 租税特別措置法施行規則に規定する総務大臣の行う市街地再開発事業用資産の買換え特例制度に係る証明に関する手続を定める件の一部を改正する件（令5.3.31総務省告示第168号）

- ・ 租税特別措置法第37条第1項の表第5号及び第65条の7第1項の表第5号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示（令5.3.31国土交通省告示第283号）

- ・ 令和2年国土交通省告示第491号を廃止する告示（令5.3.31国土交通省告示第286号）

＜認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例関係＞

- ・ 産業競争力強化法第21条の28第1項の規定に基づく経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣が定める基準を廃止する告示（令5.3.31内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第2号）

＜認定株式分配に係る課税の特例関係＞

- ・ 租税特別措置法施行令第39条の34の3第1項第6号に規定する事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件（令5.3.31経済産業省告示第50号）

第一 税額控除等関係

一 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度（研究開発税制）

1 改正前の制度の概要

この制度は、次の(1)から(4)までによって構成されています。

(1) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度

この制度は、青色申告書を提出する法人の各事業年度において、その事業年度の試験研究費の額がある場合に、その事業年度の所得に対する調整前法人税額からその事業年度の試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額（以下「税額控除限度額」といいます。）を控除することができるというものです（措法42の4①）。ただし、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この制度の適用を受けることはできません。

なお、控除を受ける金額（税額控除額）は、当期の調整前法人税額の25%相当額を上限とすることとされています（措法42の4①後段）。

① 税額控除割合

税額控除割合は、次の場合の区分に応じそれぞれ次の割合（上限：10%）とされています（措法42の4①）。

イ 下記ロの場合以外の場合（措法42の4①一）……次の算式により算出した割合

《算式》

$$10.145\% - (9.4\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175 \text{ (下限：2\%)}$$

ロ その事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0である場合（措法42の4①二）……8.5%

② 税額控除限度額の特例

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度においては、上

記①にかかわらず、税額控除限度額を次の場合の区分に応じそれぞれ次のとおりとする措置が講じられています（措法42の4②）。

イ 下記ロの事業年度以外の事業年度

当期の試験研究費の額に次の場合の区分に応じそれぞれ次の割合（上限：14%）を乗じて計算した金額が、税額控除限度額とされます（措法42の4②一）。

(イ) 増減試験研究費割合が9.4%を超える場合（ハの場合を除きます。）……次の算式により算出した割合

《算式》

$$10.145\% + (\text{その増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$$

(ロ) 増減試験研究費割合が9.4%以下である場合（ハの場合を除きます。）……次の算式により算出した割合

《算式》

$$10.145\% - (9.4\% - \text{その増減試験研究費割合}) \times 0.175 \text{ (下限：2\%)}$$

(ハ) その事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0である場合……8.5%

ロ 試験研究費割合が10%を超える事業年度当期の試験研究費の額に次の割合を合計した割合（上限：14%）を乗じて計算した金額が、税額控除限度額とされます（措法42の4②二）。

(イ) 上記イ(イ)から(ハ)までの場合の区分に応じそれぞれ上記イ(イ)から(ハ)までの割合

(ロ) 上記(イ)の割合に次の算式による控除増率（上限：10%）を乗じて計算した割合

《算式》

(その試験研究費割合-10%)×0.5

③ 税額控除額の上限の特例

税額控除額の上限について、次のとおり特例措置が講じられています（措法42の4③）。

イ 研究開発を行うベンチャー企業の税額控除額の上限の特例

この制度の適用を受けようとする法人の次の要件を満たす事業年度については、税額控除額の上限（当期の調整前法人税額の25%相当額）に、当期の調整前法人税額の15%相当額を加算することとされています（措法42の4③一、措令1の2③）。

(イ) この制度の適用を受ける事業年度（以下「適用年度」といいます。）がその法人の設立日からその設立日以後10年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度に該当すること。

(注) 他の通算法人のいずれかの適用年度終了の日を含む事業年度が他の設立日から当該他の設立日以後10年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度に該当しない場合は、上記(イ)の要件を満たさないこととされています（措法42の4③一）。

(ロ) その法人が適用年度終了の時ににおいて
大法人の100%グループ法人（法法66⑤二・三）、受託法人及び株式移転完全親法人のいずれにも該当しないこと。

(ハ) 適用年度終了の時ににおいて翌期繰越欠損金額があること。

ロ 試験研究費割合が10%を超える場合の税額控除額の上限の特例

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち試験研究費割合が10%を超える事業年度については、税額控除額の上限（当期の調整前法人税額の25%相当額）に次の算式により算出した金額を加算することとされています（措法42の4③二）。

《算式》

当期の調整前法人税額×((その試験研究費割合-10%)×2)

なお、上記の算式のうち「((その試験研究費割合-10%)×2)」により算出した割合の上限は、10%とすることとされています。

ハ 基準年度比売上金額減少割合が2%以上の場合の税額控除額の上限の特例

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち基準年度比売上金額減少割合が2%以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度については、税額控除額の上限（当期の調整前法人税額の25%相当額）に当期の調整前法人税額の5%相当額を加算することとされています（措法42の4③三）。

(注1) 試験研究費の額とは、次の金額の合計額をいうこととされています（措法42の4⑱一、措令27の4⑤～⑧）。なお、その金額に係る費用に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合にはその金額を控除した金額とし、この他の者には、その法人が外国法人である場合の法人税法第138条第1項第1号に規定する本店等を含むこととされています（措法42の4⑱一）。

① 次の費用の額（売上原価その他の原価の額を除きます。）で各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの
イ 製品の製造若しくは技術の改良、考案又は発明に係る試験研究（新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行うものに限ります。）のために要する費用

具体的には、次の試験研究の区分に応じそれぞれ次の費用とされています（措令27の4⑤）。

(イ) その試験研究を行うために要する
原材料費、人件費及び経費（措令27

の4⑤一)

(注) 人件費は、専門的知識をもってその試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限ることとされています。

(ロ) 他の者に委託をして試験研究を行うその法人のその試験研究のためにその委託を受けた者に対して支払う費用（措令27の4⑤二）

(注) 他の者には、その法人が外国法人である場合の法人税法第138条第1項第1号に規定する本店等を含むものとされています（措令27の4⑧）。

(ハ) 技術研究組合法第9条第1項の規定により賦課される費用（措令27の4⑤三）

ただし、研究開発費として損金経理をした金額のうち、下記②の固定資産の取得に要した金額とされるべき費用の額又は②の繰延資産となる費用の額がある場合におけるその固定資産又は繰延資産の償却費、除却による損失及び譲渡による損失を除くこととされています。

ロ 対価を得て提供する新たな役務の開発に係る一定の試験研究のために要する費用

具体的には、次の試験研究の区分に応じそれぞれ次の費用とされています（措令27の4⑦）。

(イ) その試験研究を行うために要する原材料費、人件費及び経費（措令27の4⑦一）

(注1) 人件費は、情報解析専門家でその専門的な知識をもってその試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限ることとされています（措令27の4⑦一、措規20②）。

(注2) 情報解析専門家とは、下記

(注2) ①の収集に係る情報又は下記(注2) ①の取得に係る情報の解析に必要な確率論及び統計学に関する知識並びに情報処理に関して必要な知識を有すると認められる者をいいます（措規20①）。

(注3) 経費のうち、外注費にあつては、上記の原材料費及び人件費に相当する部分並びにその試験研究を行うために要する経費に相当する部分（外注費に相当する部分を除きます。）に限ることとされています。

(ロ) 他の者に委託をして試験研究を行うその法人のその試験研究のためにその委託を受けた者に対して支払う費用（措令27の4⑦二）

(注) 費用は、上記(イ)の原材料費、人件費及び経費に相当する部分に限ることとされています。また、他の者については、上記(イ)(ロ)(注)と同様です。

② 上記①イ又はロの費用の額で各事業年度において研究開発費として損金経理をした金額のうち、棚卸資産若しくは固定資産の取得に要した金額とされるべき費用の額又は繰延資産となる費用の額

なお、固定資産の取得に要した金額とされるべき費用の額からは、事業の用に供する時において上記①イの試験研究又は上記①ロの試験研究の用に供する固定資産の取得に要した金額とされるべき費用の額が除かれ、繰延資産となる費用の額からは、上記①イの試験研究又は上記①ロの試験研究のために支出した費用に係る繰延資産となる費用の額が除かれています。

(注2) 対価を得て提供する新たな役務の開発に係る一定の試験研究とは、対価を得て提供する新たな役務の開発を目的として次の全てが行われる場合におけるそれぞれ次のものをいいます（措令27の4⑥、措規20①）。

- ① 大量の情報を収集する機能を有し、その機能の全部若しくは主要な部分が自動化されている機器若しくは技術を用いる方法によって行われた情報の収集又はその方法によって収集された情報の取得
- ② 上記①の収集に係る情報又は上記①の取得に係る情報について、一定の法則を発見するために、情報解析専門家により情報の解析を行う専用のソフトウェアを用いて行われる分析
- ③ 上記②の分析により発見された法則を利用したその役務の設計
- ④ 上記③の設計に係る上記③の法則が予測と結果とが一致することの蓋然性が高いものであることその他妥当であると認められるものであること及びその法則を利用したその役務がその目的に照らして適当であると認められるものであることの確認

(注3) 増減試験研究費割合とは、増減試験研究費の額の比較試験研究費の額に対する割合をいいます（措法42の4⑬三）。

(注4) 増減試験研究費の額とは、その事業年度の試験研究費の額から比較試験研究費の額を減算した金額をいいます（措法42の4⑬三）。

(注5) 比較試験研究費の額とは、その事業年度開始の日の3年前の日からその事業年度開始の日の前日までの期間内に開始した各事業年度の試験研究費の額の合計額をその期間内に開始した各事業年度の数で除して計算した金額をいいます（措法42の4⑬五）。

(注6) 試験研究費割合とは、その事業年度の試験研究費の額の平均売上金額に対する割合をいいます（措法42の4⑬六）、平均売上金額と

は、その事業年度及びその事業年度開始の日の3年前の日からその事業年度開始の日の前日までの期間内に開始した各事業年度の売上金額の平均額をいいます（措法42の4⑬十四、措令27の4⑬五）。

なお、売上金額とは、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収益の額として所得の金額の計算上益金の額に算入される金額をいい、この収益の額からは、営業外の収益の額とされるべきものを除くこととされています（措法42の4⑬六の二、措令27の4⑬七）。

(注7) 設立日とは、法人税法第57条第11項第3号に規定する内国法人の設立の日として政令で定める日をいいます（措法42の4⑬一イ）。すなわち、通常の設定の日のほか、その適用を受けようとする法人が次の法人に該当する場合にはその区分に応じた日とされています（法令113の2⑤）。また、その適用を受けようとする法人が次の2以上の法人に該当する場合には、それぞれの日のうち最も早い日とすることとされています。

① 合併法人

その合併法人とその合併に係る被合併法人の設立の日のうち最も早い日

② 分割承継法人（その分割により分割法人が行っていた事業の移転を受け、かつ、その事業を引き続き行うものに限ります。）

その分割承継法人とその分割に係る分割法人（その分割により分割承継法人が引き続き行う事業を移転するものに限ります。）の設立の日のうち最も早い日

③ 被現物出資法人（その現物出資により現物出資法人が行っていた事業の移転を受け、かつ、その事業を引き続き行うものに限ります。）

その被現物出資法人とその現物出資に係る現物出資法人（その現物出資により被現物出資法人が引き続き行う事業を移

転するものに限ります。)の設立の日のうち最も早い日

- ④ その適用を受けようとする法人との間に完全支配関係（その法人による完全支配関係又は他の者との間に他の者による完全支配関係がある法人相互の関係に限ります。）がある他の法人（その法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものに限ります。）の残余財産が確定した場合におけるその法人

その法人と他の法人の設立の日のうち最も早い日

- ⑤ 特別の法律に基づく承継を受けた法人

その承継に係る被承継法人の設立の日

(注8) 他の設立日とは、法人税法第57条第11項第3号に規定する他の通算法人の設立の日として政令で定める日をいいます（措法42の4③一イ）。

(注9) 翌期繰越欠損金額とは、国税通則法第2条第6号ハに規定する純損失等の金額のうち同号ハ(2)に掲げるものとされています（措法42の4③一ハ）。

(注10) 基準年度比売上金額減少割合とは、この制度の適用を受けようとする事業年度の売上金額が基準売上金額に満たない場合のその満たない部分の金額のその基準売上金額に対する割合をいい、基準売上金額とは、基準事業年度の売上金額をいい、基準事業年度とは、令和2年2月1日前に最後に終了した事業年度をいいます（措法42の4⑩六の二）。

(注11) 基準年度試験研究費の額とは、基準事業年度の試験研究費の額をいいます（措法42の4⑩六の三）。

(2) 中小企業技術基盤強化税制

この制度は、中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するものを除きます。）又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（以下「中小企業者等」といいます。）

の各事業年度において、その事業年度の試験研究費の額がある場合に、上記(1)の制度の適用に代えて、その事業年度の所得に対する調整前法人税額からその事業年度の試験研究費の額の12%相当額（以下「中小企業者等税額控除限度額」といいます。）を控除することができるというものです（措法42の4④）。ただし、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この制度の適用を受けることはできません。

なお、控除を受ける金額（税額控除額）は、当期の調整前法人税額の25%相当額を上限とすることとされています（措法42の4④後段）。

① 中小企業者等税額控除限度額の特例

中小企業者等の令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度においては、中小企業者等税額控除限度額を、当期の試験研究費の額に、12%に次の事業年度の区分に応じそれぞれ次の算式により算出した割合を加算した割合（17%を上限）を乗じて計算した金額とする措置が講じられています（措法42の4⑤）。

イ 増減試験研究費割合が9.4%を超える事業年度（設立事業年度、比較試験研究費の額が0である事業年度及び試験研究費割合が10%を超える事業年度を除きます。）

《算式》

$(\text{その増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$

ロ 試験研究費割合が10%を超える事業年度（設立事業年度及び比較試験研究費の額が0である事業年度のいずれにも該当しない事業年度で増減試験研究費割合が9.4%を超える事業年度を除きます。）

《算式》

$12\% \times \text{控除割増率}$

控除割増率とは、次の算式により算出した割合（上限：10%）をいいます。

《算式》

$(\text{その試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$

ハ 増減試験研究費割合が9.4%を超え、かつ、

試験研究費割合が10%を超える事業年度（設立事業年度及び比較試験研究費の額が0である事業年度を除きます。）

《算式》

$(\text{その増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35 \times (1 + \text{控除増率}) + 12\% \times \text{控除増率}$

② 税額控除額の上限の特例

中小企業者等の令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度の税額控除額の上限について、次のとおり特例措置が講じられています（措法42の4⑥）。

イ 増減試験研究費割合が9.4%を超える場合の税額控除額の上限の特例

増減試験研究費割合が9.4%を超える事業年度については、税額控除額の上限（当期の調整前法人税額の25%相当額）に当期の調整前法人税額の10%相当額を加算することとされています（措法42の4⑥一）。

ロ 試験研究費割合が10%を超える場合の税額控除額の上限の特例

試験研究費割合が10%を超える事業年度については、税額控除額の上限（当期の調整前法人税額の25%相当額）に次の算式により算出した金額を加算することとされています（措法42の4⑥二）。

《算式》

$\text{当期の調整前法人税額} \times ((\text{その試験研究費割合} - 10\%) \times 2)$

なお、上記の算式のうち「 $((\text{その試験研究費割合} - 10\%) \times 2)$ 」により算出した割合の上限は、10%とすることとされています。

ハ 基準年度比売上金額減少割合が2%以上の場合の税額控除額の上限の特例

基準年度比売上金額減少割合が2%以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度については、税額控除額の上限（当期の調整前法人税額の25%相当額）に当期の調整前法人税額の5%相当額を加算することとされています

ます（措法42の4⑥三）。

（注1） 中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人のうち次の法人以外の法人（受託法人を除きます。）又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人（受託法人及びその法人が通算親法人である場合における③の法人を除きます。）をいいます（措法42の4⑯七、措令1の2③、27の4⑳）。

① その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除きます。以下同じです。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人

なお、大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人又は次の法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

イ 大法人（次の法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

イ) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

ロ) 保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ) 受託法人

ロ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（上記イの法人を除きます。）

② 上記①の法人のほか、その発行済株式

又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人

③ 他の通算法人のうちいずれかの法人が次の法人に該当せず、又は受託法人に該当する場合における通算法人

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち上記①及び②の法人以外の法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

(注2) 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得の金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（設立後3年を経過していないこと、既に基準年度の所得に対する法人税の額につき欠損金の繰戻しによる還付制度の適用があったこと、基準年度において合併、分割又は現物出資が行われたこと等の事由がある場合には、その計算した金額につきその事由の内容に応じ調整を加えた金額となります。）が15億円を超える法人をいいます（措法42の4⑯八）。

(注3) 中小企業技術基盤強化税制においては、通算加入適用除外事業者は適用除外事業者から除くこととされています（措法42の4④）。通算加入適用除外事業者とは、法人税法第64条の9第11項又は第12項の規定の適用を受けるこれらの規定に規定する他の内国法人（以下「他の内国法人」といいます。）が当該他の内国法人について同条第1項の規定による承認の効力が生ずる日（以下「加入日」といいます。）を含む事業年度（当該他の内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限ります。）において適用除外事業者に該当する場合のその加入日を含む事業年度における当該他の内国法人をいい、次の法人を除くことと

されています（措令27の4⑳）。

① 調整対象法人を被合併法人とする合併に係る合併法人

② 他の内国法人に係る通算親法人の事業年度開始の日において行われた合併で同日の前日においてその通算親法人との間に通算完全支配関係があった法人を被合併法人とする合併により設立したもの

③ その通算親法人の事業年度開始の時にあってその通算親法人との間に通算完全支配関係があるもの

④ 次の要件の全てを満たすもの

イ 他の内国法人の加入日において当該他の内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のいずれかとの間に当該他の内国法人のその加入日の前日以前のいずれかの日において通算完全支配関係があったこと。

ロ 他の内国法人の加入日を含む当該他の内国法人に係る通算親法人の事業年度開始の日の前日においてその通算親法人との間に法人税法第2条第12号の7の5に規定する支配関係があったこと。

(注4) 通算適用除外事業者とは、通算法人である法人の各事業年度終了の日においてその通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合におけるその通算法人である法人をいいます（措法42の4⑯八の二）。

(注5) 農業協同組合等とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会をいいます（措法42の4⑯九）。

(注6) 通算法人である農業協同組合等のうち中小企業技術基盤強化税制の適用を受けることができるものは、中小通算農業協同組合等に限ることとされています（措法42の4④）。中小通算農業協同組合等とは、通算親法人である農業協同組合等の各事業年度終了の日においてその農業協同組合等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の全てが資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人（適用除外事業者に該当するもの及び受託法人を除きます。）に該当する場合におけるその農業協同組合等をいうこととされています（措令1の2③、27の4①）。

(注7) 中小企業技術基盤強化税制の適用を受けようとする通算子法人の各事業年度（その通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の日においてその通算親法人が中小通算農業協同組合等に該当する場合におけるその通算子法人の中小企業技術基盤強化税制の適用については、その通算子法人は、その通算親法人が中小企業者に該当しない場合又はその通算親法人が適用除外事業者に該当する場合であっても、そのことをもって中小企業技術基盤強化税制の対象外とはならないこととされています（措法42の4④、措令27の4②）。

(3) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度

この制度は、青色申告書を提出する法人の各事業年度において、その事業年度の特別試験研究費の額がある場合に、その事業年度の所得に対する調整前法人税額から次の金額の合計額（以下「特別研究税額控除限度額」といいます。）を控除することができるというものです（措法42の4⑦）。ただし、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この制度の適用を受けることはできません。

① その事業年度の特別試験研究費の額のうち

特別試験研究機関等と共同して行う試験研究又は特別試験研究機関等に委託する試験研究に係る試験研究費の額の30%相当額

② その事業年度の特別試験研究費の額（上記①の試験研究費の額を除きます。）のうち他の者と共同して行う試験研究又は他の者に委託する試験研究であって、革新的なもの又は国立研究開発法人その他これに準ずる者における研究開発の成果を実用化するために行うものに係る試験研究費の額の25%相当額

③ その事業年度の特別試験研究費の額のうち上記①及び②の試験研究費以外の試験研究費の額の20%相当額

なお、控除を受ける金額は、当期の調整前法人税額の10%相当額を上限とすることとされています（措法42の4⑦後段）。

また、当期において、一般試験研究費の額に係る税額控除制度（上記(1)）又は中小企業技術基盤強化税制（上記(2)）の適用を受ける場合には、これらの制度により当期の所得に対する調整前法人税額から控除する金額の計算の基礎となった特別試験研究費の額は、本制度の対象から除くこととされています（措法42の4⑦）。

(注) 特別試験研究費の額とは、試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他の者と共同して行う試験研究、国の試験研究機関、大学その他の者に委託する試験研究、中小企業者からその有する知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究等に係る試験研究費の額をいい（措法42の4⑩十）、具体的には、次の試験研究の区分に応じそれぞれ次の金額とされています（措令27の4③③③、措規20⑱～⑳）。

① 特別研究機関等と共同して行う試験研究で、その特別研究機関等との契約又は協定に基づいて行われるもの……試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用に係るものとしてその試験研究に係る試験研究機関等の長若しくはその試験研究機関等の属

する国家行政組織法の行政機関に置かれる
地方支分部局の長又は国立研究開発法人の
長が認定した金額で、その金額が生じた事
業年度の確定申告書等にその認定に係る書
類の写しを添付することにより証明がされ
た金額（措令27の4⑳一㉑一、措規20㉑一）

（注1） 特別研究機関等とは、科学技術・
イノベーション創出の活性化に関する
法律の試験研究機関等及び国立研
究開発法人をいいます（措令27の4
㉑一）。

（注2） 契約又は協定は、その契約又は協
定において、その試験研究に要する
費用の分担及びその明細並びにその
試験研究の成果の帰属及びその公表
に関する事項が定められているもの
に限ることとされています（措令27
の4㉑一）。

- ② 大学等と共同して行う試験研究で、その
大学等との契約又は協定に基づいて行われ
るもの……試験研究費の額のうちその試験
研究に要した費用であってその法人が契約
又は協定に基づいて負担したものに係るも
のであることにつき、監査を受け、かつ、
その大学等の確認を受けた金額で、その金
額が生じた事業年度の確定申告書等にその
監査及び確認に係る書類の写しを添付する
ことにより証明がされた金額（措令27の4
㉑二㉑二、措規20㉑一）

（注1） 大学等とは、学校教育法の大学若
しくは高等専門学校又は国立大学法
人法の大学共同利用機関をいい、こ
の大学又は高等専門学校からは、構
造改革特別区域法の学校設置会社が
設置するものを除くこととされてい
ます（措令27の4㉑二）。

（注2） 契約又は協定は、その契約又は協
定において、その試験研究における
その法人及びその大学等の役割分担
及びその内容、その法人及びその大

学等がその試験研究に要する費用を
分担する旨及びその明細、その大学
等がその費用の額のうちその法人が
負担した額を確認する旨及びその方
法、その試験研究の成果がその法人
及びその大学等に帰属する旨及びそ
の内容、その大学等によるその試験
研究の成果の公表に関する事項等が
定められているものに限ることとさ
れています（措令27の4㉑二、措規
20㉑）。

- ③ 新事業開拓事業者等と共同して行う試験
研究で、その新事業開拓事業者等との契約
又は協定に基づいて行われるもの……試験
研究費の額のうちその試験研究に要した費
用であってその法人が契約又は協定に基づ
いて負担したものに係るものであることに
つき、監査を受け、かつ、その新事業開拓
事業者等の確認を受けた金額で、その金額
が生じた事業年度の確定申告書等にその監
査及び確認に係る書類の写しを添付するこ
とにより証明がされた金額（措令27の4㉑
三㉑二、措規20㉑二）

（注1） 新事業開拓事業者等とは、次の者
をいい、特別研究機関等、大学等、
その法人がその発行済株式又は出資
の総数又は総額の25%以上を有して
いる他の法人、その法人の発行済株
式又は出資の総数又は総額の25%以
上を有している他の者及びその法人
との間に支配関係がある他の者を除
くこととされています（措令27の4
㉑三、措規20㉑）。ただし、その適用
を受ける事業年度の確定申告書等に
それぞれ次の書類の添付がある場合
におけるその者に限ることとされて
います。

イ 産業競争力強化法の新事業開拓
事業者でその発行する株式の全部
又は一部が同法の認定特定新事業

開拓投資事業組合の組合財産であるもの……その新事業開拓事業者の株主名簿の写し等のうちその株式がその組合財産であることを明らかにする書類

- ロ 産業競争力強化法の認定特定研究成果活用支援事業者に該当する投資事業有限責任組合の組合財産である株式を発行した法人で、その発行する株式が初めてその組合財産となった日においてその資本金の額が5億円未満であるもの（以下「特定研究成果活用事業者」といいます。）のうち次の要件の全てを満たすもの……その特定研究成果活用事業者の株主名簿の写し等のうちその株式がその組合財産であることを明らかにする書類及び
- (イ)の書類の写し

(イ) その特定研究成果活用事業者の役員（取締役、執行役、会計参与及び監査役をいいます。）が大学等又は科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律別表第3に掲げる法人（以下「特別研究開発法人」といいます。）の職員としてその大学等を設置する法人又はその特別研究開発法人に雇用されていること（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合に限ります。）。

(ロ) その特定研究成果活用事業者の発行する株式が初めてその組合財産となった日から起算して10年を経過していないこと。

- ハ 特別研究開発法人から科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の規定により出資を受ける成果活用事業者に該当する法人

で、その特別研究開発法人から初めてその出資を受けた日においてその資本金の額が5億円未満であるもの（以下「研究開発成果活用事業者」といいます。）のうち次の要件の全てを満たすもの……その研究開発成果活用事業者の株主名簿の写し等のうちその特別研究開発法人が株主として記載されている書類及び(イ)の書類の写し

(イ) その研究開発成果活用事業者の役員（取締役、執行役、会計参与及び監査役をいいます。）が大学等又は特別研究開発法人の職員としてその大学等を設置する法人又はその特別研究開発法人に雇用されていること（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合に限ります。）。

(ロ) その研究開発成果活用事業者がその特別研究開発法人から初めてその出資を受けた日から起算して10年を経過していないこと。

(注2) 契約又は協定は、その契約又は協定において、その試験研究におけるその法人及びその新事業開拓事業者等の役割分担及びその内容、その法人及びその新事業開拓事業者等がその試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、その新事業開拓事業者等がその費用の額のうちその法人が負担した額を確認する旨及びその方法、その試験研究の成果がその法人及びその新事業開拓事業者等に帰属する旨及びその内容等が定められているものに限ることとされています（措令27の4^③三、措規20^④）。

- ④ 成果活用促進事業者と共同して行う成果

実用化研究開発に該当する試験研究で、その成果活用促進事業者との契約又は協定に基づいて行われるもの……試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用であってその法人が契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、その成果活用促進事業者の確認を受けた金額で、その金額が生じた事業年度の確定申告書等にその監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額（措令27の4③四③二、措規20③三）

（注1） 成果活用促進事業者とは、次の者をいい、特別研究機関等、大学等、その法人がその発行済株式又は出資の総数又は総額の25%以上を有している他の法人、その法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の25%以上を有している他の者及びその法人との間に支配関係がある他の者を除くこととされています（措令27の4③三・四、措規20②）。ただし、その適用を受ける事業年度の確定申告書等にそれぞれ次の書類の添付がある場合におけるその者に限ることとされています。

イ 特別研究開発法人から科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第34条の6第1項の規定により出資を受ける同項第3号に掲げる者に該当する法人で、次の(イ)の要件に該当するもの（以下「研究開発成果活用促進事業者」といいます。）のうち次の(ロ)の要件に該当するもの……その研究開発成果活用促進事業者の株主名簿等の写し等のうちその出資をした特別研究開発法人が株主等として記載されている書類及び次の(ロ)の雇用関係を証する書類の写し

(イ) その特別研究開発法人から初めて受けた出資の直前において、その資本金の額又は出資金の額が5億円未満であるもの

(ロ) その役員が大学等又は特別研究開発法人の職員としてその大学等を設置する法人又はその特別研究開発法人に雇用されているもの（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合におけるその研究開発成果活用促進事業者に限ります。）

ロ 国立大学法人から国立大学法人法第22条第1項第8号に掲げる業務として出資を受ける同号に規定する者又は大学共同利用機関法人から同法第29条第1項第7号に掲げる業務として出資を受ける同号に規定する者に該当する法人で、次の(イ)の要件に該当するもの（以下「国立大学等成果活用促進事業者」といいます。）のうち次の(ロ)の要件に該当するもの……その国立大学等成果活用促進事業者の株主名簿等の写し等のうちその国立大学法人又は大学共同利用機関法人が株主等として記載されている書類及び次の(ロ)の雇用関係を証する書類の写し

(イ) その国立大学法人又は大学共同利用機関法人から初めて受けた出資の直前において、その資本金の額又は出資金の額が5億円未満であるもの

(ロ) その役員が大学等又は特別研究開発法人の職員としてその大学等を設置する法人又はその特別研究開発法人に雇用されているもの（これらの法人からその

雇用関係を証する書類の交付を受けている場合におけるその国立大学等成果活用促進事業者に限り、

ハ 地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人から同法第21条第2号に掲げる業務として出資を受ける同号に規定する者に該当する法人で、次の(イ)の要件に該当するもの（以下「公立大学成果活用促進事業者」といいます。）のうち次の(ロ)の要件に該当するもの……その公立大学成果活用促進事業者の株主名簿等の写し等のうちその公立大学法人が株主等として記載されている書類及び次の(ロ)の雇用関係を証する書類の写し

(イ) その公立大学法人から初めて受けた出資の直前において、その資本金の額又は出資金の額が5億円未満であるもの

(ロ) その役員が大学等又は特別研究開発法人の職員としてその大学等を設置する法人又はその特別研究開発法人に雇用されているもの（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合におけるその公立大学成果活用促進事業者に限り、

(注2) 成果実用化研究開発とは、成果活用促進事業者の行う次の研究開発をいいます（措令27の4③四、措規20②②）。

イ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第34条の6第1項第3号ハに掲げる研究開発

ロ 国立大学法人法施行令第3条第2項第1号に掲げる事業として行

う研究開発

ハ 地方独立行政法人法施行令第4条第2号ロに掲げる研究開発

(注3) 契約又は協定は、その契約又は協定において、その試験研究におけるその法人及びその成果活用促進事業者の役割分担及びその内容、その法人及びその成果活用促進事業者がその試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、その成果活用促進事業者がその費用の額のうちその法人が負担した額を確認する旨及びその方法、その試験研究の成果がその法人及びその成果活用促進事業者に帰属する旨及びその内容等が定められているものに限り、とされています（措令27の4③四、措規20②③）。

⑤ 他の者と共同して行う試験研究で、その他の者との契約又は協定に基づいて行われるもの……試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用であってその法人が契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、その他の者の確認を受けた金額で、その金額が生じた事業年度の確定申告書等にその監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額（措令27の4③五③二、措規20③④）

(注1) 他の者からは、特別研究機関等、大学等、新事業開拓事業者等、成果活用促進事業者、その法人がその発行済株式又は出資の総数又は総額の25%以上を有している他の法人、その法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の25%以上を有している他の者及びその法人との間に支配関係がある他の者を除くこととされています（措令27の4③五）。

(注2) 契約又は協定は、その契約又は協定において、その試験研究における

その法人及びその他の者の役割分担及びその内容、その法人及びその他の者がその試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、その他の者がその費用の額のうちその法人が負担した額を確認する旨及びその方法、その試験研究の成果がその法人及びその他の者に帰属する旨及びその内容等が定められているものに限ることとされています（措令27の4③五、措規20④）。

- ⑥ 技術研究組合の組合員が協同して行う技術研究組合法第3条第1項第1号に規定する試験研究で、その技術研究組合の定款若しくは規約又は同法第13条第1項に規定する事業計画に基づいて行われるもの……その試験研究に係る同法第9条第1項の規定により賦課される費用の額（措令27の4⑤三③六③三）

（注） 技術研究組合の定款若しくは規約又は事業計画は、その定款若しくは規約又は事業計画において、その試験研究におけるその法人及びその法人以外のその技術研究組合の組合員の役割分担及びその内容等が定められているものに限ることとされています（措令27の4③六、措規20⑤）。

- ⑦ 特別研究機関等に委託する試験研究で、その特別研究機関等との契約又は協定に基づいて行われるもの……試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用の額に係るものとしてその試験研究に係る試験研究機関等の長若しくはその試験研究機関等の属する国家行政組織法の行政機関に置かれる地方支分部局の長又は国立研究開発法人の長が認定した金額で、その金額が生じた事業年度の確定申告書等にその認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額（措令27の4③七③一、措規20③七二）

（注） 契約又は協定は、その契約又は協定

において、その試験研究に要する費用の額及びその明細並びにその試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものに限ることとされています（措令27の4③七）。

- ⑧ 大学等に委託する試験研究で、その大学等との契約又は協定に基づいて行われるもの……試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用であってその法人がその契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、その大学等の確認を受けた金額で、その金額が生じた事業年度の確定申告書等にその監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額（措令27の4③八③二、措規20③八五）

（注） 契約又は協定は、その契約又は協定において、その試験研究における分担すべき役割としてその法人がその試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、その大学等がその費用の額を確認する旨及びその方法、その試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項等が定められているものに限ることとされています（措令27の4③八、措規20③六）。

- ⑨ 特定中小企業者等のうち試験研究を行うための拠点を有すること等の要件を満たすものに委託する試験研究で、その特定中小企業者等とのその委託に係る委任契約等に基づいて行われるもの……試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用であってその法人がその委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、その特定中小企業者等の確認を受けた金額で、その金額が生じた事業年度の確定申告書等にその監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額（措令27の4③九③二、措規20③九六）

(注1) 特定中小企業者等とは、租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者で同法第2条第1項第11号に規定する青色申告書を提出するもの及び同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者で青色申告書を提出するもの、法人税法別表第2に掲げる法人並びに国の機関、地方公共団体及びその機関、学校教育法に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法に規定する大学共同利用機関並びに独立行政法人及び地方独立行政法人をいい、特別研究機関等、大学等、その法人がその発行済株式又は出資の総数又は総額の25%以上を有している他の法人、その法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の25%以上を有している他の者、その法人との間に支配関係がある他の者及びその法人が外国法人である場合の法人税法第138条第1項第1号に規定する本店等を除くこととされています（措令27の4⑳九、措規20⑳七、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令2一）。

(注2) 委任契約等とは、委任契約その他の当事者の一方が法律行為をすることその他の事務を相手方に委託する契約又は協定で一定の要件に該当する契約又は協定をいいます（措規20⑳九）。

(注3) 委任契約等は、その委任契約等において、その試験研究における分担すべき役割としてその法人がその試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、その特定中小企業

者等がその費用の額を確認する旨及びその方法、その試験研究の成果がその法人に帰属する旨等が定められているものに限ることとされています（措令27の4⑳九、措規20⑳〇）。

(注4) 対象となる試験研究は、委任契約等により委託するもので、その委託に基づき行われる業務が試験研究に該当するものに限ることとされています。また、その試験研究の主要な部分についてその特定中小企業者等が再委託を行うもの並びに下記⑩から⑫までの試験研究に該当するものを除くこととされています（措令27の4⑳九）。

⑩ 新事業開拓事業者等に委託する試験研究のうち次の要件のいずれかを満たすもので、その新事業開拓事業者等とのその委託に係る委任契約等に基づいて行われるもの……試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用であってその法人がその委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、その新事業開拓事業者等の確認を受けた金額で、その金額が生じた事業年度の確定申告書等にその監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額（措令27の4⑳十⑳二、措規20⑳①⑳七）

イ その委託する試験研究の成果を活用してその法人が行おうとする試験研究が工業化研究に該当しないものであること（その委託に係る委任契約等において、その新事業開拓事業者等に委託する試験研究がその法人の工業化研究以外の試験研究に該当するものである旨が定められている場合に限ります。）。

ロ その委託する試験研究が主としてその新事業開拓事業者等の有する知的財産権その他これに準ずるもの及びこれらを活用した機械その他の減価償却資産（以下

「知的財産権等」といいます。)を活用して行うものであること(その委託に係る委任契約等において、その活用する知的財産権等がその新事業開拓事業者等の有するものである旨及びその知的財産権等を活用して行う試験研究の内容が定められている場合に限ります。)

(注1) 委任契約等は、その委任契約等において、その委託する試験研究における分担すべき役割としてその法人がその試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、その新事業開拓事業者等がその費用の額を確認する旨及びその方法、その試験研究の成果がその法人に帰属する旨等が定められているものに限ることとされています(措令27の4②十、措規20③)。

(注2) 対象となる試験研究は、委任契約等により委託するもので、その委託に基づき行われる業務が試験研究に該当するものに限ることとされています。また、試験研究の主要な部分についてその新事業開拓事業者等が再委託を行うものを除くこととされています(措令27の4②九・十)。

⑪ 成果活用促進事業者に委託する試験研究のうち次の要件のいずれかを満たすものうちその成果活用促進事業者の行う成果実用化研究開発に該当するもので、その成果活用促進事業者とのその委託に係る委任契約等に基づいて行われるもの……試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用であってその法人がその委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、その成果活用促進事業者の確認を受けた金額で、その金額が生じた事業年度の確定申告書等にその監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額(措令

27の4②十一③二、措規20③八)

イ その委託する試験研究の成果を活用してその法人が行おうとする試験研究が工業化研究に該当しないものであること(その委託に係る委任契約等において、その成果活用促進事業者に委託する試験研究がその法人の工業化研究以外の試験研究に該当するものである旨が定められている場合に限ります。)

ロ その委託する試験研究が主としてその成果活用促進事業者の有する知的財産権等を活用して行うものであること(その委託に係る委任契約等において、その活用する知的財産権等がその成果活用促進事業者の有するものである旨及びその知的財産権等を活用して行う試験研究の内容が定められている場合に限ります。)

(注1) 委任契約等は、その委任契約等において、その委託する試験研究における分担すべき役割としてその法人がその試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、その成果活用促進事業者がその費用の額を確認する旨及びその方法、その試験研究の成果がその法人に帰属する旨等が定められているものに限ることとされています(措令27の4②十一、措規20④)。

(注2) 対象となる試験研究は、委任契約等により委託するもので、その委託に基づき行われる業務が試験研究に該当するものに限ることとされています。また、試験研究の主要な部分についてその成果活用促進事業者が再委託を行うものを除くこととされています(措令27の4②九・十一)。

⑫ 他の者に委託する試験研究のうち次の要件のいずれかを満たすもので、その他の者とのその委託に係る委任契約等に基づいて行われるもの……試験研究費の額のうちそ

の試験研究に要した費用であってその法人がその委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、その他の者の確認を受けた金額で、その金額が生じた事業年度の確定申告書等にその監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額（措令27の4⑳十二㉓二、措規20㉔九）

イ その委託する試験研究の成果を活用してその法人が行おうとする試験研究が工業化研究に該当しないものであること（その委託に係る委任契約等において、その他の者に委託する試験研究がその法人の工業化研究以外の試験研究に該当するものである旨が定められている場合に限り）。

ロ その委託する試験研究が主としてその他の者の有する知的財産権等を活用して行うものであること（その委託に係る委任契約等において、その活用する知的財産権等がその他の者の有するものである旨及びその知的財産権等を活用して行う試験研究の内容が定められている場合に限り）。

（注1） 他の者からは、特別研究機関等、大学等、成果活用促進事業者、新事業開拓事業者等、その法人がその発行済株式又は出資の総数又は総額の25%以上を有している他の法人、その法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の25%以上を有している他の者及びその法人との間に支配関係がある他の者を除くこととされています（措令27の4㉓十二）。

（注2） 委任契約等は、その委任契約等において、その委託する試験研究における分担すべき役割としてその法人がその試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、その他の

者がその費用の額を確認する旨及びその方法、その試験研究の成果がその法人に帰属する旨等が定められているものに限ることとされています（措令27の4㉓十二、措規20㉔）。

（注3） 対象となる試験研究は、委任契約等により委託するもので、その委託に基づき行われる業務が試験研究に該当するものに限ることとされています（措令27の4㉓九・十二）。

⑬ 特定中小企業者等（中小事業者等に限り）から知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究で、その特定中小企業者等との契約又は協定に基づいて行われるものの……試験研究費の額のうちその試験研究に係る知的財産権の使用料であってその法人がその特定中小企業者等に対して支払ったものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、その特定中小企業者等の確認を受けた金額で、その金額を支出した事業年度の確定申告書等にその監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額（措令27の4㉓十三㉓四、措規20㉔）

（注） 中小事業者等とは、租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者で同法第2条第1項第11号に規定する青色申告書を提出するもの及び同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者で青色申告書を提出するものをいいます（措令27の4㉓九）。

⑭ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第16項に規定する希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器若しくは希少疾病用再生医療等製品又は同法第77条の4に規定する特定用途医薬品、特定用途医療機器若しくは特定用途再生医療等製品に関する試験研究で、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法の規定による助成金の交付を受けてそ

の対象となった期間に行われるもの……試験研究費の額のうち、その試験研究に要した費用の額として国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長が認定した金額で、その金額が生じた事業年度の確定申告書等にその認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額（措令27の4³²十四³³一、措規20³⁷三）

(4) グループ通算制度における一般試験研究費の額に係る税額控除制度等

① 通算法人の税額控除限度額の計算

上記(1)又は(2)の制度の適用を受けようとする通算法人（以下「適用通算法人」といいます。）の適用対象事業年度の税額控除限度額又は中小企業者等税額控除限度額は、税額控除可能額にその適用通算法人の控除分配割合を乗じて計算した金額（以下「税額控除可能分配額」といいます。）とされています（措法42の4⁸三）。

イ 適用対象事業年度

適用対象事業年度とは、適用通算法人の上記(1)の制度の適用を受けようとする事業年度（適用通算法人に係る通算親法人の事業年度（合併による解散以外の解散の日を含む事業年度を除きます。）終了の日に終了する事業年度に限ります。）又は適用通算法人の上記(2)の制度の適用を受けようとする事業年度（適用通算法人に係る通算親法人の事業年度（合併による解散以外の解散の日を含む事業年度を除きます。）終了の日に終了する事業年度に限ります。）をいいます（措法42の4⁸二）。

ロ 税額控除可能額

税額控除可能額は、適用通算法人の適用対象事業年度及び他の通算法人のその適用対象事業年度終了の日に終了する事業年度（以下「他の事業年度」といいます。）の試験研究費の額の合計額に税額控除割合を乗じて計算した金額（以下「試験研究費基準

額」といいます。）と、その適用対象事業年度及び他の通算法人の他の事業年度の所得に対する調整前法人税額の合計額の25%相当額（以下「法人税額基準額」といいます。）とのうち、いずれか少ない金額とされています（措法42の4⁸三）。

税額控除割合とは、上記(1)の制度の適用を受ける場合には次の場合の区分に応じそれぞれ次の割合（上限：10%）とされ（措法42の4⁸三イ）、上記(2)の制度の適用を受ける場合には12%とされています。

(イ) 下記(ロ)の場合以外の場合……次の算式により算出した割合

《算式》

$$10.145 - (9.4 - \text{合算増減試験研究費割合}) \times 0.175 \quad (\text{下限：} 2\%)$$

(ロ) 比較試験研究費合計額が0である場合……8.5%

(注) 合算増減試験研究費割合とは、通算法人の適用対象事業年度及び他の通算法人の他の事業年度の試験研究費の額の合計額から比較試験研究費合計額を減算した金額のその比較試験研究費合計額に対する割合をいい、比較試験研究費合計額とは、通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額をいいます（措法42の4¹⁹十一）。

ハ 控除分配割合

控除分配割合とは、適用通算法人の適用対象事業年度の所得に対する調整前法人税額がその適用対象事業年度及び他の通算法人の他の事業年度の所得に対する調整前法人税額の合計額のうち占める割合とされています（措法42の4⁸三）。

(注) 上記(3)の制度の適用を受ける通算法人の特別研究税額控除限度額についても、同様の計算を行うこととされています。この場合の上記ロの税額控除可能額は、その通算法人のその適用を受ける事業年度（以下「特別適用対象事業年度」といいます。）及び他

の通算法人（その特別適用対象事業年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人に限りません。以下同じです。）の他の特別事業年度（その特別適用対象事業年度終了の日に終了する事業年度をいいます。以下同じです。）に係る上記(3)①の金額、上記(3)②の金額及び上記(3)③の金額の合計額と、その特別適用対象事業年度及び当該他の通算法人の他の特別事業年度の所得に対する調整前法人税額の合計額の10%相当額とのうち、いずれか少ない金額とされています（措法42の4⑱において準用する措法42の4⑳三）。また、上記ハの控除分配割合は、その特別適用対象事業年度の所得に対する調整前法人税額がその特別適用対象事業年度及び当該他の通算法人の他の特別事業年度の所得に対する調整前法人税額の合計額のうちを占める割合とされています（措法42の4⑱において準用する措法42の4⑳三）。

② 上記①の遮断措置等

イ 他の通算法人の当初申告における数値に誤りがあった場合

上記①の計算について、次の金額が他の通算法人の他の事業年度の確定申告書等に添付された書類に記載された次の金額と異なる場合には、その記載された金額をそれぞれ次の金額とみなすこととされています（措法42の4⑳四）。

(イ) 他の通算法人の各事業年度の試験研究費の額

(ロ) 他の通算法人の他の事業年度の所得に対する調整前法人税額

ロ 自己の当初申告における数値に誤りがあった場合

(イ) 税額控除可能額が当初申告税額控除可能額以上である場合

自己の当初申告における数値に誤りがあった場合の自己の適用対象事業年度の税額控除可能分配額は、税額控除可能額

が当初申告税額控除可能額以上であるとき（税額控除可能分配額が当初申告税額控除可能分配額と異なる場合に限りません。）は、当初申告税額控除可能分配額をその適用対象事業年度の税額控除可能分配額とみなすこととされています（措法42の4⑳五）。

(注1) 当初申告税額控除可能額とは、適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類にその適用対象事業年度の税額控除可能額として記載された金額をいいます（措法42の4⑳五）。

(注2) 当初申告税額控除可能分配額とは、適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類にその適用対象事業年度の税額控除可能分配額として記載された金額をいいます（措法42の4⑳五）。

(ロ) 税額控除可能額が当初申告税額控除可能額未満である場合

税額控除可能額が当初申告税額控除可能額に満たない場合には、次の場合の区分に応じそれぞれ次のとおりとされています。

A 当初申告税額控除可能分配額が0を超える場合……当初申告税額控除可能分配額から税額控除超過額を控除した金額を適用対象事業年度の税額控除可能分配額とみなすこととされています（措法42の4⑳六イ）。

(注) 税額控除超過額とは、当初申告税額控除可能額から税額控除可能額を減算した金額をいいます（措法42の4⑳六イ）。

B 税額控除超過額が当初申告税額控除可能分配額を超える場合……適用対象事業年度の法人税額は、他の税額計算規定等により計算した法人税額に、税額控除超過額から当初申告税額控除可能分配額を控除した金額に相当する金

額を加算することとされています（措法42の4⑧六ロ）。

（注）他の税額計算規定等とは、法人税法第66条第1項、第3項及び第6項並びに第69条第19項（同条第23項又は第24項において準用する場合を含みます。）の規定、租税特別措置法第42条の4第8項第7号（同条第18項において準用する場合を含みます。）、第42条の14第1項、第67条の2第1項及び第68条第1項の規定その他法人税に関する法令の規定をいいます（措法42の4⑧六ロ）。

ハ 適用対象事業年度において非特定欠損金額が生じた場合等

通算法人の適用対象事業年度において生じた非特定欠損金額がその適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類にその適用対象事業年度において生じた非特定欠損金額として記載された金額を超える場合（期限後欠損金額の場合を含みます。）において、調整後税額控除可能額が当初申告税額控除可能額に満たないときは、その通算法人の適用対象事業年度の法人税額は、他の税額計算規定等により計算した法人税額に、当初申告税額控除可能額から調整後税額控除可能額を控除した金額相当額を加算することとされています（措法42の4⑧七）。

（注1）非特定欠損金額とは、通算法人の適用対象事業年度において生じた欠損金額のうち法人税法第64条の7第2項に規定する特定欠損金額以外の金額をいいます（措法42の4⑧七）。具体的には、同法第64条の6の規定によりないものとされた適用対象事業年度において生ずる通算前欠損金額以外の通算前欠損金額となります。

（注2）期限後欠損金額の場合とは、適用対象事業年度の期限後申告書に添付された書類に通算前欠損金額として記載さ

れた金額がある場合をいいます（措法42の4⑧七）。

（注3）通算前欠損金額とは、法人税法第64条の5第1項に規定する通算前欠損金額をいいます（措法42の4⑧七）。なお、上記（注2）の通算前欠損金額からは、同法第64条の6の規定によりないものとされたものを除きます。

（注4）調整後税額控除可能額とは、次の金額のうちいずれか少ない金額をいいます（措法42の4⑧七）。

イ 適用対象事業年度における試験研究費基準額

ロ 適用対象事業年度における法人税額基準額から、適用対象事業年度において生じた非特定欠損金額が確定申告書等に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額を超える場合におけるその超える部分の金額（期限後欠損金額の場合には、通算前欠損金額として記載された金額を含みます。）をその適用対象事業年度の所得の金額とみなしてその所得の金額につき法人税法第66条の規定並びに租税特別措置法第67条の2及び第68条の規定を適用するものとした場合に計算される法人税額の25%相当額を控除した金額

（注5）他の税額計算規定等とは、法人税法第66条第1項、第3項及び第6項並びに第69条第19項（同条第23項又は第24項において準用する場合を含みます。）の規定、租税特別措置法第42条の4第8項第6号ロ（同条第18項において準用する場合を含みます。）、第42条の14第1項、第67条の2第1項及び第68条第1項の規定その他法人税に関する法令の規定をいいます（措法42の4⑧七）。

（注）上記(3)の制度の適用を受ける通算法人についても同様とされています。この場合の

上記ハ（注4）については、法人税額基準額は通算グループ全体の調整前法人税額の10%相当額と、法人税額に乗ずる割合は10%と、それぞれされています（措法42の4⑮において準用する措法42の4⑧）。

③ 税額控除割合の特例

適用通算法人の令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度については、税額控除可能額のうち試験研究費基準額は、各通算法人の試験研究費の額の合計額に次の場合の区分に応じそれぞれ次の割合（上限：イ又はロの場合には14%、ハからホまでの場合には17%）を乗じて計算した金額とされています（措法42の4⑮八）。

（注） 上記の適用通算法人が通算子法人である場合には、上記の各事業年度は、その適用通算法人に係る通算親法人の令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度終了の日に終了する事業年度とされています。

イ 下記ロの事業年度以外の事業年度において上記(1)の制度の適用を受ける場合（措法42の4⑮八イ(1)）……次の場合の区分に応じそれぞれ次の割合

(イ) 合算増減試験研究費割合が9.4%を超える場合（ハ）の場合を除きます。）……次の算式により算出した割合

《算式》

$$10.145\% + (\text{その合算増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$$

(ロ) 合算増減試験研究費割合が9.4%以下である場合（ハ）の場合を除きます。）……次の算式により算出した割合

《算式》

$$10.145\% - (9.4\% - \text{その合算増減試験研究費割合}) \times 0.175 \text{ (下限: } 2\%)$$

(ハ) 各通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が0である場合……8.5%

ロ 合算試験研究費割合が10%を超える事業年度において上記(1)の制度の適用を受ける

場合（措法42の4⑮八イ(2)）……上記イの割合と上記イの割合に控除割増率を乗じて計算した割合とを合計した割合

控除割増率とは、次の算式により算出した割合をいい、その算出した割合が10%を超えるときは、10%とされています。

《算式》

$$(\text{その合算試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$$

ハ 合算増減試験研究費割合が9.4%を超える事業年度（各通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が0である事業年度及び合算試験研究費割合が10%を超える事業年度を除きます。）において上記(2)の制度の適用を受ける場合（措法42の4⑮八ロ(1)）……12%に次の算式により算出した割合を加算した割合

《算式》

$$(\text{その合算増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$$

ニ 合算試験研究費割合が10%を超える事業年度（各通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が0を超える事業年度で合算増減試験研究費割合が9.4%を超える事業年度を除きます。）において上記(2)の制度の適用を受ける場合（措法42の4⑮八ロ(2)）……12%に次の算式により算出した割合を加算した割合

《算式》

$$12\% \times \text{控除割増率}$$

ホ 合算増減試験研究費割合が9.4%を超え、かつ、合算試験研究費割合が10%を超える事業年度（各通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が0である事業年度を除きます。）において上記(2)の制度の適用を受ける場合（措法42の4⑮八ロ(3)）……12%に次の算式により算出した割合を加算した割合

《算式》

$$(\text{その合算増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35 \times (1 + \text{控除割増率}) + 12\% \times \text{控除割増率}$$

（注） 合算試験研究費割合とは、適用通算法

人の適用対象事業年度及び他の通算法人の他の事業年度の試験研究費の額の合計額のその適用通算法人及び他の通算法人の平均売上金額の合計額に対する割合をいいます（措法42の4⑯十二）。

④ 税額控除額の上限等の特例

適用通算法人の次の事業年度については、税額控除可能額のうち法人税額基準額及び上記②ハ（注4）ロの法人税額の25%相当額は、適用通算法人の適用対象事業年度及び他の通算法人の他の事業年度の調整前法人税額の合計額にそれぞれ次の割合を乗じて計算した金額を加算することとされています（措法42の4⑧九）。

イ 上記(1)の制度の適用を受ける事業年度で上記(1)③イ(イ)から(ハ)までの要件を満たす事業年度（適用通算法人が通算子法人である場合には、その適用通算法人に係る通算親法人の上記(1)③イ(イ)から(ハ)までの要件を満たす事業年度終了の日に終了する事業年度）……15%

ロ 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち合算試験研究費割合が10%を超える事業年度（下記ニの事業年度を除きます。）（措法42の4⑧九イ(2)ロ(2)）……特例割合

（注） 上記の適用通算法人が通算子法人である場合には、上記の各事業年度は、その適用通算法人に係る通算親法人の令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度終了の日に終了する事業年度とされています。下記ハ及びロにおいても同様です。

特例割合とは、次の算式により算出した割合（上限：10%）をいいます。

《算式》

（その合算試験研究費割合－10%）×2

ハ 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち基準年度比合算売上金額減少割合が2%以上で

あり、かつ、適用通算法人の適用対象事業年度及び他の通算法人の他の事業年度の試験研究費の額の合計額が適用通算法人及び他の通算法人の基準年度試験研究費の額の合計額を超える事業年度（上記イの事業年度を除きます。）（措法42の4⑧九イ(3)ロ(3)）……5%

（注） 基準年度比合算売上金額減少割合とは、適用通算法人の適用対象事業年度及び他の通算法人の他の事業年度の売上金額の合計額がその適用通算法人及び他の通算法人の基準売上金額の合計額に満たない場合におけるその満たない部分の金額のその合計額に対する割合をいい、その合計額が0である場合には0とすることとされています（措法42の4⑯十三）。

ニ 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち合算増減試験研究費割合が9.4%を超える事業年度（各通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が0である事業年度を除きます。）で上記(2)の制度の適用を受ける事業年度（措法42の4⑧九ロ(1)）……10%

⑤ 進行年度における税額控除額の上限の上乗せ

通算法人（通算法人であった法人を含みます。以下「通算法人等」といいます。）が対象事業年度において、過去適用等事業年度における欠損金増加合計額がある場合には、その通算法人等のその対象事業年度における次の区分に応じ次によることとされています（措法42の4⑩、措令27の4④）。

イ 上記①の通算法人……その対象事業年度の税額控除可能額の計算については、法人税額基準額に、欠損金増加合計額をその通算法人等のその対象事業年度の所得の金額とみなしてその所得の金額につき計算した法人税額の25%相当額（上記④イからニまでの事業年度については、その法人税額にそれぞれ上記④イからニまでの割合を乗じ

て計算した割合を加算した金額）を加算することとされています。

ロ 上記イの法人以外の法人……その対象事業年度の税額控除額の上限の計算については、その対象事業年度の所得に対する調整前法人税額に、欠損金増加合計額のうちその通算法人等に係る各欠損金増加額をその通算法人等のその対象事業年度の所得の金額とみなしてその所得の金額につき計算される法人税額相当額を加算することとされています。

(注1) 対象事業年度とは、通算法人等が上記(1)又は(2)の制度の適用を受ける事業年度をいいます(措法42の4⑩)。上記①の計算を行わない事業年度も含まれています。

(注2) 過去適用等事業年度とは、通算法人等の対象事業年度終了の日前に終了したその通算法人等又は他の通算法人の各事業年度で当該各事業年度又は当該各事業年度終了の日においてその通算法人等若しくは他の通算法人との間に通算完全支配関係がある通算法人の同日に終了する事業年度が上記(1)又は(2)の制度の適用を受けた事業年度(通算子法人にあっては、その事業年度終了の日においてその通算法人等又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限ります。)である場合の当該各事業年度をいいます(措法42の4⑩)。

(注3) 欠損金増加合計額とは、各欠損金増加額の合計額をいいます(措法42の4⑩)。

(注4) 各欠損金増加額とは、過去適用等事業年度において生じた非特定欠損金額がその過去適用等事業年度の確定申告書等に添付された書類にその過去適用等事業年度において生じた非特定欠損金額として記載された金額(以下「当初非特定欠損金額」といいます。)を超える場合(国税通則法第25条の規定による決定を受けた場合を除くものとし、その過去適用等事業年度の期限後確

定申告書に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額がある場合を含みます。)における非特定欠損金額が当初非特定欠損金額を超えることとなったその通算法人等及び他の通算法人のそれぞれその超える部分の金額(その通算前欠損金額として記載された金額がある場合には、その記載された金額を含みます。)をいいます(措法42の4⑩)。

(注5) 上記(3)の制度の適用を受ける通算法人についても同様とされています(措法42の4⑩において準用する措法42の4⑩)。

⑥ 上記⑤の遮断措置

上記⑤の場合において、通算法人等の対象事業年度における過去適用等事業年度に係る各欠損金増加額が既確定各欠損金増加額と異なるときは、既確定各欠損金増加額をその過去適用等事業年度に係る各欠損金増加額とみなすこととされています(措法42の4⑫)。

(注1) 既確定各欠損金増加額とは、その対象事業年度終了の日以前に提出されたその過去適用等事業年度の確定申告書等若しくは修正申告書に添付された書類又は同日以前にされた国税通則法第24条若しくは第26条の規定による更正に係る同法第28条第2項に規定する更正通知書に添付された書類のうち、最も新しいものにその過去事業年度等に係る各欠損金増加額として記載された金額をいいます(措法42の4⑫)。

(注2) 上記(3)の制度の適用を受ける通算法人についても同様とされています(措法42の4⑩において準用する措法42の4⑫)。

2 改正の趣旨及び概要

新たなサービス開発を促すため、対象となる試験研究費の額のうちサービス開発のための試験研究に係る試験研究費の額について、既存のビッグデータを活用する場合も対象とする見直しが行われました。

一般試験研究費の額に係る税額控除制度については、税額控除割合の見直しや、税額控除額の上限を変動させる新たな仕組みの導入により、研究開発費の増減に応じてメリットを増減させる仕組みを強化し、研究開発費の増加インセンティブを更に高める見直しが行われました。

特別試験研究費の額に係る税額控除制度については、更なるオープンイノベーションの促進に向けて、幅広いスタートアップ企業との共同研究、委託研究を促すため、研究開発型スタートアップ企業の対象が大幅に拡充されました。

また、博士号取得者や外部の研究人材を雇用した場合に、その人件費を、一定の期間、特別試験研究費の額に係る税額控除制度の対象とする新たな類型が創設されました。これは、最先端の知識を有する博士号取得者や、経験を積んだ外部の研究人材の新規雇用に対するインセンティブとして設けられた類型であり、企業内研究者に占める博士号取得者の割合が他国と比べて必ずしも高くはなく、研究者の企業間移動が活発ではないという問題意識を背景として、これらの者を雇用することによって、企業が有する既存の知識や経験と新たな最先端の知識を融合させ、国際競争に資するハイレベルでオープンなイノベーションにつなげることを目的とするものです。

3 改正の内容

(1) 試験研究費の額の範囲の見直し

① 新たな役務の開発に係る試験研究費の範囲の見直し

本制度の対象となる試験研究費の額の基因となる試験研究のうち、対価を得て提供する新たな役務の開発に係る一定の試験研究（上記1(1)(注2)）について、次のとおり見直されました。

イ 「大量の情報を収集する機能を有し、その機能の全部若しくは主要な部分が自動化されている機器若しくは技術を用いる方法によって行われた情報の収集又はその方法によって収集された情報の取得」（上記1

(1)(注2)①)が必須要件でないこととされました（措令27の4⑥）。

ロ 「情報について、一定の法則を発見するために、情報解析専門家により情報の解析を行う専用のソフトウェアを用いて行われる分析」（上記1(1)(注2)②)における「情報」について、上記イの情報のほか、その法人が有する情報で、その法則の発見が十分見込まれる量のものが追加されました（措令27の4⑥一ロ）。

(注1) この場合には、その情報の収集又は取得は、試験研究に該当しないこととなります。

(注2) 「有する情報」について、法人が自ら収集した結果有するものか他の者から取得した結果有するものかを問いません。

② その他

性能向上を目的としないことが明らかな開発業務の一部として考案されるデザインに基づき行う設計及び試作に要する費用を本制度の対象となる試験研究費から除外する旨の通達の改正が行われました（租税特別措置法関係通達（法人税編）42の4(1)-2）。

(2) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度（上記1(1)）の見直し

① 税額控除割合の見直し

税額控除割合（上記1(1)①）及び税額控除限度額の特例（上記1(1)②）について、税額控除割合の逡増率の転換点が増減試験研究費割合9.4%から増減試験研究費割合12%に引き上げられ、転換点を超える場合の逡増率が0.35から0.375に、転換点に満たない場合の逡増率が0.175から0.25に、それぞれ引き上げられるとともに、税額控除割合の下限が2%から1%に引き下げられた上、税額控除限度額の特例の適用期限が令和8年3月31日まで3年延長されました。具体的には、次の改正が行われました。

イ 税額控除割合

税額控除割合の算式が、 $11.5\% - (12\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25$ （改正前： $10.145\% - (9.4\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$ ）に見直されました（措法42の4①一）。また、税額控除割合の下限が、 1% （改正前： 2% ）とされました（措法42の4①一）。

（注1） 上記により算出された割合に小数点以下3位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、その算出された割合が 10% を超えるときは 10% とすることとされています（措法42の4①）。

（注2） その事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0である場合の税額控除割合は、改正前と同様に 8.5% とされています（措法42の4①二）。

（注3） 増減試験研究費割合とは、増減試験研究費の額の比較試験研究費の額に対する割合をいいます（措法42の4①三）。

（注4） 増減試験研究費の額とは、その事業年度の試験研究費の額から比較試験研究費の額を減算した金額をいいます（措法42の4①三）。

ロ 税額控除限度額の特例

税額控除限度額の特例による税額控除割合が、試験研究費割合が 10% を超える事業年度以外の事業年度（上記1(1)②イ）について、次の場合の区分に応じそれぞれ次のとおりとされた上、特例の適用期限が令和8年3月31日まで3年延長されました（措法42の4②）。なお、(イ)又は(ロ)の算式により算出した割合に小数点以下3位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、その算出した割合が 14% を超えるときは 14% とすることとされています（措法42の4②一）。

(イ) 増減試験研究費割合が 12% を超える場合（(ハ)の場合を除きます。）……次の算

式により算出した割合

《算式》

$$11.5\% + (\text{その増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$$

(ロ) 増減試験研究費割合が 12% 以下である場合（(イ)の場合を除きます。）……次の算式により算出した割合

《算式》

$$11.5\% - (12\% - \text{その増減試験研究費割合}) \times 0.25$$

なお、上記の算式により算出した割合が 1% 未満であるときは 1% とすることとされています。

(ハ) その事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0である場合…… 8.5%

なお、試験研究費割合が 10% を超える事業年度（上記1(1)②ロ）については、控除増率を乗ずる基礎となる割合が上記のとおり見直されたほかは、改正前と同様とされています（措法42の4②二）。

② 増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例の創設及び試験研究費割合が 10% を超える場合における税額控除額の上限の特例の適用期限の延長

増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例として、令和5年4月1日から令和8年3月31日までに開始する各事業年度について、増減試験研究費割合が 4% を超える場合に税額控除額の上限をその超える部分 1% 当たり当期の調整前法人税額の 0.625% （上限： 5% ）を加算するとともに、増減試験研究費割合がマイナス 4% を下回る場合に税額控除額の上限をその下回る部分 1% 当たり当期の調整前法人税額の 0.625% （上限： 5% ）を減算する特例が創設されました。また、試験研究費割合が 10% を超える場合における税額控除額の上限の特例の適用期限が3年延長されました。なお、試験研究費割合が 10% を超える場合には、2つの特例により計

算される税額控除額の上限のうちいずれか高い金額を適用することとされました。

具体的には、令和5年4月1日から令和8年3月31日までに開始する各事業年度のうち、次の事業年度については、税額控除額の上限は、当期の調整前法人税額に、25%にそれぞれ次の割合を加算した割合を乗じて計算した金額とされています（措法42の4③二）。なお、イ及びハの事業年度のいずれにも該当する事業年度にあっては、加算する割合は、イの割合とハの割合とのうちいずれか高い割合とすることとされています。

イ 増減試験研究費割合が4%を超える事業年度（設立事業年度及び比較試験研究費の額が0である事業年度を除きます。）……次の算式により算出した割合

《算式》

$(\text{その増減試験研究費割合} - 4\%) \times 0.625$

なお、その算出した割合に小数点以下3位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、その算出した割合が5%を超えるときは5%とすることとされています。

ロ 増減試験研究費割合がマイナス4%を下回る事業年度（設立事業年度、比較試験研究費の額が0である事業年度及び試験研究費割合が10%を超える事業年度を除きます。）……次の算式により算出した割合

《算式》

$(\text{その増減試験研究費割合} + 4\%) \times 0.625$

なお、その算出した割合に小数点以下3位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、その算出した割合がマイナス5%を下回るときはマイナス5%とすることとされています。

(注1) 上記の算式によりマイナスの値が算出されます。25%にマイナスの割合を加算するので、加算した結果は25%より小さい割合(20%が下限)となります。

(注2) 条文上は、マイナスの数値に関する表現の法技術的な制約により、「増減試

験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の四を超える事業年度」などといった規定とされています。

ハ 試験研究費割合が10%を超える事業年度……次の算式により算出した割合

《算式》

$(\text{その試験研究費割合} - 10\%) \times 2$

なお、その算出した割合に小数点以下3位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、その算出した割合が10%を超えるときは10%とすることとされています。すなわち、改正前と同様です。

③ 基準年度比売上金額減少割合が2%以上の場合の税額控除額の上限の特例の廃止

基準年度比売上金額減少割合が2%以上の場合の税額控除額の上限の特例（上記1(1)③ハ）は、適用期限（令和5年3月31日）の到来をもって、廃止されました（旧措法42の4③三）。

(3) 中小企業技術基盤強化税制（上記1(2)の見直し

① 税額控除割合の見直し

中小企業者等税額控除限度額の特例（上記1(2)①）のうち増減試験研究費割合が9.4%を超える場合の特例について、適用要件となる増減試験研究費割合が9.4%超から12%超に引き上げられ、その通増率が0.35から0.375に引き上げられた上、その適用期限が令和8年3月31日まで3年延長されました。

これにより、改正後の中小企業者等税額控除限度額の特例による中小企業者等税額控除限度額は、当期の試験研究費の額に、12%に次の事業年度の区分に応じそれぞれ次の算式により算出した割合を加算した割合を乗じて計算した金額となります。なお、その加算した割合に小数点以下3位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、その加算した割合が17%を超えるときは17%とすること

とされています（措法42の4⑤）。

イ 増減試験研究費割合が12%を超える事業年度（設立事業年度、比較試験研究費の額が0である事業年度及び試験研究費割合が10%を超える事業年度を除きます。）

《算式》

$(\text{その増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$

ロ 試験研究費割合が10%を超える事業年度（設立事業年度及び比較試験研究費の額が0である事業年度のいずれにも該当しない事業年度で増減試験研究費割合が12%を超える事業年度を除きます。）

《算式》

$12\% \times \text{控除割増率}$

控除割増率とは、次の算式により算出した割合（上限：10%）をいいます。

《算式》

$(\text{その試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$

ハ 増減試験研究費割合が12%を超え、かつ、試験研究費割合が10%を超える事業年度（設立事業年度及び比較試験研究費の額が0である事業年度を除きます。）

《算式》

$(\text{その増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375 \times (1 + \text{控除割増率}) + 12\% \times \text{控除割増率}$

② 増減試験研究費割合が9.4%を超える場合の税額控除額の上限の特例の見直し及び延長
増減試験研究費割合が9.4%を超える場合の税額控除額の上限の特例（上記1(2)②イ）について、増減試験研究費割合が12%を超える場合の税額控除額の上限の特例とされた上、その適用期限が令和8年3月31日まで3年延長されました（措法42の4⑥）。

③ 試験研究費割合が10%を超える場合の税額控除額の上限の特例の延長

試験研究費割合が10%を超える場合の税額控除額の上限の特例（上記1(2)②ロ）の適用期限が、令和8年3月31日まで3年延長されました（措法42の4⑥）。

④ 基準年度比売上金額減少割合が2%以上の

場合の税額控除額の上限の特例の廃止

基準年度比売上金額減少割合が2%以上の場合の税額控除額の上限の特例（上記1(2)②ハ）は、適用期限（令和5年3月31日）の到来をもって、廃止されました（旧措法42の4⑥三）。

（4）特別試験研究費の額に係る税額控除制度（上記1(3)の見直し

① 特別試験研究費の区分の変更

特別試験研究費の額の対象となる試験研究のうち、他の者との間で行われる共同研究及び委託研究について、次のとおり、特定新事業開拓事業者と共同して行う試験研究及び特定新事業開拓事業者に委託する試験研究が特掲され、税額控除割合を25%とすることとされました（措令27の4③②三・十）。また、新事業開拓事業者等と共同して行う試験研究（上記1(3)（注）③）及び新事業開拓事業者等に委託する試験研究（上記1(3)（注）⑩）が、特掲の対象から除外されました（旧措令27の4③三・十）。

イ 特定新事業開拓事業者と共同して行う試験研究

特定新事業開拓事業者と共同して行う一定の試験研究で、その特定新事業開拓事業者との契約又は協定に基づいて行われるものが、特別試験研究費の額の対象となる試験研究とされています（措令27の4②三）。

（イ）特定新事業開拓事業者

特定新事業開拓事業者とは、産業競争力強化法第2条第6項に規定する新事業開拓事業者のうち研究開発型新事業開拓事業者をいい、特別研究機関等、大学等及び関係法人等を除くこととされています（措令27の4②三、措規20⑦）。

研究開発型新事業開拓事業者とは、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第2条第3号に掲げるものをいい、具体的には、既に事業を開始している者であ

って、次のAからEまでのいずれにも該当する会社をいいます（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則2三）。

A 次のいずれにも該当する会社

- (A) 株式会社
- (B) 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第67条の11第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社
- (C) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社以外の会社
- (D) 次のいずれかに掲げる会社以外の会社

- a 暴力団員等が役員にいる会社
- b 暴力団員等がその事業活動を支配する会社

(注) 暴力団員等とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいい、暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。

B 産業競争力強化法第2条第25項に規定する特定事業活動に資する事業を行い、又は行おうとする会社

C その発行済株式（その有する自己の株式を除きます。）の総数の2分の1を超える株式（その株式が組合を通じて会社及びその会社と特殊の関係のある会社の所有に属している場合を除きます。）が同一の会社及びその会社と特殊の関係のある会社の所有に属している会社以外の会社

(注) 特殊の関係のある会社とは、次の会社をいいます。

(A) その会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除きます。以下同じです。）の総数又は総額の2分の1以上に相当する場合における当該他の会社

(B) その会社及び(A)に掲げる会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上に相当する場合における当該他の会社

(C) その会社及び(A)(B)に掲げる会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上に相当する場合における当該他の会社

D その発行する株式が投資事業有限責任組合の組合財産である会社又は科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第34条の6第1項の規定により出資を受ける同項第1号に掲げる者

(注) 投資事業有限責任組合とは、投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合をいい、新たな事業を創出し、及び当該事業の成長発展を図る事業者に対する資金供給を行うもの（事業の再生又は事業の承継を実施する事業者に対する資金供給を行うものを除きます。）に限ることとされています。

E 次のいずれかに該当する会社

(A) その設立の日以後の期間が10年未満の会社であって、直前の事業年度の確定した決算において、研究開発

費の額の売上高の額に対する割合が10%以上であるもの

- (B) その設立の日以後の期間が10年以上15年未満の会社であって、直前の事業年度の確定した決算において、研究開発費の額の売上高の額に対する割合が10%以上であり、かつ、営業損失を生じているもの

なお、法人のこの制度の適用を受ける事業年度の確定申告書等にその新事業開拓事業者に係る国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令（以下「共同化調査省令」といいます。）

第4条第4項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類の写しとしてその新事業開拓事業者から交付を受けたものの添付がある場合に限り、特定新事業開拓事業者に該当することとされています（措規20⑦）。したがって、確定申告書等への書類の添付がない場合には特定新事業開拓事業者に該当しないこととなることから、特別試験研究費のうち特定新事業開拓事業者との共同研究の区分は、事実上、適用法人の選択によることとなります。

- (注1) 研究開発型新事業開拓事業者は、特定事業活動を行う者と共同して又はその委託を受けて行う研究開発の実施の状況について、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等（令和2年4月経済産業省告示第85号。以下「共同化調査基準等告示」といいます。）で定める基準に適合することについて、経済産業大臣の証明を受けることができることとされています（共同化調査省令4④）。共同化調査基準等告示で定める基準は、次のとおりとされています（令2.4経産

告85第5③）。

A その研究開発が、特定事業活動を行う者が研究開発型新事業開拓事業者の経営資源を活用するものであること。

B その研究開発の成果が、その者が行う特定事業活動に資するものであること。

- (注2) 上記の経済産業大臣の証明を受けようとする研究開発型新事業開拓事業者は、研究開発を実施した日を含む本制度の適用を受けようとする者の事業年度の末日の60日前から30日後までの間に、経済産業大臣に申請書を提出する必要があります（令2.4経産告85第6⑭）。特定新事業開拓事業者との共同研究又は特定新事業開拓事業者に委託する試験研究について本制度の適用を受けようとする法人は、研究開発型新事業開拓事業者から証明書の写しの交付を受け、これをその確定申告書等に添付することとなります。

- (注3) 特定事業活動とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動をいいます（産競法2⑳）。

- (注4) 確定申告書等とは、法人税法第2条第30号に規定する中間申告書で同法第72条第1項各号に掲げる事項を記載したもの及び同法第144条の4第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を記載したものと並びに同法第2条第31号に規定する確定申告書をいいます（措法2②二十八）。

- (注5) 関係法令については、下記の（参考1）から（参考4）までをご参照ください。

(ロ) 関係法人等

関係法人等とは、この制度の適用を受ける法人（適用法人）にとって、次の法人をいいます（措令27の4⑭三）。

A 適用法人がその発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除きます。以下同じです。）の総数又は総額の25%以上を有している他の法人
なお、上記の他の法人が通算親法人である場合には、他の通算法人を含みます。

B 適用法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の25%以上を有している他の者

なお、上記の他の者が通算法人である場合には、他の通算法人を含みます。

C 適用法人との間に支配関係がある他の者

(注) 支配関係とは、法人税法第2条第12号の7の5に規定する支配関係をいいます。

(イ) 契約又は協定に定める事項

契約又は協定は、次の事項を定めているものに限ることとされています（措令27の4⑭三、措規20⑧）。

A その試験研究におけるその法人（適用法人）及びその特定新事業開拓事業者の役割分担及びその内容

B その法人（適用法人）及びその特定新事業開拓事業者がその試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細

C その特定新事業開拓事業者が上記Bの費用の額のうちその法人（適用法人）が負担した額を確認する旨及びその方法

D その試験研究の成果がその法人（適用法人）及びその特定新事業開拓事業者に帰属する旨及びその内容

E その試験研究の目的及び内容

F その試験研究の実施期間

G その試験研究に係る特定新事業開拓事業者の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地

H その試験研究の実施場所

I その試験研究の用に供される設備の明細

J その試験研究に直接従事する研究者の氏名

K その試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

(ニ) 対象となる特別試験研究費の額

この特定新事業開拓事業者との共同研究に係る特別試験研究費の額は、この制度の適用を受ける法人の各事業年度の試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用であってその法人がその契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、その特定新事業開拓事業者の確認を受けた金額で、その金額が生じた事業年度の確定申告書等にその監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とされています（措法42の4⑩十、措令27の4⑭二、措規20⑥二）。

(注) 監査とは、専門的な知識及び経験を有する者が行う検査及び適正であることの証明をいいます（措規20⑥一）。

ロ 特定新事業開拓事業者に委託する試験研究

特定新事業開拓事業者に委託する試験研究のうち(ロ)の要件を満たすもので、その特定新事業開拓事業者とのその委託に係る委任契約等に基づいて行われるものが、特別試験研究費の額の対象となる試験研究とされています（措令27の4⑭十）。なお、その試験研究の主要な部分についてその特定新事業開拓事業者が再委託を行うものを除くこととされています（措令27の4⑭十）。

(イ) 特定新事業開拓事業者

上記イ(イ)と同様です。

(ロ) 対象となる試験研究

このロの対象となる試験研究は、次のA又はBの要件を満たすものに限ることとされています（措令27の4⑭十）。次のA及びBの要件は、他の者に対する委託研究と同様です。

A その委託する試験研究の成果を活用して委託をする法人（適用法人）が行おうとする試験研究が工業化研究に該当しないものであること。

なお、その委託に係る委任契約等において、委託先の特定新事業開拓事業者に委託する試験研究が委託をする法人（適用法人）の工業化研究以外の試験研究に該当するものである旨が定められている場合に限ることとされています（措令27の4⑭十イ）。したがって、委任契約等にその旨の定めがない場合には、工業化研究以外の試験研究に該当することとされる場合であってもこのAに該当しないこととなります。

B その委託する試験研究が主として委託先の特定新事業開拓事業者の有する知的財産権等を活用して行うものであること。

知的財産権等とは、知的財産権その他これに準ずるもの及びこれらを活用した機械その他の減価償却資産をいいます（措令27の4⑭十ロ）。

知的財産権とは、知的財産基本法第2条第2項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいいます（措法42の4⑰十）。

知的財産権に準ずるものとは、知的財産権以外の資産のうち、特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの（以下「技術的知識等財産」といいます。）を利用する権利で受託者が対価を支払って第三者から設定又は許諾を受けたもの及び受託者が対価を得て

技術的知識等財産の第三者による利用につき設定し、又は許諾してその第三者にその利用をさせている設定又は許諾をした技術的知識等財産をいいます（措規20⑳）。

（注） 第三者とは、委託をする法人（適用法人）以外の者をいいます（措規20㉑）。

なお、その委託に係る委任契約等において、その活用する知的財産権等が委託先の特定新事業開拓事業者の有するものである旨及びその知的財産権等を活用して行う試験研究の内容が定められている場合に限られています（措令27の4⑭十ロ）。したがって、委任契約等にその旨等の定めがない場合には、実際に知的財産権等を活用したとしても、このBに該当しないこととなります。

(ハ) 委任契約等

委任契約等とは、当事者の一方が法律行為をすることその他の事務を相手方に委託する契約又は協定に該当するものをいいます。ただし、この契約又は協定からは、次の類型のものが除外されています（措規20⑰）。他の者に対する委託研究における委任契約等と同様です。

A 次の(A)から(C)までの全てに該当する契約等

(A) その委託する事務（以下「委託事務」といいます。）を履行することに対する報酬を支払うこととされていないこと。

なお、その報酬の支払に係る債務（その事務を処理するのに必要と認められる費用の弁償に係る債務を含みます。）がその契約若しくは協定に基づく他の報酬又はその契約若しくは協定に基づき引き渡す物品の対価の支払に係る債務と区分されてい

ないことを含むこととされています。

(B) 委託事務の履行により得られる成果に対する報酬、仕事の結果に対する報酬又は物品の引渡しの対価を支払うこととされていること。

(C) 委託事務に着手する時においてその委託事務の履行により得られる成果の内容が具体的に特定できていること。

なお、委託事務の履行により得られる成果を得ること、仕事を完成すること又は物品を引き渡すことを主たる目的としている場合を含むこととされています。

B 次のいずれかに該当する契約等

(A) その委託の終了後における委託事務の経過及び結果の報告を要しないこととされていること。

(B) 委託事務を履行することに対する報酬の支払及びその委託事務を処理するのに必要と認められる費用の弁償を要しないこととされていること。

(二) 委任契約等において定める事項

委任契約等は、次の事項を定めているものに限ることとされています（措令27の4⑭十、措規20⑱）。

A その委託する試験研究における分担すべき役割としてその法人（適用法人）がその試験研究に要する費用を負担する旨及びその明細

B その特定新事業開拓事業者が上記Aの費用の額を確認する旨及びその方法

C その試験研究の成果がその法人（適用法人）に帰属する旨

D その試験研究の目的及び内容

E その試験研究の実施期間

F その試験研究に係る特定新事業開拓事業者の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地

G その試験研究の主要な部分について

再委託を行わない旨

H その試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

(ホ) 対象となる特別試験研究費の額

この特定新事業開拓事業者に対する委託研究に係る特別試験研究費の額は、この制度の適用を受ける法人の各事業年度の試験研究費の額のうちその試験研究に要した費用であってその法人がその委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、その特定新事業開拓事業者の確認を受けた金額で、その金額が生じた事業年度の確定申告書等にその監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とされています（措法42の4⑰十、措令27の4⑳二、措規20㉑七）。

ハ その他

上記の改正に伴い、成果活用促進事業者と共同して行う試験研究及び成果活用促進事業者に委託する試験研究における成果活用促進事業者から特定新事業開拓事業者が除外されるとともに、他の者と共同して行う試験研究及び他の者に委託する試験研究における他の者から特定新事業開拓事業者が除外されました（措令27の4⑳四・五・十二）。

② 高度専門知識等を有する者に対して人件費を支出して行う試験研究の追加

特別試験研究費の額の対象となる試験研究に、高度専門知識等を有する者に対して人件費を支出して行う試験研究が追加され、税額控除割合を20%とすることとされました（措法42の4⑰十、措令27の4⑳十五）。

イ 対象となる試験研究

対象となる試験研究は、次の(イ)から(イ)までの要件の全てを満たす試験研究とされています（措令27の4⑳十五）。

(イ) 新規高度研究業務従事者（下記口参照）に対して人件費を支出して行う試験

研究であること（措令27の4⑭十五イ）。

- (ロ) その法人の当該事業年度の新規高度人件費割合を当該事業年度の前事業年度の新規高度人件費割合で除して計算した割合が1.03以上である場合に当該事業年度において行う試験研究（工業化研究に該当するものを除きます。）であること（措令27の4⑭十五ロ）。

なお、その法人の当該事業年度の前事業年度の新規高度人件費割合が0である場合には、この要件に該当することとされています。

ただし、当該事業年度又は当該前事業年度のBの金額が0である場合には、上記にかかわらず、この要件に該当しないこととされています。

新規高度人件費割合とは、Aの金額がBの金額のうちに占める割合をいいます。

A 試験研究費の額（工業化研究に該当する試験研究に係る試験研究費の額を除きます。）のうち新規高度研究業務従事者に対する人件費の額

B 試験研究費の額のうちその法人の役員又は使用人である者に対する人件費の額

- (ハ) 次の要件のいずれかに該当する試験研究であること（措令27の4⑭十五ハ）。

A その内容に関する提案が広く一般に又は広くその法人の使用人に募集されたこと。

(注) 下記Cと異なり「役員に募集すること」は要件とされていませんが、役員に募集した場合であっても、そのことをもってAの要件に該当しないことにはなりません。ただし、対象としようとする試験研究の内容が役員のみから提案されたものである場合には、Aに該当しないこととなります。

B その内容がその試験研究に従事する

新規高度研究業務従事者から提案されたものであること。

- C その試験研究に従事する者が広く一般に又は広くその法人の使用人に若しくは広くその法人の役員及び使用人に募集され、その試験研究に従事する新規高度研究業務従事者とその募集に応じた者であること。

(注) 役員のみが募集に応じた場合であっても、Cに該当することとなります。

- ロ 新規高度研究業務従事者

新規高度研究業務従事者とは、その法人の役員又は使用人である次に掲げる者をいいます（措令27の4⑭十五イ）。

(イ) 博士の学位を授与された者で、その授与された日から5年を経過していないもの

(ロ) 他の者の役員又は使用人として10年以上専ら研究業務に従事していた者で、その法人の役員又は使用人となった日から5年を経過していないもの

(注1) 役員とは、法人税法第2条第15号に規定する役員をいいます。

(注2) 博士の学位を授与された者には、外国においてこれに相当する学位を授与された者を含みます。

(注3) 他の者からは関係法人等を除くこととされ、上記(ロ)の「その法人」には関係法人等を含むこととされています。関係法人等は、上記①イ(ロ)と同様です。すなわち、その法人及び関係法人等から構成されるグループ内の法人の役員又は使用人となった日から最大5年間、新規高度研究業務従事者に該当することとなります。なお、最大で過去5年の状況を判定する必要があることから、連結納税制度を適用していた場合に対応した経過措置として、上記①イ(ロ)Aの他の法人には当該他の法人が連結親法人である場合における当該他の法人による連結完全支配関係にある各連結

子法人を含むものとし、上記①イ(ロ)Bの他の者には当該他の者が連結親法人である場合における当該他の者による連結完全支配関係にある各連結子法人並びに当該他の者が連結子法人である場合における当該他の者に係る連結親法人及びその連結親法人による連結完全支配関係にある他の連結子法人を含むものとされています（令和2年6月改正法令等附則43②）。

ハ 対象となる特別試験研究費の額

この高度専門知識等を有する者に対して人件費を支出して行う試験研究に係る特別試験研究費の額は、その法人の各事業年度の上記イ(ロ)Aの金額であって上記イの試験研究に係るものであることにつき、その金額を支出した事業年度の確定申告書等に次の事項を記載した書類を添付し、かつ、(ハ)の者が新規高度研究業務従事者であることを明らかにする書類その他の当該試験研究が上記イ(イ)から(ハ)までの要件に該当することを明らかにする書類を保存することにより証明がされた金額とされています（措法42の4⑩十、措令27の4⑤五、措規20⑳）。

(イ) その試験研究の目的及び内容

(ロ) その試験研究の実施期間

(ハ) その試験研究に係る新規高度研究業務従事者の氏名及び役職

(ニ) その試験研究に係るその事業年度の上記イ(ロ)Aの金額

(注) なお、重複排除の観点から、他の類型の特別試験研究費の額に該当するものを除くこととされています（措令27の4⑤五）。

③ 特別研究機関等の範囲の見直し

特別研究機関等との共同研究（上記1(3)

(注)①)及び特別研究機関等に対する委託研究（上記1(3)(注)⑦)について、特別研究機関等に福島国際研究教育機構が追加されました（措令27の4④一ハ）。

なお、福島国際研究教育機構との共同研究及び福島国際研究教育機構に対する委託研究における特別試験研究費の額の認定は、福島国際研究教育機構理事長が行うこととされました（措規20⑤一・二）。

(参考1) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）

(定義)

第2条 省 略

2～5 省 略

6 この法律において「新事業開拓事業者」

とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、新たな事業の開拓を行う事業者（新たに設立される法人を含む。第15項において同じ。）であって、その事業の将来における成長発展を図るために外部からの投資を受けることが特に必要なものその他の経済産業省令で定めるものをいう。

7～24 省 略

25 この法律において「特定事業活動」とは、

自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動をいう。

26～35 省 略

(参考2) 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）

(新事業開拓事業者)

第2条 法第2条第6項の経済産業省令で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二 省 略

三 既に事業を開始している者であって、次のイからニまでのいずれにも該当する会社

イ 第1号ロからホまで及び前号ハの

- いずれにも該当する会社
- ロ その発行済株式（その有する自己の株式を除く。）の総数の2分の1を超える株式（当該株式が組合を通じて会社及び当該会社と特殊の関係のある会社（次の(1)から(3)までに掲げる会社をいう。ロにおいて同じ。）の所有に属している場合を除く。ロにおいて同じ。）が同一の会社及び当該会社と特殊の関係のある会社の所有に属している会社以外の会社
- (1) 当該会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。(2)及び(3)において同じ。）の総数又は総額の2分の1以上に相当する場合における当該他の会社
- (2) 当該会社及び(1)に掲げる会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上に相当する場合における当該他の会社
- (3) 当該会社並びに(1)及び(2)に掲げる会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上に相当する場合における当該他の会社
- ハ その発行する株式が投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合をいい、新たな事業を創出し、及び当該事業の成長発展を図る事業者に対する資金供給を行うもの（事業の再生又は事業の承継を実施する事業者に対する資金供給を行うものを除く。）に限る。）の組合財産である会社又は科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第34条の6第1項の規定により出資を受ける同項第1号に掲げる者
- ニ 次のいずれかに該当する会社
- (1) その設立の日以後の期間が10年未満の会社であって、直前の事業年度の確定した決算において、研究開発費の額の売上高の額に対する割合が100分の10以上であるもの
- (2) その設立の日以後の期間が10年以上15年未満の会社であって、直前の事業年度の確定した決算において、研究開発費の額の売上高の額に対する割合が100分の10以上であり、かつ、営業損失を生じているもの
- (参考3) 国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令（令和2年経済産業省令第36号）
- (定義)
- 第2条 省略
- 2 省略
- 3 この省令において、「研究開発型新事業開拓事業者」とは、規則第2条第3号に定める者をいう。
- 4 省略
- (経営資源活用の共同化に関する調査)
- 第3条 経済産業大臣は、法第46条第2号の規定に基づき、毎年度、次の各号に掲げる事項の実施の状況について調査を行うことができる。
- 一～六 省略
- 七 研究開発型新事業開拓事業者が、特定事業活動を行う者と共同して又はその委託を受けて行う研究開発
- 2 省略
- (経営資源活用の共同化に関する事項の証

明の申請)

第4条 省 略

2・3 省 略

4 研究開発型新事業開拓事業者は、前条第1項第7号に掲げる事項の実施の状況について、経済産業大臣が告示で定める基準に適合することについて、当該告示で定めるところにより、経済産業大臣の証明を受けることができる。

(参考4) 国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等（令和2年4月経済産業省告示第85号）

(証明に係る基準)

第5 省 略

2 省 略

3 省令第4条第4項に規定する経済産業大臣が告示で定める基準は、次の各号に掲げる事項とする。

一 省令第3条第1項第7号の研究開発が、特定事業活動を行う者が研究開発型新事業開拓事業者の経営資源を活用するものであること

二 省令第3条第1項第7号の研究開発の成果が、前号の者が行う特定事業活動に資するものであること

三 省 略

(証明の申請)

第6 省 略

2～13 省 略

14 省令第4条第4項の規定により省令第3条第1項第7号の研究開発の実施の状況に関する経済産業大臣の証明を受けようとする者は、同号の研究開発を実施した日を含む同号の者の事業年度（ただし、個人の場合にあつては、研究開発を実施した日を含む年とする。14において同じ。）の末日の60日前から30日後までの間に、当該事業年度において当該証明を受けようとする全ての事項について、様式

18による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

15 14の申請書の提出は、次の各号に掲げる事項を確認するため、当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。

一 14の申請を行う者が省令第2条第3項に規定する研究開発型新事業開拓事業者であること 様式19

二 14の申請を行う者による省令第3条第1項第7号の研究開発の実施の状況が、第5の3に規定する基準に適合するものであること 様式20

16 経済産業大臣は、14の申請書及び15の各号に定める書類のほか、第5の3に規定する基準に適合していることに関する経済産業大臣の証明を受けようとする者による省令第3条第1項第7号の研究開発の実施の状況を確認するために、当該基準に適合していることに関する経済産業大臣の証明を受けようとする者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

17 経済産業大臣は、14の申請書の提出を受けた場合において、速やかに第5の3に規定する基準に照らしてその内容を確認し、当該基準に適合するものと認めるときは、その提出を受けた日から原則として60日以内に、様式21による証明書を交付するものとする。

18 省 略

(5) 組織再編成が行われた場合における比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整計算の改正

一般試験研究費の額に係る税額控除制度並びに中小企業技術基盤強化税制における中小企業者等税額控除限度額の特例及び税額控除額の上限の特例の適用において、増減試験研究費割合の計算の基礎となる比較試験研究費の額は、原則として、これらの適用を受ける事業年度（以下「適用年度」といいます。）前の3年間の事業年度の試験研究費の額の平均額とされていま

すが、その適用を受ける法人（以下「適用法人」といいます。）が適用年度又はその3年間の事業年度において行われた組織再編成に係る合併法人等に該当する場合には、比較試験研究費の額を調整する計算をすること等とされています。

また、一般試験研究費の額に係る税額控除限度における税額控除限度額の特例及び税額控除額の上限の特例並びに中小企業技術基盤強化税制における中小企業者等税額控除限度額の特例及び税額控除額の上限の特例の適用において、試験研究費割合の計算の基礎となる売上金額は、原則として、適用年度及び適用年度前の3年間の事業年度の売上金額の平均額とされていますが、適用法人がその適用年度又はその3年間の事業年度において行われた組織再編成に係る合併法人等に該当する場合には、平均売上金額を調整する計算をすること等とされています。

この調整計算は、原則として、被合併法人等の試験研究費の額及び売上金額の全額を合併法人等の試験研究費の額及び売上金額に加算することとされています（以下この計算を「調整計算の原則」といいます。）。その上で、特例として、分割又は現物出資の場合には、分割又は現物出資の日以後2月以内に、分割法人又は現物出資法人が移転事業に係る試験研究費の額及び売上金額と移転事業以外の事業に係る試験研究費の額及び売上金額とを区分する合理的方法について税務署長の認定を申請し、かつ、当事者全てが届出をすることによって、その移転事業に係る試験研究費の額及び売上金額を、分割法人又は現物出資法人の試験研究費の額及び売上金額から控除するとともに、分割承継法人又は被現物出資法人の試験研究費の額及び売上金額に加算することとされています（以下この計算を「調整計算の特例」といいます。）。また、現物分配の場合には、現物分配の日以後2月以内に被現物分配法人が試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出をすることによって、調整計算を適用しないこととされています（以下

この措置を「調整計算の不適用措置」といいます。）。

上記(1)の見直しにより税額控除割合の下限が1%とされ、調整計算の特例の適用のための手続を失念した場合の調整計算の原則との差による影響が大きくなること等を踏まえ、比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整計算の特例について、以下のとおり手続の見直し等が行われました。

① 分割等が行われた場合の比較試験研究費の額の調整計算の特例の手続の見直し

分割又は現物出資（以下「分割等」といいます。）が行われた場合の比較試験研究費の額の調整計算の特例について、分割法人又は現物出資法人（以下「分割法人等」といいます。）による移転事業に係る試験研究費の額と移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とを区分する合理的な方法についての税務署長の認定及び当事者全てによる届出が不要とされ、特例の適用を受ける法人がその適用を受ける事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に所定の事項を記載した書類を添付することにより適用を受けることができることとされました（措令27の4⑭）。

（注1） 修正申告書とは、国税通則法第19条第3項に規定する修正申告書をいいます（措法2②三十一）。

（注2） 更正請求書とは、国税通則法第23条第3項に規定する更正請求書をいいます（措法2②三十二）。

（注3） 分割法人等と分割承継法人又は被現物出資法人（以下「分割承継法人等」といいます。）のいずれかのみが調整計算の特例の適用を受けることもできます。

（注4） 一の分割等について調整計算の特例の適用を受ける事業年度が複数ある場合には、全ての事業年度について書類を添付する必要があります。

イ 添付書類の記載事項

添付書類の記載事項は、次の事項とされ

ています（措規20③一）。

(イ) 相手先の名称及び納税地並びに代表者の氏名

相手先とは、分割法人等にあつては分割承継法人等をいい、分割承継法人等にあつては分割法人等をいいます。

(ロ) 分割等の年月日

(ハ) 移転事業の内容及びその移転事業に係る試験研究の内容及びにその移転事業とその試験研究とが関連する理由

(注) 移転事業とは、その分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます（措令27の4⑯一）。

(ニ) 分割承継法人等が(ハ)の試験研究を行うためにその分割等により移転する資産及び従業者の明細及び数

(ホ) 分割法人等の各事業年度の試験研究費の額を移転事業に係る試験研究費の額とその移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分した合理的な方法

(ヘ) 次の法人の区分に応じそれぞれ次の金額

A 分割法人等……各対象年度の試験研究費の額及び各対象年度の移転試験研究費の額

対象年度とは、調整対象年度に該当する事業年度をいいます（措規20③一へ(1)）。調整対象年度とは、租税特別措置法施行令第27条の4第14項第1号イ及びロに規定する調整対象年度をいい、分割法人等の比較試験研究費の額の調整計算の対象となる事業年度です。

試験研究費の額は、分割法人等の分割等の日を含む事業年度（以下「分割等事業年度」といいます。）にあつては、その分割等の日の前日をその分割等事業年度終了の日とした場合のその分割等事業年度の試験研究費の額に限ることとされています（措規20③一へ(1)）。

B 分割承継法人等……調整対象年度の期間内の日を含むその分割等に係る分割法人等の各事業年度の試験研究費の額及び当該各事業年度の移転試験研究費の額

調整対象年度とは、租税特別措置法施行令第27条の4第14項第2号イ及びロに規定する調整対象年度をいい、分割承継法人等の比較試験研究費の額の調整計算の対象となる事業年度です。

試験研究費の額は、分割等事業年度にあつては、その分割等の日の前日をその分割等事業年度終了の日とした場合のその分割等事業年度の試験研究費の額に限ることとされています（措規20③一へ(2)）。

(ト) その他参考となるべき事項

ロ 移転試験研究費の額

分割等に係る移転試験研究費の額は、改正前と同様に、分割等に係る分割法人等の各事業年度の試験研究費の額を合理的な方法により移転事業に係る試験研究費の額とその移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分した場合におけるその移転事業に係る試験研究費の額とされています（措令27の4⑯一）。

この合理的な方法は必ずしも1つに限られないことから、上記イの添付書類に記載できる移転試験研究費の額について下記のとおり制限されるとともに（措規20④）、調整計算の特例に用いる移転試験研究費の額は上記イの添付書類に記載された金額に限ることとされました（措令27の4⑱一イ）。

(イ) その特例の適用を受けようとする法人がその分割等に係る分割承継法人等である場合において、その分割等に係る分割法人等がその分割等について比較試験研究費の額の調整計算の特例の適用を受けるときは、その法人（分割承継法人等）が添付書類に記載するその分割法人等の

各事業年度の移転試験研究費の額は、その分割法人等がその特例の適用を受ける際に添付書類に記載する当該各事業年度の移転試験研究費の額と同じ金額としなければならない。

- (ロ) その特例の適用を受けようとする法人がその分割等について比較試験研究費の額の調整計算の特例の適用を受けようとする事業年度の修正申告書又は更正請求書を提出する場合において、既に提出したその事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書の添付書類にその分割等に係る分割法人等の各事業年度の移転試験研究費の額の記載があるときは、その法人が提出しようとする修正申告書又は更正請求書の添付書類に記載するその分割法人等の当該各事業年度の移転試験研究費の額は、その既に提出した確定申告書等、修正申告書又は更正請求書の添付書類に記載した当該各事業年度の移転試験研究費の額と同じ金額としなければならない。
- (ハ) その特例の適用を受けようとする法人がその分割等について比較試験研究費の額の調整計算の特例の適用を受けようとする事業年度前の事業年度でその分割等について比較試験研究費の額の調整計算の特例の適用を受けた事業年度がある場合において、その適用を受けた事業年度（以下「過去適用事業年度」といいます。）の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書の添付書類にその分割等に係る分割法人等の各事業年度の移転試験研究費の額の記載があるときは、その法人がその適用を受けようとする事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書の添付書類に記載するその分割法人等の各事業年度の移転試験研究費の額は、その過去適用事業年度の添付書類に記載した当該各事業年度の移転試験研究費の

額と同じ金額としなければならない。

(注) 上記と異なる金額の記載がある場合には、所定の事項の記載のある書類の添付がないこととなり、調整計算の特例の適用がないこととなります。

- ② 現物分配が行われた場合の比較試験研究費の額の調整計算の見直し

現物分配が行われた場合についても、調整計算の特例の対象とされました（措令27の4⑭）。特例の内容は分割等と同様です。移転試験研究用資産がない場合には、ロのとおり移転試験研究費の額が0となり、改正前と同様に調整額が生じないこととなります。

(注1) 一の現物分配について調整計算の特例の適用を受ける事業年度が複数ある場合には、全ての事業年度について書類を添付する必要があります。なお、被現物分配法人については、調整計算の特例の適用により調整額が0となる事業年度も、「調整計算の特例の適用を受ける事業年度」に該当します。

(注2) 移転試験研究用資産（イハ参照）がない場合には、調整額が生じないことから、現物分配法人については、調整計算の特例を適用しない場合と同様となるため、現物分配法人は調整計算の特例の適用を受ける必要はありません。

(注3) 残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、調整計算の原則と同様に、残余財産の確定の日の翌日を現物分配の日とするのと同様となるように規定されています（措令27の4⑭二イ）。

イ 添付書類の記載事項

添付書類の記載事項は、次の事項とされています（措規20③二）。

- (イ) 相手先の名称及び納税地並びに代表者の氏名

相手先とは、現物分配法人にあつては被現物分配法人をいい、被現物分配法人にあつては現物分配法人をいいます。

(ロ) 現物分配の年月日

なお、その現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日を記載することとされています。

(イ) その現物分配に係る移転試験研究用資産の明細

なお、その現物分配に係る移転試験研究用資産がない場合には、その旨を記載することとされています。

(注1) 移転試験研究用資産とは、その現物分配により被現物分配法人に移転する試験研究用資産をいいます（措令27の4⑩二）。

(注2) 試験研究用資産とは、上記1(1)(注1)①イ又はロの試験研究の用に供される資産をいい、その取得価額又はその額に研究開発費として損金経理をした金額が含まれる資産（事業の用に供する時において上記1(1)(注1)①イ又はロの試験研究の用に供する固定資産及び上記1(1)(注1)①イ又はロの試験研究のために支出した費用に係る繰延資産を除きます。）をいいます（措令27の4⑩二）。改正前と同様です。

(二) 次の法人の区分に応じそれぞれ次の金額

A 現物分配法人……各対象年度の試験研究費の額及び各対象年度の移転試験研究費の額

対象年度とは、調整対象年度に該当する事業年度をいいます（措規20③二二(1)）。調整対象年度とは、租税特別措置法施行令第27条の4第14項第1号イ及びロに規定する調整対象年度をいい、現物分配法人の比較試験研究費の額の調整計算の対象となる事業年度です。

試験研究費の額は、現物分配法人の

現物分配の日を含む事業年度（以下「現物分配事業年度」といいます。）にあっては、その現物分配の日の前日とその現物分配事業年度終了の日とした場合のその現物分配事業年度の試験研究費の額に限ることとされています（措規20③二二(1)）。

また、その現物分配に係る移転試験研究用資産がない場合には、各対象年度の移転試験研究費の額として0と記載することとなり、各対象年度の試験研究費の額の記載は要しないこととされています（措規20③二二(1)）。

B 被現物分配法人……調整対象年度の期間内の日を含むその現物分配に係る現物分配法人の各事業年度の試験研究費の額及び当該各事業年度の移転試験研究費の額

調整対象年度とは、租税特別措置法施行令第27条の4第14項第2号イ及びロに規定する調整対象年度をいい、被現物分配法人の比較試験研究費の額の調整計算の対象となる事業年度です。

試験研究費の額は、現物分配事業年度にあっては、その現物分配の日の前日とその現物分配事業年度終了の日とした場合のその現物分配事業年度の試験研究費の額に限ることとされています（措規20③二二(2)）。

また、その現物分配に係る移転試験研究用資産がない場合には、現物分配法人の各事業年度の移転試験研究費の額として0と記載することとなり、各事業年度の試験研究費の額の記載は要しないこととされています（措規20③二二(2)）。

(ホ) その他参考となるべき事項

ロ 移転試験研究費の額

現物分配に係る移転試験研究費の額は、移転試験研究用資産の償却費の額とされて

います（措令27の4⑯二）。調整計算の内容は分割等と同様とされています。

分割等と同様に、上記イの添付書類に記載できる移転試験研究費の額について下記のとおり制限されるとともに（措規20④）、調整計算の特例に用いる移転試験研究費の額は上記イの添付書類に記載された金額に限ることとされました（措令27の4⑭一イ）。

(イ) その特例の適用を受けようとする法人がその現物分配に係る被現物分配法人である場合において、その現物分配に係る現物分配法人がその現物分配について比較試験研究費の額の調整計算の特例の適用を受けるときは、その法人（被現物分配法人）が添付書類に記載するその現物分配法人の各事業年度の移転試験研究費の額は、その現物分配法人がその特例の適用を受ける際に添付書類に記載する当該各事業年度の移転試験研究費の額と同じ金額としなければならない。

(ロ) その特例の適用を受けようとする法人がその現物分配について比較試験研究費の額の調整計算の特例の適用を受けようとする事業年度の修正申告書又は更正請求書を提出する場合において、既に提出したその事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書の添付書類にその現物分配に係る現物分配法人の各事業年度の移転試験研究費の額の記載があるときは、その法人が提出しようとする修正申告書又は更正請求書の添付書類に記載するその現物分配法人の当該各事業年度の移転試験研究費の額は、その既に提出した確定申告書等、修正申告書又は更正請求書の添付書類に記載した当該各事業年度の移転試験研究費の額と同じ金額としなければならない。

(ハ) その特例の適用を受けようとする法人がその現物分配について比較試験研究費の額の調整計算の特例の適用を受けよう

とする事業年度前の事業年度でその現物分配について比較試験研究費の額の調整計算の特例の適用を受けた事業年度がある場合において、その適用を受けた事業年度（以下「過去適用事業年度」といいます。）の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書の添付書類にその現物分配に係る現物分配法人の各事業年度の移転試験研究費の額の記載があるときは、その法人がその適用を受けようとする事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書の添付書類に記載するその現物分配法人の各事業年度の移転試験研究費の額は、その過去適用事業年度の添付書類に記載した当該各事業年度の移転試験研究費の額と同じ金額としなければならない。

(注) 上記と異なる金額の記載がある場合には、所定の事項の記載のある書類の添付がないこととなり、調整計算の特例の適用がないこととなります。

③ 分割等が行われた場合の平均売上金額の調整計算の特例の手続の見直し

分割等が行われた場合の平均売上金額の調整計算の特例について、比較試験研究費の額の調整計算の特例と同様に、分割法人等による移転事業に係る売上金額と移転事業以外の事業に係る売上金額とを区分する合理的な方法についての税務署長の認定及び当事者全てによる届出が不要とされ、特例の適用を受ける法人がその適用を受ける事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に所定の事項を記載した書類を添付することにより適用を受けることができることとされました（措令27の4⑳）。

イ 添付書類の記載事項

添付書類の記載事項は、次の事項とされています（措規20㉑）。

(イ) 相手先の名称及び納税地並びに代表者の氏名

相手先とは、分割法人等にあつては分割承継法人等をいい、分割承継法人等にあつては分割法人等をいいます。

- (ロ) 分割等の年月日
- (ハ) 移転事業の内容
- (ニ) 分割承継法人等が移転事業を行うためにその分割等により移転する資産及び従業者の明細及び数
- (ホ) 分割法人等の各事業年度の売上金額を移転事業に係る売上金額とその移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分した合理的な方法
- (ヘ) 次の法人の区分に応じそれぞれ次の金額

A 分割法人等……各対象年度の売上金額及び各対象年度の移転売上金額

対象年度とは、各売上調整年度に該当する事業年度をいいます（措規20²⁹六イ）。各売上調整年度とは、租税特別措置法施行令第27条の4第30項第1号イ及びロに規定する各売上調整年度をいい、分割法人等の売上金額の調整計算の対象となる事業年度です。

売上金額は、分割法人等の分割等の日を含む事業年度（以下「分割等事業年度」といいます。）にあつては、その分割等の日の前日をその分割等事業年度終了の日とした場合のその分割等事業年度の売上金額に限ることとされています（措規20²⁹六イ）。

B 分割承継法人等……調整対象年度に該当する事業年度の期間内の日を含むその分割等に係る分割法人等の各事業年度の売上金額及び当該各事業年度の移転売上金額

調整対象年度とは、租税特別措置法施行令第27条の4第30項第2号イ及びロに規定する調整対象年度をいい、分割承継法人等の売上金額の調整計算の対象となる事業年度です。

売上金額は、分割等事業年度にあつては、その分割等の日の前日をその分割等事業年度終了の日とした場合のその分割等事業年度の売上金額に限ることとされています（措規20²⁹六ロ）。

(ト) その他参考となるべき事項

ロ 移転売上金額

分割等に係る移転売上金額は、改正前と同様に、分割等に係る分割法人等の各事業年度の売上金額を合理的な方法により移転事業に係る売上金額とその移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分した場合におけるその移転事業に係る売上金額とされています（措令27の4³²）。

移転試験研究費の額と同様に、この合理的な方法は必ずしも1つに限られないことから、上記イの添付書類に記載できる移転売上金額について下記のとおり制限されるとともに（措規20³⁰）、調整計算の特例に用いる移転売上金額は上記イの添付書類に記載された金額に限ることとされました（措令27の4³⁰一イ）。

(イ) その特例の適用を受けようとする法人がその分割等に係る分割承継法人等である場合において、その分割等に係る分割法人等がその分割等について平均売上金額の調整計算の特例の適用を受けるときは、その法人（分割承継法人等）が添付書類に記載するその分割法人等の各事業年度の移転売上金額は、その分割法人等がその特例の適用を受けるときに添付書類に記載する当該各事業年度の移転売上金額と同じ金額としなければならない。

(ロ) その特例の適用を受けようとする法人がその分割等について平均売上金額の調整計算の特例の適用を受けようとする事業年度の修正申告書又は更正請求書を提出する場合において、既に提出したその事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書の添付書類にその分割等に

係る分割法人等の各事業年度の移転売上金額の記載があるときは、その法人が提出しようとする修正申告書又は更正請求書の添付書類に記載するその分割法人等の当該各事業年度の移転売上金額は、その既に提出した確定申告書等、修正申告書又は更正請求書の添付書類に記載した当該各事業年度の移転売上金額と同じ金額としなければならない。

- (ハ) その特例の適用を受けようとする法人がその分割等について平均売上金額の調整計算の特例の適用を受けようとする事業年度前の事業年度でその分割等について平均売上金額の調整計算の特例の適用を受けた事業年度がある場合において、その適用を受けた事業年度（以下「過去適用事業年度」といいます。）の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書の添付書類にその分割等に係る分割法人等の各事業年度の移転売上金額の記載があるときは、その法人がその適用を受けようとする事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書の添付書類に記載するその分割法人等の各事業年度の移転売上金額は、その過去適用事業年度の添付書類に記載した当該各事業年度の移転売上金額と同じ金額としなければならない。

(注) 上記と異なる金額の記載がある場合には、所定の事項の記載のある書類の添付がないこととなり、調整計算の特例の適用がないこととなります。

④ 現物分配が行われた場合の平均売上金額の調整計算の廃止

現物分配が行われた場合には、平均売上金額の調整計算を行わないこととされました（旧措令27の4㉔）。

(6) グループ通算制度

上記(2)から(4)までの改正に伴い、グループ通算制度の場合について、次の改正が行われまし

た。

① 税額控除可能分配額等の見直し

上記(2)及び(3)の改正に伴い、通算法人の税額控除可能分配額（上記1(4)①）の計算における税額控除割合について上記(2)①イと同様の改正が行われ（措法42の4⑧三イ）、グループ通算制度における税額控除割合の特例（上記1(4)③）について上記(2)①ロ及び(3)①と同様の改正が行われ（措法42の4⑧八）、グループ通算制度における税額控除額の上限等の特例（上記1(4)④）及び進行年度における税額控除額の上限の上乗せ（上記1(4)⑤）について上記(2)②及び③並びに(3)②から④までと同様の改正が行われました（措法42の4⑧九①一）。

② 特別試験研究費の額に係る税額控除制度

上記(4)の改正に伴い、上記(4)①イ(ロ)の関係法人等及び上記(4)②ロ（注3）の関係法人等は、通算グループを一体として特別試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受けようとする通算法人（以下「適用通算法人」といいます。）にとって、次の法人とされました（措令27の4㉔三）。改正前において共同研究及び委託研究の相手方である新事業開拓事業者等、成果活用促進事業者、他の者及び特定中小企業者等から除外される関係法人等と同様です。

イ 適用通算法人及び他の通算法人がその発行済株式又は出資の総数又は総額の25%以上を有している他の法人

なお、上記の他の法人が通算親法人である場合には、他の通算法人を含みます。

ロ 適用通算法人に係る通算親法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の25%以上を有している他の者

なお、上記の他の者が通算法人である場合には、他の通算法人を含みます。

ハ 適用通算法人との間に支配関係がある他の者

4 適用関係及び経過措置

(1) 適用関係

① 上記3(1)①、(2)、(3)及び(5)の改正は、法人の令和5年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、従前どおりとされています（改正法附則38、改正措令附則7①）。

グループ通算制度の場合については、上記にかかわらず、通算グループを一体として一般試験研究費の額に係る税額控除制度又は中小企業技術基盤強化税制の適用を受けようとする通算法人（以下「適用通算法人」といいます。）に係る通算親法人の令和5年4月1日以後に開始する事業年度終了の日に終了するその通算法人の事業年度分の法人税について適用し、適用通算法人に係る通算親法人の同日前に開始した事業年度終了の日に終了するその通算法人の事業年度分の法人税については、従前どおりとされています（改正法附則38、改正措令附則7①）。

② 上記3(4)①及び③の改正は、法人が令和5年4月1日以後に支出する試験研究費の額について適用し、法人が同日前に支出した試験研究費の額については、従前どおりとされています（改正措令附則7④）。

③ 上記3(4)②の改正は、法人の令和5年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、従前どおりとされています（改正法附則38）。

(注) 通算グループを一体として特別試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける場合も、通算親法人の事業年度開始の日ではなく、各通算法人の事業年度開始の日が令和5年4月1日以後か同日前かで適用関係が区分されます。

(2) 経過措置

組織再編成が行われた場合における比較試験研究費の額、基準年度比売上金額減少割合及び基準年度試験研究費の額並びに平均売上金額の調整計算の特例及び適用除外措置について、上記3(5)の改正に伴い、次の経過措置が講じられています。

① 分割等の当事者の一部のみについて分割等の日が改正前の制度が適用される事業年度内である場合における改正前の調整計算の特例の適用を受ける旨の届出に関する経過措置

イ 経過措置の趣旨及び概要

改正前の分割等に係る調整計算の特例は、分割等に係る当事者（分割法人等及び分割承継法人等）の全てが特例の適用を受ける旨の届出をすることが適用要件とされてきましたが、改正後の分割等に係る調整計算の特例では、届出が不要とされました。ここで、分割等の日が、当事者の一部にとって改正前の制度が適用される事業年度内であり、別の当事者にとっては改正後の制度が適用される事業年度内である場合には、改正後の制度が適用される当事者は調整計算の特例の適用を受ける旨の届出をする根拠がないことから、特段の措置が講じられなければ、改正前の制度が適用される当事者は、改正前の制度における「当事者の全てが届出をする」との要件を満たすことができなくなります。そこで、改正前の制度が適用される当事者の全てが届出をすれば、改正後の制度が適用される当事者について届出がなくても「当事者の全てが届出をする」との要件を満たしたものとして取り扱うことによって、改正前の当事者について調整計算の特例が適用できるようにされているものです。

(注) 分割法人等が改正後の制度が適用される法人であっても、合理的な方法の認定は、改正前と同様に、分割法人等において受ける必要があります。

ロ 経過措置の内容

法人が、分割等で経過期間内に行われたものに係る旧令適用法人に該当するときは、次のとおりとする経過措置が講じられています（改正措令附則7②）。

(イ) 旧令適用法人の全てが改正前の比較試験研究費の額の調整計算の特例の適用を受ける旨の届出をした場合には、その分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てがその届出をしたものとみなすこととされています。

(ロ) 旧令適用法人の全てが基準年度比売上金額減少割合及び基準年度試験研究費の額の調整計算の特例の適用を受ける旨の届出をした場合には、その分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てがその届出をしたものとみなすこととされています。

(ハ) 旧令適用法人の全てが平均売上金額の調整計算の特例の適用を受ける旨の届出をした場合には、その分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てがその届出をしたものとみなすこととされています。

ハ 旧令適用法人

旧令適用法人とは、分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等のうち、その分割等の日が令和5年4月1日前に開始した事業年度の期間内であるものをいいます（改正措令附則7②）。

ただし、その分割法人等又は分割承継法人等が通算グループを一体として一般試験研究費の額に係る税額控除制度又は中小企業技術基盤強化税制の適用を受ける通算法人である場合には、その分割等の日がその分割法人等又は分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日前に開始した事業年度終了の日に終了するその分割法人等又は分割承継法人等の事業年度の期間内であるものをいいます（改正措令附則7②）。

すなわち、改正前の制度が適用される法人です。

ニ 経過期間

経過期間とは、分割等に係る次の日のうちいずれか早い日からその分割等に係る次の日のうちいずれか遅い日の前日までの期間をいいます（改正措令附則7③）。すなわち、分割等に係る当事者の一部のみが改正前の制度が適用される法人である期間です。

(イ) 分割法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日

ただし、その分割法人等が通算グループを一体として一般試験研究費の額に係る税額控除制度又は中小企業技術基盤強化税制の適用を受ける通算法人である場合には、その分割法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割法人等の事業年度開始の日をこの(イ)の日とすることとされています。

(ロ) 分割承継法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日

ただし、その分割承継法人等が通算グループを一体として一般試験研究費の額に係る税額控除制度又は中小企業技術基盤強化税制の適用を受ける通算法人である場合には、その分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了する当該分割承継法人等の事業年度開始の日をこの(ロ)の日とすることとされています。

ホ 旧令適用法人でない法人が改正後の調整計算の特例の適用を受ける場合における添付書類の記載事項に関する経過措置

経過期間内に行われた分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等に該当する法人のうち、旧令適用法人でないものが、その分割等について改正後の比較試験研究費の額の調整計算の特例又は平均売上金額の調

調整計算の特例の適用を受けようとする場合（旧令適用法人がその分割等について改正前の比較試験研究費の額の調整計算の特例又は平均売上金額の調整計算の特例の適用を受ける場合に限り。）には、その適用を受けるための添付書類に上記3(5)①イ(ハ)又は③イ(ハ)の金額として記載するその分割法人等の各事業年度の移転試験研究費の額又は移転売上金額は、その分割等に係る旧令適用法人がその分割等について改正前の調整計算の特例の適用を受けるための届出書に記載するその分割法人等の当該各事業年度の移転試験研究費の額又は移転売上金額と同じ金額としなければならないこととされています（改正措規附則4④）。

- ② 改正前の制度が適用される事業年度において行われた分割等について改正後の調整計算の特例の適用を受ける場合の経過措置

分割等について改正前の比較試験研究費の額の調整計算の特例又は平均売上金額の調整計算の特例の適用を受けるための届出をした法人がその分割等について改正後の比較試験研究費の額の調整計算の特例又は平均売上金額の調整計算の特例の適用を受けようとする場合には、その適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に上記3(5)①又は③の書類の添付があるものとみなすこととされました（改正措規附則4①）。

この場合において、その書類には、その分割等に係る分割法人等の各事業年度の移転試験研究費の額又は移転売上金額として、その分割等に係る改正前の比較試験研究費の額の調整計算の特例又は平均売上金額の調整計算の特例の適用を受けるための届出書にその分割法人等の当該各事業年度の移転試験研究費の額又は移転売上金額として記載された金額が記載されているものとみなすこととされました（改正措規附則4①後段）。

すなわち、改正後の制度が適用される事業年度（上記(1)①のとおり、令和5年4月1日

以後に開始する事業年度）において改正後の調整計算の特例の適用を受ける場合には、その適用を受ける全ての事業年度について確定申告書等に所定の事項を記載した書類の添付をする必要がありますが、改正前の調整計算の特例では分割等の時点で認定を受けて届出を行えば以後の手續が不要とされていたことを踏まえ、改正前の調整計算の特例の適用を受けた分割等については、改正後の制度が適用される事業年度において調整計算の特例の適用を受ける場合には、書類の添付が不要とされた上、改正前の調整計算の特例の適用を受けるための届出書に記載した移転試験研究費の額又は移転売上金額を用いて調整計算の特例が適用できることとされたものです。

なお、改正前の制度が適用される事業年度（上記(1)①のとおり、令和5年4月1日以前に開始した事業年度）において行われた分割等について改正前の調整計算の特例の適用を受けなかった場合には、その分割等については、この経過措置の適用はありませんが、改正後の制度が適用される事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に上記3(5)①又は③の所定の事項を記載した書類を添付することにより、その事業年度において、改正後の調整計算の特例の適用を受けることができます。

- ③ 改正前の制度が適用される事業年度において行われた現物分配について改正後の調整計算の特例の適用を受ける場合の経過措置

現物分配について改正前の比較試験研究費の額の調整計算の不適用措置の適用を受けるための届出をした法人がその現物分配について改正後の比較試験研究費の額の調整計算の特例（上記3(5)②）の適用を受けようとする場合には、その適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に上記3(5)②の書類の添付があるものとみなすこととされました（改正措規附則4②）。

この場合において、その書類には、その現

物分配に係る現物分配法人の各事業年度の移転試験研究費の額として0が記載されているものとみなすこととされました（改正措規附則4②後段）。

すなわち、改正後の制度が適用される事業年度（上記(1)①のとおり、令和5年4月1日以後に開始する事業年度）において改正後の比較試験研究費の額の調整計算の特例の適用を受ける場合には、その適用を受ける全ての事業年度について確定申告書等に所定の事項を記載した書類の添付をする必要がありますが、改正前の比較試験研究費の額の調整計算の不適用措置では現物分配の時点で届出を行えば以後の手続が不要とされていたことを踏まえ、改正前の比較試験研究費の額の調整計算の不適用措置の適用を受けた現物分配については、改正後の制度が適用される事業年度において比較試験研究費の額の調整計算の特

例の適用を受ける場合には、書類の添付が不要とされた上、移転試験研究費の額を0として比較試験研究費の額の調整計算の特例が適用できる（すなわち調整額を0とする）こととされたものです。

なお、改正前の制度が適用される事業年度（上記(1)①のとおり、令和5年4月1日前に開始した事業年度）において行われた現物分配について改正前の比較試験研究費の額の調整計算の不適用措置の適用を受けなかった場合には、その現物分配については、この経過措置の適用はありませんが、改正後の制度が適用される事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に上記3(5)②の所定の事項を記載した書類を添付することにより、その事業年度において、改正後の比較試験研究費の額の調整計算の特例の適用を受けることができます。

二 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度（中小企業投資促進税制）

1 改正前の制度の概要

この制度は、中小企業者等が、平成10年6月1日から令和5年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に、特定機械装置等でその製作の後事業の用に供されたことのないものの取得又は特定機械装置等の製作をして、これをその中小企業者等の指定事業の用に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、その特定機械装置等の基準取得価額の30%相当額（以下「特別償却限度額」といいます。）の特別償却ができるというものです（措法42の6①）。

また、特定中小企業者等については、その特別償却限度額の特別償却とその特定機械装置等の基準取得価額の7%相当額の税額控除との選択適用ができることとされています（措法42の6①②）。

税額控除の適用を受ける場合における控除を受

ける金額は、中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度における税額控除と合計して当期の調整前法人税額の20%相当額を上限とすることとし、税額控除限度超過額については、1年間の繰越しができることとされています（措法42の6②～④）。

ただし、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この制度の適用を受けることはできません（措法42の6①～③）。

（注1） 中小企業者等とは、中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するものを除きます。）又は農業協同組合等若しくは商店街振興組合で、青色申告書を提出するものをいいます（措法42の6①）。

（注2） 中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人のうち次の法人以外の法人（受託法人を除きます。）又は資本若

しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人（受託法人及びその法人が通算親法人である場合における(3)の法人を除きます。）をいいます（措法42の4⑯七、措令1の2③、27の4⑳）。

(1) その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除きます。以下同じです。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人

なお、大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人又は次の法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

① 大法人（次の法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

イ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

ロ 保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 受託法人

② 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれかの法人が有するものとみなした場合においてそのいずれかの法人とその普通法人との間にそのいずれかの法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（上記①の法人を除きます。）

(2) 上記(1)の法人のほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人

(3) 他の通算法人のうちいずれかの法人が次の法人に該当せず、又は受託法人に該当する場合における通算法人

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち上記(1)及び(2)の法人以外

の法人

② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

(注3) 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得の金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（設立後3年を経過していないこと、既に基準年度の所得に対する法人税の額につき欠損金の繰戻しによる還付制度の適用があったこと、基準年度において合併、分割又は現物出資が行われたこと等の事由がある場合には、その計算した金額につきその事由の内容に応じ調整を加えた金額となります。）が15億円を超える法人をいいます（措法42の4⑯八）。

(注4) 通算適用除外事業者とは、通算法人である法人の各事業年度終了の日においてその通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合におけるその通算法人である法人をいいます（措法42の4⑯八の二）。

(注5) 農業協同組合等とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会をいいます（措法42の4⑯九）。

(注6) 特定機械装置等とは、次の減価償却資産をいいます（措法42の6①、措令27の6①～③⑥、措規20の3①～④）。ただし、匿名組合契約その他これに類する契約の目的である事業の用に供するものを除くこととされています（措法42の6①、措令27の6④）。なお、()内は、基準取得価額を示しています。

(1) 機械及び装置で、1台又は1基の取得価

額が160万円以上のもの（取得価額）

- (2) 工具のうち、製品の品質管理の向上等に資する測定工具及び検査工具で、次の①又は②に該当するもの（取得価額）

① 1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの

② 中小企業者等が、各事業年度の指定期間内において、取得又は製作をして、その指定事業の用に供した工具（1台又は1基の取得価額が30万円以上のものに限ります。）の取得価額の合計額が120万円以上のもの

- (3) ソフトウェアで、次の①又は②に該当するもの（取得価額）

① 一のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの

② 中小企業者等が、各事業年度の指定期間内において、取得又は製作をして、その指定事業の用に供したソフトウェア（法人税法施行令第133条又は第133条の2の規定の適用を受けるものを除きます。）の取得価額の合計額が70万円以上のもの

ただし、複写して販売するための原本、開発研究の用に供されるもの、ISO/IEC15408非認証のサーバー用オペレーティングシステム、ISO/IEC15408非認証のサーバー用仮想化ソフトウェア、ISO/IEC15408非認証のデータベース管理ソフトウェア、ISO/IEC15408非認証の連携ソフトウェア及びISO/IEC15408非認証の不正アクセス防御ソフトウェアは除くこととされています。

- (4) 貨物の運送の用に供される車両総重量が3.5 t以上の普通自動車（取得価額）

- (5) 内航海運業の用に供される船舶（取得価額の75%相当額）

(注7) 指定事業とは、製造業、建設業等をいいます。ただし、内航船舶貸渡業以外の貸付業は除くこととされています（措法42の6①、措令27の6⑤、措規20の3⑤）。

(注8) 特定中小企業者等とは、中小企業者等のう

ち資本金の額又は出資金の額が3,000万円を超える法人（農業協同組合等及び商店街振興組合を除きます。）以外の法人をいいます（措法42の6②、措令27の6⑦）。

2 改正の内容

(1) 対象資産の見直し

- ① コインランドリー業の用に供する機械装置の除外

対象資産から、次の要件のいずれにも該当する機械及び装置が除外されました（措法42の6①一、措令27の6①）。

イ その管理のおおむね全部を他の者に委託するものであること。

ロ 要する人件費が少額な一定のサービス業の用に供するものであること。

要する人件費が少額な一定のサービス業は、具体的には、洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備（共同洗濯設備として病院、寄宿舎その他の施設内に設置されているものを除きます。）を設け、これを公衆に利用させる事業とされています（措規20の3①）。すなわち、コインランドリー業のことです。

ただし、要する人件費が少額な一定のサービス業からは中小企業者等の主要な事業が除かれており（措令27の6①）、主要な事業の用に供する資産については対象資産から除外しないこととされています。この点に関して、次の事業は、その主要な事業に該当するものとする事とされています（措規20の3②）。

(イ) 継続的に中小企業者等の経営資源を活用して行い、又は行うことが見込まれる事業

経営資源とは、事業の用に供される不動産、事業に関する従業者の有する技能又は知識（租税に関するものを除きます。）その他これらに準ずるものをいいます。

(ロ) 中小企業者等が行う主要な事業に付随して行う事業

② 対象船舶の見直し

対象資産のうち船舶（上記1（注6）(5)）について、総トン数が500トン以上の船舶にあっては、環境への負荷の状況が明らかにされた船舶に限定されました（措法42の6④五、措令27の6③）。

環境への負荷の状況が明らかにされた船舶は、次の事項を国土交通大臣に届け出たものであることにつきこの制度の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に国土交通大臣の次の事項の届出があった旨を証する書類の写しを添付することにより明らかにされた船舶とされています（措令27の6③、措規20の3⑦）。

(注1) 確定申告書等とは、法人税法第2条第30号に規定する中間申告書で同法第72条第1項各号に掲げる事項を記載したものと及び同法第144条の4第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を記載したものと並びに同法第2条第31号に規定する確定申告書をいいます（措法2②二十八）。

- ・ その船舶に用いられた指定装置等の内容
- ・ 指定装置等のうちその船舶に用いられていないものがある場合には、その理由及びその指定装置等に代わり用いられた装置（機器及び構造を含みます。）の内容

(注) 上記の指定装置等からは、その船舶に用いることができないものは除くこととされています。

指定装置等とは、環境への負荷の低減に資するものとして国土交通大臣が指定する装置（機器及び構造を含みます。）をいい、告示において次のものが指定されています（措令27の6③⑩、令5.3国交告264）。

イ 主機関又は推進装置のうち、次のいずれかに該当するもの

- (イ) 窒素酸化物放出量削減型主機関のうち、原動機が海洋汚染等及び海上災害の防止

に関する法律施行令第11条の7の表第2号中欄イからハまでに掲げる原動機であって、1キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が同号中欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分に応じそれぞれ同号下欄に掲げる窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に80分の78を乗じて算出された値以下となるもの

(注) 上記の「原動機」は、窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあっては、その装置を含みます。

(ロ) 電子制御型ディーゼル主機関

(ハ) 電気推進装置

ロ 発電用機関のうち次のいずれかに該当するもの

(イ) 燃料油（加熱を要するものに限りま

す。）の自動温度制御装置付発電機関

(ロ) A重油専用発電機関

(ハ) ターボ・ジェネレーター

ハ 推進関係機器、推進効率改良装置又は推進効率改良型船型のうち、次のいずれかに該当するもの

(イ) 推進効率改良型舵（整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限りま

す。）

(ロ) 船尾装着フィン

(ハ) 燃料改質器

(ニ) 空気潤滑システム

(ホ) バトックフロー船型

(ヘ) エラ船型

(ト) 船尾バルブ

ニ 船首方位制御装置

ホ サイドスラスタ

ヘ 推進効率改良型プロペラのうち次のいずれかに該当するもの

(イ) プロペラ・ボス取付翼

(ロ) ハイスキュー・プロペラ

(ハ) 可変ピッチ・プロペラ

(ニ) 二重反転プロペラ

(ホ) ポッドプロペラ

- (ハ) プロペラ前部放射状型取付翼
- (ト) 二軸型ポッドプロペラ
- (チ) 二軸型可変ピッチプロペラ
- ト 船内居住空間に設置する全ての照明器具をLED照明器具とする場合のそのLED照明器具
- チ バルバスバウ又はバルプレス船首船型
- リ 熱効率改良装置のうち次のいずれかに該当するもの
 - (イ) 排気ガスエコノマイザー
 - (ロ) 軸発電機装置
 - (ハ) 冷却清水熱利用装置
- ヌ ボイラーを有する船舶にあっては、A重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー
- ル 船舶検査証書において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあっては、加水分解型の摩擦抵抗低減塗料が船底外板及び船側外板の外面で満載喫水線規則第65条の2第1項（同令第66条において読み替えて準用する場合を含みます。）の規定に基づく海水満載喫水線より下方の部分（船舶安全法第3条に規定する船舶以外の船舶にあっては、型深さの下端から舷端までの最小の深さの

75%の位置における計画満載喫水線に平行な線より下方の部分）に塗布された船体

(注) 船舶検査証書とは、船舶安全法第9条第1項の船舶検査証書をいいます。

ヲ 航海支援システムのうち気象及び海象に係る予測情報に基づく環境への負荷の低減に資する最適な航路及び速力を表示する装置を有するもの

(注2) 上記の指定装置等は、特定船舶の特別償却制度（措法43）の対象となる内航船舶の要件として設置が求められる環境への負荷の低減に係る設備と同様のものではありません。

(2) 適用期限の延長

制度の適用期限が、令和7年3月31日まで2年延長されました（措法42の6①）。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、中小企業者等が令和5年4月1日以後に取得又は製作をする特定機械装置等について適用し、中小企業者等が同日前に取得又は製作をした特定機械装置等については、従前どおりとされています（改正法附則39）。

三 地域経済^{けん}牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度

1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人で地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の承認地域経済牽引事業者であるものが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）の施行の日（平成29年7月31日）から令和5年3月31日までの間に、その法人の行う承認地域経済牽引事業に係る促進区域内においてその承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画に従って特定

地域経済牽引事業施設等の新設又は増設をする場合において、その新設若しくは増設に係る特定事業用機械等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又はその新設若しくは増設に係る特定事業用機械等の製作若しくは建設をして、これをその承認地域経済牽引事業の用に供したときは、その承認地域経済牽引事業の用に供した日を含む事業年度において、その特定事業用機械等の基準取得価額の40%又は50%（建物及びその附属設備並びに構築物については、20%）相当額の特別償却とその基準取得価額の4%又は5%（建物及びその附属設備並びに構築物

については、2%)相当額の税額控除との選択適用ができるというものです(措法42の11の2①②)。なお、50%の特別償却割合又は5%の税額控除割合が適用されるのは、平成31年4月1日以後に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた法人がその承認地域経済牽引事業(地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものに限り、)の用に供した機械及び装置並びに器具及び備品とされています(措法42の11の2①②)。

税額控除の適用を受ける場合における控除を受ける金額は、当期の調整前法人税額の20%相当額を上限とすることとされています(措法42の11の2②後段)。

ただし、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この制度の適用を受けることはできません(措法42の11の2①②)。

(注1) 承認地域経済牽引事業とは、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条に規定する承認地域経済牽引事業をいいます(措法42の11の2①)。具体的には、承認地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業をいい(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律18)、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限ることとされています。

地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準は、主務大臣の確認を受けようとする承認地域経済牽引事業(その承認地域経済牽引事業を共同して行う場合においては、その承認地域経済牽引事業のうち、その確認を受けようとする承認地域経済牽引事業者が行うものとなります。以下「対象事業」といいます。)が、次の(1)から(5)まで(その承認地域経済牽引事業を行う者に地方公共団体が含まれる場合においては、

(4)を除きます。)のいずれにも該当することとされています(平29.8総務・財務・厚労・農水・経産・国交・環境告1)。なお、地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものである場合の基準は、対象事業が、次の(1)から(6)まで(その承認地域経済牽引事業を行う者に地方公共団体が含まれる場合においては、(4)を除きます。)のいずれにも該当することとされています(平29.8総務・財務・厚労・農水・経産・国交・環境告1)。

(1) 次のいずれかに該当すること。

① 対象事業を含む承認地域経済牽引事業(以下「承認地域経済牽引事業」といいます。)について、評価委員会において次のいずれかの観点から先進的であると認められたこと。

イ 労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることが見込まれること。

ロ 地域における強じんな産業基盤の整備に特に資すると見込まれること。

② 承認地域経済牽引事業の実施場所が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(以下「特定非常災害特別措置法」といいます。)第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害(以下「特定非常災害」といいます。)に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物が所在していた区域(対象事業を行う承認地域経済牽引事業者(以下「対象事業者」といいます。)がその特定非常災害に基因して災害対策基本法第90条の2第1項に規定する罹災証明書又はこれに準ずる書類の交付を受けた者である場合には、その特定非常災害についての特定非常災害特別措置法第7条の政令で定める地区)内であり、かつ、その承認地域経済牽引事業に係る地域経済牽引事業計画の承認を受けた日(以下

- 「計画承認日」といいます。)が、その特定非常災害に係る特定非常災害特別措置法第2条第1項の特定非常災害発生日から起算して1年を経過していないこと。
- (2) 計画承認日以降5年を経過する日までの期間を含む事業年度において見込まれるその承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、0を上回り、かつ、過去5事業年度におけるその商品又は役務に係る市場の規模の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回ること。
- (3) 対象事業に係る地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画（以下「承認地域経済牽引事業計画」といいます。）に定められた施設又は設備を構成する法人税法第2条第23号に規定する減価償却資産（以下「減価償却資産」といいます。）の取得予定価額の合計額が2,000万円以上であること。
- (4) 対象事業者が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額が、その対象事業者の前事業年度における減価償却費の額（事業年度の期間が1年未満である場合にあっては、その減価償却費の額を1年当たりの額に換算した額）の10%以上の額であること。
- (5) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条に規定する確認に係る申請（以下「確認申請」といいます。）について、その確認申請に係る対象事業者と同一の者が実施する他の承認地域経済牽引事業計画であって、その確認申請に係る承認地域経済牽引事業計画と同一の都道府県知事又は主務大臣が承認したもの（その確認申請前に当該他の承認地域経済牽引事業計画に係る同法第2条第1項に規定する地域経済牽引事業が同法第25条に基づく主務大臣の確認を受けたものに限ります。以下「旧計画」といいます。）がある場合にあっては、次のいずれにも該当すること。
- ① 確認申請時に旧計画の実施期間が終了していること。
- ② 旧計画について、労働生産性の伸び率及び投資収益率が一定水準以上であったこと。
- (6) 計画承認日が平成31年4月1日以後である場合であって、次のいずれにも該当すること。
- ① 対象事業者の付加価値額増加率が8%以上であること。なお、付加価値額増加率とは、前事業年度の付加価値額（次のイからハまでの金額を合計した金額から次のニの金額を減算した金額をいいます。以下同じです。）から前々事業年度の付加価値額を控除した金額のその前々事業年度の付加価値額に対する割合をいいます。
- イ 売上高
ロ 給与総額
ハ 租税公課
ニ 費用総額（売上原価の額並びに販売費及び一般管理費の額を合計した金額をいいます。）
- ② 承認地域経済牽引事業について、減価償却資産を事業の用に供した事業年度から5年間の労働生産性の伸び率の年平均が4%以上となることが見込まれること。
- ③ 承認地域経済牽引事業について、減価償却資産を事業の用に供した事業年度の翌事業年度から5年間の投資収益率の年平均が5%以上となることが見込まれること。
- ④ 承認地域経済牽引事業について、評価委員会において上記(1)①イの観点から先進的であると認められたこと又は上記(1)②に該当すること。
- (注2) 特定地域経済牽引事業施設等とは、承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備で、一の承認地域経済牽引事業計画に定め

られた施設又は設備を構成する法人税法施行令第13条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が2,000万円以上のものをいいます（措法42の11の2①、措令27の11の2①）。

(注3) 特定事業用機械等とは、特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物をいいます（措法42の11の2①）。

(注4) 基準取得価額は、特定事業用機械等に係る一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が80億円を超える場合には、80億円にその特定事業用機械等の取得価額がその合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額とされています（措法42の11の2①）。

2 改正の内容

(1) 特別償却割合又は税額控除割合の引上げに係る措置の見直し

① 措置の対象に、その承認地域経済牽引事業について、評価委員会において上記1（注1）(1)①イの観点から先進的であると認められた場合で、かつ、次のいずれにも該当する場合は追加されました（平29.8総務・財務・厚労・農水・経産・国交・環境告1①五イ(2)ロ～ニ）。なお、計画承認日が令和5年4月1日以後である必要があります（平29.8総務・財務・厚労・農水・経産・国交・環境告1①五イ(2)）。

イ 対象事業者の平均付加価値額（前事業年度及び前々事業年度の付加価値額の年平均をいいます。）が50億円以上であること。

ロ 承認地域経済牽引事業が3億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること。

ハ 承認地域経済牽引事業について、減価償却資産を事業の用に供した事業年度から5年間の対象事業の労働生産性の伸び率の年平均が4%以上とすることが見込まれるこ

と及び減価償却資産を事業の用に供した事業年度の翌事業年度から5年間の対象事業の投資収益率の年平均が5%以上となることが見込まれること。

(注1) 付加価値額、労働生産性及び投資収益率の計算方法は、次のとおりとされています（平29.8総務・財務・厚労・農水・経産・国交・環境告1（備考））。

- ・ 付加価値額の計算方法
売上高－費用総額（売上原価の額並びに販売費及び一般管理費の額を合計した金額をいいます。）＋給与総額＋租税公課

- ・ 労働生産性の計算方法

付加価値額／労働者数

- ・ 投資収益率の計算方法

（営業利益＋減価償却費）の増加額／減価償却資産の取得予定価額

(注2) 承認地域経済牽引事業の付加価値額については、地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画のガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）において、承認地域経済牽引事業計画の実施期間の最終年度の単年度で3億円以上の付加価値額の創出が見込まれることが必要とされています（ガイドライン第5・1(5)イB）。なお、地域経済牽引事業計画の実施期間は5年を超えない範囲で定めることとされています（令2.9総務・財務・厚労・農水・経産・国交告2第1イ(2)）、その実施期間が5年に満たない場合においても、3億円以上の付加価値額の創出見込みが必要とされています（ガイドライン第5・1(5)イB）。

② 上記1（注1）(6)④の要件から、上記1（注1）(1)②に該当することの要件が除外されました（平29.8総務・財務・厚労・農水・経産・国交・環境告1①五ニ）。すなわち、上記1（注1）(1)②に該当するものとして主務大臣の確認を受けた場合は、この措置

の適用を受けることはできないことになり
ます。

(2) 主務大臣の確認要件の見直し

① 次の運用の改善が行われました。

イ 各要件の判定において売上高を計算する
場合には、臨時的な需要の変動等による影
響を勘案した計算方法を用いることとされ
ました（ガイドライン第5・1(1)イ①(2)）。

(注) 例えば、臨時的な需要の変動等により
上昇すると見込まれる売上高を用いて各
要件の判定を行った場合は、その上昇分
のみで容易に各要件をクリアしてしまう
ような場面も想定されます。そこで、そ
のような影響はできる限り排除して各要
件の判定を行えるようにとの趣旨で、上
記の改正が行われています。

ロ 先進性に係る要件について、評価委員の
評価精度の向上に向けた措置が講じられ
ました（ガイドライン第5・1(1)イ）。

(注) 先進性を有するかどうかは、有識者、
専門家等の評価委員で構成される評価委
員会において各評価委員の判断を基に決
定されますが、同様の事例の判断に当た
っては、各評価委員による評価のばらつ
きをなくし、一定水準で統一的に判断す
ることも求められるところです。そこで、
これまで先進性が認められないと判断さ
れた事例を集約してガイドラインに掲載
するなど、評価精度向上のための措置が
講じられました。

それぞれの措置の詳細は、下記の（参考
2）をご参照ください。

② 経済施策を一体的に講ずることによる安全
保障の確保の推進に関する法律の規定により
特定重要物資として指定された物資の製造に
係る事業は、上記1（注1）(1)①ロの類型
（サプライチェーン類型）に該当しないもの
として取り扱うこととされました（ガイド
ライン第5・1(1)イ②）。

③ 上記1（注1）(4)の要件について、対象事
業者が取得する予定の減価償却資産の取得予
定価額が、次のイ又はロの対象事業者の区分
に応じそれぞれ次の額の20%以上の額である
こととの要件に見直されました（平29.8総
務・財務・厚労・農水・経産・国交・環境告
1①四、ガイドライン第5・1(4)）。

イ ロの者以外の対象事業者……その対象事
業者の前事業年度における減価償却費の額
（事業年度の期間が1年未満である場合に
あっては、その減価償却費の額を1年当た
りの額に換算した額）

ロ 連結会社である対象事業者……その対象
事業者の前事業年度における減価償却費の
額に、同一の連結の範囲に含まれる他の会
社の前連結会計年度における減価償却費の
額の合計額を加えて得た額（その前連結会
計年度の期間が1年未満である場合にあつ
ては、その加えて得た額を1年当たりの額
に換算した額）

改正前は、一律に対象事業者単体の減価償
却費の額を基礎として要件判定を行っていま
しましたが、改正後は、対象事業者が連結会社
である場合には、同一の連結グループに属する
他の全ての会社の減価償却費の額を加算した
額を基礎として、要件判定を行うことになり
ます。その上で、上記イ及びロのいずれの場
合についても、その減価償却費の額の20%以
上の額の設備投資が、対象事業者単体で必要
になります。

(注1) 連結会社とは、連結財務諸表の用語、
様式及び作成方法に関する規則第2条第
5号に規定する連結会社をいい、前連結
会計年度とは、同条第41号に規定する前
連結会計年度をいいます（平29.8総務・財
務・厚労・農水・経産・国交・環境告1
①四口、ガイドライン第5・1(4)ロ）。

(注2) 対象事業者が上記イ又はロのいずれの
区分に該当するかの判定は、その確認時
で行うこととされています（ガイドライ

ン第5・1(4)(注4))。

(注3) 対象事業者が上記口の者に該当する場合には、対象事業者の確認時の事業年度の前事業年度の減価償却費の額に、その確認時において同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の前事業年度の減価償却費の額の合計額を加えることとなります(ガイドライン第5・1(4)(注5))。なお、同一の連結の範囲に含まれる他の会社が、確認時と前連結会計年度末とで異動がない場合は、前連結会計年度の連結財務諸表の減価償却費の額を用いることも可能とされています(ガイドライン第5・1(4)(注5))。

関係告示及びガイドラインについては、下記の(参考1)及び(参考2)をご参照ください。

(3) 適用期限の延長

制度の適用期限が、令和7年3月31日まで2年延長されました(措法42の11の2①)。

(参考1) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示(平成29年8月総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号)

1 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「法」という。)第25条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準は、同条に規定する主務大臣の確認を受けようとする承認地域経済牽引事業(当該承認地域経済牽引事業を共同して行う場合にあっては、当該承認地域経済牽引事業のうち、当該確認を受けようとする法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者が行うもの。以下「対象事業」という。)が、

第1号から第4号の2まで(当該対象事業が地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものである場合にあっては、次の各号)(当該承認地域経済牽引事業を行う者に地方公共団体が含まれる場合にあっては、第4号を除く。)のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 対象事業を含む承認地域経済牽引事業(以下単に「承認地域経済牽引事業」という。)について、地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針(令和2年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号)第1ト(3)に規定する評価委員会において次のいずれかの観点から先進的であると認められたこと。

(1) 労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることが見込まれること。

(2) 地域における強じんな産業基盤の整備に特に資すると見込まれること。

ロ 承認地域経済牽引事業の実施場所が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号。以下「特定非常災害特別措置法」という。)第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害(以下「特定非常災害」という。)に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物が所在していた区域(対象事業を行う承認地域経済牽引事業者(以下「対象事業者」という。)が当該特定非常災害に基因して災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第90条の2第1項に規定する罹災証明書又は

これに準ずる書類の交付を受けた者である場合には、当該特定非常災害についての特定非常災害特別措置法第7条の政令で定める地区)内であり、かつ、当該承認地域経済牽引事業に係る法第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画の同条第4項又は第7項の規定による承認を受けた日(以下「計画承認日」という。)が、当該特定非常災害に係る特定非常災害特別措置法第2条第1項の特定非常災害発生日から起算して1年を経過していないこと。

二 計画承認日以降5年を経過する日までの期間を含む事業年度において見込まれる当該承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高の伸び率が百分率で表した値が、0を上回り、かつ、過去5事業年度における当該商品又は役務に係る市場の規模の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回ること。

三 対象事業に係る法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画(以下「計画」という。)に定められた施設又は設備を構成する法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第23号に規定する減価償却資産(以下単に「減価償却資産」という。)の取得予定価額の合計額が2,000万円以上であること。

四 対象事業者が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額が、次のイ又はロに掲げる対象事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額の100分の20以上の額であること。

イ ロに掲げる者以外の対象事業者
当該対象事業者の前事業年度における減価償却費の額(事業年度の期間が1年未満である場合にあっては、当該減価償却費の額を1年当たりの

額に換算した額)

ロ 連結会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第2条第5号に規定する連結会社をいう。)である対象事業者 当該対象事業者の前事業年度における減価償却費の額に、同一の連結の範囲に含まれる他の会社の同条第41号に規定する前連結会計年度における減価償却費の額の合計額を加えて得た額(当該前連結会計年度の期間が1年未満である場合にあっては、その加えて得た額を1年当たりの額に換算した額)

四の二 法第25条に規定する確認に係る申請(以下「確認申請」という。)について、当該確認申請に係る対象事業者と同一の者が実施する他の計画であって、当該確認申請に係る計画と同一の都道府県知事又は主務大臣が承認したもの(当該確認申請前に当該他の計画に係る法第2条第1項に規定する地域経済牽引事業が法第25条に基づく主務大臣の確認を受けたものに限る。以下「旧計画」という。)がある場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ 確認申請時に旧計画の実施期間が終了していること。

ロ 旧計画について、労働生産性の伸び率及び投資収益率が一定水準以上であったこと。

五 計画承認日が平成31年4月1日以後である場合にあって、次のいずれにも該当すること。

イ 次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 対象事業者の付加価値額増加率(前事業年度の付加価値額(事業年度の期間が1年未満である場合にあっては1年当たりの金額に換算

した金額とし、0以下である場合にあっては1円とする。以下同じ。）から前々事業年度の付加価値額を控除した金額の当該前々事業年度の付加価値額に対する割合をいう。）が100分の8以上であること。

- (2) 計画承認日が令和5年4月1日以後である場合であって、対象事業者の平均付加価値額（前事業年度及び前々事業年度の付加価値額の年平均をいう。）が50億円以上であり、かつ、承認地域経済牽引事業が3億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること。

ロ 承認地域経済牽引事業について、減価償却資産を事業の用に供した事業年度から5年間の労働生産性の伸び率の年平均が100分の4以上となることが見込まれること。

ハ 承認地域経済牽引事業について、減価償却資産を事業の用に供した事業年度の翌事業年度から5年間の投資収益率の年平均が100分の5以上となることが見込まれること。

ニ 承認地域経済牽引事業について、第1号イに規定する評価委員会において同号イ(1)の観点から先進的であると認められたこと。

2 主務大臣は、承認地域経済牽引事業者（承認地域経済牽引事業を共同して行う場合にあっては、法第13条第1項に規定する代表者。以下同じ。）から確認申請を受けた場合であって、対象事業が前項の基準に適合すると認めるときは、当該承認地域経済牽引事業者に対し、様式による確認書を交付するものとする。

（備考）

この告示における付加価値額、労働生産性及び投資収益率の計算方法は、次のとおりとする。

りとする。

1 付加価値額の計算方法

売上高－費用総額（売上原価の額並びに販売費及び一般管理費の額を合計した金額をいう。）＋給与総額＋租税公課

2 労働生産性の計算方法

付加価値額／労働者数

3 投資収益率の計算方法

（営業利益＋減価償却費）の増加額／減価償却資産の取得予定価額

（参考2） 地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画のガイドライン

第5 法第25条に基づく確認について

承認地域経済牽引事業の法第25条に基づく確認に当たっては、次の事項に留意すること。

1 法第25条に基づく確認の基準

承認地域経済牽引事業（当該承認地域経済牽引事業を共同して行う場合にあっては、当該承認地域経済牽引事業のうち、当該確認を受けようとする承認地域経済牽引事業者が行うもの。以下「対象事業」という。）が、次の(1)～(4)の2（当該対象事業が地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものである場合にあっては、(1)～(5)（当該承認地域経済牽引事業を行う者に地方公共団体が含まれる場合にあっては、(4)を除く。）のいずれにも該当することとする。

また、個人が対象事業を行う場合、(1)、(2)、(4)及び(5)における「事業年度」については「暦年（1月1日から12月31日までの1年間）」として扱うものとする。

(1) 次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 先進性に関する基準（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣

が定める基準等に関する告示（以下「告示」という。）第1項第1号イについて）

対象事業を含む承認地域経済牽引事業（以下「第5 承認地域経済牽引事業の法第25条に基づく確認について」において「承認地域経済牽引事業」という。）について、基本方針に規定する評価委員会（別添1の地域経済牽引事業計画先進性評価委員会設置要綱により設置される地域経済牽引事業計画先進性評価委員会）において先進的であると認められていること。

評価に当たっては、評価を行った委員のうち半数以上が、以下のいずれかの項目で先進性を有すると評価した場合には、評価委員会として、当該承認地域経済牽引事業を先進的であると認めることとする。

A 開発又は生産をする製品の先進性

同業他社に普及していない技術等を活用した製品や、既存技術等を活用しつつも（潜在的な）顧客ニーズ等に対応した新たな製品を開発又は生産する事業をいう。

※ 先端技術を活用した製品（革新的な新素材）、既存技術の組合せや既存製品の用途の変化等により新たな顧客層の獲得や市場を創造する製品等が挙げられる。

B 開発又は提供する役務の先進性

同業他社に普及していない技術等を活用したサービスや、既存技術等を活用しつつも（潜在的な）顧客ニーズ等に対応した新たなサービスを開発又は提供する事業をいう。

※ 第4次産業革命等の先端技術

を活用したサービス（自動走行技術による運送サービスやロボット技術を活用したサービス等）や、複数サービスの組合せや既存サービスの性能の変化（低価格化、高品質化）等により新たな顧客層の獲得や市場を創造するサービス等が挙げられる。

C 製品の生産又は販売の方式の先進性

同業他社の一般的な方式とは異なる生産方式を含む事業、同業他社の一般的な方式とは異なる販売方式を含む事業をいう。

※ 生産量や生産速度が大きく向上する方式の導入や、ブランディング戦略や新たな販売方式の導入により、これまで当該製品の主な顧客層ではなかった顧客層を開拓する事業（地域商社による新興国市場開拓等）等が挙げられる。

D 役務の提供の方式の先進性

同業他社の一般的な提供方式とは異なる提供方式を含む事業をいう。

※ 新たな提供方式を導入し、利便性の向上等を図ることで、これまで当該サービスの主な顧客層ではなかった顧客層を開拓する事業等が挙げられる。

また、特に、外国企業が、海外の革新的な技術や生産方式等を促進区域に導入して地域経済牽引事業を実施する場合には、一定程度の先進性が認められる可能性が高いと考えられる。

なお、次に該当する承認地域経済牽引事業については、原則として、先進性は認められないものとする。

- a 同業他社における類似の製品、役務、製品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式が、既に日本国内で相当程度普及している場合（ロボット・センサーの導入や特定の建築技術を用いるものなど、一見して製品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式に先進性があるようにみえる事業であっても、それが日本国内で既に相当程度普及している場合を含む。）
- b 単に自社の老朽化等をした既存工場の事業の生産能力を高めるために、製品、役務、製品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式を変更せずに、工場等を新設して行う事業である場合
- c 当該事業に用いる技術、販売の方式又は役務の提供の方式が、比較的容易に模倣できるようなものを用いている場合（例えば、特定の建築技術を用いた設計・建築について、特徴的な技術であっても、同業他社が容易に模倣できるようなものを用いている場合）

上記 a～c の先進性が認められないものの例を踏まえつつ、最終的には評価委員の判断で先進性の有無を評価することとなるが、次の①又は②を満たした場合には、一定程度の先進性が認められる。次の①又は②を満たさない場合には、評価委員会の判断によらず、本基準を満たさないものとして取り扱うこととする。

なお、先進性評価委員の先進性評価の補助を目的に、経済産業省にて委託事業を措置している。

① 労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることが見込まれること。

i. 労働生産性の伸び率

承認地域経済牽引事業について、

C 製品の生産又は販売の方式の先進性

D 役務の提供の方式の先進性

を判断する場合には、当該承認地域経済牽引事業の労働生産性の伸び率が一定水準以上となることが見込まれることを確認する。

具体的には、承認地域経済牽引事業に係る地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法第2条第23号に規定する減価償却資産（以下単に「減価償却資産」という。）を事業の用に供した日の属する事業年度以降の5事業年度の労働生産性の伸び率の平均値（幾何平均値）を百分率で表した値が4以上となることが見込まれる場合とする。なお、承認地域経済牽引事業者全体ではなく、承認地域経済牽引事業に係る事業単位で算出するものとする。

各事業年度の労働生産性の伸び率は次の計算式で計算することとする。

$$(X_1/Y_1) / (X_2/Y_2)$$

X₁：当該事業年度における付加価値額

Y₁：当該事業年度における労働者数

X₂：前事業年度における付加価値額

Y₂：前事業年度における労働者数

付加価値額の算定に当たっては、地域経済牽引事業計画に記載する付加価値創出額の算定と同様、次

の計算式を用いることとする。

付加価値額 = 売上高 - 費用総額 +
給与総額 + 租税公課

費用総額 = 売上原価 + 販売費及び
一般管理費

なお、事業年度の期間が1年未満である場合には、付加価値額を1年当たりの金額に換算した値を用いる。例えば、事業年度の期間が7ヵ月間であった場合には上記の計算式で計算した付加価値額に、12/7を乗じた数とする。

付加価値額がゼロ以下となる場合には、当該付加価値額を計算の便宜上1円として計算する。

また、売上高（売上数量・売上単価）の計算において、臨時的な需要の変動等による売上数量・売上単価の変動がある場合には、その臨時的な需要の変動等による影響を取り除いた数値で計算することとする。例えば、変動前に取引先と合意した売上数量・売上単価を基礎として計算する方法など、需要の変動等による影響を勘案した方法を用いることが考えられる。なお、ii. 投資収益率についても同様の考え方とする。

上記の各事業年度の労働生産性の伸び率の計算式及び付加価値額の算定の考え方は、(4の2)及び(5)において同じとする。

ii. 投資収益率

承認地域経済牽引事業について、

A 開発又は生産をする製品の先進性

B 開発又は提供する役務の先進性

を判断する場合には、当該承認地域経済牽引事業の投資収益率が一

定水準以上となることを見込まれることを確認する。

具体的には、減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度の翌事業年度以降の5事業年度の投資収益率の平均値を百分率で表した値が5以上となることを見込まれる場合とする。なお、承認地域経済牽引事業者全体ではなく、承認地域経済牽引事業に係る事業単位で算出するものとする。

各事業年度の投資収益率は次の計算式で計算することとする。

$$(Z + W) / V$$

Z：当該事業年度における営業利益の増加額

W：当該事業年度における減価償却費の増加額

V：減価償却資産の取得予定価額

上記の各事業年度の投資収益率の算定の考え方は、(4の2)及び(5)において同じとする。

- ② 地域における強じんな産業基盤の整備に特に資すると見込まれること。(サプライチェーン類型)

具体的には、承認地域経済牽引事業について、以下のi.からiii.までの全てに該当すること。

※ ただし、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金の採択を受けた事業又は経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の規定により特定重要物資として指定された物資の製造に係る事業については、本類型に該当しないものとして取り扱うこととする。

i ~ iii 省略

ロ 省略

(2) 売上高に関する基準（告示第1項第2号について）

計画承認日以降5年を経過する日までの期間を含む事業年度において見込まれる当該承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、0を上回り、かつ、過去5事業年度における当該商品又は役務に係る市場の規模の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回ること。

売上高の伸び率は次の計算式で計算することとする。

$$(a - b) / b$$

a：計画承認日から5年を経過した日を含む事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高

b：計画承認日を含む事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高

市場の規模の伸び率は次の計算式で計算することとする。

$$(c - d) / d$$

c：計画承認日の1年前の日を含む事業年度の当該商品又は役務に係る市場の規模

d：計画承認日の6年前の日を含む事業年度の当該商品又は役務に係る市場の規模

例えば、過去5年間の市場の規模の伸び率が2%だった場合には、当該承認地域経済牽引事業を行うことで見込まれる商品又は役務の売上高の伸び率は、7%以上でなければならない。

なお、計画承認日を含む事業年度において売上高が見込まれない場合には、次の計算式で計算することとする。

$$(a - b') / b' \times \{5 / (5 - e)\}$$

a：計画承認日から5年を経過した

日を含む事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高

b'：当該商品又は役務の売上が最初に見込まれる事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高

e：計画承認日を含む事業年度から当該商品又は役務の売上が最初に見込まれる事業年度までに経過した年度の数

また、売上高（売上数量・売上単価）の計算において、臨時的な需要の変動等による売上数量・売上単価の変動がある場合には、その臨時的な需要の変動等による影響を取り除いた数値で計算することとする。例えば、変動前に取引先と合意した売上数量・売上単価を基礎として計算する方法など、需要の変動等による影響を勘案した方法を用いることが考えられる。

(3) 省 略

(4) 取得予定価額と減価償却費の比率に関する基準（告示第1項第4号について）

対象事業者が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額が、次のイ又はロに掲げる対象事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額の100分の20以上の額であること。

イ ロに掲げる者以外の対象事業者
当該対象事業者の前事業年度における減価償却費の額（事業年度の期間が1年未満である場合にあっては、当該減価償却費の額を1年当たりの額に換算した額）

ロ 連結会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第5号に規定する連結会社をいう。）である対象事業者 当該対象事

業者の前事業年度における減価償却費の額に、同一の連結の範囲に含まれる他の会社の同条第41号に規定する前連結会計年度における減価償却費の額の合計額を加えて得た額（当該前連結会計年度の期間が1年未満である場合にあっては、その加えて得た額を1年当たりの額に換算した額）

(注1) 取得予定価額を計算する際には、課税の特例の対象となる機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物だけでなく、法人税法第2条第23号に規定されている減価償却資産（工具、船舶、ソフトウェア等）を全て合算する。

(注2) 複数の事業者が共同で行う事業において、当該基準を満たさない事業者がいた場合には、当該基準を満たす事業者のみが確認の対象となる。

(注3) 減価償却資産の取得が複数年度にわたる場合であっても、事業の確認を行う事業年度の前事業年度における減価償却費の額をもって判断する。

(注4) 対象事業者が上記イ又はロのいずれの区分に該当するかの判定は、その確認時で行う。また、その判定に当たっては、対象事業者がグループ通算制度を採用しているかどうかは考慮しない。

(注5) 対象事業者が上記ロに掲げる者に該当する場合について、対象事業者の確認時の事業年度の前事業年度の減価償却費の額に、その確認時において同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の前事業年度の減価償却費の

額の合計額を加えることとする。なお、同一の連結の範囲に含まれる他の会社が、確認時と前連結会計年度末とで異動がない場合は、前連結会計年度の連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項に規定する連結財務諸表をいう。）の減価償却費の額とすることも可能とする。

(4の2) 省 略

(5) 付加価値額増加率等に関する基準（告示第1項第5号について）

計画承認日が平成31年4月1日以後である場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ 次のA又はBのいずれかに該当すること。

A 対象事業者の付加価値額増加率（前事業年度における付加価値額から前々事業年度における付加価値額を控除した金額の当該前々事業年度における付加価値額に対する割合）を百分率で表した値が8以上であること。

付加価値額増加率は、次の計算式で計算することとする。

$$(a - b) / b$$

a：前事業年度における付加価値額

b：前々事業年度における付加価値額

B 計画承認日が令和5年4月1日以後である場合であって、対象事業者の平均付加価値額（前事業年度及び前々事業年度の付加価値額の年平均をいう。）が50億円以上であり、かつ、承認地域経済牽引事業が3億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであるこ

と。

平均付加価値額は、次の計算式で計算することとする。

$$(a + b) / 2$$

a：前事業年度における付加価値額

b：前々事業年度における付加価値額

承認地域経済牽引事業の付加価値額については、実施期間の最終年度の単年度に創出される付加価値額から、承認地域経済牽引事業の開始前の付加価値額を控除した付加価値額が3億円以上であると見込まれることとする。なお、実施期間が5年に満たない場合においても、3億円以上の付加価値額の創出見込みが必要となる。

ロ 承認地域経済牽引事業の労働生産性の伸び率を百分率で表した値が4以上となることを見込まれること。

具体的には、減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度以降の5事業年度の労働生産性の伸び率の平均値（幾何平均値）を百分率で表した値が4以上となることを求める。なお、承認地域経済牽引事業

者全体ではなく、承認地域経済牽引事業に係る事業単位で算出するものとする。

ハ 承認地域経済牽引事業の投資収益率を百分率で表した値が5以上となることを見込まれること。

具体的には、減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度の翌事業年度以降の5事業年度の投資収益率の平均値を百分率で表した値が5以上となることを求める。なお、承認地域経済牽引事業者全体ではなく、承認地域経済牽引事業に係る事業単位で算出するものとする。

ニ 承認地域経済牽引事業について、(1)イ①の観点から先進的であると認められたこと（(1)イ②の観点から先進的であると認められた場合又は(1)ロに該当することは、告示第1項第5号の要件には該当しないものとして取り扱うこととする。）。

2 省 略

3 適用関係

上記2(1)及び(2)の改正は、令和5年4月1日から施行されています（令5.3総務・財務・厚労・農水・経産・国交・環境告1附則）。

四 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度

1 改正前の制度の概要

この制度は、中小企業者等が、平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に、特定経営力向上設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又は特定経営力向上設備等の製作若しくは建設をして、これを国内にあるその中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、その指定事業の用に供した日を

含む事業年度において、その特定経営力向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額の特別償却（即時償却）とその取得価額の7%（中小企業者等のうち資本金の額又は出資金の額が3,000万円以下の法人等がその指定事業の用に供したその特定経営力向上設備等については、10%）相当額の税額控除との選択適用ができるというものです（措法42の12の4①②）。

税額控除の適用を受ける場合における控除を受

ける金額は、中小企業投資促進税制における税額控除と合計して当期の調整前法人税額の20%相当額を上限とすることとし、税額控除限度超過額については1年間の繰越しができることとされています（措法42の12の4②～④）。

ただし、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この制度の適用を受けることはできません（措法42の12の4①～③）。

（注1） 中小企業者等とは、中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するものを除きます。）又は農業協同組合等若しくは商店街振興組合で、青色申告書を提出するものうち、中小企業等経営強化法第17条第1項の認定（以下「認定」といいます。）を受けた同法第2条第6項に規定する特定事業者等（産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）附則第9条第2項の規定により特定事業者等とみなされるものを含みます。）に該当するものをいいます（措法42の12の4①、措令27の12の4①）。

（注2） 中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人のうち次の法人以外の法人（受託法人を除きます。）又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人（受託法人及びその法人が通算親法人である場合における③の法人を除きます。）をいいます（措法42の4⑯七、措令1の2③、27の4⑳）。

(1) その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除きます。以下同じです。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人

なお、大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人又は次の法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

① 大法人（次の法人をいいます。以下同

じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

イ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

ロ 保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 受託法人

② 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（上記①の法人を除きます。）

(2) 上記(1)の法人のほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人

(3) 他の通算法人のうちいずれかの法人が次の法人に該当せず、又は受託法人に該当する場合における通算法人

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち上記(1)及び(2)の法人以外の法人

② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

（注3） 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得の金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（設立後3年を経過していないこと、既に基準年度の所得に対する法人税の額につき欠損金の繰戻しによる還付制度の適用があったこと、基準年度において合併、分割又は現物出資が行われたこと等の事由がある場合には、その計算した金額につきその事由の内容に応じ調整を加えた金額となります。）が15億円を超える法人をいいます。

す（措法42の4⑨八）。

(注4) 通算適用除外事業者とは、通算法人である法人の各事業年度終了の日においてその通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者として該当する場合におけるその通算法人である法人をいいます（措法42の4⑨八の二）。

(注5) 農業協同組合等とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会をいいます（措法42の4⑨九）。

(注6) 特定経営力向上設備等とは、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに一定のソフトウェアで、経営力向上設備等に該当するもののうち次の減価償却資産の区分に応じそれぞれ次の規模のものをいいます（措法42の12の4①、措令27の12の4②③）。

- (1) 機械及び装置……1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- (2) 工具、器具及び備品……1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの
- (3) 建物附属設備……一の建物附属設備の取得価額が60万円以上のもの
- (4) ソフトウェア……一のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの

(注7) 経営力向上設備等とは、中小企業等経営強化法第17条第3項に規定する経営力向上設備等をいい、中小企業等経営強化法施行規則第16条第2項に規定する経営力向上に著しく資する設備等で、その中小企業者等のその認定に係る同法第17条第1項に規定する経営力向上計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定（以下「変更の認定」といいます。）があったときは、その変更後のもの）に記載さ

れたものに限ることとされています（措法42の12の4①、措規20の9①）。

(注8) 指定事業とは、中小企業投資促進税制（措法42の6①）の指定事業をいいます（措法42の12の4①）。

2 改正の内容

(1) 適用期限の延長等

① 適用期限の延長

制度の適用期限が、令和7年3月31日まで2年延長されました（措法42の12の4①）。

② 経過措置の終了に伴う改正

適用期限の延長及び産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）附則第9条第2項の規定により特定事業者等とみなされる措置におけるそのみなされる期間が令和5年3月31日をもって終了することに伴い、本制度の対象からそのみなされる者が除外されました（措法42の12の4①、旧措令27の12の4①）。

(2) その他関係法令の改正

中小企業等経営強化法施行規則が改正され、対象資産から、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除きます。）の用に供する設備等でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものが除外されました（中小企業等経営強化法施行規則16②）。

(注1) コインランドリー業とは、洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備（共同洗濯設備として病院、寄宿舎その他の施設内に設置されているものを除きます。）を設け、これを公衆に利用させる事業をいいます（中小企業等経営強化法施行規則16②）。

(注2) 上記の対象資産から除外される資産が仮に経営力向上計画に記載されていたとしても、その資産は対象資産には該当しません。

(注3) 関係法令については、下記の（参考）をご参照ください。

(参考) 中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）

（経営力向上設備等の要件）

第16条 省 略

2 前項の設備等のうち、経営力向上に著しく資する設備等は、コインランドリー業（洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備（共同洗濯設備として病院、寄宿舎その他の施設内に設置されているものを除く。）を設け、これを公衆に利用させる事業をいう。）又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する設備等でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの以外の設備等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一～四 省 略

年4月1日以後に指定事業の用に供する特定経営力向上設備等について適用し、中小企業者等が同日前に指定事業の用に供した特定経営力向上設備等については、従前どおりとされています（改正法附則40）。

(2) 上記2(2)の改正は、中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する特定事業者等が令和5年4月1日以後に受ける認定（変更の認定を含みます。以下同じです。）のうち同日以後に申請がされるものに係る同法第17条第1項に規定する経営力向上計画に記載された経営力向上設備等について適用し、同法第2条第6項に規定する特定事業者等が、同日前に受けた認定及び同日以後に受ける認定のうち同日前に申請がされたものに係る同法第17条第1項に規定する経営力向上計画に記載された経営力向上設備等については、従前どおりとされています（改正中小企業等経営強化法施行規則附則4）。

3 適用関係

(1) 上記2(1)②の改正は、中小企業者等が令和5

五 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除制度（デジタルトランスフォーメーション投資促進税制・カーボンニュートラルに向けた投資促進税制）

1 改正前の制度の概要

この制度は、次の(1)及び(2)によって構成されています。

(1) デジタルトランスフォーメーション投資促進税制

① 事業適応設備に係る措置

この措置は、青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法の認定事業適応事業者であるものが、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号。以下「産競法等改正法」といいます。）の施行の日（令和3年8月2日）から令和5年3月31日までの間に、情報技術事業適応の用に供する

ために特定ソフトウェアの新設若しくは増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用（繰延資産となるものに限ります。以下同じです。）を支出する場合において、その新設若しくは増設に係る特定ソフトウェア並びにその特定ソフトウェア若しくはその利用するソフトウェアとともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品（主として産業試験研究の用に供される一定のものを除きます。以下「情報技術事業適応設備」といいます。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものの取得又は情報技術事業適応設備の製作をして、その法人の事業の用に供したときは、その事業の用に供

した日を含む事業年度において、その情報技術事業適応設備の取得価額（下記②の措置の対象となる資産と合計して300億円が上限とされています。）の30%相当額の特別償却とその取得価額の3%（情報技術事業適応のうち産業競争力の強化に著しく資する一定のもの用に供する資産については、5%）相当額の税額控除との選択適用ができるということです（措法42の12の7①④）。

税額控除の適用を受ける場合における控除を受ける金額は、下記②の措置の税額控除及び下記(2)の制度の税額控除と合計して当期の調整前法人税額の20%相当額を上限とすることとされています（措法42の12の7④後段）。

ただし、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この措置の適用を受けることはできません（措法42の12の7①④）。

（注） 情報技術事業適応とは、産業競争力強化法第21条の16第2項に規定する認定事業適応計画に従って実施される同法第21条の28第2項に規定する情報技術事業適応をいいます（措法42の12の7①）。

② 事業適応繰延資産に係る措置

この措置は、青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法の認定事業適応事業者であるものが、産競法等改正法の施行の日（令和3年8月2日）から令和5年3月31日までの間に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出した場合には、その支出した日を含む事業年度において、その支出した費用に係る繰延資産の額（上記①の措置の対象となる資産と合計して300億円が上限とされています。）の30%相当額の特別償却とその繰延資産の額の3%（情報技術事業適応のうち産業競争力の強化に著しく資する一定のものを実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用に係る繰延資産については、5%）相当額の税額控除との選択適用ができるという

ものです（措法42の12の7②⑤）。

税額控除の適用を受ける場合における控除を受ける金額は、上記①の措置の税額控除及び下記(2)の制度の税額控除と合計して当期の調整前法人税額の20%相当額を上限とすることとされています（措法42の12の7⑤後段）。

ただし、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この措置の適用を受けることはできません（措法42の12の7②⑤）。

(2) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

この制度は、青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法の認定事業適応事業者（その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にその計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として生産工程効率化等設備等を導入する旨の記載があるものに限ります。）であるものが、産競法等改正法の施行の日（令和3年8月2日）から令和6年3月31日までの間に、その計画に記載された生産工程効率化等設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又はその計画に記載された生産工程効率化等設備等の製作若しくは建設をして、その法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、その生産工程効率化等設備等の取得価額（500億円が上限とされています。）の50%相当額の特別償却とその取得価額の5%（その生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資する一定のものについては、10%）相当額の税額控除との選択適用ができるということです（措法42の12の7③⑥）。

税額控除の適用を受ける場合における控除を受ける金額は、上記(1)の制度の税額控除と合計して当期の調整前法人税額の20%相当額を上限とすることとされています（措法42の12の7⑥後段）。

ただし、合併による解散以外の解散の日を含

む事業年度及び清算中の各事業年度は、この措置の適用を受けることはできません（措法42の12の7③⑥）。

（注1） 認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画とは、産業競争力強化法第21条の16第2項に規定する認定事業適応計画のうち、同法第21条の13第2項第3号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関するものをいいます（措法42の12の7③）。

（注2） 生産工程効率化等設備等とは、産業競争力強化法第2条第13項に規定する生産工程効率化等設備又は同条第14項に規定する需要開拓商品生産設備をいいます（措法42の12の7③）。

2 改正の内容

(1) 適用期限の延長等

① 適用期限の延長

上記1(1)のデジタルトランスフォーメーション投資促進税制の適用期限が、令和7年3月31日まで2年延長されました（措法42の12の7①）。

② 従前の認定に基づく資産の除外

下記(2)の見直しが行われたことを踏まえ、次の資産が上記1(1)のデジタルトランスフォーメーション投資促進税制の対象資産から除外されました（措法42の12の7⑨）。

イ 令和5年4月1日前に認定の申請がされた認定事業適応計画（同日以後に変更の認定の申請がされた場合において、その変更の認定があったときは、その変更後のものを除きます。）に従って実施される情報技術事業適応の用に供する情報技術事業適応設備で同日以後に取得又は製作をされたもの

ロ 令和5年4月1日前に認定の申請がされた認定事業適応計画（同日以後に変更の認定の申請がされた場合において、その変更の認定があったときは、その変更後のものを除きます。）に従って実施される情報技術事業適応を実施するために利用するソフ

トウェアのその利用に係る費用で同日以後に支出されたものに係る繰延資産

(2) その他関係法令の改正

国際的な競争力の強化に資するDXを促し、成長性の高い海外市場を獲得する取組に重点化するため、生産性の向上又は需要の開拓に特に資する基準及び事業適応計画の認定要件が次のとおり見直されました。

① 生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準の見直し

産業競争力強化法第21条の28の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準（令和3年7月内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第8号）について、次の見直しが行われました。

イ 認定事業適応計画に従って行う事業の全部又は一部の変更により、計画開始年度から計画終了年度までのいずれかの事業年度におけるその認定事業適応計画に係る商品又は役務の売上高の額を、比較対象期間におけるその認定事業適応事業者の行う全ての事業の売上高の額（その認定事業適応事業者が連結会社である場合には、その連結売上高の額）の合計額で除して得た値が、10%以上となることが、要件に追加されました（令3.7内閣・総務・財務・文科・厚労・農水・経産・国交・環境告8一）。

なお、比較対象期間とは、平成31年2月1日から令和2年1月31日までの間に最初に終了する事業年度までの5事業年度をいいます。

ロ 計画終了年度において、新商品又は新たな役務の売上高の額の合計額のうち海外売上高の額の占める割合が、比較対象期間におけるその認定事業者が行う全ての事業の売上高の額（その認定事業適応事業者が連結会社である場合には、その連結売上高

の額)のうち海外売上高の額の占める割合の平均値(以下「基準値」といいます。)と2分の1との平均値(基準値が2分の1を超える場合は、2分の1)を超えるものであることが、要件に追加されました(令3.7内閣・総務・財務・文科・厚労・農水・経産・国交・環境告8二)。

ハ 総資産利益率が一定程度向上すること又は認定事業適応計画に係る商品若しくは役務の売上高の額が一定程度向上することとの要件が除外されました(令3.7内閣・総務・財務・文科・厚労・農水・経産・国交・環境告8日一)。

ニ 投資収益率が一定以上となるものであること、製造原価を一定程度低減させるものであること又は販売費の額等を一定程度低減させるものであることとの要件が除外されました(令3.7内閣・総務・財務・文科・厚労・農水・経産・国交・環境告8日二)。

ホ 情報処理の促進に関する法律の規定に基づく認定(いわゆるDX認定)を受けた者が行う情報技術事業適応であることとの要件について、その認定は令和4年12月1日以後に受けたものに限ることとされました(令3.7内閣・総務・財務・文科・厚労・農水・経産・国交・環境告8五)。

② 計画の実施期間の見直し

計画の実施期間が最長10年(改正前:5年)とされました(産競法施行規則11の2⑤)。

(注) 関係法令については、下記の(参考1)から(参考3)までをご参照ください。

(参考1) 産業競争力強化法施行規則(平成30年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号)
(事業適応計画の認定の申請)

第11条の2 法第21条の15第1項の規定により事業適応計画の認定を受けようとする事業者(次条第1項及び第2項におい

て「申請者」という。)は、様式第18による認定申請書(以下この条において「認定申請書」という。)を、主務大臣に提出しなければならない。

2~4 省略

5 第1項の認定の申請に係る事業適応計画の実施期間は、5年を超えないものとする。ただし、法第21条の28に規定する課税の特例に係る情報技術事業適応に関する計画の実施期間は10年を超えないものとし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の実施期間は10年以上とする。

(参考2) 事業適応の実施に関する指針(令和3年7月財務省、経済産業省告示第6号)

1 事業適応の促進の意義及び目標その他の事業適応に関する基本的事項

一 省略

二 事業適応による生産性の向上又は需要の開拓に関する目標の設定に関する事項

イ 省略

ロ 情報技術事業適応

① 情報技術事業適応による生産性の向上に関する目標

省略

② 情報技術事業適応による新たな需要の開拓に関する目標

計画終了年度における情報技術事業適応を実施する事業者単位の計算において、次のいずれかとする。

(1) 事業適応に係る商品又は役務の売上高の伸び率を百分率で表した値(当該値が正の値である場合に限る。)が、過去5事業年度における当該商品又は当該役務が属する業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値から3以上上回ること。

(2) 産業競争力強化法第21条の28

の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準（令和3年度内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第8号。以下「情報技術事業適応特例基準」という。）第1号に規定する具体的な指標を達成すること。

ハ 省 略

三 省 略

2 事業適応の内容に関する事項

一 事業適応の定義に関する事項

イ～ハ 省 略

ニ 情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの

法第2条第12項第2号の情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うものとは、次のいずれにも該当するものをいうものとする。

① 次に掲げるいずれかの取組類型に該当すること。ただし、情報技術事業適応特例基準第2号に該当する場合は、この①に該当するものとする。

(1)～(3) 省 略

②・③ 省 略

ホ 省 略

二 省 略

3～6 省 略

(参考3) 産業競争力強化法第21条の28の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準（令和3年7月内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第8号）

産業競争力強化法（以下「法」という。）第21条の28の規定に基づく生産性の

向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準は、同条に規定する主務大臣の確認を受けようとする認定事業適応事業者が、当該確認を受けたことがない者（通算親法人（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第2条第2項第10号の4に規定する通算親法人をいう。）又は当該通算親法人との間に通算完全支配関係（同項第10号の7に規定する通算完全支配関係をいう。以下同じ。）がある通算子法人（同項第10号の5に規定する通算子法人をいう。）で、認定事業適応事業者であるもの（以下それぞれ「認定通算親法人」又は「認定通算子法人」という。）については、認定通算親法人又は認定通算子法人（以下「認定通算親法人等」という。）及び当該認定通算親法人等との間に通算完全支配関係がある他の認定通算親法人又は認定通算子法人が当該確認を受けたことがない者である場合における当該認定通算親法人等）又は当該確認を受けた情報技術事業適応に関する認定事業適応計画の変更に伴い改めて法第21条の28に規定する主務大臣の確認を受けようとする者であって、その者が認定事業適応計画に従って行う情報技術事業適応が、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。なお、この告示において使用する用語は、法及び産業競争力強化法施行規則（平成30年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号）において使用する用語の例による。

一 当該認定事業適応計画に従って行う事業の全部又は一部の変更（次号に掲げるものに限る。）により、当該認定事業適応計画の実施期間の開始の日の属する事業年度（第3号において「計画開始年度」という。）から当該認定事業

適応計画の実施期間の終了の日の属する事業年度（次号において「計画終了年度」という。）までのいずれかの事業年度における当該認定事業適応計画に係る商品又は役務の売上高の額を当該事業年度の月数で除し、これに12を乗じて計算した額を、平成31年2月1日から令和2年1月31日までの間に最初に終了する事業年度（以下この号において「起算年度」という。）の初日の前日から起算して4年前の日以後に開始する最初の事業年度から起算年度までの間（以下この号及び次号において「比較対象期間」という。）の各事業年度における当該認定事業適応事業者の行う全ての事業の売上高の額（当該認定事業適応事業者が連結会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2条第5号に規定する連結会社をいう。以下この号及び第3号において同じ。）である場合は、その連結売上高の額。次号において同じ。）の合計額を比較対象期間の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した額で除して得た値（以下この号において「売上高比率」という。）が、10分の1以上となること（同一の連結の範囲に含まれる連結会社でない複数の事業者が共同で事業適応計画の認定を受けた場合は、各認定事業適応事業者の売上高比率がそれぞれ10分の1以上となること。ただし、課税の特例の適用を受けようとする認定事業適応事業者の当該認定事業適応計画に従って行う行為が、当該認定事業適応計画に係る情報技術事業適応の用に供する設備の取得又は製作及び当該設備の管理又は運用のみである場合は、当該認定事業適応事業者を除く。）が見込まれること。

二 当該認定事業適応計画に従って行う情報技術事業適応の内容が、次に掲げる要件を満たすものであること（複数の事業者が共同で事業適応計画の認定を受けた場合は、各認定事業適応事業者が当該認定事業適応計画に従って行う情報技術事業適応の内容が、それぞれ次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、課税の特例の適用を受けようとする認定事業適応事業者の当該認定事業適応計画に従って行う行為が、当該認定事業適応計画に係る情報技術事業適応の用に供する設備の取得又は製作及び当該設備の管理又は運用のみである場合は、当該認定事業適応事業者を除く。）が見込まれること。

イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供を行うものであること。

ロ 計画終了年度において、当該新商品又は当該新たな役務の売上高の額の合計額のうち本邦以外の国又は地域における売上高（以下この号において「海外売上高」という。）の額の占める割合が、比較対象期間の各事業年度における当該認定事業者が行う全ての事業の売上高の額のうち海外売上高の額の占める割合の平均値（以下この号において「基準値」という。）と2分の1との平均値（基準値が2分の1を超える場合は2分の1）を超えるものであること。

三・四 省略

五 令和4年12月1日以後に情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第31条（同法第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定を受けた者が行う情報技術事業適応であること。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)②の改正は、法人の令和5年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用することとされています（改正法附則41）。
- (2) 上記2(2)①の改正について、産業競争力強化法第21条の28第2項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準の一部を改正する告示（令和5年3月内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号）の施行の際現にされている認定の申請及び変更の認定の申請に係る事業適応計画については、従前どおりとされています（令5.3内閣・総務・財務・文科・厚労・農水・経産・国交・環境告1附則2）。
- (注) 上記告示は、令和5年4月1日から施行されています（令5.3内閣・総務・財務・文科・厚労・農水・経産・国交・環境告1附則1）。
- (3) 上記2(2)②の改正は、令和5年4月1日から施行されています（改正産競法施行規則附則1）。

六 その他の税額控除等制度

中小企業者等の法人税率の特例の適用期限が、42の3の2(1)②)。令和7年3月31日まで2年延長されました（措法

第二 特別償却関係

一 特定船舶の特別償却制度

1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人で特定海上運送業を営むものが、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に、特定船舶でその製作の後事業の用に供されたことのないものの取得又は特定船舶の製作をして、これをその法人の特定海上運送業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度において、その特定船舶の取得価額に特別償却割合を乗じて計算した金額の特別償却ができるというものです（措法43①）。

対象となる特定船舶とは、特定海上運送業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に係る要件を満たす海洋運輸業又は沿海運輸業の用に供される鋼船のうち次の船舶をいい、特別償却割合は、次の特定船舶の区分に応じそれぞれ次の割合とされています。

- (1) 特定先進船舶に該当する外航船舶
- ① 日本船舶に該当するもの……20%
- ② 日本船舶に該当しないもの……18%
- (2) 特定先進船舶に該当しない外航船舶
- ① 日本船舶に該当するもの……17%
- ② 日本船舶に該当しないもの……15%
- (3) 内航船舶
- ① 環境負荷低減に著しく資する内航船舶……18%
- ② 上記①以外の内航船舶……16%

(注1) 特定海上運送業とは、海洋運輸業、沿海運輸業及び船舶貸渡業をいい、海洋運輸業とは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいい、沿海運輸業とは、本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいい、船舶貸渡業とは、海上運送法第2条第7項に規定する船舶貸渡業をいいます（措令28①）。

(注2) 特定先進船舶とは、特定海上運送業を営む法人の認定先進船舶導入等計画（先進船舶の

導入に関するものに限ります。）に記載された先進船舶（環境への負荷の低減に著しく資する船舶に限ります。）をいい、認定先進船舶導入等計画とは、海上運送法第39条の14に規定する認定先進船舶導入等計画をいい、先進船舶とは、同法第39条の10第1項に規定する先進船舶をいいます（措法43①一、措令28③）。

(注3) 外航船舶とは、本邦と外国との間又は外国と外国との間を往来する船舶をいい、日本船舶とは、船舶法第1条に規定する日本船舶をいい、内航船舶とは、外航船舶以外の船舶をいいます（措法43①一・三）。

(注4) 上記の「沿海運輸業の用に供される鋼船」からは、匿名組合契約等の目的である船舶貸渡業の用に供されるもので、その貸付けを受けた者の沿海運輸業の用に供されるものを除くこととされています（措令28②）。

(注5) 匿名組合契約等とは、匿名組合契約又は外国におけるこれに類する契約をいい、匿名組合契約には、当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含むこととされています（措令28②）。

2 改正の趣旨及び概要

旅客船の総合的な安全・安心対策を講ずることにより海上旅客輸送の安全を図るとともに、安定的な国際海上輸送の確保等を図るための「海上運送法等の一部を改正する法律案」が第211回国会に提出され、令和5年4月28日に可決・成立し、同年5月12日に公布されました。

同法による海上運送法の改正により創設された外航船舶確保等計画の認定制度では、対外船舶貸渡業者等は、外航船舶の導入隻数等の外航船舶の確保等の目標、造船法の事業基盤強化計画の認定を受けた造船等事業者が製造した一定の高品質な外航船舶（特定外航船舶）の導入等の外航船舶の確保等の内容、本邦対外船舶運航事業者等への外航船舶の貸渡しの内容等を記載した外航船舶確保等計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請する

ことができ、国土交通大臣は、その計画が外航船舶の確保等の目標及び本邦対外船舶運航事業者等による安定的な国際海上輸送を確保するために対外船舶貸渡業者等が講ずべき措置等について定めた外航船舶確保等基本方針等に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとされています（海上運送法39の2）。税制においては、対象船舶の見直しや環境負荷低減要件等の見直しを行いつつ、海上運送法の認定を受けた外航船舶確保等計画に従って取得等をする一定の特定外航船舶に対する特別償却割合を引き上げることとされました。

3 改正の内容

(1) 特別償却割合の引上げ

特定船舶のうち特定海上運送業を営む法人の海上運送法第39条の5に規定する認定外航船舶確保等計画に記載された特定外航船舶に係る特別償却割合が、次の区分に応じそれぞれ次のとおり引き上げられました（措法43①一・二）。

(注1) 海上運送法第39条の2第1項においては、対外船舶貸渡業を営む者、対外船舶運航事業を営む者又は関係親法人（日本の法令により設立された法人であって、その子会社が日本船舶以外の船舶を所有し、及びその船舶について対外船舶運航事業を営む者への貸渡しをするものをいいます。以下同じです。）は、単独で又は共同で、外航船舶の確保等についての計画（以下「外航船舶確保等計画」といいます。）を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができることとされています。この認定（変更の認定を含みます。）を受けた外航船舶確保等計画を認定外航船舶確保等計画といいます。

(注2) 対外船舶貸渡業とは、対外船舶運航事業の用に供する船舶の貸渡し又は運航の委託をする事業をいい、対外船舶運航事業とは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行う船舶運航事業をいいます（海上運送法35③五、

37の2)。

(注3) 外航船舶の確保等とは、対外船舶貸渡業を営む者若しくは対外船舶運航事業を営む者又は関係親法人の子会社による外航船舶の導入及び確保をいいます(海上運送法39①)。

① 特定外航船舶のうちその特定外航船舶に係る認定外航船舶確保等計画に従って取得し、又は製作された本邦対外船舶運航事業用船舶であることにつき証明がされたもの……次の船舶のいずれに該当するかに応じそれぞれ次の割合

イ 日本船舶に該当する特定先進船舶……32% (改正前：20%)

ロ 日本船舶に該当しない特定先進船舶……30% (改正前：18%)

ハ 日本船舶に該当する船舶のうち特定先進船舶以外のもの……29% (改正前：17%)

ニ 日本船舶に該当しない船舶のうち特定先進船舶以外のもの……27% (改正前：15%)

② 特定外航船舶のうちその特定外航船舶に係る認定外航船舶確保等計画に従って取得し、又は製作されたものであることにつき証明がされたもの(上記①の船舶を除きます。)……次の船舶のいずれに該当するかに応じそれぞれ次の割合

イ 日本船舶に該当する特定先進船舶……30% (改正前：20%)

ロ 日本船舶に該当しない特定先進船舶……28% (改正前：18%)

ハ 日本船舶に該当する船舶のうち特定先進船舶以外のもの……27% (改正前：17%)

ニ 日本船舶に該当しない船舶のうち特定先進船舶以外のもの……25% (改正前：15%)

特定外航船舶とは、海上運送法第39条の2第2項第2号に規定する特定外航船舶をいい、具体的には、認定事業基盤強化事業者が製造する対外船舶運航事業の用に供する船舶のうち、主

機、音響測深機及びプロペラについて認定事業基盤強化事業者が製造したものをを用いるものとされています(海上運送法39の2②二、海上運送法施行規則42の7の3)。

(注4) 認定事業基盤強化事業者とは、造船法第11条第1項の事業基盤強化計画の認定を受けた同法第10条第2項に規定する造船等事業者をいいます(海上運送法39の2②二)。

また、本邦対外船舶運航事業用船舶とは、海上運送法第39条第2項第3号に規定する本邦対外船舶運航事業者等の営む対外船舶運航事業の用に供するための特定外航船舶をいいます(措法43①一)。すなわち、対外船舶運航事業を営む我が国の運航会社等(オペレーター)が保有し、対外船舶運航事業の用に供する船舶及び船主が有する船舶であって我が国のオペレーターの対外船舶運航事業の用に供するために貸し付ける船舶のことです。

(注5) 本邦対外船舶運航事業者等は、具体的には、日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人である対外船舶運航事業を営む者並びにその対外船舶運航事業を営む者の会社法第2条第3号の2に規定する子会社等及び会社計算規則第2条第3項第21号に規定する関連会社とされています(海上運送法39②三、海上運送法施行規則42の7)。

上記①及び②の証明がされた特定外航船舶は、具体的には、その法人の認定外航船舶確保等計画に従って取得し、又は製作された本邦対外船舶運航事業用船舶又は本邦対外船舶運航事業用船舶以外の特定外航船舶に該当する船舶で、その該当することにつき、この制度の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に海上運送法施行規則第42条の7の9第4項の規定により国土交通大臣がその法人に対して交付するその船舶に係る同項に規定する確認証の写しを添付することにより証明がされたものとされています(措規20の11)。

(注6) 外航船舶確保等計画の認定を受けた対外

船舶貸渡業者等（対外船舶貸渡業を営む者、対外船舶運航事業を営む者又は関係親法人をいいます。）は、認定外航船舶確保等計画の計画期間において導入した外航船舶が特定外航船舶に該当することについて、国土交通大臣の確認を受けることができ（海上運送法施行規則42の7の9①）、国土交通大臣は、申請書に記載された外航船舶が認定外航船舶確保等計画に従って導入された特定外航船舶に該当することを確認したときは、その認定を受けた対外船舶貸渡業者等に対し、その特定外航船舶の対外船舶運航事業者への貸渡しの状況を記載した確認証を交付することとされています（海上運送法施行規則42の7の9④）。

（注7） 確定申告書等とは、法人税法第2条第30号に規定する中間申告書で同法第72条第1項各号に掲げる事項を記載したもの及び同法第144条の4第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を記載したものと並びに同法第2条第31号に規定する確定申告書をいいます（措法2②二十八）。

（注8） 関係法令については、下記の（参考1）から（参考3）までをご参照ください。

（2）対象資産の見直し

① 対象となる海洋運輸業の用に供される船舶から、匿名組合契約等の目的である船舶貸渡業の用に供される船舶で、その貸付けを受けた者の海洋運輸業の用に供されるものが除外されました（措令28②一）。ただし、その船舶貸渡業を営む法人の認定先進船舶導入等計画に記載された先進船舶に該当するものについては、改正前と同様です。

② 対象となる沿海運輸業の用に供される船舶の総トン数に係る要件が、500トン以上（改正前：300トン以上）に引き上げられました（措令28②二、平27.3国交告473別表2）。

（3）特定先進船舶の範囲の見直し

特定先進船舶について、次の見直しが行われました（平27.3国交告473二）。

- ① 令和5年4月1日以後に取得又は製作をする船舶（同日前に結ばれた契約に基づき取得をするものを除きます。）のうち液化天然ガスを燃料とする先進船舶が追加されました。
- ② 令和5年4月1日以後に取得又は製作をする船舶（同日前に結ばれた契約に基づき取得をするものを除きます。）のうち、一定の設備又は材料について先進的な技術が使用されているその設備又は材料のいずれかを有し、又は使用している船舶について、一定の設備又は材料から耐食鋼が除外されました。すなわち、耐食鋼のみを使用している先進船舶は、特定先進船舶の対象外となります。

（4）経営合理化及び環境負荷低減要件の見直し

外航船舶における経営の合理化及び環境への負荷の低減に係る要件について、次の見直しが行われました（平27.3国交告473別表1）。

- ① 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」といいます。）第19条の26第1項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならない船舶のうち、令和7年1月1日以後に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、同年7月1日以後に建造に着手されたもの）の二酸化炭素放出抑制指標の値（以下「EEDI」といいます。）に係る要件における EEDI 基準線（海洋汚染防止条約附属書Ⅵにおいて当初に定められたもの）からの EEDI の削減率が、次の船舶の区分に応じそれぞれ次のとおり引き上げられました（平27.3国交告473別表1②一③一）。

イ 次の船舶……31%（改正前：22%）

（イ）タンカー等

（ロ）液化ガスばら積船で載貨重量トン数（以下「Dw」といいます。）が2,000 t 以上1万5,000 t 未満のもの

- (ハ) ばら積貨物船
 - (ニ) 冷凍運搬船
 - (ホ) ロールオン・ロールオフ旅客船
 - (ヘ) ロールオン・ロールオフ貨物船
 - (ト) 自動車運搬船
- ロ 次の船舶……33.5%（改正前：32%）
- (イ) 液化ガスばら積船でDwが1万5,000t以上のもの
 - (ロ) 一般貨物船
 - (ハ) クルーズ旅客船
 - (ニ) 液化天然ガス運搬船
- ハ コンテナ船……次の区分に応じそれぞれ次の割合
- (イ) Dwが20万t以上のもの……53.5%（改正前：52%）
 - (ロ) Dwが12万t以上20万t未満のもの……48.5%（改正前：47%）
 - (ハ) Dwが8万t以上12万t未満のもの……43.5%（改正前：42%）
 - (ニ) Dwが4万t以上8万t未満のもの……38.5%（改正前：37%）
 - (ホ) Dwが1万t以上4万t未満のもの……33.5%（改正前：32%）

なお、上記の告示においては、上記の船種ごとに、載貨重量トン数又は総トン数別のEEDIの値が定められています。

（注） 関係法令については、下記の（参考4）をご参照ください。

- ② 海防法第19条の26第1項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならない船舶のうちEEDIに係る要件の対象とならない船舶について一定の発電用機関、推進関係機器等の二酸化炭素放出削減に資する設備を有していること等の要件を満たすものが本制度の対象となることとされたほか、二酸化炭素放出削減に資する設備のうち燃料タンクについて、油以外の燃料用のタンクが含まれることとされました（平27.3国交告473別表1①七・十五②③）。

(5) 適用期限の延長

制度の適用期限が、令和8年3月31日まで3年延長されました（措法43①）。

（参考1） 海上運送法（昭和24年法律第187号）

第5章の2 外航船舶の確保等

（外航船舶確保等基本方針）

第39条 国土交通大臣は、前2章に定めるもののほか、安定的な国際海上輸送（本邦と外国との間において行われる海上輸送をいう。以下同じ。）の確保に資するため、対外船舶貸渡業を営む者若しくは対外船舶運航事業者又は日本の法令により設立された法人であつて、その子会社が日本船舶以外の船舶を所有し、及び当該船舶について対外船舶運航事業者への貸渡しをするもの（次項第3号並びに第39条の6第1項及び第2項において「関係親法人」という。）の当該子会社による外航船舶（対外船舶運航事業の用に供する船舶をいう。次条第2項第1号から第3号まで、第3項第2号及び第4項第4号並びに第39条の6において同じ。）の導入及び確保（以下「外航船舶の確保等」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下この条及び次条第4項第1号において「外航船舶確保等基本方針」という。）を定めるものとする。

2 外航船舶確保等基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 外航船舶の確保等の意義及び目標に関する事項
- 二 外航船舶の確保等のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- 三 本邦対外船舶運航事業者等（日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人である対外船舶運航事業者及び当該対外船舶運航事業者と国土交通省令で定める密接な関係を有する者をいう。次条第2項第3号におい

て同じ。)による安定的な国際海上輸送を確保するために対外船舶貸渡業者等(対外船舶貸渡業を営む者、対外船舶運輸事業者又は関係親法人をいう。以下同じ。)が講ずべき措置に関する基本的な事項

四 次条第1項に規定する外航船舶確保等計画の同条第4項の認定に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、外航船舶の確保等のために必要な事項

3 外航船舶確保等基本方針は、対外船舶貸渡業者等の競争力の確保を考慮して定めるものとする。

4 外航船舶確保等基本方針は、日本船舶・船員確保基本方針と整合性のとれたものでなければならない。

5 国土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、外航船舶確保等基本方針を変更するものとする。

6 国土交通大臣は、外航船舶確保等基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(外航船舶確保等計画)

第39条の2 対外船舶貸渡業者等は、国土交通省令で定めるところにより、単独で又は共同で、外航船舶の確保等についての計画(以下「外航船舶確保等計画」という。)を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 外航船舶確保等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 導入する外航船舶の隻数その他外航船舶の確保等の目標

二 特定外航船舶(造船法(昭和25年法律第129号)第11条第1項の事業基盤強化計画の認定を受けた同法第10条第2項に規定する造船等事業者(以下「認定事業基盤強化事業者」という。)が製造する外航船舶(船体、船舶用機関若

しくは^き機装品又はこれらの部分品若しくは附属品のうち国土交通省令で定めるものについて、認定事業基盤強化事業者が製造したものをを用いるものに限る。)をいう。第4項第4号において同じ。)の導入その他外航船舶の確保等の内容

三 本邦対外船舶運輸事業者等への外航船舶の貸渡しの内容

四 計画期間

五 外航船舶の確保等の実施に必要な資金の額及びその調達方法

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 外航船舶確保等計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一 第33条において準用する第20条第1項の規定による届出に係る行為に関する事項

二 第39条の11第1項の認定を受けようとする外航船舶の研究開発、製造及び導入に関する同条第2項各号に掲げる事項

4 国土交通大臣は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、その外航船舶確保等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 外航船舶確保等基本方針に適合するものであること。

二 確実かつ効果的に実施されると見込まれるものであること。

三 計画期間が国土交通省令で定める期間であること。

四 計画期間において導入する外航船舶の隻数が国土交通省令で定める隻数以上であり、かつ、当該外航船舶に占める特定外航船舶の割合が国土交通省令で定める割合以上であること。

- 五 外航船舶確保等計画に前項第2号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が第39条の11第4項各号のいずれにも適合するものであること。
- 5 前項の認定を受けた対外船舶貸渡業者等（以下「認定対外船舶貸渡業者等」という。）は、当該認定に係る外航船舶確保等計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認定を受けなければならない。
- 6 第4項の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。
（船舶貸渡業に関する特例）
- 第39条の3 対外船舶貸渡業者等が、前条第3項第1号に掲げる事項が記載された外航船舶確保等計画について、同条第4項の認定（同条第5項の規定による変更の認定を含む。次条及び第39条の5において同じ。）を受けたときは、第33条において準用する第20条第1項の規定による届出があつたものとみなす。
（先進船舶導入等計画の認定の特例）
- 第39条の4 対外船舶貸渡業者等が、第39条の2第3項第2号に掲げる事項が記載された外航船舶確保等計画について、同条第4項の認定を受けたときは、当該外航船舶確保等計画（同号に掲げる事項に係る部分に限る。）について第39条の11第4項の認定があつたものとみなす。
（助言等）
- 第39条の5 国は、認定対外船舶貸渡業者等が第39条の2第4項の認定を受けた外航船舶確保等計画（以下「認定外航船舶確保等計画」という。）に従つて外航船舶の確保等を行うために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
（外航船舶の譲渡等の届出）
- 第39条の6 認定対外船舶貸渡業者等は、対外船舶貸渡業を営む者又は対外船舶運

- 航事業者にあつてはその所有する外航船舶（認定外航船舶確保等計画に係るものに限る。以下この条において同じ。）を譲渡するとき、関係親法人にあつてはその子会社が所有する外航船舶を当該子会社が譲渡するときには、その日の20日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 2 認定対外船舶貸渡業者等である関係親法人は、外航船舶を所有する子会社が子会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る外航船舶が、第37条の3第1項又は第44条の2の規定による届出をしなければならないものであるときは、これらの規定による届出をすることを要しない。
（勧告及び認定の取消し）
- 第39条の7 国土交通大臣は、認定対外船舶貸渡業者等が正当な理由がなく、認定外航船舶確保等計画に従つて外航船舶の確保等を行つておらず、又は行わないおそれがあると認めるときは、当該認定対外船舶貸渡業者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた認定対外船舶貸渡業者等が当該勧告に従い必要な措置を講じなかつたときは、その認定を取り消すことができる。
（関係者の協力）
- 第39条の8 国土交通大臣、認定対外船舶貸渡業者等及びその組織する団体は、認定外航船舶確保等計画に従つてする外航船舶の確保等に関し相互に連携を図りながら協力しなければならない。
（報告徴収及び立入検査）
- 第39条の9 国土交通大臣は、この章の規

定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、認定対外船舶貸渡業者等に対して、認定対外船舶確保等計画の実施状況について報告をさせ、又はその職員に、認定対外船舶貸渡業者等の事業場若しくは事務所に立ち入り、認定対外船舶確保等計画に係る船舶、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第25条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（参考2）造船法（昭和25年法律第129号）

（事業基盤強化の促進に関する基本方針）

第10条 省 略

2 前項の「事業基盤強化」とは、船舶又は船体、船舶用機関若しくは艀装品若しくはこれらの部分品若しくは附属品（以下「船舶等」という。）の製造又は修繕をする事業を営む者（以下「造船等事業者」という。）がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動のうち次の各号のいずれかに該当するものであって、船舶等の品質の向上を図ることを目指した事業活動をいう。

一・二 省 略

3～5 省 略

（事業基盤強化計画の認定）

第11条 造船等事業者は、単独で又は共同で、その実施しようとする事業基盤強化（当該造船等事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。）に関する計画（以下「事業基盤強化計画」という。）を作成し、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2～5 省 略

（参考3）海上運送法施行規則（昭和24年運輸省令第49号）

（日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人である対外船舶運航事業者と密接な関係を有する者）

第42条の7 法第39条第2項第3号の国土交通省令で定める密接な関係を有する者は、日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人である対外船舶運航事業者の子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。第42条の7の6第2項及び第42条の18において同じ。）及び関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第21号に規定する関連会社をいう。第42条の7の6第2項において同じ。）とする。（船体、船舶用機関若しくは艀装品又はこれらの部分品若しくは附属品のうち国土交通省令で定めるもの）

第42条の7の3 法第39条の2第2項第2号の船体、船舶用機関若しくは艀装品又はこれらの部分品若しくは附属品のうち国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 主機
- 二 音響測深機
- 三 プロペラ

（特定外航船舶の確認）

第42条の7の9 認定対外船舶貸渡業者等は、認定対外船舶確保等計画の計画期間において導入した外航船舶が特定外航船舶に該当することについて、国土交通大臣の確認を受けることができる。

2 前項の確認を受けようとする認定対外船舶貸渡業者等は、次に掲げる事項を記載した特定外航船舶確認申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

- 一 確認を受けようとする者の住所及び氏名
- 二 確認を受けようとする外航船舶の明

細

- 3 前項の特定外航船舶確認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 特定外航船舶に該当する旨の認定事業基盤強化事業者が発行する証明書
 - 二 対外船舶運航事業者との貸渡しに関する契約書の写し又は当該認定対外船舶貸渡業者等が自らの対外船舶運航事業の用に供することを証する書類
- 4 国土交通大臣は、第2項の特定外航船舶確認申請書に記載された外航船舶が認定外航船舶確保等計画に従って導入された特定外航船舶に該当することを確認したときは、速やかに、当該認定対外船舶貸渡業者等に対し、当該特定外航船舶の対外船舶運航事業者への貸渡しの状況を記載した確認証を交付するものとする。

（参考4） 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）

（二酸化炭素放出抑制指標に係る確認）

- 第19条の26 二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者は、前条第1項の承認を受けようとするときは、あらかじめ、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標（国土交通省令で定めるところにより二酸化炭素放出抑制対象船舶を航行させる場合における当該二酸化炭素放出抑制対象船舶からの二酸化炭素の放出量であつて、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶についてその航行に係る二酸化炭素の放出を抑制するための措置を講ずるに当たつての指標となるものをいう。以下同じ。）が、次の各号のいずれにも適合することについて、国土交通大臣の確認を受けなければならない。
- 一 国土交通省令で定める技術上の基準により算定されていること。
 - 二 船舶の用途及び載貨重量トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号。第51条の4において

「トン数法」という。）第7条第1項の載貨重量トン数をいう。）その他の船舶の大きさに関する指標に応じて国土交通省令・環境省令で定める基準に適合するものであること。

2 省 略

4 適用関係

- (1) 上記3(1)の改正は、法人が海上運送法等の一部を改正する法律（令和5年法律第24号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得又は製作をする特定船舶（経過特定船舶を除きます。）について適用し、法人が同日前に取得又は製作をした特定船舶（経過特定船舶を含みます。）については、従前どおりとされています（改正法附則42①）。

経過特定船舶とは、法人が海上運送法等の一部を改正する法律（令和5年法律第24号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に締結した契約に基づき同日以後に取得をする特定船舶をいいます（改正法附則42①）。すなわち、法人が取得した特定船舶にあつては、その取得の基因となった造船契約、売買契約等の締結日が同号に掲げる規定の施行の日以後であるものについて、上記3(1)の改正が適用されることとなります。

（注） 海上運送法等の一部を改正する法律（令和5年法律第24号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日は、同法の公布の日（令和5年5月12日）から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日とされており（海上運送法等改正法附則1三）、海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和5年政令第196号）により令和5年7月1日とされています。

- (2) 上記3(2)の改正は、法人が令和5年4月1日以後に取得又は製作をする特定船舶（経過船舶を除きます。）について適用し、法人が同日前に取得又は製作をした特定船舶（経過船舶を含みます。）については、従前どおりとされてい

ます（改正措令附則8①）。

経過船舶とは、法人が令和5年4月1日前に締結した契約に基づき同日以後に取得をする海洋運輸業の用に供される船舶をいいます（改正措令附則8①）。すなわち、法人が取得した海洋運輸業用の船舶にあっては、その取得の基因となった造船契約、売買契約等の締結日が令和

5年4月1日以後であるものについて、上記3(2)①の改正が適用されることとなります。なお、沿海運輸業用の船舶は経過船舶に該当しないため、その取得又は製作をした日によることとなります。

(3) 上記3(3)及び(4)の改正は、令和5年4月1日から施行されています（令5.3国交告282附則）。

二 港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却制度

1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人で、港湾隣接地域内において有する特定技術基準対象施設につき平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に港湾管理者からの求めに対しその特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関する報告（技術基準のうち地震に対する安全性に係るものに適合するかどうかの点検の結果についての報告に限ります。）を行ったもの（その特定技術基準対象施設につき必要な措置をとるべきことについての勧告を受けたものを除きます。以下「対象法人」といいます。）が、その報告を行った日から同日以後3年を経過する日までの間に、技術基準適合施設のうちその建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又は技術基準適合施設の建設をして、これをその対象法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、その技術基準適合施設の取得価額の18%（港湾隣接地域のうち緊急確保航路に隣接する港湾区域に隣接する地域内において取得又は建設をしたその技術基準適合施設については、22%）相当額の特別償却ができるというものです（措法43の2①）。

(注1) 特定技術基準対象施設は、港湾法に規定する特定技術基準対象施設のうち非常災害により損壊した場合において船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれのあるものとされており、具体的には、護岸、岸壁及び棧橋とされています（措法43の2①、措令28の2）。

(注2) 技術基準適合施設とは、特定技術基準対象施設の部分について行う改良のための工事の施行に伴って取得又は建設をするその特定技術基準対象施設のうち港湾管理者のその特定技術基準対象施設がその部分について行う改良のための工事により技術基準に適合することとなるものである旨を証する書類により証明がされたその特定技術基準対象施設の部分をいいます（措法43の2①、措規20の11）。

2 改正の内容

制度が廃止されました（旧措法43の2、旧措令28の2、旧措規20の11）。

(注) 適用期限である3年経過日は、令和2年3月31日（上記1の報告の期限）以後3年を経過する日（令和5年3月30日）であり、既に経過しています。

3 適用関係

上記2の改正は、対象法人の令和5年4月1日以後に終了する各事業年度の所得の金額の計算については、従来どおり適用できるとされています（改正法附則42②）。

なお、災害その他やむを得ない事情により上記1の報告を行った日以後3年を経過する日までにその特定技術基準対象施設の部分について行う改良のための工事を完了することが困難となった特定技術基準対象施設については、同日の翌日からその報告を行った日以後5年を経過する日までの間にその特定技術基準対象施設の部分について行

う改良のための工事の施行に伴って取得又は建設をした技術基準適合施設につき従来どおり適用できる措置が講じられています（改正法附則42②、改正措令附則8③、改正措規附則5）。

この措置の対象となる特定技術基準対象施設は、具体的には、国土交通大臣及び港湾管理者の特定技術基準対象施設が災害その他やむを得ない事情により上記1の報告を行った日以後3年を経過する日までにその特定技術基準対象施設の部分について行う改良のための工事を完了することが困難

となったものである旨を証する書類の写しを確定申告書等に添付することにより証明がされた場合におけるその特定技術基準対象施設とされていません（改正措規附則5①）。

（注）確定申告書等とは、法人税法第2条第30号に規定する中間申告書で同法第72条第1項各号に掲げる事項を記載したものと及び同法第144条の4第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を記載したものと並びに同法第2条第31号に規定する確定申告書をいいます（措法2②二十八）。

三 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度

1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人が、関西文化学術研究都市建設促進法の建設計画（以下「建設計画」といいます。）の同意の日から令和5年3月31日までの間に、同法の文化学術研究施設のうち一定の研究所用の施設の新設又は増設をする場合において、その新設若しくは増設に係る研究所用の建物及びその附属設備並びに機械及び装置（機械及び装置にあっては、一定の規模のものに限ります。以下「研究施設」といいます。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又は研究施設の製作若しくは建設をして、これをその法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、その研究施設の取得価額の12%（建物及びその附属設備については、6%）相当額の特別償却ができるというものです（措法44①）。

（注1）一定の研究所用の施設とは、次の要件を満たす研究所用の施設をいいます（措法44①、措令28の4①）。

- (1) 技術に関する研究開発の用に供される研究所用の施設で、その取得又は製作若しくは建設に必要な資金の額が3億5,000万円以上のものであること。なお、必要な資金の額からは、その研究所用の施設に係る土地

又は土地の上に存する権利の取得に必要な資金の額及び借入金の利子の額を除くこととされています。

- (2) その研究所用の施設を設置することが建設計画の達成に資することにつき国土交通大臣の証明がされたものであること。

（注2）機械及び装置のうち一定の規模のものとは、1台又は1基の取得価額が400万円以上のものをいいます（措法44①、措令28の4②）。

2 改正の内容

- (1) 研究所用の施設の取得等資金に係る要件の引上げ

適用対象となる研究所用の施設の取得又は製作若しくは建設に必要な資金の額に係る要件が、4億円以上（改正前：3億5,000万円以上）に引き上げられました（措令28の4①一）。

- (2) 適用期限の延長

制度の適用期限が、令和7年3月31日まで2年延長されました（措法44①）。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、法人が令和5年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする研究施設について適用し、法人が同日前に取得又は製作若し

くは建設をした研究施設については、従前どおりとされています（改正措令附則8④）。

四 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度

1 改正前の制度の概要

この制度は、特定中小企業者等が、中小企業等経営強化法第56条第1項又は第58条第1項の認定（以下「認定」といいます。）を受けた日から同日以後1年を経過する日までの間に、特定事業継続力強化設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又は特定事業継続力強化設備等の製作若しくは建設をして、これをその特定中小企業者等の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、その特定事業継続力強化設備等の取得価額の20%（令和5年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をしたその特定事業継続力強化設備等については、18%）相当額の特別償却ができるというものです（措法44の2①）。

特定中小企業者等とは、青色申告書を提出する法人で租税特別措置法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するものを除きます。）又はこれに準ずる法人であるもののうち中小企業の実業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第21号）の施行の日（令和元年7月16日）から令和5

年3月31日までの間に認定を受けた中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものをいいます（措法44の2①）。

特定事業継続力強化設備等とは、特定中小企業者等の認定事業継続力強化計画等に係る中小企業等経営強化法第56条第2項第2号口に規定する事業継続力強化設備等としてその認定事業継続力強化計画等に記載された機械及び装置、器具及び備品並びに建物附属設備（機械及び装置並びに器具及び備品の部分について行う改良又は機械及び装置並びに器具及び備品の移転のための工事の施行に伴って取得又は製作をするものを含まず。）で一定の規模のものをいいます（措法44の2①）。

また、中小企業等経営強化法第56条第2項第2号口に規定する事業継続力強化設備等とは、事業継続力強化に特に資する設備、機器又は装置として経済産業省令で定めるものをいい、具体的には、次の設備等のうち、認定事業継続力強化計画等における事業継続力強化の目標の達成及びその内容の実現に資するものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものをいいます（中小企業等経営強化法56②二口、中小企業等経営強化法施行規則29）。

減価償却資産の種類	対象となるものの用途又は細目
(1) 機械及び装置	自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する次のいずれかに該当するものとして経済産業大臣が定めるもの。 ① 自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプその他の自然災害に起因する電気、ガス又は水道水の供給の停止の影響の軽減に資する機能を有するもの ② 排水ポンプその他の自然災害に起因する浸水の影響の軽減に資する機能を有するもの ③ 制震装置、免震装置その他の自然災害に起因する設備の転倒又は損壊の影響の軽減に資する機能を有するもの
(2) 器具及び備品	全ての設備
(3) 建物附属設備	電気設備（照明設備を含みます。）
	給排水又は衛生設備及びガス設備
	格納式避難設備

可動間仕切り
自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する次のいずれかに該当するものとして経済産業大臣が定めるもの。 ① 制震装置、免震装置その他の自然災害に起因する設備の転倒又は損壊の影響の軽減に資する機能を有するもの ② 防水シャッターその他の自然災害に起因する浸水の影響の軽減に資する機能を有するもの

(注1) 租税特別措置法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人のうち次の法人以外の法人（受託法人を除きます。）又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人（受託法人及びその法人が通算親法人である場合における(3)の法人を除きます。）をいいます（措法42の4⑯七、措令1の2③、27の4⑳）。

(1) その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除きます。以下同じです。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人

なお、大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人又は次の法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

① 大法人（次の法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

イ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

ロ 保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 受託法人

② 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれかの法人が有するものとみなした場合においてそのいずれかの法人とその普通法

人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（上記①の法人を除きます。）

(2) 上記(1)の法人のほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人

(3) 他の通算法人のうちいずれかの法人が次の法人に該当せず、又は受託法人に該当する場合における通算法人

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち上記(1)及び(2)の法人以外の法人

② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

(注2) 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得の金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（設立後3年を経過していないこと、既に基準年度の所得に対する法人税の額につき欠損金の繰戻しによる還付制度の適用があったこと、基準年度において合併、分割又は現物出資が行われたこと等の事由がある場合には、その計算した金額につきその事由の内容に応じ調整を加えた金額となります。）が15億円を超える法人をいいます（措法42の4⑱八）。

(注3) 通算適用除外事業者とは、通算法人である法人の各事業年度終了の日においてその通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合におけるその通

算法人である法人をいいます（措法42の4⑩
八の二）。

(注4) 中小企業者に準ずる法人とは、事業協同組合、
協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産
加工業協同組合連合会及び商店街振興組合を
いいます（措令28の5①）。

(注5) 認定事業継続力強化計画等とは、認定に係
る事業継続力強化計画又は連携事業継続力強
化計画（その変更の認定があったときは、そ
の変更後のもの）をいいます。

(注6) 事業継続力強化計画とは、中小企業等経営
強化法第56条第1項に規定する事業継続力強
化計画をいい、連携事業継続力強化計画とは、
同法第58条第1項に規定する連携事業継続力
強化計画をいいます。

(注7) 一定の規模のものとは、機械及び装置にあ
っては1台又は1基の取得価額が100万円以上
のものをいい、器具及び備品にあっては1台
又は1基の取得価額が30万円以上のものをい
い、建物附属設備にあっては一の建物附属設
備の取得価額が60万円以上のものをいいます
（措令28の5②）。

2 改正の内容

(1) 対象資産の追加

対象資産である機械及び装置並びに建物附属
設備に、耐震装置が追加されました（中小企業
等経営強化法施行規則29）。

(2) 特別償却割合の引下げ

令和7年4月1日以後に取得又は製作若しく
は建設をした特定事業継続力強化設備等の特別
償却割合が、16%（改正前：18%（令和5年4
月1日前に取得又は製作若しくは建設をしたも
のについては、20%））に引き下げられました
（措法44の2①）。

(3) 認定期限の延長

制度の適用の前提となる事業継続力強化計画
又は連携事業継続力強化計画の認定期限が、令
和7年3月31日まで2年延長されました（措法
44の2①）。

3 適用関係

(1) 上記2(1)の改正は、中小企業等経営強化法第
2条第1項に規定する中小企業者が令和5年4
月1日以後に受ける認定（変更の認定を含みま
す。以下同じです。）のうち同日以後に申請が
されるものに係る事業継続力強化計画又は連携
事業継続力強化計画に記載された事業継続力強
化設備等（機械及び装置並びに建物附属設備に
限ります。以下同じです。）について適用し、
同項に規定する中小企業者が、同日前に受けた
認定及び同日以後に受ける認定のうち同日前に
申請がされたものに係る事業継続力強化計画又
は連携事業継続力強化計画に記載された事業継
続力強化設備等については、従前どおりとされ
ています（改正中小企業等経営強化法施行規則
附則5）。

(2) 上記2(2)の改正は、令和7年4月1日以後に
取得又は製作若しくは建設をする特定事業継続
力強化設備等について適用されます（措法44の
2①）。

(注) 上記2(2)の改正にあわせて、令和5年4月
1日前に取得又は製作若しくは建設をした特
定事業継続力強化設備等の特別償却割合であ
る「20%」が削除されています。この改正は、
法人が同日以後に取得又は製作若しくは建設
をする特定事業継続力強化設備等について適
用し、法人が同日前に取得等をした特定事業
継続力強化設備等については、従前どおりと
されています（改正法附則42③）。

五 共同利用施設の特別償却制度

1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人で、生活衛生同業組合（出資組合であるものに限ります。）又は生活衛生同業小組合であるものが、平成3年4月1日から令和5年3月31日までの間に、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の認定を受けた振興計画に係る共同利用施設（一定の規模のものに限ります。以下「共同利用施設」といいます。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又は共同利用施設の製作若しくは建設をして、これをその法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、その共同利用施設の取得価額の6%相当額の特別償却ができるというものです（措法44の3①）。

（注）一定の規模のものとは、一の共同利用施設の取得価額が400万円以上のものをいいます（措令

28の6）。

2 改正の内容

(1) 建物の取得価額要件の引上げ

共同利用施設のうち建物の取得価額要件が、600万円以上（改正前：400万円以上）に引き上げられました（措令28の6）。

(2) 適用期限の延長

制度の適用期限が、令和7年3月31日まで2年延長されました（措法44の3①）。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、法人が令和5年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする共同利用施設について適用し、法人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした共同利用施設については、従前どおりとされています（改正措令附則8⑤）。

六 特定地域における工業用機械等の特別償却制度

1 改正前の制度の概要

この制度は、次の(1)から(3)までの措置によって構成されています（措法45）。

(1) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却

この措置は、青色申告書を提出する法人で次の表の認定事業者に該当するものが、一定の期間内に、沖縄振興特別措置法に規定する同表の特定地域の区域内において同表の特定事業の用に供する設備で一定の規模のものの新設又は増

設をする場合において、その新設又は増設に係る同表の工業用機械等の取得又は製作若しくは建設をして、これをその特定地域内においてその法人の特定事業の用に供したときは、その特定事業の用に供した日を含む事業年度において、その工業用機械等の取得価額に同表の特別償却割合を乗じて計算した金額の特別償却ができるというものです（措法45①）。

対象となる認定事業者、特定地域、特定事業、工業用機械等及び特別償却割合は、次のとおりです。

	認定事業者	特定地域	特定事業	工業用機械等	特別償却割合
①	沖縄振興特別措置法第36条に規定する認定事業者	産業イノベーション促進地域	製造業その他一定の事業	機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、一定のもの	34%（建物及びその附属設備並びに構築物については、20%）
②	沖縄振興特別措置法第50条第1項に規定する認定事業者	国際物流拠点産業集積地域	製造業その他一定の事業	機械及び装置並びに一定の建物及びその附属設備	50%（建物及びその附属設備については、25%）
③	沖縄振興特別措置法第57条第1項に規定する認定事業者	経済金融活性化特別地区	認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業	機械及び装置、一定の器具及び備品並びに建物及びその附属設備	50%（建物及びその附属設備については、25%）

(注1) 一定の期間は、産業イノベーション促進地域に係る措置（上記の表の①）又は国際物流拠点産業集積地域に係る措置（上記の表の②）についてはそれぞれ沖縄県知事から主務大臣への産業イノベーション促進計画又は国際物流拠点産業集積計画の提出のあった日から令和7年3月31日までの期間と、経済金融活性化特別地区に係る措置（上記の表の③）については経済金融活性化計画の認定の日から令和7年3月31日までの期間とされています。なお、それぞれの期間内に特定地域に該当しないこととなった場合等には、それぞれの期間の初日からその該当しないこととなった日まで等の期間とされています（措法45①、措令28の9①）。

(注2) 一定の規模の設備は、産業イノベーション促進地域に係る措置及び国際物流拠点産業集積地域に係る措置については一の生産等設備でこれを構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品（国際物流拠点産業集積地域に係る措置については、機械及び装置）で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるものと、経済金融活性化特別地区に係る措置については一の生産等設備でこれを構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が500万円を超えるもの又は機械及

び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が50万円を超えるものとされています（措法45①、措令28の9②）。

(注3) 特定事業は、具体的には、次の措置の区分に応じそれぞれ次のとおりとされています（措法45①、措令28の9④⑥、認定経済金融活性化計画）。

- ① 産業イノベーション促進地域に係る措置……製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、デザイン業、自然科学研究所に属する事業、電気業及びガス供給業
- ② 国際物流拠点産業集積地域に係る措置……製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、無店舗小売業、機械等修理業、不動産賃貸業及び航空機整備業
- ③ 経済金融活性化特別地区に係る措置……金融関連産業、情報通信関連産業、観光関連産業、農業・水産養殖業、製造業及び経営コンサルタント業

(注4) 工業用機械等は、その区域の振興に資するものとして、次の措置の区分に応じそれぞれ次のものに限定されています（措法45①、措令28の9③）。

- ① 産業イノベーション促進地域に係る措置……認定事業者に該当する法人の認定産業高度化・事業革新措置実施計画に記載された減価償却資産

② 国際物流拠点産業集積地域に係る措置
……認定事業者に該当する法人の認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に記載された減価償却資産

③ 経済金融活性化特別地区に係る措置
……認定事業者に該当する法人の認定経済金融活性化措置実施計画に記載された減価償却資産

(注5) 対象資産のうち特定高度情報通信技術活用システム（5G情報通信システム）に該当するものについては、その法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備に限ることとされています（措法45①）。

(注6) 工業用機械等の取得価額は、20億円を超える場合には20億円を上限とすることとされています（措法45①）。

(2) 沖縄の離島において旅館業用建物等を取引した場合の特別償却

この措置は、青色申告書を提出する法人が、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に、沖縄の離島の地域内において旅館業の用に供する一定の規模の設備の取得等をする場合において、その取得等をした設備をその地域内においてその法人の旅館業の用に供したときは、その用に供した日を含む事業年度において、その設備に係る旅館業用建物等の取得価額の8%相当額の特別償却ができるというものです（措法45②）。

(注1) 旅館業は、具体的には、旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業に該当する事業を除きます。）とされています（措法45①、措令28の9⑨、措規20の16⑤）。

(注2) 一定の規模の設備は、一の生産等設備でこれを構成する有形減価償却資産の取得価

額の合計額が次の法人の区分に応じそれぞれ次の金額以上のものとされています（措令1の2③、28の9⑩）。

① 資本金の額等が1,000万円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（これらの法人が通算法人である場合には、他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が1,000万円を超える法人に該当するものを除きます。）……500万円

② ①又は③の法人以外の法人……500万円（その一の生産等設備が新設又は増設による取得等に係るものである場合には、1,000万円）

③ 資本金の額等が5,000万円を超える法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が5,000万円を超える法人に該当する場合における通算法人を含みます。）又は適用除外事業者若しくは通算適用除外事業者に該当する法人若しくは受託法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が受託法人に該当する場合における通算法人を含みます。）……2,000万円

(注3) 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得の金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（設立後3年を経過していないこと、既に基準年度の所得に対する法人税の額につき欠損金の繰戻しによる還付制度の適用があったこと、基準年度において合併、分割又は現物出資が行われたこと等の事由がある場合には、その計算した金額につきその事由の内容に応じ調整を加えた金額となります。）が15億円を超える法人をいいます（措法42の4⑧）。

(注4) 通算適用除外事業者とは、通算法人である法人の各事業年度終了の日においてその通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの

法人が適用除外事業者に該当する場合におけるその通算法人である法人をいいます（措法42の4⑨八の二）。

（注5） 取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては、増築、改築、修繕又は模様替といった改修のための工事による取得又は建設を含むこととされています（措法45②）。また、中小規模法人以外の法人については新設又は増設に係る一定の規模の設備の取得等をする場合に限り適用できることとされています（措法45②）。

（注6） 中小規模法人とは、次のいずれかの法人に該当する法人をいい、適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当する法人及び受託法人を除きます。また、他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が5,000万円を超える法人又は受託法人に該当する場合における通算法人も中小規模法人に該当しないこととされています（措法45②、措令1の2③、28の9⑪）。

① 資本金の額等が5,000万円以下の法人

② 資本又は出資を有しない法人

（注7） 旅館業用建物等とは、上記（注2）の一定の規模の設備を構成するもののうち、そ

の構造設備が旅館業法第3条第2項に規定する基準に適合する建物及びその附属設備をいいます（措法45②、措令28の9⑬）。

（注8） 旅館業用建物等の取得価額は、一の生産等設備を構成する旅館業用建物等の取得価額の合計額が10億円を超える場合には10億円を上限とすることとされています（措法45②）。

（3） 特定地域において産業振興機械等を取得した場合の割増償却

この措置は、青色申告書を提出する法人が、一定の期間内に、次の表の特定地域内において同表の指定事業の用に供する同表の設備の取得等をする場合において、その取得等をしたその設備をその特定地域内においてその法人の指定事業の用に供したときは、その指定事業の用に供した日以後5年以内の日を含む各事業年度において、その設備に係る産業振興機械等について、その普通償却限度額の32%（建物及びその附属設備並びに構築物については、48%）相当額の割増償却ができるというものです（措法45③）。

対象となる特定地域、指定事業及び設備は、次のとおりです。

	特定地域	指定事業	設備
①	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の過疎地域及びこれに準ずる地域のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進される地区	製造業等のうち、その特定地域に係る特定過疎地域持続的発展市町村計画に振興すべき業種として定められた事業	特定地域内において営む指定事業の用に供される設備で一定の規模のもの
②	半島振興法の半島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進される地区	製造業等のうち、その特定地域に係る認定半島産業振興促進計画に記載された事業	特定地域内において営む指定事業の用に供される設備で一定の規模のもの
③	離島振興法の離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進される地区	製造業等のうち、その特定地域に係る産業投資促進計画に記載された事業	特定地域内において営む指定事業の用に供される設備で一定の規模のもの
④	奄美群島振興開発特別措置法の奄美群島のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進される地区	製造業等のうち、その特定地域に係る認定奄美産業振興促進計画に記載された事業	特定地域内において営む指定事業の用に供される設備で一定の規模のもの

（注1） 一定の期間は、過疎地域等に係る措置（上記の表の①）については令和3年4月1日

から令和6年3月31日までの期間と、半島振興対策実施地域に係る措置（上記の表の

②、離島振興対策実施地域に係る措置（上記の表の③）及び奄美群島に係る措置（上記の表の④）については平成25年4月1日から令和5年3月31日までの期間とされています。なお、その期間内に特定地域に該当しないこととなった等の場合には、それぞれの期間の初日からその該当しないこととなった日まで等の期間とされています（措法45③、措令28の9⑮）。

（注2） 一定の規模の設備は、次のとおりとされています（措法45③、措令1の2③、28の9⑳㉒㉔㉖）。

① 過疎地域等に係る措置、離島振興対策実施地域に係る措置及び奄美群島に係る措置については、次の事業の区分に応じそれぞれ次のとおりとされています。

イ 製造業又は旅館業……一の設備を構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が次の法人の区分に応じそれぞれ次の金額以上である場合のその一の設備とされています。

(イ) 資本金の額等が5,000万円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（これらの法人が通算法人である場合には、他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が5,000万円を超える法人に該当するものを除きます。）……500万円

(ロ) (イ)又は(ハ)の法人以外の法人……1,000万円

(ハ) 資本金の額等が1億円を超える法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が1億円を超える法人に該当する場合における通算法人を含みます。）又は適用除外事業者若しくは通算適用除外事業者に該当する法人若しくは受託法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が受託法人に該当する場合における通算法人を含みます。）……2,000万円

ロ 農林水産物等販売業又は情報サービス業等……一の設備を構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上である場合のその一の設備とされています。

② 半島振興対策実施地域に係る措置については、次の事業の区分に応じそれぞれ次のとおりとされています。

イ 製造業又は旅館業……一の設備を構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が次の法人の区分に応じそれぞれ次の金額以上である場合のその一の設備とされています。

(イ) 資本金の額等が1,000万円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（これらの法人が通算法人である場合には、他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が1,000万円を超える法人に該当するものを除きます。）……500万円

(ロ) (イ)又は(ハ)の法人以外の法人……1,000万円

(ハ) 資本金の額等が5,000万円を超える法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が5,000万円を超える法人に該当する場合における通算法人を含みます。）又は適用除外事業者若しくは通算適用除外事業者に該当する法人若しくは受託法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が受託法人に該当する場合における通算法人を含みます。）……2,000万円

ロ 農林水産物等販売業又は情報サービス業等……一の設備を構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上である場合のその一の設備とされています。

（注3） 中小規模法人以外の法人については新設又は増設に係る一定の規模の設備の取得等をする場合に限り適用できることとされて

います（措法45③）。

（注4） 産業振興機械等とは、上記（注2）の一定の規模の設備を構成するもののうち、機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物をいいます（措法45③）。

2 改正の背景及び趣旨

離島が我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、離島振興法の有効期限を10年延長するとともに、目的規定を整備し、都道府県の責務に係る規定を定め、医療、介護サービス、交通、情報通信、産業、教育、エネルギーその他の分野における施策の充実等を図ることを目的とする「離島振興法の一部を改正する法律案」が、第210回国会に提出され、令和4年11月18日に可決・成立し、同月28日に公布され、令和5年4月1日から施行されています。

同法により、離島振興対策実施地域の産業振興を図るため、都道府県が定める離島振興計画の記載事項に地域の特性に応じた産業の振興の促進に関する事項等が追加されたほか、離島振興法の有効期限を令和15年3月31日まで10年間延長する等の改正が行われています。

これを受けて、本制度における離島振興対策実施地域に係る措置については、同法の離島振興計画に記載された区域及び事業に係る措置に見直されました。

3 改正の内容

特定地域において産業振興機械等を取得した場合の割増償却における半島振興対策実施地域に係る措置（上記1(3)の表の②）、離島振興対策実施地域に係る措置（上記1(3)の表の③）及び奄美群島に係る措置（上記1(3)の表の④）について、それぞれ次の改正が行われました。

(1) 半島振興対策実施地域に係る措置

① 対象地区の見直し

対象地区から過疎地域等に係る措置（上記1(3)の表の①）の対象地区（過疎地域の持続

的発展の支援に関する特別措置法の過疎地域及びこれに準ずる地域のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進される地区）が除外されました（措法45③表二）。

② 適用期限の延長

措置の適用期限が令和7年3月31日まで2年延長されました（措法45③、措令28の9⑮二）。

(2) 離島振興対策実施地域に係る措置

上記1(3)の表の③の地域に係る措置について、次のとおり、離島振興法の離島振興計画に記載された区域及び事業に係る措置に見直されました（措法45③表三、措令28の9⑮三⑯三⑰⑱⑲、措規20の16⑩）。

① 対象地区

対象となる地区は、離島振興法第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、特定離島振興計画に記載された産業の振興を促進する区域内の地区とされています（措法45③表三、措令28の9⑳）。

特定離島振興計画とは、離島振興法第4条第1項の離島振興計画（一定の事項が記載されたものに限り、）のうちその離島振興計画につきその離島振興計画を定めた都道府県が変更措置を執る必要がない旨の通知を受けたものをいいます（措令28の9⑮三）。

この措置の対象となる特定離島振興計画に記載されるべき一定の事項とは、次の事項をいいます（措令28の9⑮三、離島振興法4②三・五・十二④一～三）。

イ 計画期間

ロ その産業振興機械等に係る設備をその事業の用に供した地区に係る次の事項

(イ) 農林水産業、商工業、情報通信産業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他の必要な措置に関する事項

(ロ) 観光の開発に関する事項

ハ 産業の振興を促進する区域

ニ 上記ハの区域において振興すべき業種

ホ 上記ニの業種の振興を促進するために行う事業の内容に関する事項

変更措置を執る必要がない旨の通知とは、離島振興法第4条第14項の規定による通知をいいます。主務大臣は、都道府県から提出された離島振興計画が離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、これを変更すべきことを求めることができ（離島振興法4⑬）、離島振興計画について変更すべきことを求める必要がないと認めるときは、その旨をその都道府県に通知しなければならないこととされています（離島振興法4⑭）。この措置の対象となる特定離島振興計画は、この通知を受けた離島振興計画、すなわち、離島振興基本方針に適合する離島振興計画に限られています。

また、上記の通知は、その離島振興計画が離島振興法第4条第15項において準用する同条第11項の規定により主務大臣に提出があったものである場合には、同条第15項において準用する同条第14項の規定による通知とされています。すなわち、離島振興計画につき変更があった場合には、変更後の離島振興計画について変更すべきことを求める必要がないものと主務大臣が認めるときの通知を受けた場合のその変更後の離島振興計画がこの措置の対象となります。

なお、過疎地域等に係る措置（上記1(3)の表の①）の対象地区（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の過疎地域及びこれに準ずる地域のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進される地区）は、この措置の対象地区から除外されています（措法45③表三）。

② 対象期間

対象となる期間は、その産業振興機械等に係る設備をその事業の用に供した対象地区に係る特定離島振興計画に記載された離島振興

法第4条第2項第3号に掲げる計画期間の初日又はその特定離島振興計画に係る変更措置を執る必要がない旨の通知を受けた日のいずれか遅い日から令和7年3月31日までの期間とされています（措令28の9⑮三）。

ただし、その計画期間の末日が令和7年3月31日前である場合にはそのいずれか遅い日からその計画期間の末日までの期間とし、同月31日前に離島振興対策実施地域に該当しないこととなった地区についてはそのいずれか遅い日からその該当しないこととなった日までの期間とされています（措令28の9⑮三）。

③ 対象事業

対象となる事業は、製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等のうち、その産業振興機械等に係る設備をその事業の用に供した対象地区に係る特定離島振興計画に振興すべき業種として定められた事業とされています（措令28の9⑳）。

（注1） 農林水産物等販売業とは、対象地区において生産されて農林水産物又はこれを原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主にその対象地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいいます（措令28の9㉑）。

（注2） 情報サービス業等とは、次の事業をいいます（措令28の9㉒、措規20の16㉑）。

イ 情報サービス業

ロ 有線放送業

ハ インターネット付随サービス業

ニ 情報通信の技術を利用する方法により行う次の業務で上記イからハマまでの事業に係るもの以外のもの及び当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業

(イ) 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、

申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

- (ロ) 新商品の開発、販売計画の作成等に必要の基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務

④ 適用対象事業年度

適用対象となる事業年度は、青色申告書を提出する法人が、対象期間内に、対象地区内において対象事業の用に供する設備の取得等をする場合において、その取得等をした設備を対象地区内においてその法人の対象事業の用に供したときにおけるその用に供した日を含む事業年度とされています（措法45③）。

「対象事業の用に供したとき」は、対象地区の産業の振興に資する一定の場合に限ることとされています（措法45③）。対象地区の産業の振興に資する一定の場合とは、その法人が対象地区において対象事業の用に供した設備について、その対象地区内の都道府県が定める特定離島振興計画に記載された振興の対象となる事業その他の事項に適合する旨のその対象地区内の市町村の長の確認がある場合とされています（措令28の9⑬）。

⑤ 書類の添付義務

法人が、その取得等をした産業振興機械等につきこの措置の適用を受ける場合には、その産業振興機械等がその産業振興機械等に係る設備をその事業の用に供した対象地区に係る上記④の「振興の対象となる事業その他の事項」に適合するものであることにつき、その対象地区内の市町村の長が確認した旨を証する書類をこの措置の適用を受ける最初の事業年度の確定申告書に添付しなければならないこととされています（措法45⑥、措令28の9⑭、措規20の16⑩）。

(注) 確定申告書とは、法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項若しくは第2項の規定による申告書をいい、その申告書に係る期限後申告書を含みます（法法2三十一）。

(注1) 上記①～⑤以外の産業振興機械等の範囲や割増償却限度額等については、見直し前と同様です。

(注2) 離島振興法では、主務大臣は、国土審議会の意見を聴いて、同法の目的を達成するために必要と認める離島の地域の全部又は一部を離島振興対策実施地域として指定し（離島振興法2①）、関係都道府県は、離島振興基本方針に基づき、その離島振興対策実施地域について離島振興計画を定めるよう努めるものとされています（離島振興法4①）。都道府県は、離島振興計画を定めようとするときは、あらかじめ、その全部又は一部がその離島振興対策実施地域である市町村に対し、その市町村に係る離島振興計画の案を作成し、都道府県に提出するよう求めなければならないこととされており、その全部又は一部の区域が一の離島振興対策実施地域である市町村は、その地域に係る離島振興計画が定められていない場合には、都道府県に対しその地域について離島振興計画を定めることを要請することができることとされています（離島振興法4⑤⑥）。そして、離島振興計画には、離島振興対策実施地域の特性に応じた産業の振興の促進に関する事項（産業振興促進事項）として産業の振興を促進する区域、その区域において振興すべき業種及びその業種を振興するために行う事業の内容を記載することができることとされているほか（離島振興法4③④）、産業振興促進事項を記載する場合には、区域における産業の振興を促進する上での課題及び都道府県、関係市町村、関係団体、民間事業者その他の者との適切な役割分担及び連携に関する事項も記載するものとされ、また、目標及び評価に関する事項として、離島振興計画全体に関するものとは別に、産業振興促進事項に特化した内容を記載した上で、これについて効果検証を行うものとされています（離島振興

基本方針）。

（注3） 関係法令については、下記の（参考）をご参照ください。

(3) 奄美群島に係る措置

① 対象地区の見直し

対象地区から過疎地域等に係る措置（上記1(3)の表の①）の対象地区（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の過疎地域及びこれに準ずる地域のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進される地区）が除外されました（措法45③表四）。

② 適用期限の延長

措置の適用期限が令和6年3月31日まで1年延長されました（措法45③、措令28の9⑮四）。

（参考） 離島振興法（昭和28年法律第72号）

（指定）

第2条 主務大臣は、国土審議会の意見を聴いて、第1条の目的を達成するために必要と認める離島の地域の全部又は一部を、離島振興対策実施地域として指定する。

2 主務大臣は、前項の指定をした場合においては、その旨を公示しなければならない。（離島振興計画）

第4条 第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域の指定があつた場合においては、関係都道府県は、離島振興基本方針に基づき、当該地域について離島振興計画を定めるよう努めるものとする。

2 離島振興計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 離島の振興の基本的方針に関する事項

二 離島の振興に関する目標

三 計画期間

四 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通通信を確保するための航路、航空路、港湾、空港、道路等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化その他の必要

な措置に関する事項

五 農林水産業、商工業、情報通信産業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他の必要な措置に関する事項

六 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する事項

七 生活環境の整備に関する事項

八 医療の確保等に関する事項

九 介護サービス等の確保等に関する事項

十 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項

十一 教育及び文化の振興に関する事項

十二 観光の開発に関する事項

十三 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項

十四 自然環境の保全及び再生に関する事項

十五 再生可能エネルギーの利用その他のエネルギー対策に関する事項

十六 水害、風害、地震災害その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備その他の防災対策に関する事項

十七 離島の振興に寄与する人材の確保及び育成に関する事項

十八 離島振興計画の達成状況の評価に関する事項

十九 前各号に掲げるもののほか、離島振興対策実施地域の振興に関し必要な事項

3 離島振興計画には、前項第5号及び第12号に掲げる事項その他必要とされる事項に関し、離島振興対策実施地域の特性に応じた産業の振興の促進に関する事項（次項及び第14条第4項において「産業振興促進事項」という。）を記載することができる。

4 産業振興促進事項は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 産業の振興を促進する区域

二 前号の区域において振興すべき業種

三 前号の業種の振興を促進するために行

う事業の内容に関する事項

- 5 都道府県は、離島振興対策実施地域について離島振興計画を定めようとするときは、あらかじめ、その全部又は一部の区域が当該地域である市町村（次項の規定による要請があつた場合における当該要請をした市町村を除く。以下この項において同じ。）に対し、当該市町村に係る離島振興計画の案を作成し、当該都道府県に提出するよう求めなければならない。この場合において、一の離島振興対策実施地域が2以上の市町村の区域にわたるときは、当該市町村は、共同して、離島振興計画の案を作成し、及び提出することができる。
- 6 その全部又は一部の区域が一の離島振興対策実施地域である市町村は、当該地域に係る離島振興計画が定められていない場合には、単独で又は共同して、都道府県に対し、当該地域について離島振興計画を定めることを要請することができる。この場合においては、当該市町村に係る離島振興計画の案を添えなければならない。
- 7 前項の規定による要請があつたときは、都道府県は、速やかに、当該要請に係る離島振興対策実施地域について離島振興計画を定めなければならない。
- 8 市町村は、第5項又は第6項の案を作成しようとするときは、あらかじめ、その離島振興対策実施地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 9 第5項又は第6項の案の提出を受けた都道府県は、離島振興計画を定めるに当たっては、当該案の内容をできる限り反映させるよう努めるものとする。
- 10 離島振興計画に第2項第4号から第17号までに掲げる事項を記載するに当たっては、その全部又は一部の区域が離島振興対策実施地域である市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの市町村に対する離島の振興のために必要な情報の提供その他の援

助についても、必要に応じて記載するよう、努めるものとする。

- 11 都道府県は、離島振興計画を定めたときは、直ちに、これを主務大臣に提出するとともに、その内容を関係市町村に通知しなければならない。
- 12 主務大臣は、前項の規定により離島振興計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該離島振興計画についてその意見を主務大臣に申し出ることができる。
- 13 主務大臣は、第11項の規定により提出された離島振興計画が離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対し、これを変更すべきことを求めることができる。
- 14 主務大臣は、第11項の規定により提出された離島振興計画について前項の規定による措置を執る必要がないと認めるときは、その旨を当該都道府県に通知しなければならない。
- 15 第5項、第6項及び第8項から前項までの規定は、離島振興計画の変更について準用する。

4 適用関係及び経過措置

上記3(1)①、(2)及び(3)①の改正は、法人が令和5年4月1日以後に取得等をする産業振興機械等について適用し、法人が同日前に取得等をした産業振興機械等については、従前どおりとされます（改正法附則42④）。

なお、改正前の離島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定した産業投資促進計画で令和5年4月1日前にその計画期間が開始したもの（以下「旧産業投資促進計画」といいます。）については、同日から同年6月30日（同日までに、その市町村を包括する都道府県が定めた離島振興計画につきその都道府県が変更措

置を執る必要がない旨の通知を受けた場合には、その通知を受けた日の前日）までの間は、その計画期間の初日を上記 3(2)②のいずれか遅い日と、その旧産業投資促進計画をその市町村を包括する都道府県が定めた特定離島振興計画と、その旧産業投資促進計画に係る関係大臣が指定した地区を

上記 3(2)①の対象地区と、その指定した地区に係る旧産業投資促進計画に記載された事業を上記 3(2)③の対象事業と、それぞれみなして上記 3(2)の見直し後の措置を適用することとされています（改正措令附則 8 ⑥）。

七 医療用機器等の特別償却制度

1 改正前の制度の概要

この制度は、次の(1)から(3)までの措置によって構成されています。

(1) 医療用機器に係る措置

この措置は、青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、昭和54年4月1日から令和5年3月31日までの間に、高度な医療の提供に資する機器又は先進的な機器（以下「医療用機器」といいます。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものの取得又は医療用機器の製作をして、これをその法人の営む医療保健業の用に供した場合には、その医療保健業の用に供した日を含む事業年度において、その医療用機器の取得価額の12%相当額の特別償却ができるというものです（措法45の2①）。

(2) 勤務時間短縮用設備等に係る措置

この措置は、青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に、勤務時間短縮用設備等でその製作の後事業の用に供されたことのないものの取得又は勤務時間短縮用設備等の製作をして、これをその法人の営む医療保健業の用に供した場合には、その医療保健業の用に供した日を含む事業年度において、その勤務時間短縮用設備等の取得価額の15%相当額の特別償却ができるというものです（措法45の2②）。

（注） 勤務時間短縮用設備等とは、器具及び備品（医療用の機械及び装置を含みます。）並びに

ソフトウェアのうち、医療法第30条の3第1項に規定する医療提供体制の確保に必要な医師その他の医療従事者の勤務時間の短縮その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるために必要なものをいいます（措法45の2②）。

(3) 構想適合病院用建物等に係る措置

この措置は、青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に、構想適合病院用建物等の取得等をして、これをその法人の営む医療保健業の用に供した場合には、その医療保健業の用に供した日を含む事業年度において、その構想適合病院用建物等の取得価額の8%相当額の特別償却ができるというものです（措法45の2③）。

（注1） 構想適合病院用建物等とは、病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち適用対象区域となる構想区域等に係る協議の場における協議に基づく病床の機能の分化及び連携の推進に係るものをいいます（措法45の2③）。

（注2） 取得等とは、取得又は建設をいい、改修のための工事による取得又は建設を含みません（措法45の2③）。

2 改正の内容

(1) 医療用機器に係る措置（上記1(1)の対象機器の見直し（12機器）

医療用機器のうち高度な医療の提供に資する機器について、次の見直しが行われました（平

21.3 厚労告248)。

① 追加（2 機器）

対象機器に次の機器が追加されました。

前立腺組織用水蒸気デリバリーシステム及び体外衝撃波疼痛治療装置

② 除外（10 機器）

対象機器から次の機器が除外されました。

ビデオ軟性尿管鏡、ビデオ軟性挿管用喉頭鏡、ビデオ軟性上顎洞鏡、ビデオ軟性尿道鏡、ビデオ軟性鼻腔鏡、ビデオ軟性副鼻腔鏡、ビデオ軟性鼻咽頭鏡、ビデオ軟性クルドスコ

プ、据置型アナログ式汎用 X 線透視診断装置及び据置型アナログ式泌尿器・婦人科用 X 線透視診断装置

(2) 適用期限の延長

制度の適用期限が、令和 7 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました（措法 45 の 2 ①～③）。

3 適用関係

上記 2(1)の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から適用されています（令 5.3 厚労告 166 前文）。

八 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却制度

1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人で農業競争力強化支援法に規定する認定事業再編事業者（同法の施行の日（平成 29 年 8 月 1 日）から令和 5 年 3 月 31 日までの間に事業再編計画の新たな認定を受けた法人又はその認定に係る事業再編計画に従って設立された法人に限ります。以下同じです。）であるものが、その認定に係る事業再編計画（変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業再編計画」といいます。）に係る実施期間内において、その認定事業再編計画に記載された事業再編促進設備等を構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（以下「事業再編促進機械等」といいます。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又は事業再編促進機械等の製作若しくは建設をして、これをその法人の事業再編促進対象事業の用に供した場合には、その事業再編促進対象事業の用に供した日以後 5 年以内の日を含む各事業年度において、その事業再編促進機械等の普通償却限度額の 40%（建物及びその附属設備並びに構築物については、45%）相当額の割増償却ができるというものです（措法 46①）。

（注 1） 事業再編促進設備等とは、農業資材又は農

産物の生産又は販売の用に供する設備等であって、事業再編の促進に特に資するものをいいます（農競法 18⑤）。

（注 2） 事業再編とは、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に資することを目的として農業生産関連事業者が行う事業活動であって、次のいずれにも該当するものをいいます（農競法 2⑤、農競規 1①）。

(1) 次の措置を行うものであること。

- ① 合併
- ② 分割
- ③ 農業生産関連事業の譲渡又は譲受け
- ④ 株式交換
- ⑤ 株式移転
- ⑥ 資産の譲渡又は譲受け
- ⑦ 出資の受入れ
- ⑧ 他の会社の株式又は持分の取得（その取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限り。）
- ⑨ 関係事業者の株式又は持分の譲渡（その譲渡によりその農業生産関連事業者の関係事業者でなくなる場合に限り。）
- ⑩ 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（その取得によりその外国法人が外国関係法人となる場

合に限ります。)

⑪ 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（その譲渡によりその農業生産関連事業者の外国関係法人でなくなる場合に限ります。）

⑫ 会社又は外国法人の設立又は清算

⑬ 有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律第2条に規定する有限責任事業組合をいいます。）に対する出資

⑭ 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄

(2) 上記(1)の措置に係る農業生産関連事業の全部又は一部の方式の変更であって、農業資材又は農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等（施設、設備、機器、装置又は情報処理の促進に関する法律第2条第2項に規定するプログラムをいいます。）その他の経営資源の高度な利用により、農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化を図るものであること。

(注3) 事業再編促進対象事業とは、農業生産関連事業のうち、その事業の属する事業分野の相当部分を担う事業者の生産性が低いことその他の事情により、事業再編の促進が特に必要と認められる事業分野に属する次の事業をいいます（農競法2⑦、農競規2）。

(1) 肥料製造事業、農薬製造事業及び配合飼料製造事業

(2) 肥料卸売事業、農薬卸売事業、配合飼料卸売事業及び農業用機械卸売事業

(3) 肥料小売事業、農薬小売事業、配合飼料小売事業及び農業用機械小売事業

(4) 米穀卸売事業、生鮮食料品卸売事業その他の飲食料品（花きを含みます。以下同じです。）の卸売事業

(5) 飲食料品の小売事業

(6) 小麦粉製造事業、牛乳・乳製品製造事業その他の飲食料品の製造事業

2 改正の内容

(1) 対象となる認定事業再編計画の見直し

対象となる認定事業再編計画が、その認定事業再編計画に係る事業再編が上記1（注2）(1)の措置のうち良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に特に資するものとして一定の措置を行うものである場合におけるその認定事業再編計画に限定されました（措法46①）。一定の措置とは、上記1（注2）(1)①から⑬までの措置をいいます（措規20の19①）。

認定事業再編事業者は、事業再編として上記1（注2）(1)の措置のいずれかをその認定事業再編計画に従って行うこととなりますが、この改正により、本制度の適用を受けようとする場合には、その認定を受けて実施する事業再編は、上記1（注2）(1)①から⑬までの措置のいずれかを行うものであることが必要となります。すなわち、上記1（注2）(1)⑭の措置（保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄）のみを行う事業再編に関する認定事業再編計画は、今後、本制度の対象からは除かれることとなります。

(注) 関係法令については、下記の（参考1）及び（参考2）をご参照ください。

(2) 割増償却割合の引下げ

割増償却割合が、35%（建物及びその附属設備並びに構築物については、40%）（改正前：40%（建物及びその附属設備並びに構築物については、45%））に引き下げられました（措法46①）。

(3) 認定期限の延長

制度の適用の前提となる事業再編計画の認定期限が、令和7年3月31日まで2年延長されました（措法46①）。

3 適用関係

上記2(1)及び(2)の改正は、法人が取得又は製作

若しくは建設をする事業再編促進機械等で令和5年4月1日以後に受ける農業競争力強化支援法第18条第1項の認定（以下「当初認定」といいます。）に係る同法第19条第2項に規定する認定事業再編計画（経過認定事業再編計画を含みます。）に記載されたものについて適用し、法人が取得又は製作若しくは建設をした事業再編促進機械等で同日前に受けた当初認定に係る同項に規定する認定事業再編計画（経過認定事業再編計画を除きます。）に記載されたものについては、従前どおりとされています（改正法附則42⑤）。

（注1） 経過認定事業再編計画とは、令和5年4月1日前に受けた当初認定に係る農業競争力強化支援法第19条第2項に規定する認定事業再編計画について同日以後に同条第1項の規定による変更の認定があったときにおけるその変更後の認定事業再編計画をいいます（改正法附則42⑤）。

（注2） 関係法令については、下記の（参考1）をご参照ください。

（参考1） 農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）

（定義）

第2条 省 略

2 この法律において「農産物流通等」とは、農産物（農産物を原材料として製造し、又は加工したものを含む。以下同じ。）の卸売若しくは小売又は農産物を原材料として使用する製造若しくは加工をいう。

3 省 略

4 この法律において「農業生産関連事業」とは、農業資材事業又は農産物流通等事業をいい、「農業生産関連事業者」とは、農業生産関連事業を行う事業者をいう。

5 この法律において「事業再編」とは、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に資することを目的として農業生産関連事業者が行う事業活動であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 合併、分割、農業生産関連事業の譲渡又は譲受けその他主務省令で定める措置を行うものであること。

二 前号の措置に係る農業生産関連事業の全部又は一部の方式の変更であって、農業資材又は農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等（施設、設備、機器、装置又は情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第2条第2項に規定するプログラムをいう。第18条第5項において同じ。）その他の経営資源の高度な利用により、農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化を図るものであること。

6～8 省 略

（事業再編計画の認定）

第18条 事業再編促進対象事業者は、その実施しようとする事業再編に関する計画（以下「事業再編計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 2以上の事業再編促進対象事業者がその事業再編を共同して実施する場合には、当該2以上の事業再編促進対象事業者は、共同して事業再編計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 事業再編計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の目標、事業再編による生産性の向上の目標その他事業再編の目標

二 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の内容その他事業再編の内容及び実施期間

三 事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

四 事業再編に伴う労務に関する事項

4 前項第2号に掲げる事項には、事業再

編の実施と併せて、施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合にあっては当該施設又は設備の種類を、事業再編促進設備等の導入を行う場合にあっては当該事業再編促進設備等の種類を、それぞれ記載することができる。

- 5 前項の「事業再編促進設備等」とは、農業資材又は農産物の生産又は販売の用に供する設備等であって、事業再編の促進に特に資するものとして主務省令で定めるものをいう。
- 6 主務大臣は、第1項の認定の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 当該事業再編計画が実施指針に照らし適切なものであること。
 - 二 当該事業再編計画に係る事業再編が良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の実現に資すると見込まれるものであること。
 - 三 当該事業再編計画に係る事業再編が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 四 当該事業再編計画に係る事業再編が従業員の地位を不当に害するものでないこと。
 - 五 当該事業再編計画に係る事業再編が、国内外の市場の状況に照らして、当該申請を行う事業再編促進対象事業者とその行う事業再編促進対象事業と同一の事業分野に属する事業再編促進対象事業を行う他の事業再編促進対象事業者との間の適正な競争を阻害するものでないこと。
 - 六 当該事業再編計画に係る事業再編が一般消費者及び他の事業者の利益を不当に害するものでないこと。
- 7 主務大臣は、第1項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認

定に係る事業再編計画の内容を公表するものとする。

（事業再編計画の変更等）

- 第19条 前条第1項の認定を受けた事業再編促進対象事業者（当該認定に係る事業再編計画に従って設立された法人を含む。以下「認定事業再編事業者」という。）は、当該認定に係る事業再編計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けるものとする。
- 2 主務大臣は、認定事業再編事業者が当該認定に係る事業再編計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業再編計画」という。）に従って事業再編を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 3 主務大臣は、認定事業再編計画が前条第6項各号のいずれかに該当しないものとなったと認めるときは、認定事業再編事業者に対して、当該認定事業再編計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。
- 4 主務大臣は、前2項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。
- 5 前条第6項及び第7項の規定は、第1項の規定による変更の認定について準用する。

（参考2） 農業競争力強化支援法施行規則（平成29年農林水産省、経済産業省令第1号）
（法第2条第5項第1号の主務省令で定める措置）

- 第1条 農業競争力強化支援法（以下「法」という。）第2条第5項第1号の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。
 - 一 株式交換
 - 二 株式移転
 - 三 資産の譲渡又は譲受け

- 四 出資の受入れ
- 五 他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）
- 六 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該譲渡により当該農業生産関連事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）
- 七 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）
- 八 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（当該譲渡により当該農業生産関連事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）
- 九 会社又は外国法人の設立又は清算
- 十 有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定する有限責任事業組合をいう。）に対する出資
- 十一 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄

2・3 省略

九 特定都市再生建築物の割増償却制度

1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人が、昭和60年4月1日から令和5年3月31日までの間に、特定都市再生建築物で新築されたものの取得又は特定都市再生建築物の新築をして、これをその法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日以後5年以内の日を含む各事業年度において、その特定都市再生建築物について、その普通償却限度額に割増償却割合を乗じて計算した金額の割増償却ができるというものです（措法47①）。

特定都市再生建築物とは、次の地域内において、都市再生特別措置法の認定計画（国家戦略特別区域法の認定を受けた区域計画を含みます。）に基づく都市再生事業（一定の要件を満たすものに限ります。）により整備される建築物をいい（措法47③、措令29の5①②、措規20の21①）、割増償却割合は、その建築物の整備される地域が次の地域のいずれに該当するかに応じそれぞれ次のとおりとされています（措法47①）。

- (1) 特定都市再生緊急整備地域……50%
- (2) 都市再生緊急整備地域（上記(1)に該当する地域を除きます。）……25%

（注）一定の要件は、次の(1)及び(2)又は(1)及び(3)の要件とされています（措法47③、措令29の5①）。

- (1) 都市再生事業の施行される土地の区域（以下「事業区域」といいます。）内に地上階数10以上又は延べ面積が7万5,000㎡以上（その事業区域が特定都市再生緊急整備地域内にある場合には、5万㎡以上）の建築物が整備されること。
- (2) 事業区域内に整備される公共施設の用に供される土地の面積のその事業区域の面積のうち占める割合が30%以上であること。
- (3) 都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額が10億円以上であること。

2 改正の内容

- (1) 民間都市再生事業計画の認定要件の見直し
対象となる民間都市再生事業計画のうち特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域（上記1(2)の地域）における民間都市再生事業計画の認定要件について、次の見直しが行われました。
 - ① その都市再生事業の施行される土地の区域の面積要件が、0.5ha以上（改正前：原則1ha以上）に引き下げられました（都市再生特別措置法施行令7①）。
- （注）関係法令については、下記の（参考）を

ご参照ください。

- ② 地域の魅力発信等に資する施設又は機能を整備することとの要件が追加されました（「民間都市再生事業計画制度の運用について（事業認定ガイドライン）」3）。具体的には、次のいずれかの施設又は機能の整備を伴う民間都市再生事業計画であることが求められることとなります。

- イ 地域の魅力発信に資するもの
- ロ 地域の交流促進に資するイベントスペースや共用スペース等
- ハ 多様な働き方の実現に資するシェアオフィス等
- ニ その他地域整備方針の実現に特に資するもの

(2) 特定都市再生建築物に係る要件の見直し

特定都市再生緊急整備地域（上記1(1)の地域）内において整備される建築物に係る都市再生事業の要件のうち、その都市再生事業の施行される土地の区域内に整備される建築物の延べ面積要件が、7万5,000㎡以上（改正前：5万㎡以上）に引き上げられました（措令29の5①一）。

(3) 適用期限の延長

制度の適用期限が、令和8年3月31日まで3年延長されました（措法47①）。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)①の改正は、令和5年4月1日から施行されています（都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第98号）附則）。
- (2) 上記2(1)②の改正は、令和5年4月1日以降に認定申請のあった民間都市再生事業計画につ

いて適用することとされています（「民間都市再生事業計画制度の運用について（事業認定ガイドライン）」4）。

- (3) 上記2(2)の改正は、法人が令和5年4月1日以後に取得又は新築をする特定都市再生建築物について適用し、法人が同日前に取得又は新築をした特定都市再生建築物については、従前どおりとされています（改正措令附則8⑦）。

（参考）都市再生特別措置法施行令（平成14年政令第190号）

（法第20条第1項の政令で定める都市再生事業の規模）

第7条 法第20条第1項の規定による民間都市再生事業計画の認定を申請することができる都市再生事業についての同項の政令で定める都市開発事業の事業区域の面積の規模は、0.5ヘクタールとする。ただし、特定都市再生緊急整備地域内において当該都市開発事業を施行する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規模とする。

- 一 次号に掲げる場合以外の場合 1ヘクタール
- 二 当該特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域内において当該都市開発事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（当該都市再生緊急整備地域に係る地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とするものに限る。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の事業区域の面積の合計が1ヘクタール以上となる場合 0.5ヘクタール

2・3 省略

第三 準備金等関係

一 原子力発電施設解体準備金制度

1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人で電気事業法に規定する発電事業を営むものが、各事業年度において、特定原子力発電施設に係る解体費用の支出に備えるため、特定原子力発電施設ごとに、次の算式により計算した積立限度額以下の金額を損金経理の方法により原子力発電施設解体準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができるというものです（措法57の4①）。

《算式》

$$\text{積立限度額} = \left(\begin{array}{l} \text{当期末の特定原子力} \\ \text{発電施設に係る} \\ \text{解体費用の見積額} \\ \text{の90\%相当額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{前事業年度から} \\ \text{繰り越された原} \\ \text{子力発電施設解} \\ \text{体準備金の金額} \\ \text{の90\%相当額} \end{array} \right) \\ \times \frac{\text{当期の} \\ \text{月数}}{\left(\begin{array}{l} \text{積立期間} \\ \text{の月数} \end{array} - \begin{array}{l} \text{特定原子力発電施設} \\ \text{の設置後初めて発電} \\ \text{した日から前期末} \\ \text{までの期間の月数} \end{array} \right)}$$

(注1) 特定原子力発電施設とは、原子力発電施設のうち、原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設等の施設、これらの施設が設置される建物及びその附属設備等をいいます（措令33①）。

(注2) 解体費用の見積額は、法人の申請に基づき経済産業大臣が承認した金額とされています（措令33②）。

(注3) 積立期間は、原子力発電施設解体引当金に関する省令第1条第5号に規定する積立期間とされています（措規21の11①）。

この準備金は、特定原子力発電施設につき解体費用の額を支出した場合にはその支出した金額に相当する金額を、前事業年度から繰り越された原子力発電施設解体準備金の金額が当期末の解体費

用の見積額の90%相当額を超える場合にはその超える部分の金額を、特定原子力発電施設の解体が終了した場合には全額を、非適格合併により特定原子力発電施設を移転した場合には全額を、それぞれ取り崩して益金の額に算入する等の取崩し事由が定められています（措法57の4③～⑤）。

2 改正の内容

今後の廃炉の本格化に対応するため、使用済燃料再処理機構の業務に全国の廃炉の総合的調整などの業務を追加して同機構の名称を使用済燃料再処理・廃炉推進機構とし、原子力事業者に対して同機構に廃炉拠出金を納付することを義務付ける原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の改正等をその内容とする「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」が第211回国会に提出され、令和5年5月31日に可決・成立し、同年6月7日に公布されました。

この廃炉拠出金制度の創設により、原子力発電施設の解体に要する費用がこれまでの内部積立てから外部拠出に移行することとなることから、本制度は廃止されました（旧措法57の4）。

3 適用関係

上記2の改正は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（令和6年4月1日）前に設置された原子力発電施設については、令和6年4月1日前に終了した事業年度については従来どおり適用できることとされ（改正法附則43①）、同日以後に終了する事業年度については次のとおり取り扱うこととされています。

(1) 令和6年4月1日前に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の2第

1 項の規定により指定された原子力発電施設
従来どおり適用できるとされています
(改正法附則43①)。

(2) 上記(1)以外の原子力発電施設

青色申告書を提出する法人が令和6年4月1日を含む事業年度開始の日において特定原子力発電施設(上記(1)の原子力発電施設を除きます。以下「経過措置原子力発電施設」といいます。)に係る原子力発電施設解体準備金の金額を有する場合には、同月1日以後に終了する各事業年度において、360月で均等額を取り崩して益金算入することとされています(改正法附則43②③)。

この均等取崩しの適用を受ける法人が被合併法人となる非適格合併が行われた場合にはその合併の直前における経過措置原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額をその合併の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入し、この均等取崩しの適用を受ける法人が解散した場合(合併により解散した場合を除きます。)にはその解散の日における経過措置原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額をその解散の日を含む事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入することとされています(改正法附則43④)。

また、この均等取崩しの適用を受ける法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出

をした場合には、その承認の取消しの基因となった事実のあった日(次の場合に該当する場合には、それぞれ次の日)又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における経過措置原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額は、その日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとされています(改正法附則43⑤)。

① 通算法人がその取消しの処分に係る通知を受けた場合……その通知を受けた日の前日(その通知を受けた日の前日がその通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、その通知を受けた日)

② 通算法人であった法人がその取消しの処分に係る通知を受けた場合……その承認の取消しの基因となった事実のあった日又は通算承認の効力を失った日の前日(その効力を失った日の前日がその法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、その効力を失った日)のいずれか遅い日

この均等取崩しの適用を受ける法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合には、その適格合併直前における経過措置原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額は、その適格合併に係る合併法人に引き継ぐものとされています(改正法附則43⑦～⑨)。

二 農業経営基盤強化準備金制度

1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人で認定農地所有適格法人に該当するもの(農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第1項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされたものに限ります。)が、平成19年4月1日から令和5年

3月31日までの期間(以下「指定期間」といいます。)内の日を含む各事業年度の指定期間内において、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の交付金等の交付を受けた場合において、認定計画の定めるところに従って行う農業経営基盤強化に要する費用の支出に備えるため、次の金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てたときは、その積み立て

た金額を損金の額に算入できるというものです（措法61の2①）。

- (1) その交付金等の額のうちその認定計画に記載された農用地等の取得に充てるための金額として証明がされた金額
- (2) その事業年度の所得の金額

(注1) 認定農地所有適格法人とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定を受けた農地法の農地所有適格法人をいいます（措法61の2①）。

(注2) 損金経理の方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てたときには、その事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合を含むこととされています（措法61の2①）。

この準備金は、その積み立てられた事業年度終了の日の翌日から5年を経過したものがあつた場合には、その5年を経過した日を含む事業年度において、その経過した準備金の金額を益金の額に算入することとされています（措法61の2②）。

2 改正の内容

(1) 適用対象法人に関する改正

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「基盤強化法等改正法」といいます。）による農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、令和4年度税制改正において、本制度の適用対象となる法人は、認定農地所有適格法人に該当する法人のうち農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の区域において農業を担う者として財務省令で定めるものとされ、その施行は基盤強化法等改正法の施行の日とされました。今回、基盤強化法等改正法の施行の日が令和5年4月1日とされたことから（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和4年政令第355号））、上記の財務省令で定めるものが定められ、農業経営基盤強化促進法第19条第8項の規定による公告（以下

「公告」といいます。）があつた同条第1項に規定する地域計画（これを変更した旨の公告があつたときは、その変更後のもの）に、農業経営基盤強化促進法施行規則第17条の規定によりその名称が記載されている認定農地所有適格法人とされました（措規21の18の2①）。

令和5年4月1日から施行されている基盤強化法等改正法第1条の規定による改正後の農業経営基盤強化促進法では、同意市町村は、地域計画（同法第19条第1項に規定する地域計画をいいます。以下同じです。）を定めるものとされています（農業経営基盤強化促進法19①）。地域計画には、その地域計画の区域における農業の将来の在り方、その在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標などを定めるものとされており（農業経営基盤強化促進法19②）、また、その目標としてその地域計画の区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示するものとされています（農業経営基盤強化促進法19③）。この地図（以下「目標地図」といいます。）には、その地域計画の区域において農業を担う者であつて、その後の10年間につき農業経営を営むこと又は委託を受けて農作業を行うことが見込まれるものの氏名又は名称を記載するものとされており（農業経営基盤強化促進法施行規則17）、この規定に基づき、その地域計画の目標地図にその名称が記載されている認定農地所有適格法人が、今後、本制度の適用対象となる法人となります。

なお、地域計画は変更することもできるため（農業経営基盤強化促進法19⑤）、その地域計画を変更した場合には、その変更後の地域計画の目標地図にその名称が記載されている認定農地所有適格法人が、適用対象となる法人となります。また、地域計画は、おおむね5年ごとにその後の10年間につき定めるものとされており（農業経営基盤強化促進法施行令6①）、この規定に基づき新たな地域計画が定められた場合には、その新たな地域計画の目標地図にその名称

が記載されている認定農地所有適格法人が、適用対象となる法人となります。すなわち、現に、適法に定められ、公告されている地域計画の目標地図にその名称が記載されている認定農地所有適格法人が、適用対象となる法人に該当することになるため、変更後の地域計画の目標地図にはその名称が記載されなくなった認定農地所有適格法人や、新たな地域計画が定められた場合における旧地域計画の目標地図にのみその名称が記載されている認定農地所有適格法人、新たな地域計画が定められないままその10年間の経過した地域計画にその名称が記載されている認定農地所有適格法人は、本制度の適用対象となる法人には該当しないことになります。

(注1) 同意市町村とは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」といいます。）を定め、都道府県知事の同意を得た市町村をいいます（農業経営基盤強化促進法6①⑤、12①）。なお、基本構想を定めるかどうかは市町村の任意とされています（農業経営基盤強化促進法6①）。

(注2) 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、その旨を公告することとされています（農業経営基盤強化促進法19⑧）。なお、同意市町村は、地域計画を定めることが義務とされています（農業経営基盤強化促進法19①）。

(注3) 関係法令については、下記の（参考1）から（参考3）までをご参照ください。

(2) 適用期限の延長

制度の適用期限が、令和7年3月31日まで2年延長されました（措法61の2①）。

(参考1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）

（農業経営基盤強化促進基本構想）

第6条 市町村は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を定めることができる。

2～4 省略

5 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

6 省略

（農業経営改善計画の認定等）

第12条 第6条第5項の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2～15 省略

（地域農業経営基盤強化促進計画）

第19条 同意市町村は、政令で定めるところにより、前条第1項の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となつた農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を定めるものとする。

2 地域計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域計画の区域

二 前号の区域における農業の将来の在り方

三 前号の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

四 農業者その他の第1号の区域の関係者が前号の目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

3 同意市町村は、地域計画においては、前項第3号の目標として同項第1号の区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示する

- ものとする。
- 4 地域計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。
- 一 基本構想に即するとともに、第5条第4項に規定する計画との調和が保たれたものであること。
 - 二 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合するものであること。
- 5 同意市町村は、情勢の推移により必要が生じたときは、地域計画を変更するものとする。
- 6 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴かなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。
- 7 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域計画の案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供さなければならない。この場合において、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、当該同意市町村に意見書を提出することができる。
- 8 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するとともに、都道府県知事、農業委員会及び農地中間管理機構に当該地

域計画の写しを送付しなければならない。

(参考2) 農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）

（農業経営基盤強化促進基本方針）

第1条 農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）第5条第1項の基本方針は、おおむね5年ごとに、その後の10年間につき定めるものとする。

（農業経営基盤強化促進基本構想）

第2条 法第6条第1項の基本構想は、前条の基本方針の期間につき定めるものとする。

（地域農業経営基盤強化促進計画）

第6条 法第19条第1項の地域計画は、第2条の基本構想の期間につき定めるものとする。

2 前項の地域計画は、法第18条第1項の協議の結果の内容が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図る見地から相当であると同意市町村が認めた場合に定めるものとする。

3 同意市町村は、前項に規定する場合に該当しないときは、地域計画の作成に向け、次の法第18条第1項の協議を円滑に実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(参考3) 農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）

（地域計画の記載事項）

第17条 法第19条第1項の地域計画には、同条第3項の農業を担う者であつて、令第6条第1項に規定する期間につき農業経営を営むこと又は委託を受けて農作業を行うことが見込まれるものの氏名又は名称を記載するものとする。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、令和5年4月1日から施行されています（改正措規附則1）。

三 農用地等を取得した場合の課税の特例

1 改正前の制度の概要

この制度は、農業経営基盤強化準備金を積み立てている法人（農業経営基盤強化準備金の積立ができる法人を含みます。）が、各事業年度において認定計画の定めるところにより農用地又は特定農業用機械等（以下「農用地等」といいます。）の取得等をして、その法人の農業の用に供した場合において、その農用地等につき、次の金額のうちいずれか少ない金額以下の金額の範囲内でその帳簿価額の損金経理による減額等（圧縮記帳）をしたときは、その減額等をした金額を損金の額に算入できるというものです（措法61の3①）。

(1) 次の金額の合計額

- ① 前事業年度から繰り越された農業経営基盤強化準備金の金額のうち、その事業年度において益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額に相当する金額
- ② その事業年度において交付を受けた交付金等の額のうち、その認定計画に記載された農用地等の取得に充てるための金額であって農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかった金額として証明がされた金額

(2) その事業年度の所得の金額

(注) 特定農業用機械等とは、農業用の機械及び装置、器具及び備品、一定の建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェアをいいます（措法61の3①）。

2 改正の内容

対象となる特定農業用機械等が一定の規模のも

のに限定されました（措法61の3①）。一定の規模のものは、機械及び装置並びに器具及び備品にあっては、1台又は1基の取得価額が30万円以上のもとし、建物及びその附属設備にあっては、一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額が30万円以上のもとし、構築物にあっては、一の構築物の取得価額が30万円以上のもとし、ソフトウェアにあっては、一のソフトウェアの取得価額が30万円以上のものでされています（措令37の3②）。

(注1) 通常一組又は一式をもって取引の単位とされる機械及び装置並びに器具及び備品にあっては、一組又は一式の取得価額が30万円以上のものでされています（措令37の3②）。

(注2) 取得価額とは、法人税法施行令第54条第1項各号の規定により計算した取得価額をいいます（措令37の3②）。

(注3) この改正により、特定農業用機械等のうちその取得価額が30万円未満のものは、本制度の適用を受けられなくなるほか、前述「二農業経営基盤強化準備金制度」についても、その取得に充てるための金額として積み立てた準備金を損金算入することはできないこととなります。

3 適用関係

上記2の改正は、法人が令和5年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする特定農業用機械等について適用し、法人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした特定農業用機械等については、従前どおりとされています（改正法附則45）。

四 その他の準備金等制度

特定原子力施設炉心等除去準備金制度の適用期限が、令和8年3月31日まで3年延長されました

（措法57の4①）。

第四 土地税制関係

一 土地の譲渡等がある場合の特別税率

1 改正前の制度の概要

この制度は、法人が、土地の譲渡等をした場合には、その土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に対し、通常の法人税とは別に、5%の税率による追加課税を行うというものです（措法62の3①）。

なお、株式の譲渡益や土地売買の仲介手数料のうち実質的に土地の譲渡益と認められるもの等についても、この追加課税の対象とされています（措法62の3②一）。

この譲渡利益金額とは、土地の譲渡等による収益の額からその収益に係る原価の額及びその土地の譲渡等のために直接又は間接に要した経費の額を控除した金額をいいます（措法62の3②二）。

ただし、法人が平成10年1月1日から令和5年3月31日までの間にした土地の譲渡等については、本制度の適用が停止されています（措法62の3⑤）。

また、次の(1)から(3)までの土地等の譲渡については、本制度を適用しないこととされています（措法62の3③～⑤）。

(1) 棚卸資産に該当する土地等の譲渡

棚卸資産に該当する土地等の譲渡については、原則として、本制度を適用しないこととされています（措法62の3③）。

この棚卸資産には、例えば、宅地建物取引業者が譲渡する建売住宅の敷地等が該当しますが、取得後事業の用に供したことのある土地等については、本制度の適用対象となります（措令38の4⑨⑩）。

(2) 優良住宅地等のための譲渡に該当する土地等の譲渡

法人が、平成4年1月1日から令和4年12月

31日までの間にその有する土地等の譲渡をした場合において、その土地等の譲渡が次の優良住宅地等のための譲渡に該当することにつき証明がされたときは、本制度を適用しないこととされています（措法62の3④）。

① 国若しくは地方公共団体に対する土地等の譲渡又は地方道路公社等の国若しくは地方公共団体に準ずる法人に対する取用対償地に充てるための土地等の譲渡

② 独立行政法人都市再生機構、土地開発公社その他宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務を行うことを目的とする法人に対する土地等の譲渡でその譲渡した土地等がその業務を行うために直接必要であると認められるもの

③ 独立行政法人都市再生機構が施行する次の事業の用に供するために土地開発公社に対して行う土地等の譲渡

イ 被災市街地復興特別措置法により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内にある土地等……同法による被災市街地復興土地地区画整理事業

ロ 被災市街地復興特別措置法の住宅被災市町村の区域内にある土地等……都市再開発法による第二種市街地再開発事業

④ 資産の取用換地等による土地等の譲渡

(注) 取用換地等とは、土地取用法、都市計画法、都市再開発法その他の法律の規定による取用、買取り、換地処分、権利変換、交換、買収又は消滅をいい、租税特別措置法第65条第1項第6号及び第7号に規定する権利変換を除きます。

⑤ 都市再開発法による第一種市街地再開発事業の用に供するためにその施行者に対して行う土地等の譲渡

- ⑥ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の用に供するためにその施行者に対して行う土地等の譲渡
- ⑦ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による認定建替計画に係る建築物の建替えを行う事業の用に供するためにその事業の認定事業者に対して行う土地等の譲渡
- ⑧ 都市再生特別措置法の認定計画に係る都市再生事業の用に供するためにその都市再生事業の認定事業者に対して行う土地等の譲渡
(注) 都市再生事業は、建築面積が1,500㎡以上の建築物の建築がされること、その事業の施行される土地の区域の面積が1ha以上であること等の一定の要件を満たすものに限ることとされています。
- ⑨ 国家戦略特別区域法の認定区域計画に係る特定事業又はその特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業の用に供するためにその事業者に対して行う土地等の譲渡
(注) これらの事業は、その事業の施行される土地の区域の面積が500㎡以上であることなどの産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして一定の要件を満たすものに限ることとされています。
- ⑩ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の裁定に係る裁定申請書に記載された事業の用に供するためにその裁定申請書に記載された事業者に対して行う次の土地等の譲渡
- イ その裁定申請書に記載された特定所有者不明土地等
- ロ その裁定申請書に添付された事業計画書の計画にその事業者が取得するものとして記載がされた特定所有者不明土地以外の土地等
(注) 上記ロの土地等からは、裁定申請書に記載された事業が特定所有者不明土地以外の土地を上記イの特定所有者不明土地と一体として使用する必要性が高い事業と認められない事業に該当する場合におけるその記載がされた土地等を除くこととされています。
- ⑪ 次のマンション建替事業の用に供するためにそのマンション建替事業の施行者に対して行う土地等の譲渡
- イ マンションの建替え等の円滑化に関する法律による売渡請求、買取請求又は権利交換を希望しない旨の申出に基づくマンション建替事業
- ロ マンションの建替え等の円滑化に関する法律の施行再建マンションの延べ面積が同法の施行マンションの延べ面積以上であること等の一定の要件を満たすマンション建替事業
(注1) マンション建替事業は、良好な居住環境の確保に資するものに限ることとされています。
(注2) 上記ロのマンション建替事業の施行者に対する土地等の譲渡は、隣接施行敷地に係る土地等の譲渡に限ることとされています。
- ⑫ マンションの建替え等の円滑化に関する法律による売渡請求又は同法の認可を受けた分配金取得計画に基づくマンション敷地売却事業の用に供するためにそのマンション敷地売却事業を実施する者に対して行う土地等の譲渡
(注) マンション敷地売却事業は、その事業に係る認定買受計画に、決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンション（良好な居住環境を備えたものに限り。）に関する事項、公共施設に関する事項等の一定の事項の記載があるものに限ることとされています。
- ⑬ 建築面積150㎡以上の建築物の建築事業の用に供するためにその事業者に対して行う土地等の譲渡

(注) 建築事業は、施行地区の面積が500㎡以上であること等の一定の要件を満たすものに限ることとされています。

- ⑭ 既成市街地等内において行われる特定の民間再開発事業の用に供するためにその事業者に対して行う土地等の譲渡

(注) 特定の民間再開発事業とは、地上階数4以上の中高層の耐火建築物の建築をする一定の要件を満たす事業をいいます。

- ⑮ 都市計画法の開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成が行われる一定の住宅地造成事業の用に供するためにその事業者に対して行う土地等の譲渡

- ⑯ 都市計画区域内の宅地の造成につき開発許可を要しない場合において、優良宅地の認定を受けた住宅建設の用に供される1,000㎡以上の一団の宅地の造成が行われる一定の住宅地造成事業の用に供するためにその事業者に対して行う土地等の譲渡

- ⑰ 都市計画区域内において優良住宅の認定を受けた25戸以上の一団の住宅又は15戸以上若しくは床面積1,000㎡以上の中高層耐火共同住宅の建設が行われる一定の住宅建設事業の用に供するためにその事業者に対して行う土地等の譲渡

- ⑱ 土地区画整理事業の施行地区内において住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設が行われる一定の住宅建設事業の用に供するためにその事業者に対して行う仮換地の指定がされた土地等の譲渡で、その譲渡がその指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に行われるもの

- (3) 確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する土地等の譲渡

法人が、平成4年1月1日から令和4年12月31日までの間にその有する土地等の譲渡をした場合において、その土地等の譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときは、

上記(2)と同様に、本制度を適用しないこととされています（措法62の3⑤）。

この確定優良住宅地等予定地のための譲渡とは、その譲渡の日から一定期間（予定期間）内に上記(2)⑮から⑱までの土地等の譲渡に該当することが確実であると認められることにつき証明がされた譲渡をいいます。

2 改正の内容

- (1) 優良住宅地等のための譲渡に該当する土地等の譲渡に係る適用除外措置の見直し

優良住宅地等のための譲渡に該当する土地等の譲渡（上記1(2)）に係る適用除外措置について、次の見直しが行われました。

- ① 対象から既成市街地等内において行われる特定の民間再開発事業の用に供するためにその事業者に対して行う土地等の譲渡（上記1(2)⑭）が除外されました（旧措法62の3④十二、旧措令38の4②⑤、旧措規21の19②十二⑧）。

- ② 都市計画法の開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成が行われる一定の住宅地造成事業の用に供するためにその事業者に対して行う土地等の譲渡（上記1(2)⑮）に係る開発許可について、次の区域内において行われる開発行為に係るものに限定されました（措法62の3④十三、措令38の4⑤、措規21の19②十三）。

イ 市街化区域と定められた区域

ロ 市街化調整区域と定められた区域

ハ 区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域のうち、用途地域が定められている区域

- (注) 上記の改正の趣旨等については、前掲「租税特別措置法等（所得税関係）の改正」の「二 土地・住宅税制の改正」の「二 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正」の2をご参照ください。

2) 適用停止措置等の期限延長

制度の適用停止措置の期限が令和8年3月31日まで、優良住宅地等のための譲渡に該当する土地等の譲渡（上記1(2)に係る適用除外措置及び確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する土地等の譲渡（上記1(3)に係る適用除

外措置の期限が令和7年12月31日まで、それぞれ3年延長されました（措法62の3④⑤⑬）。

3 適用関係

この制度は、適用停止中であることから、経過措置は設けられていません。

二 短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率

1 改正前の制度の概要

この制度は、法人が、短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、その短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に対し、通常の法人税とは別に、10%の税率による追加課税を行うというものです（措法63）。

この短期所有に係る土地の譲渡等とは、土地の譲渡等のうち、その法人がその取得をした日から引き続き所有していた土地等で、その年の1月1日において所有期間が5年以下であるものの譲渡その他これに準ずるものをいいます（措法63②一）。なお、株式の譲渡益や土地売買の仲介手数料のうち実質的に土地の譲渡益と認められるもの等についても、この追加課税の対象とされています（措法63②一）。

この譲渡利益金額とは、短期所有に係る土地の

譲渡等による収益の額からその収益に係る原価の額及びその短期所有に係る土地の譲渡等のために直接又は間接に要した経費の額を控除した金額をいいます（措法63②二）。

ただし、土地の譲渡等がある場合の特別税率（措法62の3）と同様に、法人が、平成10年1月1日から令和5年3月31日までの間にした短期所有に係る土地の譲渡等については、本制度の適用が停止されています（措法63⑧）。

また、短期所有に係る土地の譲渡等のうち、国又は地方公共団体に対する土地等の譲渡等に該当することにつき証明がされたものについては、本制度を適用しないこととされています（措法63③）。

2 改正の内容

制度の適用停止措置の期限が、令和8年3月31日まで3年延長されました（措法63⑧）。

三 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例

1 改正前の制度の概要

この制度は、法人が、昭和45年4月1日から令和5年3月31日までの期間内に、その有する特定の地域内にある事業用の土地等、建物等又は日本船舶（以下「譲渡資産」といいます。）の譲渡をし、その譲渡資産の譲渡の日を含む事業年度において、一定の要件に該当する土地等、建物等、機械及び装置又は日本船舶（以下「買換資産」といいます。）の取得（建設及び製作を含みます。）をし、かつ、その取得の日から1年以内にその買換

資産を特定の地域内において事業の用に供した場合又は供する見込みである場合において、その買換資産につき、圧縮限度額の範囲内でその帳簿価額の損金経理による減額等（圧縮記帳）をしたときは、その減額等をした金額を損金の額に算入できるというものです（措法65の7①）。

また、特別勘定を設けた場合（措法65の8）及び本制度の対象となる譲渡資産を交換した場合（措法65の9）についても、同様の措置が講じられています。

この制度における買換えの態様は、次のとおり

です。

- (1) 既成市街地等の内から外への買換え
- (2) 航空機騒音障害区域の内から外への買換え
- (3) 既成市街地等及びこれに類する一定の区域（人口集中地区）内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え
- (4) 所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物又は構築物への買換え
- (5) 日本船舶の買換え

(注1) 圧縮限度額は、圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額に、次の場合の区分に応じ次の割合を乗じて計算した金額とされています（措法65の7①⑭）。

- (1) 上記(2)に係る譲渡資産が次のいずれかの区域内にある場合……70%

- ① 令和2年4月1日前に特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第4条第1項に規定する航空機騒音障害防止特別地区となった区域
- ② 令和2年4月1日前に公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第9条第1項に規定する第二種区域となった区域
- ③ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第5条第1項に規定する第二種区域

- (2) 上記(4)に係る譲渡資産が地域再生法の集中地域以外の地域内にある資産に該当し、買換資産が同法第17条の2第1項第1号に規定する地域内にある資産に該当する場合……70%

- (3) 上記(4)に係る譲渡資産が地域再生法の集中地域以外の地域内にある資産に該当し、買換資産が集中地域（同法第17条の2第1項第1号に規定する地域を除きます。）内にある資産に該当する場合……75%

- (4) 上記(1)から(3)までの場合以外の場合……80%

(注2) 圧縮基礎取得価額とは、取得をした買換資産の取得価額又は譲渡をした譲渡資産の

その譲渡に係る対価の額のうちいずれか少ない金額をいい、差益割合とは、譲渡をした譲渡資産のその譲渡に係る対価の額のうち、その対価の額からその譲渡資産の譲渡直前の帳簿価額を控除した金額の占める割合をいいます（措法65の7⑯三・四）。

2 改正の内容

- (1) 既成市街地等の内から外への買換え（上記1(1)に係る措置の除外

この措置は、制度の対象から除外されました（旧措法65の7①表一、旧措令39の7②③、旧措規22の7②一・二）。

- (2) 航空機騒音障害区域の内から外への買換え（上記1(2)に係る措置の見直し

譲渡資産から次の区域内にある土地等、建物（その附属設備を含みます。）及び構築物が除外されました（措法65の7①表一）。

- ① 令和2年4月1日前に特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第4条第1項に規定する航空機騒音障害防止特別地区となった区域
- ② 令和2年4月1日前に公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第9条第1項に規定する第二種区域となった区域

- (3) 所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物又は構築物への買換え（上記1(4)に係る措置の見直し

- ① 圧縮割合の見直し

圧縮割合が、次のとおり見直されました（措法65の7⑭、65の8⑱）。

イ 譲渡をした譲渡資産が地域再生法第17条の2第1項第1号に規定する地域内にある本店資産に該当し、取得をした又は取得をする見込みである買換資産が集中地域以外の地域内にある本店資産に該当する場合には、圧縮割合が90%（改正前：80%）に引

き上げられました。

(注1) 本店資産とは、その法人の本店又は主たる事務所として使用される建物（その附属設備を含みます。）及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地等をいいます（措法65の7⑭）。

(注2) 地域再生法第17条の2第1項第1号に規定する地域とは、集中地域のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い地域として政令で定めるものをいい、具体的には、東京都の特別区の存する区域とされています（地域再生法17の2①一、地域再生令11）。

(注3) 取得には、建設及び製作を含みます。以下(3)において同じです。

(注4) 集中地域とは、産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域であって政令で定めるものをいい、具体的には、平成30年4月1日における首都圏整備法の既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法の既成都市区域並びに首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令別表に掲げる区域とされています（地域再生法5④五イ、地域再生令5①）。

ロ 譲渡をした譲渡資産が集中地域以外の地域内にある本店資産に該当し、取得をした又は取得をする見込みである買換資産が地域再生法第17条の2第1項第1号に規定する地域内にある本店資産に該当する場合には、圧縮割合が60%（改正前：70%）に引き下げられました。

集中地域の外から内への買換えについては、地域再生法において促進するものとされている企業の地方拠点強化とは必ずしも両立しないことから、従来圧縮割合が引き下げられていましたが、集中地域の外から東京都の特別区への本店の移転を伴う買換えについてはさ

らに圧縮割合を引き下げることにしつつ、企業の地方拠点強化につながると考えられる東京都の特別区から集中地域の外への本店の移転を伴う買換えについては圧縮割合を引き上げることとされたものです。

この改正に伴い、適格分割又は適格現物出資に係る分割承継法人又は被現物出資法人が上記イ又はロの買換えに係る買換資産を取得する見込みである場合にこれらの法人に引き継ぐ特別勘定の金額は、その取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額のそれぞれ90%又は60%相当額と（措令39の7⑳二）、特別勘定を計上している法人が上記イ又はロの買換えに係る買換資産を取得して圧縮記帳をした場合に限り取り崩す特別勘定の金額は、その買換資産に係る特別勘定のうちその買換資産の圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額のそれぞれ90%又は60%相当額とされました（措令39の7㉓）。

② 添付書類の見直し

上記①イの改正に伴い、この措置の適用を受ける場合に確定申告書等に添付しなければならない書類について、譲渡をした資産の所在地が地域再生法第17条の2第1項第1号に規定する地域内であり、取得をした資産の所在地が熊谷市等の区域内である場合には、その取得をした資産の所在地を管轄する市長のその取得をした資産の所在地が集中地域以外の地域内である旨を証する書類が追加されました（措規22の7③三）。ただし、次の要件のいずれかに該当する場合、すなわち、圧縮割合が80%である場合には、改正前と同様です。

イ その取得をした資産の所在地が集中地域内であること。

ロ その譲渡をした資産又は取得をした資産のいずれかが本店資産に該当しないこと。

(注) 熊谷市等の区域とは、熊谷市、飯能市、木更津市、成田市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、相模原市、常総市、京都市、

堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は名古屋市の区域をいいます（措規22の7③）。すなわち、市域内に集中地域とそれ以外の地域とが混在している市の区域です。

(4) 日本船舶の買換え（上記1(5)に係る措置の見直し

① 譲渡資産の見直し

イ 建設業及びひき船業の用に供される船舶について、平成23年1月1日以後に建造されたものが除外されました（措法65の7①表四、措令39の7⑥）。

ロ 譲渡資産の進水の日からその譲渡の日までの期間が一定期間未満であることとの要件について、その一定期間が次の船舶の区分に応じそれぞれ次の期間に見直されました（措令39の7⑥一～三）。

(イ) 海洋運輸業の用に供されている船舶
……20年（改正前：25年）

(ロ) 沿海運輸業の用に供されている船舶
……23年（改正前：25年）

(ハ) 建設業又はひき船業の用に供されている船舶……30年（改正前：35年）

(注) 海洋運輸業とは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいい、沿海運輸業とは、本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいいます（措令39の7⑥一・二）。

② 買換資産の見直し

イ 買換資産について、譲渡をした船舶に係る事業と同一の事業の用に供される船舶に限定されました（措令39の7⑦）。

ロ 海洋運輸業の用に供される船舶及び沿海運輸業の用に供される船舶について、環境への負荷の低減に係る要件が次のとおり見直されました（平29.3国交告303）。

(イ) 海洋運輸業の用に供される特定船舶に

ついて、特定船舶の特別償却制度（措法43）における事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に係る要件を満たす船舶に該当するものに限定されました（平29.3国交告303別表1①、平27.3国交告473別表1）。

海洋運輸業の用に供される特定船舶とは、その建造の後事業の用に供されたことのない国際総トン数が1万トン以上の海洋運輸業の用に供される船舶のうち、令和5年4月1日以後に建造契約を締結し建造がされたもの又は同日以後に建造（建造契約のないものに限ります。）をするものをいいます。この船舶は、特定船舶の特別償却制度の適用が可能な船舶であることから、同制度の環境への負荷の低減に係る要件を満たす船舶についてのみ本措置の対象とすることとされたものです。

(注1) 国際総トン数とは、船舶のトン数の測度に関する法律第4条第1項に規定する国際総トン数をいいます。

(注2) 関係法令については、(参考1)をご参照ください。

(ロ) 海洋運輸業の用に供される船舶のうち一定の二酸化炭素放出抑制対象船舶について、航行時二酸化炭素放出抑制指標に係る要件を満たすこととする要件が追加されました（平29.3国交告303別表1③）。

A 対象船舶

対象となる二酸化炭素放出抑制対象船舶は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」といいます。）第19条の26第1項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならない船舶で下記Bに掲げる用途及び大きさの船舶のうち、令和5年4月1日以後に建造契約を締結し建造がされたもの又は同日以後に取得をするものとされています。

なお、上記(イ)の特定船舶については、上記(イ)の要件を満たす必要があるため、この要件の対象船舶からは除かれています。

(注1) 二酸化炭素放出抑制対象船舶とは、日本国領海等のみを航行する船舶以外の船舶であって、総トン数が400トン以上のもの（特別の用途のものを除きます。）をいいます（海防法19の25①、設備検査等規則1の20）。

この二酸化炭素放出抑制対象船舶は、漁船等の航海の態様が特殊な船舶及び電気推進機関等の構造が特殊な推進機関を備える船舶を除き、航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が国土交通大臣の定める基準に適合していること等について国土交通大臣の確認を受けなければならないものとされています（海防法19の26、技術基準省令47①七）。

(注2) 航行時二酸化炭素放出抑制指標（EEXI）とは、二酸化炭素放出抑制対象船舶を航行させる場合におけるその二酸化炭素放出抑制対象船舶からの二酸化炭素の放出量であって、航行時における二酸化炭素の放出量が特に多い二酸化炭素放出抑制対象船舶についてその航行に係る二酸化炭素の放出を抑制するための措置を講ずるに当たっての指標となるものをいい（技術基準省令47①七）、具体的には、1トンの貨物を1マイル輸送する際の、船舶からの二酸化炭素の放出量を示す指標とされています。

(注3) 上記の取得は、建造契約のない建造を含むものとし、令和5年4月1日前に建造契約を締結し建造

がされた船舶でその建造の後事業の用に供されたことのないものの取得を除くこととされています。

B 航行時二酸化炭素放出抑制指標に係る要件

航行時二酸化炭素放出抑制指標に係る要件は、航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が、次に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ次の削減率（海洋汚染防止条約附属書Ⅵにおいて定められた基準線からの削減率）となる値以下であることとされています。

(A) 二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令（以下「指標基準省令」といいます。）第1条第1項に規定するロールオン・ロールオフ旅客船のうち載貨重量トン数（以下「Dw」といいます。）が250 t 以上のもの……7%

(B) 指標基準省令第1条第2項に規定するクルーズ旅客船のうち総トン数が2万5,000トン以上のもの（推進機関を有するものに限り。）……32%

(注) 推進機関とは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の23第2項各号に規定する推進機関をいいます。

(C) 指標基準省令第1条第3項に規定するタンカー等のうち次に掲げるもの（(D)に掲げるものを除きます。）

a Dwが20万 t 以上のもの……17%

b Dwが4,000 t 以上20万 t 未満のもの……22%

(D) 指標基準省令第1条第3項に規定するタンカー等のうちDwが4,000 t 以上のもので、その貨物倉の一部

- 分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するもの……22%
- (E) 指標基準省令第1条第4項に規定する液化ガスばら積船のうち次に掲げるもの
- a Dwが1万5,000t以上のもの……32%
 - b Dwが2,000t以上1万5,000t未満のもの……22%
- (F) 指標基準省令第1条第5項に規定する液化天然ガス運搬船のうちDwが1万t以上のもの（推進機関を有するものに限り、……）……32%
- (G) 指標基準省令第1条第7項に規定するばら積貨物船のうち次に掲げるもの
- a Dwが20万t以上のもの……17%
 - b Dwが1万t以上20万t未満のもの……22%
- (H) 指標基準省令第1条第8項に規定するコンテナ船のうち次に掲げるもの
- a Dwが20万t以上のもの……52%
 - b Dwが12万t以上20万t未満のもの……47%
 - c Dwが8万t以上12万t未満のもの……37%
 - d Dwが4万t以上8万t未満のもの……32%
 - e Dwが1万t以上4万t未満のもの……22%
- (I) 指標基準省令第1条第9項に規定する冷凍運搬船のうちDwが3,000t以上のもの……17%
- (J) 指標基準省令第1条第10項に規定するロールオン・ロールオフ貨物船のうちDwが1,000t以上のもの（同条第11項に規定する自動車運搬船に該当するものを除きます。）……7%
- (K) 指標基準省令第1条第11項に規定する自動車運搬船のうちDwが1万t以上のもの……17%
- (L) 指標基準省令第1条第12項に規定する一般貨物船のうちDwが3,000t以上のもの……32%
- 上記の告示においては、上記の船種ごとに、載貨重量トン数又は総トン数別の上記の削減率となる航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が定められています。
- なお、航行時二酸化炭素放出抑制指標に係る要件の追加に伴い、この要件の対象船舶については、一定の発電用機関、推進関係機器等の二酸化炭素放出削減に資する設備を有していることとする要件が除外されました（平29.3国交告303別表1③、②九・十六～二十）。
- (注1) 国際航海に従事する船舶からの二酸化炭素の放出については、国際海事機関において、海洋汚染防止条約附属書VIに基づき国際的な規制が行われており、我が国では、海防法の体系に取り入れられています。
- 令和3年6月に開催された国際海事機関の第76回海洋環境保護委員会において、一定以上の載貨重量等の国際航海に従事する船舶からの航行時における二酸化炭素放出を抑制するための基準（EEXI規制）及び二酸化炭素放出の実績評価（CII評価）の導入を内容とする海洋汚染防止条約附属書VIの改正案が採択され、これを受けて、令和4年7月に航行時の二酸化炭素放出抑制指標の算定に係る技術上の基準の追加等海防法関係省令の改正が行われ、令和5年1月1日からEEXI規制が導入され

ています。この EEXI 規制は、令和 5 年時点における新造船に対する二酸化炭素放出抑制指標（EEDI）に関する規制と基本的に同等の規制値への適合を、建造時に限らず、航行時においても求めるものとなっています。

上記の国際的な規制強化を踏まえて、本措置における EEXI 規制の対象となる船舶についての環境への負荷の低減に係る要件については、従来の二酸化炭素放出削減に資する設備の搭載に代えて、海防法における EEXI 規制値から一定程度厳格化された値に適合することを求める要件に見直すこととされました。具体的には、本措置における EEXI 規制値は、海洋汚染防止条約附属書 VI において定められた EEXI 基準線からの EEXI の削減率が、海防法において定められた EEXI 規制値による削減率より 2% 引き上げられたものになっています。

（注 2） 関係法令については、下記の（参考 2）から（参考 4）までをご参照ください。

（ハ） 沿海運輸業の用に供される船舶について、推進効率改良型プロペラ（次のいずれかに該当するものに限ります。以下同じです。）を有していることとする要件が追加されるとともに、推進関係機器等を有していることとする要件における推進効率改良装置から推進効率改良型プロペラが除外されました（平 29.3 国交告 303 別表 2 ①旧三イ・四②一・旧二イ）。

- A プロペラ・ボス取付翼
- B ハイスキュー・プロペラ
- C 可変ピッチ・プロペラ
- D 二重反転プロペラ
- E ポッドプロペラ

F プロペラ前部放射状型取付翼

改正前は推進効率改良型^{かじ}舵などの他の推進関係機器等のいずれかを有していれば推進効率改良型プロペラを有していなくとも対象船舶となり得ましたが、改正後は他の推進関係機器等のいずれかの設置に加え、推進効率改良型プロペラの設置が必要となります。

（5） 適用要件の見直し

① 届出要件の追加

適用要件に、納税地の所轄税務署長に本制度の適用を受ける旨の届出をすることが追加されました（措法 65 の 7 ①⑨）。

（注 1） 本制度は、土地政策又は国土政策の観点から、特定の地域からの追い出し促進や、土地の有効利用促進といった政策目的を達成するための買換えについて課税の特例を認めるものですが、土地等の売買取引を多く行う大企業等において、申告時にその売買取引を並べた上で各措置の要件に合致する譲渡資産と買換資産の組み合わせを事後的に作成し、適用を受けるという実態があることが指摘されていました。制度の適用期限を延長するに当たっては、このような状況を是正し、本制度をインセンティブ措置として適切に機能させる必要があることから、令和 5 年度税制改正では、譲渡（又は取得）後一定期間内に本制度の適用及び適用を受ける買換え（譲渡資産と買換資産の組み合わせ）に関する事項の届出を適用要件とすることとされました。

イ 届出期間

この届出は、譲渡資産の譲渡の日（同日前に買換資産の取得をした場合（以下「先行取得の場合」といいます。）には、その買換資産の取得の日）を含む 3 月期間の末日の翌日から 2 月以内に行わなければならないこととされています（措令 39 の 7 ②）。

すなわち、本制度の対象となる買換えの譲渡及び取得のいずれか早い日を基準として、同日を含む3月期間後2月経過日までに届け出ることとなります。このため、同一の3月期間内に行われた複数の対象譲渡（又は対象取得）についての届出期限は、同一の日となります。

(注1) 3月期間とは、事業年度をその開始の日以後3月ごとに区分した各期間をいい、最後に3月未満の期間を生じたときは、その3月未満の期間とされています。

(注2) 取得には、建設及び製作を含みます。以下(5)において同じです。

ロ 届出事項

この届出は、上記イの届出期間内に、その買換資産につき本制度の適用を受ける旨及び次の事項を記載した届出書により行わなければならないこととされています（措令39の7②）。

(イ) 届出者の名称、納税地及び法人番号

(注) 法人番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいいます。

(ロ) 譲渡資産及び買換資産に関する次のAからCまでの事項

A その譲渡をした譲渡資産及びその3月期間内に取得をした買換資産の種類、構造又は用途、規模、所在地並びに譲渡年月日及び取得年月日

(注1) 上記の規模は、土地等にあつては、その面積とされています（措令39の7②ニイ(1)）。

(注2) 船舶にあつては、所在地の記載は不要とされています（措令39の7②ニイ(1)）。

B その譲渡をした譲渡資産の価額及びその譲渡直前の帳簿価額

C その3月期間の末日の翌日以後に取

得をする見込みである買換資産の種類、所在地及び取得予定年月日

(注) 船舶にあつては、所在地の記載は不要とされています（措令39の7②ニイ(3)）。

ただし、先行取得の場合にあつては、次のDからFまでの事項とされています。

D その3月期間内に譲渡をした譲渡資産及びその取得をした買換資産の種類、構造又は用途、規模、所在地並びに譲渡年月日及び取得年月日

(注1) 上記の規模は、土地等にあつては、その面積とされています（措令39の7②ニロ(1)）。

(注2) 船舶にあつては、所在地の記載は不要とされています（措令39の7②ニロ(1)）。

E その取得をした買換資産の取得価額

F その3月期間の末日の翌日以後に譲渡をする見込みである譲渡資産の種類、所在地及び譲渡予定年月日

(注) 船舶にあつては、所在地の記載は不要とされています（措令39の7②ニロ(3)）。

(ハ) 買換資産のその適用に係る租税特別措置法第65条の7第1項の表の各号の区分 (ニ) その他参考となるべき事項

なお、この要件は、一の事業年度の期間内に譲渡資産の譲渡及び買換資産の取得をした場合の適用要件とされており、譲渡資産の譲渡をした日を含む事業年度開始の前日に買換資産の取得をした場合（措法65の7③）、譲渡資産の譲渡をした日を含む事業年度終了の日の翌日から一定期間内に買換資産の取得をする見込みである場合（措法65の8）及び交換譲渡資産と交換取得資産との交換をした場合（措法65の9）には、この届出は不要とされています（措法65の7③、65の8⑦⑧、65の9二）。

(注2) 譲渡資産の譲渡をした日を含む事業年

度開始の日前に買換資産の取得をした場合には、その取得をした日を含む事業年度終了の日の翌日から2月以内に本制度の適用を受ける旨並びに取得資産及び譲渡をする見込みである資産に関する明細を記載した届出書（先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書）を提出することが適用要件とされ、譲渡資産の譲渡をした日を含む事業年度終了の日の翌日から一定期間内に買換資産の取得をする見込みである場合には、その取得をする見込みである資産に関する明細を記載した書類の申告書への添付がその譲渡をした日を含む事業年度における特別勘定の損金算入の適用要件とされているため、それぞれ譲渡又は取得をする見込みである資産のその譲渡又は取得前に本制度の適用対象となる買換えの組み合わせは確定していると考えられることから、この要件の対象外とされています。

(注3) 交換により、譲渡資産の譲渡をし、買換資産の取得をした場合のその買換資産について本制度を適用する場合には、その交換により譲渡をした譲渡資産以外の資産の譲渡益を対象にすることはできないことから、この要件の対象外とされています。なお、交換により、譲渡資産の譲渡をし、買換資産以外の資産の取得をして、交換差金を取得した場合におけるその交換差金対応部分を用いて取得をした買換資産についての本制度の適用については、この届出が必要となります。

(注4) 買換資産の取得の日を含む事業年度の期間内に譲渡資産の譲渡をする見込みであるとして届出をした場合において、その譲渡をする見込みである資産につきその後の事情によりその事業年度の期間内に譲渡をすることができなくなったときは、その資産の譲渡の日を含む事業年度における本制度の適用については、改正

前と同様、その取得の日を含む事業年度終了の日の翌日から2月以内に先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書を提出する必要があります（措法65の7③）。

また、譲渡資産の譲渡の日を含む事業年度の期間内に買換資産の取得をする見込みであるとして届出をした場合において、その取得をする見込みである資産につきその後の事情によりその事業年度の期間内に取得をすることができなくなったときは、改正前と同様、その取得をする見込みである資産に関する明細を記載した書類の申告書への添付等の所定の適用要件を満たすことで特別勘定の損金算入の適用を受けることができます（措法65の8①）。

② 譲渡資産の譲渡をした日を含む事業年度開始の日前に買換資産の取得をした場合の先行取得資産に関する届出書の記載事項の見直し

上記①の改正に伴い、譲渡資産の譲渡をした日を含む事業年度開始の日前に買換資産の取得をした場合（措法65の7③）の先行取得資産に関する届出書の記載事項のうち買換資産及び譲渡をする見込みである資産に関する明細について、上記①ロ(口)DからFまで及び(ハ)と同様とする見直しが行われました（措令39の7⑩）。

③ その他の届出書等の記載事項の見直し

次の書類の記載事項について、譲渡資産に関する明細に譲渡をした譲渡資産の構造又は用途が追加されたほか、取得をする見込みである資産のうち船舶に関する明細が種類、構造、規模及び取得予定年月日とされる等の整備が行われました（措規22の7④～⑦）。

イ 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書

ロ 適格分割等による特定の資産の譲渡に係

る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書
ハ 特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の特別勘定の金額の損金算入の適用を受ける場合における確定申告書等に添付する書類

(6) 適用期限の延長

上記1(2)から(5)までの措置の適用期限が令和8年3月31日まで3年延長されました（措法65の7①、65の8①、65の9）。

(参考1) 船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）
（国際総トン数）

第4条 国際総トン数は、条約及び条約の附属書の規定に従い、主として国際航海に従事する船舶について、その大きさを表すための指標として用いられる指標とする。

2 省 略

(参考2) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）

（二酸化炭素放出抑制指標に係る確認）

第19条の26 二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者は、前条第1項の承認を受けようとするときは、あらかじめ、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標（国土交通省令で定めるところにより二酸化炭素放出抑制対象船舶を航行させる場合における当該二酸化炭素放出抑制対象船舶からの二酸化炭素の放出量であつて、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶についてその航行に係る二酸化炭素の放出を抑制するための措置を講ずるに当たつての指標となるものをいう。以下同じ。）が、次の各号のいずれにも適合することについて、国土交通大臣の確認を受けなければならない。

- 一 国土交通省令で定める技術上の基準により算定されていること。
- 二 船舶の用途及び載貨重量トン数（船

舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号。第51条の4において「トン数法」という。）第7条第1項の載貨重量トン数をいう。）その他の船舶の大きさに関する指標に応じて国土交通省令・環境省令で定める基準に適合するものであること。

2 省 略

(参考3) 二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令（平成24年国土交通省・環境省令第3号）
（定義等）

第1条 この省令において「ロールオン・ロールオフ旅客船」とは、自動車その他の貨物を通常水平方向に積卸しすることができる構造を有する旅客船（船舶安全法（昭和8年法律第11号）第8条に規定する旅客船をいう。以下同じ。）であつて、二酸化炭素放出抑制対象船舶であるものをいう。

2 この省令において「クルーズ旅客船」とは、貨物を積載するための甲板を有さず、専ら旅客の宿泊を伴う航海に従事する旅客船であつて、二酸化炭素放出抑制対象船舶であるものをいう。

3 この省令において「タンカー等」とは、タンカー及び有害液体物質ばら積船（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和58年運輸省令第38号。以下「技術基準省令」という。）第1条第5項に規定する有害液体物質ばら積船をいう。）であつて、二酸化炭素放出抑制対象船舶であるものをいう。

4 この省令において「液化ガスばら積船」とは、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）第142条に規定する液化ガスばら積船であつて、二酸化炭

素放出抑制対象船舶であるもの（次項に規定する液化天然ガス運搬船を除く。）をいう。

5 この省令において「液化天然ガス運搬船」とは、専らばら積みの液化天然ガスを輸送するための構造を有する船舶であって、二酸化炭素放出抑制対象船舶であるものをいう。

6 省 略

7 この省令において「ばら積貨物船」とは、その貨物倉がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有する貨物船をいう。

8 この省令において「コンテナ船」とは、専ら貨物倉及び甲板にコンテナを積載して運送する貨物船をいう。

9 この省令において「冷凍運搬船」とは、専ら冷凍され、又は冷蔵された貨物を積載して運送する貨物船をいう。

10 この省令において「ロールオン・ロールオフ貨物船」とは、自動車その他の貨物を通常水平方向に積卸しすることができる構造を有する貨物船をいう。

11 この省令において「自動車運搬船」とは、ロールオン・ロールオフ貨物船のうち、二層以上の甲板を有し、かつ、専ら自動車のみを貨物として運送するものをいう。

12 この省令において「一般貨物船」とは、第7項から前項までに規定する貨物船以外の貨物船をいう。

13~16 省 略

(参考4) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和58年運輸省令第39号）

（航海の態様が特殊な船舶及び構造が特殊な推進機関）

第1条の23 省 略

2 法第19条の26第2項の構造が特殊なものとして国土交通省令で定める推進機関は、次に掲げる推進機関とする。ただし、

貨物を積載するための甲板を有さず、専ら旅客の宿泊を伴う航海に従事する旅客船及び専らばら積みの液化天然ガスを輸送するための構造を有する船舶に取り付けられるものにあつては、この限りでない。

一 電気推進機関

二 主機にタービンを使用する推進機関

三 前2号に掲げるもののほか、構造が特殊なものとして国土交通大臣が定める推進機関

3 適用関係

(1) 上記2(1)の改正は、法人が令和5年4月1日前に譲渡資産の譲渡をした場合における同日前に取得（建設及び製作を含みます。(3)を除き、以下同じです。）をした買換資産又は同日以後に取得をする買換資産及びこれらの買換資産に係る特別勘定又は期中特別勘定については、従前どおりとされています（改正法附則46①）。

(2) 上記2(2)、(3)及び(4)①イの改正は、法人が令和5年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をして、同日以後に買換資産の取得をする場合のその買換資産及びその買換資産に係る特別勘定又は期中特別勘定について適用し、法人が同日前に譲渡資産の譲渡をした場合における同日前に取得をした買換資産又は同日以後に取得をする買換資産及びこれらの買換資産に係る特別勘定又は期中特別勘定並びに法人が同日以後に譲渡資産の譲渡をする場合における同日前に取得をした買換資産については、従前どおりとされています（改正法附則46②）。

(3) 上記2(4)①ロ及び②イの改正は、法人が令和5年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をして、同日以後に買換資産の取得をする場合のその買換資産（経過船舶を除きます。）及びその買換資産に係る特別勘定又は期中特別勘定について適用し、法人が同日前に譲渡資産の譲渡をした場合における同日前に取得をした買換資産又は同日以後に取得をする買換資産及びこれらの資産に係る特別勘定又は期中特別勘定並びに法人が

同日以後に譲渡資産の譲渡をする場合における同日前に取得をした買換資産又は同日以後に取得をする買換資産（経過船舶に限ります。）及びその買換資産に係る特別勘定又は期中特別勘定については、従前どおりとされています（改正措令附則10①）。

（注）上記の取得には、製作を含みます。

経過船舶とは、法人が令和5年4月1日前に締結した契約に基づき同日以後に取得をする海洋運輸業又は建設業若しくはひき船業の用に供されている船舶をいいます（改正措令附則10①）。すなわち、これらの事業用の船舶を取得する買換えにあつては、その取得の基因となった造船契約、売買契約等の締結日が同日以後であるものについて、上記2(4)①ロ及び②イの改正が適用されることとなります。なお、沿海運輸業用の船舶は経過船舶に該当しないため、その取得又は製作をした日によることとなります。

(4) 上記2(4)②ロの改正は、令和5年4月1日から施行されています（令5.3国交告283附則）。

(5) 上記2(5)①の改正は、法人が令和6年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をして、同日以後に買換資産の取得をする場合のその買換資産につい

て適用し、法人が同日前に譲渡資産の譲渡をした場合における同日前に取得をした買換資産又は同日以後に取得をする買換資産及び法人が同日以後に譲渡資産の譲渡をする場合における同日前に取得をした買換資産については、従前どおりとされています（改正法附則46③）。

(6) 上記2(5)②の改正は、法人が令和6年4月1日以後に取得をする買換資産について適用し、法人が同日前に取得をした買換資産については、従前どおりとされています（改正措令附則10②）。

(7) 上記2(5)③の改正は、法人が令和6年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をして、同日以後に買換資産の取得をする場合のその買換資産及びその資産に係る特別勘定又は期中特別勘定について適用し、法人が同日前に譲渡資産の譲渡をした場合における同日前に取得をした買換資産又は同日以後に取得をする買換資産及びこれらの買換資産に係る特別勘定又は期中特別勘定並びに法人が同日以後に譲渡資産の譲渡をする場合における同日前に取得をした買換資産については、従前どおりとされています（改正措規附則6①）。

第五 その他の特別措置関係

一 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）

1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人で、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（平成20年法律第53号）の施行の日（平成20年7月17日）から令和2年3月31日までの間に日本船舶・船員確保計画の認定を受けた船舶運航事業者等に該当するものが、その認定を受けた日本船舶・船員確保計画（以下「認定計画」といいます。）に記載された計画期間内の日を含む各事業年度終了の時に於いてその認定計画に従って日本船舶及び

船員の確保を実施している場合には、その事業年度の所得の金額の計算上、その事業年度における次の(1)の金額が次の(2)の金額を超えるときはその超える部分の金額を損金の額に算入し、その事業年度における次の(1)の金額が次の(2)の金額に満たないときはその満たない部分の金額を益金の額に算入するというものです（措法59の2①）。

(1) その法人のその事業年度における日本船舶（特定準日本船舶を含みます。以下「日本船舶等」といいます。）を用いた対外船舶運航事業等による収入金額に係る所得の金額

(2) その法人のその事業年度における日本船舶等の純トン数に応じた利益の金額

(注1) 日本船舶・船員確保計画の認定とは、日本船舶・船員確保計画について日本船舶増加割合に係る基準に適合する海上運送法第35条第3項の認定（以下「当初認定」といいます。）又は同条第4項の認定のうちその認定により日本船舶増加割合に係る基準に適合することとなったもの（以下「変更認定」といいます。）をいい、日本船舶・船員確保計画とは、同条第1項に規定する日本船舶・船員確保計画をいいます。

(注2) 日本船舶増加割合に係る基準は、認定計画が、日本船舶及び船員の確保の目標として計画期間における日本船舶の隻数の増加の割合が記載されたものであって、その割合が120%以上のものであることとされています（海上運送法35③五⑤、計画認定省令5）。

(注3) 船舶運航事業者等とは、海上運送法第34条第2項第3号に規定する船舶運航事業者等のうち日本船舶を用いて対外船舶運航事業を営むものをいい、日本船舶とは、船舶法第1条に規定する日本船舶のうち総トン数100トン以上のものをいい（海上運送法34①、38、計画認定省令7）、対外船舶運航事業とは、海上運送法第35条第3項第5号に規定する対外船舶運航事業をいいます。

(注4) 認定計画は、変更認定があったときは、その変更後のものとするものとされています。

(注5) 計画期間は、3年、4年又は5年とされていますが、本制度の適用を受けようとする場合にあっては、当初認定又は変更認定の申請日の属する事業年度の翌事業年度開始の日から5年とされています（海上運送法35②三③三、計画認定省令4）。

(注6) 日本船舶及び船員の確保とは、安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本船舶の確保、これに乗り組む船員の育成及び確保等

をいいます（海上運送法34①）。

(注7) 特定準日本船舶とは、準日本船舶のうち安定的な海上輸送の確保に資するものとして、その法人のその事業年度において日本船舶の確保に関連して実施される措置としての準日本船舶の確保の対象となる準日本船舶に該当するものであることにつき、国土交通大臣の確認を受けた準日本船舶をいいます（措法59の2①一、措規21の17①）。

(注8) 準日本船舶とは、海上運送法第39条の5第7項に規定する準日本船舶をいいます。

(注9) 国土交通大臣の確認とは、海上運送法第35条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第12条第4項の規定による国土交通大臣の確認をいい、この国土交通大臣の確認は、日本船舶・船員確保計画に記載された準日本船舶で、平成30年度以降の事業年度に増加させた外航日本船舶の隻数の合計の3倍までの隻数に係るものについて行われ、全ての外航日本船舶及び日本船舶・船員確保計画の認定を受けた船舶運航事業者等が運航する準日本船舶の合計隻数が450隻を超える場合は、450隻から全ての外航日本船舶の隻数を減じた隻数に係る準日本船舶について行うこととされています（平30.2国交告186（2.3））。

(注10) 対外船舶運航事業者等とは、海上運送法第38条に規定する対外船舶運航事業者等をいい、純トン数とは、船舶のトン数の測度に関する法律第6条に規定する純トン数をいいます。

また、認定計画に記載された計画期間内の日を含む各事業年度において本制度の適用を受けた法人が、その認定を取り消された場合には、その各事業年度において既に本制度により損金の額に算入された金額の合計額は、その認定を取り消された日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとされています（措法59の2④）。

2 改正の内容

(1) 日本船舶等の純トン数に応じた1日当たり利益金額の引上げ

その法人のその事業年度における日本船舶等の純トン数に応じた利益の金額（上記1(2)）の計算の基礎となる日本船舶等の1日当たり利益金額について、純トン数を100で除して得た数に乗ずる金額が次の船舶及び純トン数の区分に応じそれぞれ次の金額に引き上げられました（措令35の2③）。

① 日本船舶

イ 1,000トン以下の純トン数……130円（改正前：120円）

ロ 1,000トンを超え1万トン以下の純トン数……110円（改正前：90円）

ハ 1万トンを超え2万5,000トン以下の純トン数……70円（改正前：60円）

ニ 2万5,000トンを超える純トン数……40円（改正前：30円）

② 特定準日本船舶

イ 1,000トン以下の純トン数……195円（改正前：180円）

ロ 1,000トンを超え1万トン以下の純トン数……165円（改正前：135円）

ハ 1万トンを超え2万5,000トン以下の純トン数……105円（改正前：90円）

ニ 2万5,000トンを超える純トン数……60円（改正前：45円）

(2) 日本船舶等を用いた対外船舶運航事業等による収入金額に係る所得の金額及び日本船舶等の純トン数に応じた利益の金額の計算の見直し

その法人のその事業年度における日本船舶等を用いた対外船舶運航事業等による収入金額に係る所得の金額（上記1(1)）及び日本船舶等の純トン数に応じた利益の金額（上記1(2)）について、次のとおり対外船舶運航事業等のうち認定計画に記載された計画期間内において営むものに係る金額に限定することとされました（措

令35の2②③）。

下記(4)③ロの改正により日本船舶・船員確保計画の認定につき共同で申請をする場合の計画期間が代表申請者の事業年度を基準とすることとされ、代表申請者以外の共同申請者についてはこの制度の適用を受ける最初の事業年度開始の日と計画期間の初日とが必ずしも一致しないこととなることから、この制度の適用による損金算入額及び益金算入額の計算の基礎を計画期間内において営む対外船舶運航事業等に係る金額に限定するものです。

① その法人のその事業年度における日本船舶等を用いた対外船舶運航事業等による収入金額に係る所得の金額

その法人のその事業年度における日本船舶等を用いた対外船舶運航事業等による収入金額に係る所得の金額は、従前どおり区分された対外船舶運航事業等による収益の額等を、日本船舶等を用いた対外船舶運航事業等のうち認定計画に記載された計画期間内において営むもの（以下「日本船舶外航事業」といいます。）による収益の額等と日本船舶外航事業以外の対外船舶運航事業等（以下「その他外航事業」といいます。）による収益の額等とに区分し、その区分された日本船舶外航事業による収益の額等に基づきこの制度を適用しないで計算した所得の金額とされました（措令35の2①）。

（注） 収益の額等とは、収益の額並びに原価の額、費用の額及び損失の額をいいます（措令35の2①）。

日本船舶外航事業による収益の額等とその他外航事業による収益の額等との区分の方法は、基本的に従前のおりですが、日本船舶等及び日本船舶等以外の船舶の区分ごとの純トン数及び対外船舶運航事業等の用に供した日数に応じて按分^{あん}することとされていた運賃の額及びその他海運業収益の額等については日本船舶外航事業の用に供した船舶の稼働延べトン数（船舶の純トン数×日本船舶外航事

業の用に供した日数）及びその他外航事業の用に供した船舶の稼働延べトン数（船舶の純トン数×その他外航事業の用に供した日数）に応じて按分することとなり、船舶を用いた事業に応じて区分することとされていた貸船料の額等については日本船舶外航事業とその他外航事業に応じて区分することとなります（措規21の17③）。

② その法人のその事業年度における日本船舶等の純トン数に応じた利益の金額

その法人のその事業年度における日本船舶等の純トン数に応じた利益の金額は、日本船舶外航事業の用に供した日本船舶等ごとにその日本船舶等の1日当たり利益金額に日本船舶外航事業の用に供した日数を乗じて計算し、これを合計した金額とされました（措令35の2②）。

（注） 上記の「日本船舶外航事業の用に供した日数」は、特定準日本船舶にあっては、日本船舶の確保に関連して実施される措置としての準日本船舶の確保を実施する期間として国土交通大臣の確認に係る確認証に記載された期間とされています（措令35の2②、措規21の17④）。

(3) 認定期限の延長

制度の適用の前提となる日本船舶・船員確保計画の認定期限が、令和7年3月31日まで延長されました（措法59の2①）。

（注） 下記3(2)のとおり、この改正の施行日は令和5年4月1日とされており、日本船舶・船員確保計画についての認定申請手続等を定めている新たな日本船舶及び船員の確保に関する基本方針（令和5年3月国土交通省告示第280号）が同日以後にその計画期間が開始する日本船舶・船員確保計画について適用することとされていることから、本制度の適用の前提として新たな日本船舶・船員確保計画の認定を受けることができる期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間とな

ります。

(4) その他関係法令の改正

① 新たな日本船舶・船員確保計画の計画期間における日本船舶の隻数の増加割合要件の見直し

令和5年4月1日以後に法人が受ける認定に係る日本船舶・船員確保計画において日本船舶及び船員の確保の目標として記載すべきその計画期間における日本船舶の隻数の増加の割合についての要件を次の場合の区分に応じそれぞれ次の割合以上（改正前：120%以上）とすることとされました（計画認定省令5①）。

イ 総隻数に占める日本船舶の隻数の割合（以下「基準割合」といいます。）が21%を超える場合……115%

ロ 基準割合が19%以上21%以下の場合……120%

ハ 基準割合が19%未満の場合……140%

（注1） 総隻数とは、計画期間開始の日において所有若しくは共有し、又は運航する対外船舶運航事業等の用に供する船舶の隻数をいいます（計画認定省令2二、日本船舶・船員確保計画の認定に関する基準2.①(1)イi)）。

（注2） 上記の「日本船舶の隻数」は、計画期間開始の日において所有若しくは共有し、又は運航する専ら対外船舶運航事業等の用に供する日本船舶のうち総トン数100トン以上のものの隻数とされています（計画認定省令2二、日本船舶・船員確保計画の認定に関する基準2.①(1)イロiii)・iv)）。

（注3） 上記の日本船舶の隻数が1隻未満である場合には、1.4隻以上の増加が要件とされています（日本船舶・船員確保計画の認定に関する基準2.①(1)イii)）。

なお、平成30年度又は令和元年度に計画期間が開始する日本船舶・船員確保計画の認定

を受けた認定事業者（以下「特定認定事業者」といいます。）が、その認定に係る認定計画（以下「現行計画」といいます。）の計画期間終了の日以降引き続きこの制度の適用を受けるため、令和5年度に日本船舶・船員確保計画の認定の申請をする場合における上記の日本船舶の隻数の増加の割合についての要件は、上記にかかわらず、基準隻数をその申請に係る日本船舶・船員確保計画の計画期間開始の日における日本船舶の隻数で除して得た割合以上とされています（増加割合省令一）。

（注4） 基準隻数とは、現行計画の計画期間開始の日における日本船舶の隻数に120%を乗じて得た隻数に、上記イからハまでの場合の区分に応じそれぞれ上記イからハまでの割合を乗じて得た隻数をいいます（増加割合省令一）。なお、この場合の総隻数は、令和3年6月末時点の対外船舶運航事業等の用に供する船舶の隻数とされています（日本船舶・船員確保計画の認定に関する基準2. ①(1)1)イi)）。

（注5） その申請に係る日本船舶・船員確保計画の計画期間開始の日における日本船舶の隻数が1隻未満である場合には、14隻以上の増加が要件とされています（日本船舶・船員確保計画の認定に関する基準2. ①(1)1)イii)）。

② 特定準日本船舶の上限隻数の見直し

特定準日本船舶に係る国土交通大臣の確認（上記1（注9））について、令和5年度以降の事業年度に増加させた外航日本船舶の隻数の合計までの隻数（改正前：合計の3倍までの隻数）に係るものについて行われることとされました（令5.3国交告280（2.（3）））。

（注） なお、現行計画の認定を受けた法人については、令和5年度以後に計画期間が開始する認定計画において上記の隻数を超えて準日本船舶を増加させた場合であっても、その法人が平成30年度からの5年間（現行

計画が令和元年度からの5年間の計画の場合にあつては、令和元年度からの5年間に増加させた外航日本船舶の隻数の合計から同期間中に増加させた準日本船舶の隻数を減算した隻数までは、外航日本船舶の確保等に関連して実施される措置としての準日本船舶の確保として確認が行われることとされています。

③ 共同申請の場合の取扱いの整備

日本船舶・船員確保計画の認定につき共同で申請する場合の取扱いについて、次のとおり整備が行われました。

イ 日本船舶・船員確保計画の認定につき共同で申請する場合の申請者は、代表申請者にあつては対外船舶運航事業者であることとし、代表申請者以外の者にあつては代表申請者以外の全ての者が、船舶運航事業者等であつて、当該代表申請者の親会社、子会社又は関連会社であることとされました（令5.3国交告280（4.（1）①(1)2））。

（注1） 船舶運航事業者等とは、日本船舶及び船員の確保を行おうとする船舶運航事業者、船舶貸渡業者、船舶管理会社その他の者をいいます（令5.3国交告280（4.（1）①(1)2）ロ））。

（注2） 親会社とは、会社法第2条第4号に規定する親会社をいい、子会社とは、同条第3号に規定する子会社をいい、関連会社とは、会社計算規則第2条第3項第21号に規定する関連会社をいいます（令5.3国交告280（4.（1）①(1)1）））。

（注3） 関係法令については、下記の（参考1）及び（参考2）をご参照ください。

この場合において、共同で申請する対外船舶運航事業者であつてその申請に係る日本船舶・船員確保計画の計画期間内に外航日本船舶を保有し、又は運航する計画を有する者はこの制度の適用を受けることとするとともに、共同で申請する対外船舶運航

事業者において現行計画の認定を受けている者がいない場合には、その対外船舶運航事業者の親会社、子会社又は関連会社であって、その申請に係る日本船舶・船員確保計画の計画期間内に外航日本船舶を保有し、又は運航する計画を有する対外船舶運航事業者については全て申請者に含めることとされています（令5.3 国交告280（4.（1）①(1)2））。

（注4） 上記に併せて、単独で申請する場合の取扱いも整備されています。すなわち、単独で申請する場合の申請者は、対外船舶運航事業者であることとし、現行計画の認定を受けていない対外船舶運航事業者にあつては、その対外船舶運航事業者の親会社、子会社又は関連会社であつて、その申請に係る日本船舶・船員確保計画の計画期間内に外航日本船舶を保有し、又は運航する計画を有する対外船舶運航事業者が存在しないこととされています（令5.3 国交告280（4.（1）①(1)1））。

（注5） 各船舶運航事業者等は一の計画に限り、申請することができることとされています（日本船舶・船員確保計画の認定に関する基準1. ①(1)3））。

ロ 共同で申請する場合の計画期間については、代表申請者が単独で申請する場合における計画期間と同様とされました（日本船舶・船員確保計画の認定に関する基準1. ②(1)）。すなわち、代表申請者の認定の申請日の属する事業年度の翌事業年度開始の日（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度において認定の申請をする場合には、当該事業年度開始の日）から5年となります（計画認定省令4、附則②）。

ハ 共同で日本船舶・船員確保計画を作成する場合であつて、2以上の対外船舶運航事業者を営む者が申請者に含まれるときにおけ

る日本船舶の隻数の増加の割合についての要件は、(イ)の隻数を(ロ)の隻数で除して得た割合以上とされました（計画認定省令5②）。

(イ) その対外船舶運航事業を営む者ごとに計画期間開始の日における日本船舶の隻数に上記①イからハまでの場合の区分に応じそれぞれ上記①イからハまでの割合を乗じて得た隻数を合計した隻数

(ロ) その対外船舶運航事業を営む者の計画期間開始の日における日本船舶の隻数を合計した隻数

（注1） 上記(ロ)の隻数が1隻未満である場合には、1.4隻以上の増加が要件とされています（日本船舶・船員確保計画の認定に関する基準2. ①(1)1）イiii））。

なお、この場合において、特定認定事業者が、現行計画の計画期間終了の日以降引き続きこの制度の適用を受けるため、令和5年度に日本船舶・船員確保計画の認定の申請をするときにおける上記の日本船舶の隻数の増加の割合についての要件は、上記にかかわらず、その特定認定事業者の基準隻数と、その特定認定事業者以外の対外船舶運航事業を営む者ごとの(イ)又は(ニ)の場合の区分に応じそれぞれ(イ)又は(ニ)の隻数の合計数とを合計した隻数を、その特定認定事業者及びその対外船舶運航事業を営む者のその申請に係る日本船舶・船員確保計画の計画期間開始の日における日本船舶の隻数を合計した隻数で除して得た割合以上とされています（増加割合省令二）。

(イ) その対外船舶運航事業を営む者が現行計画の認定を受けている場合……基準隻数

(ニ) 上記(イ)に掲げる場合以外の場合……その対外船舶運航事業を営む者のその申請に係る日本船舶・船員確保新計画の計画期間開始の日における日本船舶の隻数に上記①イからハまでの場合の区分に応じそれぞれ上記①イからハまでの割合を乗

じて得た隻数

二十二～七十 省 略

(注2) その特定認定事業者及びその対外船舶運航事業を営む者のその申請に係る日本船舶・船員確保計画の計画期間開始の日における日本船舶の隻数を合計した隻数が1隻未満である場合には、1.4隻以上の増加が要件とされています（日本船舶・船員確保計画の認定に関する基準2. ①(1)1)イiii)）。

4 省 略

3 適用関係

(参考1) 会社法（平成17年法律第86号）

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 省 略

三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

三の二 省 略

四 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

四の二～三十四 省 略

(参考2) 会社計算規則（平成18年法務省令第13号）

(定義)

第2条 省 略

2 省 略

3 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～二十 省 略

二十一 関連会社 会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等（子会社を除く。）をいう。

(1) 上記2(1)及び(2)の改正は、令和5年4月1日以後に当初認定又は変更認定を受ける法人のその日本船舶・船員確保計画の認定に係る認定計画に記載された計画期間内の日を含む事業年度分の法人税について適用し、同月1日前に当初認定又は変更認定を受けた法人のその日本船舶・船員確保計画の認定に係る認定計画に記載された計画期間内の日を含む事業年度分の法人税については、従前どおりとされています（改正措令附則9）。

(2) 上記2(3)の改正は、令和5年4月1日から施行されています（改正法附則1）。

なお、本制度は、その適用を受けようとする最初の事業年度開始の日の前日までに、届出書に日本船舶・船員確保計画の写し及びその日本船舶・船員確保計画についての当初認定又は変更認定に係る認定通知書の写しを添付して、納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用することとされていますが、令和5年4月1日以後に当初認定を受ける法人の同日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度がその適用を受けようとする最初の事業年度である場合については、その事業年度開始の日の前日までではなく、その事業年度開始の日以後2月を経過した日の前日までにその届出書を提出すればよいこととする読替え規定が設けられています（改正法附則44、措法59の2②）。

(3) 上記2(4)の改正は、令和5年4月1日から施行されています（改正計画認定省令附則①、増加割合省令附則、令5.3国交告280前文）。なお、同日前に当初認定又は変更認定を受けた日本船舶・船員確保計画についての計画記載事項及び日本船舶の隻数の増加割合要件については、従前どおりとされています（改正計画認定省令附則②）。

二 株式等対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例

1 改正前の制度の概要

この制度は、法人が、その有する株式を発行した他の法人を株式交付子会社とする株式交付によりその有する他の法人の株式を譲渡し、その株式交付に係る株式交付親会社の株式の交付を受けた場合におけるその譲渡した株式については、その譲渡した株式に係る譲渡対価の額は、譲渡原価の額とする、すなわち、譲渡利益額又は譲渡損失額を計上しないというものです（措法66の2①）。

この制度は、株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額がその株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうちに占める割合が80%に満たない場合には適用しないこととされ、株式交付により株式交付親会社の株式以外の資産の交付を受けた場合には、その資産に係る部分については、譲渡利益額又は譲渡損失額を計上することとされています（措法66の2①）。

2 改正の内容

株式交付の直後の株式交付親会社が同族会社に

該当する場合には、本制度を適用しないこととされました（措法66の2①、措令39の10の2④）。

なお、上記の同族会社は、同族会社であることについての判定の基礎となった株主のうちに同族会社でない法人がある場合には、その法人をその判定の基礎となる株主から除外して判定するものとした場合においても同族会社となるものに限る（すなわち、いわゆる非同族の同族会社を除く）こととされています（措法66の2①、措令39の10の2④）。

（注）本制度は、日本企業全体の収益性の向上や産業の新陳代謝を促していくための政策税制として設けられたものですが、この政策税制としての目的にそぐわない株式交付が散見されたことから、その実態を踏まえ、政策税制としての目的に合う株式交付に対象が限定されたものです。

3 適用関係

上記2の改正は、令和5年10月1日以後に行われる株式交付について適用し、同日前に行われた株式交付については、従前どおりとされています（改正法附則47、改正措令附則11）。

三 認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例

1 改正前の制度の概要

(1) 欠損金の控除上限の特例

この措置は、青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）の施行の日（令和3年8月2日）から同日以後1年を経過する日までの間に産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受けたもののうちその認定に係る認定事業適応事業者であるもの（以下「認定事業適応法人」といいます。）の各事業年度（その認定に係る認定事業適応計画に記載された実施時期内

の日を含む各事業年度であって、一定の要件を満たす事業年度に限り、以下「適用事業年度」といいます。）において欠損金の繰越控除制度を適用する場合において、特例欠損事業年度において生じた欠損金額があるときは、超過控除対象額に相当する金額を欠損金の繰越控除制度において損金算入することができる金額に加算するというものです（措法66の11の4①②）。

（注1）認定事業適応事業者とは、認定事業適応計画に従って実施される成長発展事業適応（経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣が定める基準に適合す

ることについて主務大臣の確認を受けたものに限ります。）を行う産業競争力強化法第21条の16第1項に規定する認定事業適応事業者をいいます（産競法21の28①）。

(注2) 認定事業適応計画とは、産業競争力強化法第21条の16第2項に規定する認定事業適応計画をいい、実施時期とは、同法第21条の15第3項第2号に規定する実施時期をいいます。

(注3) 成長発展事業適応とは、産業競争力強化法第2条第12項第1号に該当する事業適応をいいます（産競法21の13②一）。

超過控除対象額とは、次の金額のうち最も少ない金額をいいます（措法66の11の4②）。

① その特例事業年度において生じた欠損金額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額
イ 当該欠損金額に相当する金額で法人税法第57条第1項の規定によりその適用事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額の合計額

ロ 当該欠損金額に相当する金額で当該欠損金額につきこの制度を適用しないものとした場合に法人税法第57条第1項の規定によりその適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額

(注) 特例事業年度とは、経済社会情勢の著しい変化によりその事業の遂行に重大な影響を受けた事業年度として一定の証明がされた事業年度をいいます（措法66の11の4①一）。

② イに掲げる金額からロからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額

イ その適用事業年度終了の日までに認定事業適応計画に従って行った投資の額

(注) 上記の投資の額は、具体的には、その適用事業年度に係る産業競争力強化法施行規則第11条の21の適合証明書に特例対象投資累積額として記載された金額とされています（措規22の12の2②）。なお、その適用事業年度の確定申告書等にその

適合証明書の写しの添付がある場合の金額に限ることとされています。

ロ その適用事業年度前の事業年度で本特例の適用を受けた各事業年度における各特例事業年度において生じた欠損金額に係る超過控除対象額の合計額

ハ その適用事業年度前の事業年度で欠損金の通算の特例（下記(2)）の適用を受けた各事業年度における下記(2)②ロに掲げる金額に相当する金額

ニ その適用事業年度におけるその特例事業年度前の各特例事業年度において生じた欠損金額に係る超過控除対象額の合計額

③ その適用事業年度の所得限度額から上記②ニに掲げる金額を控除した金額

(注1) 所得限度額とは、欠損控除前所得金額から法人税法第57条第1項ただし書（同条第11項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に規定する損金算入限度額を控除した金額をいいます（措法66の11の4②三）。すなわち、欠損金の繰越控除前の所得金額のうちその50%（中小法人等にあつては、100%）相当額を超える部分の金額です。

(注2) 欠損控除前所得金額とは、法人税法第57条第1項本文の規定を適用せず、かつ、同法第59条第3項及び第4項並びに第62条の5第5項並びに一定の租税特別措置法及び震災税法の規定を適用しないものとして計算した場合における各事業年度の所得の金額をいいます（措法66の11の4①一）。

(2) 欠損金の通算の特例

この措置は、通算法人でその通算法人又は他の通算法人が認定事業適応法人に該当する場合におけるその通算法人（適用対象法人）が適用対象事業年度において法人税法第64条の7の規定を適用して同法第57条の規定を適用する場合において、同法第64条の7第1項第2号の規定

により欠損金額とされる金額のうちに特例通算欠損事業年度において生じたものがあるときは、欠損金の通算の計算において、特例通算欠損事業年度の特定損金算入限度額にその適用対象法人の特定超過控除対象額に相当する金額を加算し、特例通算欠損事業年度の非特定欠損金配賦額の計算におけるその適用対象法人の損金算入限度額の残額にその適用対象法人の非特定超過控除対象額に相当する金額を、他の通算法人の損金算入限度額の残額に当該他の通算法人の非特定超過控除対象額に相当する金額を、それぞれ加算し、特例通算欠損事業年度の非特定損金算入限度額の計算における非特定損金算入割合の分子の金額にその適用対象法人及び当該他の通算法人の非特定超過控除対象額の合計額を加算するというものです（措法66の11の4③④）。

（注1）適用対象事業年度とは、認定事業適応法人に該当する上記の適用対象法人である通算法人のその認定に係る認定事業適応計画に記載された実施時期内の日を含む各事業年度で一定の要件を満たす事業年度又は認定事業適応法人に該当する上記の他の通算法人のその認定に係る認定事業適応計画に記載された実施時期内の日を含む各事業年度で一定の要件を満たす事業年度終了の日に終了する上記の適用対象法人である通算法人の事業年度をいいます（措法66の11の4①③）。

（注2）特例通算欠損事業年度とは、上記の適用対象法人である通算法人の10年内事業年度のうち、その10年内事業年度に係るその通算法人の対応事業年度又は他の通算法人の他の対応事業年度のいずれかが特例事業年度に該当する場合におけるその10年内事業年度（以下「特例10年内事業年度」といいます。）で、その対応事業年度及び他の対応事業年度において生じた欠損金額のうちに特定超過控除対象額又は非特定超過控除対象額がある場合におけるその特例10年内事業年度をいいます（措法66の11の4④）。

（注3）10年内事業年度とは、法人税法第64条の7第1項第2号に規定する10年内事業年度をいい、対応事業年度とは、同号イに規定する対応事業年度をいいます。

（注4）上記の他の通算法人は、上記の適用対象法人である通算法人の適用対象事業年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係があるもので、同日にその事業年度が終了するものに限り（措法66の11の4④）。下記②ロイを除き、以下(2)において同じです。

（注5）他の対応事業年度とは、上記の他の通算法人の事業年度で上記の通算法人の10年内事業年度の期間内にその開始の日がある事業年度をいい、その10年内事業年度終了の日の翌日がある通算法人に係る通算親法人の適用対象事業年度開始の日である場合には、その終了の日後に開始した事業年度を含みます（措法66の11の4④）。

特定超過控除対象額とは、次の①から③までの金額のうち最も少ない金額をいいます（措法66の11の4④）。

① その特例10年内事業年度に係るその通算法人の各対応事業年度において生じた欠損金額のうち特定欠損金額からその特定欠損金額に相当する金額でその特定欠損金額につきこの制度を適用しないものとした場合に法人税法第57条第1項の規定によりその通算法人の適用対象事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額を控除した金額の合計額

（注）特定欠損金額とは、法人税法第64条の7第2項に規定する特定欠損金額をいいます。

② その通算法人のイに掲げる金額からロからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額（以下「投資額残額」といいます。）

イ 上記(1)②イに掲げる金額

ロ (イ)に掲げる金額と(ロ)及び(イ)に掲げる金額の合計額のうち上記(1)②イの投資の額に対応する部分の金額の合計額とを合計した金

額

(イ) その通算法人の適用対象事業年度前の事業年度で本特例の適用を受けた各事業年度（以下「過去通算適用事業年度」といいます。）における各特例10年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る特定超過控除対象額の合計額

(ロ) その通算法人の過去通算適用事業年度における各特例10年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る非特定超過控除対象額

(ハ) その通算法人の過去通算適用事業年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度における各特例10年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る非特定超過控除対象額

ハ 上記(1)②ロに掲げる金額

二 (イ)に掲げる金額と(ロ)及び(ハ)に掲げる金額の合計額のうち上記(1)②イの投資の額に対応する部分の金額の合計額とを合計した金額

(イ) その通算法人の適用対象事業年度におけるその特例10年内事業年度前の各特例10年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る特定超過控除対象額の合計額

(ロ) その通算法人の適用対象事業年度におけるその特例10年内事業年度前の各特例10年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る非特定超過控除対象額

(ハ) その通算法人の適用対象事業年度終了の日を終了する他の通算法人の事業年度におけるその特例10年内事業年度開始の日前に開始した当該他の通算法人の各事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る非特定超過控除対象額

③ その通算法人の適用対象事業年度の所得限

度額から上記②ニ(イ)及び(ロ)に掲げる金額の合計額を控除した金額のうちイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額に達するまでの金額

イ その特例10年内事業年度に係るその通算法人の法人税法第64条の7第1項第3号イに規定する欠損控除前所得金額

ロ その特例10年内事業年度に係るその通算法人の各対応事業年度において生じた特定欠損金額に相当する金額でその特定欠損金額につきこの制度を適用しないものとした場合に法人税法第57条第1項の規定によりその通算法人の適用対象事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額の合計額

また、非特定超過控除対象額とは、次の④から⑥までの金額のうち最も少ない金額に⑦の割合を乗じて計算した金額をいいます（措法66の11の4④）。

④ その特例10年内事業年度に係る非特定欠損金合計額からその非特定欠損金合計額に非特定損金算入割合を乗じて計算した金額を控除した金額

(注1) 非特定欠損金合計額とは、法人税法第64条の7第1項第2号ハ(1)に掲げる金額をいいます。

(注2) 非特定損金算入割合とは、上記の非特定欠損金合計額につき本特例を適用しないものとした場合におけるその特例10年内事業年度に係る法人税法第64条の7第1項第3号ロに規定する非特定損金算入割合をいいます（措法66の11の4④四）。

⑤ その通算法人及び他の通算法人の投資額残額の合計額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額

イ その通算法人の適用対象事業年度におけるその特例10年内事業年度に係るその通算法人の対応事業年度において生じた特定欠損金額に係る特定超過控除対象額

ロ その通算法人の適用対象事業年度終了の

日に終了する他の通算法人の事業年度におけるその特例10年内事業年度の期間内にその開始の日がある当該他の通算法人の事業年度（その特例10年内事業年度終了の日の翌日とその通算法人に係る通算親法人の適用対象事業年度開始の日である場合には、その終了の日後に開始した事業年度を含みます。）において生じた特定欠損金額に係る特定超過控除対象額

⑥ イに掲げる金額のうちロに掲げる金額に達するまでの金額

イ その通算法人の適用対象事業年度及び他の事業年度の所得限度額の合計額から上記②ニ(イ)及び(ロ)に掲げる金額並びに上記⑤イ及びロに掲げる金額並びに他の事業年度におけるその特例10年内事業年度開始の日前に開始した当該他の通算法人の各事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額の合計額を控除した金額

(注) 他の事業年度とは、上記の通算法人の適用対象事業年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度をいいます（措法66の11の4④六イ）。

ロ 非特定欠損控除前所得金額及び他の非特定欠損控除前所得金額の合計額

⑦ イに掲げる金額がイ及びロに掲げる金額の合計額のうち占める割合

イ 非特定欠損控除前所得金額からその特例10年内事業年度に係る非特定欠損金合計額

のうち、その非特定欠損金合計額につき本特例を適用しないものとした場合に法人税法第57条第1項の規定によりその通算法人の適用対象事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額に相当する金額を控除した金額

ロ 他の非特定欠損控除前所得金額からその特例10年内事業年度に係る非特定欠損金合計額のうち、その非特定欠損金合計額につき本特例を適用しないものとした場合に法人税法第57条第1項の規定により他の通算法人の他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額に相当する金額を控除した金額

2 改正の内容

制度が廃止されました（旧措法66の11の4、旧措令39の23の2、旧措規22の12の2）。

3 適用関係

上記2の改正は、令和4年8月1日以前に産業競争力強化法の認定を受けた法人（その法人が通算法人である場合には、他の通算法人を含みます。）の令和5年4月1日前に開始した事業年度において生じた欠損金額（欠損金額とみなされたものを含みます。）については、従前どおりとされています（改正法附則49）。したがって、既に認定を受けた法人の欠損金額については、全て従前どおりとなります。

四 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例（改正後：特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例）

1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人で新事業開拓事業者と共同して特定事業活動を行うもの（以下「対象法人」といいます。）が、令和2年4

月1日から令和6年3月31日までの間に特定株式を取得し、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その特定株式の取得価額の25%相当額以下の金額をその事業年度の確定した決算において特別

勘定を設ける方法により経理したときは、その特別勘定の金額を損金の額に算入できるというものです（措法66の13①）。

（注1） 新事業開拓事業者とは、産業競争力強化法第2条第6項に規定する新事業開拓事業者をいいます（措法66の13①）。

（注2） 特定事業活動とは、産業競争力強化法第2条第25項に規定する特定事業活動をいいます（措法66の13①）。

（注3） 特定株式とは、特別新事業開拓事業者の株式のうち、資本金の額の増加に伴う払込みにより交付されるものであることその他の要件を満たすものをいいます（措法66の13①）。

（注4） 特別新事業開拓事業者とは、新事業開拓事業者のうち国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令（以下「共同化調査省令」といいます。）第2条第2項に規定する特別新事業開拓事業者に該当する法人をいいます（措法66の13①、措規22の13②）。

なお、損金の額に算入する金額は、所得基準額を上限とすることとされています（措法66の13①後段）。

（注5） 所得基準額とは、本制度による損金算入及び益金算入を適用せず、かつ、その事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入するものとして計算した場合におけるその事業年度の所得の金額から繰越欠損金残額（(1)の金額が(2)の金額を超える部分の金額をいいます。）を控除した金額をいい、その控除した金額が125億円を超える場合には、125億円とすることとされています（措法66の13①、措令39の24の2③）。

(1) 法人税法第57条第1項ただし書の規定を適用しないものとした場合に同項本文の規定によりその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる欠損金額（同条第2項の規定によりその法人の欠損金額とみなされたものを含みます。）（前期から繰り越された欠損金額）

(2) 法人税法第57条第1項の規定によりその

事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される欠損金額（欠損金の当期控除額）

また、一の出資により取得した特定株式の取得価額は100億円を上限とすることとされています（措法66の13①）。

ただし、解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに適格合併に該当しない合併に係る被合併法人のその合併の日の前日を含む事業年度は、この制度の適用を受けることはできません（措法66の13①）。

この特別勘定の金額は、特定株式の取得の日から3年（令和4年3月31日以前に取得をした特定株式にあっては、5年）を経過する日までの間は、産業競争力強化法に基づく証明がないことその他一定の事由に該当するときは、特別勘定の金額の全部又は一部を取り崩して益金の額に算入することとされています（措法66の13⑨～⑪、措令39の24の2⑪、措規22の13⑥⑨）。

2 改正の趣旨及び概要

スタートアップの「出口」について、IPOに偏っており、事業規模が未拡大の段階でIPOが行われ、その後成長が鈍化すると指摘があります。スタートアップの株式の取得による子会社化を促進することで、スタートアップが既存企業の資金や人材といった経営資源を活用できるようになり、その後の事業展開においてより力強い成長を実現することが期待されます。このような背景から、本税制を第三者からの株式の取得による子会社化に適用できるよう、既存株式の購入による取得も対象とし、スタートアップの成長に真につながるよう、株式取得から5年以内に売上高や投資規模等の「成長要件」を満たした場合は、その後も減税メリットが継続し得ることとする改正が行われました。

3 改正の内容

(1) 購入特定株式の追加

制度の対象となる特定株式に、特別新事業開拓事業者の株式のうち①の要件の全てを満たす

ことにつき共同化調査省令第4条第1項の規定による経済産業大臣の証明（下記③参照）に係る書類に記載された株式（以下「購入特定株式」といいます。）が追加されました（措法66の13①、措令39の24の2①、措規22の13③）。ただし、②の株式については対象外とされています。

① 購入特定株式の要件

購入特定株式の要件は、次のとおりとされています（措令39の24の2①）。

イ その株式がその取得（購入による取得に限ります。）によりその特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の50%を超える議決権を有することとなるものであること。

ロ その株式の保有がその取得の日から5年を超える期間継続する見込みであること。

ハ 対象法人及びその特別新事業開拓事業者の特定事業活動に特に有効なものとなると認められるものであること。

② 購入特定株式に該当しないこととされる株式

特別新事業開拓事業者の増資特定株式でその取得の日が令和5年4月1日以後であるものにつき本制度の特別勘定を設けている又は設けていた法人がその特別新事業開拓事業者の株式の取得をする場合におけるその取得をする株式については、購入特定株式に該当しないこととされています（措規22の13③三）。

なお、上記の増資特定株式が適格合併、適格分割又は適格現物出資により引継ぎを受けた特別勘定の金額に係るものである場合にあつては、上記の「取得の日」は、その増資特定株式につき本制度の損金算入の適用を受けた法人におけるその増資特定株式の取得の日とすることとされています（措規22の13③三）。

（注） 増資特定株式とは、資本金の額の増加に伴う払込みにより交付された特定株式をいいます（措法66の13①一）。

③ 経済産業大臣の証明

イ 経済産業大臣の証明の対象

経営資源活用共同化推進事業者は、次の事項の実施の状況について、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等（令和2年4月経済産業省告示第85号。以下「共同化調査基準等告示」といいます。）で定める基準に適合することについて、経済産業大臣の証明を受けることができることとされています（共同化調査省令4①）。

（イ） 経営資源活用共同化推進事業者が、購入により取得した特別新事業開拓事業者（内国法人に限ります。）の株式の額が5億円以上であり、かつ、その取得によりその特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の50%を超える議決権を有することとなる場合における、その株式をその取得の日から5年以上継続して保有しようとする事業活動（共同化調査省令3①二）

（ロ） 経営資源活用共同化推進事業者が、上記（イ）の事業活動によりその株式を保有している特別新事業開拓事業者の経営資源を活用して行う特定事業活動（共同化調査省令3①三）

（ハ） 経営資源活用共同化推進事業者が、上記（イ）の事業活動によりその株式を保有している特別新事業開拓事業者に対して行う、資料又は情報の提供その他の必要な協力であつて、上記（ロ）の特定事業活動に係るもの（共同化調査省令3①四）

（注1） 経営資源活用共同化推進事業者とは、共同化調査省令第2条第1項に規定する経営資源活用共同化推進事業者をいい、特定事業活動を行う株式会社その他これに類する者として経済産業大臣が告示で定める者とされています（共同化調査省令2①）。改正前の本特例の適用を受けることができる者と同じです。

（注2） 関係法令については、下記の（参考1）及び（参考2）をご参照ください。

ロ 共同化調査基準等告示で定める基準

上記イの共同化調査基準等告示で定める基準は、購入により取得する株式については、次のとおりとされています（令2.4経産告85第5①）。イのただし書及びニを除き、増資特定株式に係る基準と同様です。

イ 経営資源活用共同化推進事業者による特別新事業開拓事業者の株式の取得が、上記イ(イ)から(ハ)までの事項の実施を伴うものであること。

ただし、上記②と同様に、その経営資源活用共同化推進事業者が、令和5年4月1日以後の資本金の額の増加に伴う払込みによる特別新事業開拓事業者の株式の取得に関して経済産業大臣の証明を受けた後において購入によるその特別新事業開拓事業者の株式の取得をする場合には、この基準に適合しないこととされています。

ロ 経営資源活用共同化推進事業者が上記イ(ロ)の特定事業活動を行う場合であって、上記イ(ロ)の特別新事業開拓事業者の経営資源が、その経営資源活用共同化推進事業者が十分に有するものでなく、その特定事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであること。

ハ 経営資源活用共同化推進事業者が行う上記(ロ)の特定事業活動が、特別新事業開拓事業者に対して資料又は情報の提供その他の必要な協力を伴う場合であって、その協力がその特別新事業開拓事業者の成長に貢献するものであること。

ニ 次のいずれにも該当するものであること。

A その株式の取得の時ににおいてその特別新事業開拓事業者が営んでいた事業を引き続き営んでいること。

B その株式の取得の後においてその特別新事業開拓事業者が他の者の事業の全部又は一部を譲り受けたことがないこと。

なお、下記⑥ハの経済産業大臣の証明を受けた場合には、この(ニ)の基準に適合する必要がないこととされています。

ハ 証明の手続

経済産業大臣の証明を受けようとする者は、特別新事業開拓事業者の株式を取得した日を含む事業年度の末日の60日前から30日後までの間に、申請書を経済産業大臣に提出しなければならないこととされています（令2.4経産告85第6①）。

（注） 関係法令については、下記の（参考1）及び（参考2）をご参照ください。

④ 取得価額の上限

一の購入により取得した購入特定株式の取得価額の上限は、200億円とされています（措法66の13①二）。

⑤ 適格分割等を行った場合の特別勘定の引継ぎ

適格分割又は適格現物出資により購入特定株式の全部を移転した場合にはその購入特定株式に係る特別勘定の全部を分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐこととされ、適格分割又は適格現物出資により購入特定株式の一部を移転した場合にはその購入特定株式に係る特別勘定は引き継がないこととされました（措法66の13②二）。

なお、購入特定株式の一部を移転した場合には、下記⑦ニ又はハにより特別勘定の金額を取り崩して益金の額に算入することとなります。

⑥ 5年経過特別勘定の金額の取崩し

イ 5年経過特別勘定の金額の取崩し措置の原則

購入特定株式に係る特別勘定を設けている法人（以下「設定法人」といいます。）の各事業年度終了の日において、前事業年

度から繰り越された購入特定株式に係る特別勘定の金額のうちその購入特定株式の取得の日から起算して5年を経過した日を含むその購入特定株式を発行した法人の会計期間の末日が到来したもの（以下「5年経過特別勘定の金額」といいます。）がある場合には、その5年経過特別勘定の金額は、その会計期間の末日を含むその設定法人の事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとされました（措法66の13⑩）。

（注1） 会計期間とは、法人税法第13条第1項に規定する会計期間をいいます。

（注2） このイの取崩し措置が適用される場合においては、その有する資産について時価評価をする場合の取崩し（措法66の13⑦⑧）及び通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の取崩し（措法66の13⑮）は、適用しないこととされています（措法66の13⑩後段）。

（注3） 青色申告書を提出できない場合の取崩し（措法66の13⑥）及び産業競争力強化法に基づく証明がない場合の取崩し（措法66の13⑨）の適用がある場合には、このイの取崩し措置は適用しないこととされています（措法66の13⑥後段⑨後段）。

ロ 5年経過特別勘定の金額の取崩し措置を適用しない場合

上記イの会計期間の末日を含むその設定法人の事業年度以前の各事業年度について、その購入特定株式を発行した法人の事業の成長発展が図られたことにつき明らかにされた場合には、上記イの取崩し措置は、適用しないこととされています（措法66の13⑩）。この「成長発展が図られたことにつき明らかにされた場合」は、具体的には、上記イの会計期間の末日を含む設定法人の事業年度以前の各事業年度について、その購入特定株式に係る共同化調査省令第4条

第3項の規定による経済産業大臣の証明（下記ハ参照）がされた場合とされています（措規22の13⑦）。

（注） この証明においては、経営資源活用共同化推進事業者（設定法人）のどの事業年度についての証明であるかが明示されます（令2.4経産告85様式15）。

ハ 経済産業大臣の証明

イ 経済産業大臣の証明の対象

経営資源活用共同化推進事業者（設定法人）は、上記③の証明を受けた場合、上記③イ(イ)から(ハ)までの事項の実施による特別新事業開拓事業者の成長発展の状況について、共同化調査基準等告示で定める基準に適合することについて、経済産業大臣の証明を受けることができることとされています（共同化調査省令4③）。

ロ 共同化調査基準等告示で定める基準

上記(イ)の共同化調査基準等告示で定める基準は、経営資源活用共同化推進事業者による特別新事業開拓事業者の株式の取得の日から同日以後5年を経過する日までの期間内の日を含むその特別新事業開拓事業者のいずれかの事業年度の確定した決算において、次のいずれかの要件に該当するものであることとされています（令2.4経産告85第5②）。

A 売上高の額が33億円以上であり、かつ、その売上高の額がその株式を取得した日の直前のその特別新事業開拓事業者の事業年度の確定した決算（以下「基準年度の決算」といいます。）における売上高の額に1.7を乗じて得た額以上であること。

B 次の場合の区分に応じそれぞれ次の要件に該当すること。

(A) 基準年度の決算において、売上高の額が10億円以下であり、かつ、研究開発費の額に減価償却費の額を加えた額のその売上高の額に対する割

合が5%以上である場合……売上高の額が1億5,000万円以上であり、その売上高の額が基準年度の決算における売上高の額に1.1を乗じて得た額以上であり、かつ、次のいずれかの要件に該当すること。

a 研究開発費の額が4億6,000万円以上であり、かつ、その研究開発費の額が基準年度の決算における研究開発費の額に1.9を乗じて得た額以上であること。

b 減価償却費の額が7,000万円以上であり、かつ、その減価償却費の額が基準年度の決算における減価償却費に3を乗じて得た額以上であること。

(B) 基準年度の決算（営業損失を生じているものに限ります。）において、売上高の額が4億2,000万円以下であり、かつ、研究開発費の額のその売上高の額に対する割合が10%以上である場合……研究開発費の額が6億5,000万円以上であり、その研究開発費の額が基準年度の決算における研究開発費の額に2.4を乗じて得た額以上であり、かつ、研究開発費の額から基準年度の決算における研究開発費の額を減算した額がその取得したその特別新事業開拓事業者の株式の額の15%以上であること。

(注1) 上記の要件（成長要件）については、具体的には、売上高が増加するフェーズ（上記A）においては売上げの増加を、営業赤字ではあるが極めて旺盛な研究開発を行うフェーズ（上記B(B)）においては、研究開発費の増加を指標とするなどとして設定されたものです。このうち、上記Aは、新興企業向け市場に2007年から2017年に上場した企業のうち、外れ値を除くため、上場5年

後の売上高の上位・下位5%を除いた上で、上場5年後の売上伸び率が上位25%に該当する企業の成長率を使用し、5年以内に売上高1.7倍以上といった要件とされています。上記Bについても同様に、実績値をベースに算出した平均値等に基づいた要件とされています。

(注2) 関係法令については、下記の（参考1）及び（参考2）をご参照ください。

二 引継特別勘定に係る取扱い

適格合併、適格分割又は適格現物出資により引継ぎを受けた特別勘定の金額（購入特定株式に係るものに限ります。以下「引継特別勘定の金額」といいます。）を有する設定法人に係る上記イの適用については、次のとおり調整をして上記イを適用することとされています（措令39の24の2⑧）。

(イ) 上記イの「前事業年度から繰り越された購入特定株式に係る特別勘定の金額」には、引継特別勘定の金額を含むものとされています。

(ロ) 引継特別勘定の金額に係る購入特定株式の上記イの「取得の日」は、その特定株式に係る特別勘定の設定額が損金算入された法人におけるその購入特定株式の取得の日とすることとされています。

(ハ) 上記ロの「上記イの会計期間の末日を含むその設定法人の事業年度以前の各事業年度」には、引継特別勘定の金額に係る購入特定株式を有していた法人の各事業年度を含むものとされています。

(ニ) 引継特別勘定の金額が適格分割又は適格現物出資に基因して引継ぎを受けた特別勘定の金額である場合において、その適格分割又は適格現物出資の日が上記イ及びロの「会計期間の末日」後に開始したその設定法人の事業年度の期間内の日であるときは、その事業年度は上記イ及びロの「会計期間の末日を含むその設定

法人の事業年度」とみなすこととされています。

ホ 他の制度との調整

次の各制度における所得金額を基礎とする基準額等については、本制度における他の取崩し措置と同様に、5年経過特別勘定の金額の取崩し措置を適用しないで計算することとされました（措令39の24の2②①）。

(イ) 欠損金の繰越控除制度における欠損金控除前所得金額（法人税法第57条第1項ただし書）

(ロ) 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度における欠損金控除前所得金額、調整前所得金額及び調整前欠損金額（法人税法第59条第2項、第3項及び第5項）

(ハ) 損益通算制度における通算前所得金額及び通算前欠損金額（法人税法第64条の5第1項）

(ニ) 欠損金の通算制度における欠損控除前所得金額、他の欠損控除前所得金額及び益金算入後所得金額（法人税法第64条の7第1項第3号イ及び同号イ(3)並びに同条第7項第1号）

(ホ) 契約者配当の損金算入制度における所得基準額（法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和42年政令第106号）附則第5条第1項第2号）

また、同様に、寄附金の損金算入限度額の計算（法令73②二十一）、関西国際空港用地整備準備金の所得基準額の計算（措令33の4③）、中部国際空港整備準備金の所得基準額の計算（措令33の5①）、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除における所得基準額の計算（措令35②③）、沖縄の認定法人の課税の特例における所得基準額の計算（措令36⑮）、国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例における所得基準額の計算（措令37⑦）、農業経営基盤強化準備金の所得基準額の計算（措

令37の2②）、農用地等を取得した場合の課税の特例における所得基準額の計算（措令37の3④）、対象純支払利子等に係る課税の特例における調整所得金額の計算（措令39の13の2①）、本制度における所得基準額及び調整前通算所得基準額（措令39の24の2③⑮）、組合事業等による損失がある場合の課税の特例における組合等益金額の計算（措令39の31④）並びに再投資等準備金の所得基準額の計算（震災税特令18の3②）の規定がそれぞれ整備され、これらの金額については、5年経過特別勘定の金額の取崩し措置を適用しないで計算することとされました。

⑦ その他の取崩し

イ 特別勘定に係る購入特定株式のうち投資事業有限責任組合又は民法組合契約による組合の組合財産であるものに係る投資事業有限責任組合契約又は民法組合契約に基づくその設定法人の出資の価額がこれらの契約に基づく各組合員の出資の価額を合計した金額のうちに占める割合の変更があった場合

組合の出資割合に変更があった場合には、増資特定株式と同様にその変更があった日におけるその購入特定株式に係る特別勘定の金額を取り崩して益金の額に算入することとされていますが、上記⑥ロの「購入特定株式を発行した法人の事業の成長発展が図られたことにつき明らかにされた場合」には、取崩しを要しないこととされています（措法66の13①三）。

ロ 設定法人を合併法人とする合併により購入特定株式を発行した法人が解散した場合
設定法人を合併法人とする合併により購入特定株式を発行した法人が解散した場合には、その解散の日におけるその購入特定株式に係る特別勘定の金額は、取り崩して益金の額に算入することとされています（措法66の13①四）。増資特定株式と取扱い

が異なります。

ハ 特別勘定に係る購入特定株式につき剰余金の配当を受けた場合

特別勘定に係る購入特定株式につき剰余金の配当を受けた場合には、増資特定株式と同様の方法で特別勘定の金額を取り崩して益金の額に算入することとされていますが、上記⑥口の「購入特定株式を発行した法人の事業の成長発展が図られたことにつき明らかにされた場合」には、取り崩す金額は、その剰余金の配当として交付された金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額に25%を乗じて計算した金額に相当する金額とされています（措法66の13⑪五）。

ニ 総株主の議決権の過半数を有しないこととなった場合

設定法人が購入特定株式を発行した法人の総株主の議決権の50%を超える議決権を有しないこととなった場合には、その有しないこととなった日におけるその購入特定株式に係る特別勘定の金額は、取り崩して益金の額に算入することとされています（措法66の13⑪八）。

（注） 設定法人を被合併法人とする非適格合併により購入特定株式を合併法人に移転したことにより総株主の議決権の50%を超える議決権を有しないこととなった場合には、その非適格合併の日の前日において取り崩して益金の額に算入することとされています。

ホ 産業競争力強化法に基づく証明がない場合

増資特定株式と同様に、産業競争力強化法に基づく証明がない場合には、特別勘定の金額を取り崩して益金の額に算入することとされています（措法66の13⑨）。

（注1） 上記⑥口の「購入特定株式を発行した法人の事業の成長発展が図られたことにつき明らかにされた場合」にも、産業競争力強化法に基づく証明がない

場合には、特別勘定の金額を取り崩して益金の額に算入することとなります。

ただし、その特別勘定に係る購入特定株式のうち共同化継続証明書にその取得の日から5年を経過した特定株式として記載されたものに係る特別勘定の金額については、取崩しを要しないこととされています（措法66の13⑫二、措令39の24の2⑬、措規22の13⑩）。

（注2） 増資特定株式と異なり、共同化継続証明書にその取得の日から5年を経過した特定株式として記載された後も、「産業競争力強化法に基づく証明がない場合」以外の取崩し事由に該当した場合には、特別勘定の金額を取り崩して益金の額に算入することとなります。

ヘ その他の場合

下記の場合の特別勘定の取崩しについては、増資特定株式と同様です。

（イ） 青色申告書を提出できない場合（措法66の13⑥）

（ロ） その有する資産について時価評価をする場合（措法66の13⑦⑧）

（ハ） 特定株式の全部又は一部を有しないこととなった場合（措法66の13⑪一）

（ニ） 非適格合併により合併法人に特定株式を移転した場合（措法66の13⑪二）

（ホ） 特定株式を発行した法人が解散した場合（措法66の13⑪四）

（ヘ） 特定株式についてその帳簿価額を減額した場合（措法66の13⑪六）

（ト） 設定法人が合併以外の事由により解散した場合（措法66の13⑪七）

（チ） 設定法人がその他の事由により特別勘定を取り崩した場合（措法66の13⑪九）

（リ） 通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等（措法66の13⑮）

ト 中小企業事業再編投資損失準備金制度との重複排除

中小企業事業再編投資損失準備金制度の

損金算入措置の適用を受けた特定株式については、本制度を適用しないこととされました（措法66の13⑩）。

チ 法人税法の規定等との調整

購入特定株式に係る特別勘定については、増資特定株式と異なり損金算入された金額が必ず益金算入されて取り戻されることから、損金算入額及び益金算入額に関する法人税法の規定等の適用について、次のとおりとされています。

(イ) 特定同族会社の留保金課税

特定同族会社の留保金課税における留保金額及び留保控除額の計算上、購入特定株式に係る特別勘定についての設定額の損金算入額及び取崩額の益金算入額について、特段の調整を行わないこととされています（措法66の13⑫）。

(ロ) 利益積立金額

利益積立金額の計算上、購入特定株式に係る特別勘定についての設定額の損金算入額及び取崩額の益金算入額について、特段の調整を行わないこととされています（措令39の24の2⑨）。

(2) 増資特定株式に係る取得価額の上限の見直し
増資特定株式について、一の出資により取得した増資特定株式の取得価額の上限が50億円（改正前：100億円）に引き下げられました（措法66の13⑪）。

(3) 増資特定株式の要件の見直し

次の株式が、本制度の対象となる増資特定株式から除外されました（措規22の13③一・二）。

- ① 特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の50%を超える議決権を有している法人がその特別新事業開拓事業者の株式の取得をする場合におけるその取得をする株式
- ② 特別新事業開拓事業者の株式につき本制度の特別勘定を設けている又は設けていた法人がその特別新事業開拓事業者の株式の取得を

する場合（その取得によりその特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の50%を超える議決権を有することとなる場合を除きます。）におけるその取得をする株式

(4) 増資特定株式の取得に係る証明の基準の見直し

上記(3)と同様に、増資特定株式の取得に係る共同化調査基準等告示で定める基準について、次の場合には基準に適合しないこととされました（令2.4経産告85第5①一ロハ）。

- ① 経営資源活用共同化推進事業者が、総株主の議決権の50%を超える議決権を有する特別新事業開拓事業者に対して資本金の額の増加に伴う払込みによる株式の取得をする場合
- ② 経営資源活用共同化推進事業者が、資本金の額の増加に伴う払込みによる特別新事業開拓事業者の株式の取得に関して経済産業大臣の証明を受けた後において資本金の額の増加に伴う払込みによるその特別新事業開拓事業者の株式の取得をする場合（その取得によりその特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の50%を超える議決権を有することとなる場合を除きます。）

(参考1) 国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令（令和2年経済産業省令第36号）
(定義)

第2条 この省令において、「経営資源活用共同化推進事業者」とは、特定事業活動を行う株式会社その他これに類する者として経済産業大臣が告示で定める者をいう。

2～4 省 略

(経営資源活用の共同化に関する調査)

第3条 経済産業大臣は、法第46条第2号の規定に基づき、毎年度、次の各号に掲げる事項の実施の状況について調査を行うことができる。

一 省 略

二 経営資源活用共同化推進事業者が、購入により取得した特別新事業開拓事業者（内国法人に限る。）の株式の額が5億円以上であり、かつ、その取得により当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有することとなる場合における、当該株式をその取得の日から5年以上継続して保有しようとする事業活動

三 経営資源活用共同化推進事業者が、前2号の事業活動によりその株式を保有している特別新事業開拓事業者の経営資源を活用して行う特定事業活動

四 経営資源活用共同化推進事業者が、第1号又は第2号の事業活動によりその株式を保有している特別新事業開拓事業者に対して行う、資料又は情報の提供その他の必要な協力であって、前号の特定事業活動に係るもの

五～七 省 略

2 省 略

（経営資源活用の共同化に関する事項の証明の申請）

第4条 経営資源活用共同化推進事業者は、前条第1項第1号又は第2号並びに第3号及び第4号に掲げる事項の実施の状況について、経済産業大臣が告示で定める基準に適合することについて、当該告示で定めるところにより、経済産業大臣の証明を受けることができる。

2 省 略

3 経営資源活用共同化推進事業者は、第1項の規定による証明を受けた場合、前条第1項第2号に掲げる事項並びに同号の事業活動に係る同項第3号及び第4号に掲げる事項の実施による特別新事業開拓事業者の成長発展の状況について、経済産業大臣が告示で定める基準に適合することについて、当該告示で定めるところにより、経済産業大臣の証明を受ける

ことができる。

4 省 略

（参考2）国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等（令和2年4月経済産業省告示第85号）
（証明に係る基準）

第5 省令第4条第1項に規定する経済産業大臣が告示で定める基準は、次の各号に掲げる事項とする。

一 経営資源活用共同化推進事業者による特別新事業開拓事業者の株式の取得が、省令第3条第1項第1号又は第2号並びに第3号及び第4号に掲げる事項の実施を伴うものであること（次のいずれかに該当する場合を除く。）

イ 当該経営資源活用共同化推進事業者が、令和5年4月1日以後の省令第3条第1項第1号の事業活動による特別新事業開拓事業者の株式の取得に関して省令第4条第1項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた後において省令第3条第1項第2号の事業活動による当該特別新事業開拓事業者の株式の取得をする場合

ロ 当該経営資源活用共同化推進事業者が、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有する特別新事業開拓事業者に対して省令第3条第1項第1号の事業活動による株式の取得をする場合

ハ 当該経営資源活用共同化推進事業者が、省令第3条第1項第1号の事業活動による特別新事業開拓事業者の株式の取得に関して省令第4条第1項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた後において同号の事業活動による当該特別新事業開拓事業者の株式の取得をする場合（当該取得により当該特別新事業開拓事業者

- の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有することとなる場合を除く。）
- 二 経営資源活用共同化推進事業者が省令第3条第1項第3号の特定事業活動を行う場合であって、同号に規定する特別新事業開拓事業者の経営資源が、当該経営資源活用共同化推進事業者が十分に有するものでなく、当該特定事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであること
- 三 経営資源活用共同化推進事業者が行う前号の特定事業活動が、特別新事業開拓事業者に対して資料又は情報の提供その他の必要な協力を伴う場合であって、当該協力が当該特別新事業開拓事業者の成長に貢献するものであること
- 四 経営資源活用共同化推進事業者による特別新事業開拓事業者の株式の取得が、省令第3条第1項第2号に掲げる事項の実施を伴うものである場合には、次のいずれにも該当するものであること（当該経営資源活用共同化推進事業者が、当該特別新事業開拓事業者の成長発展の状況に関して省令第4条第3項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた場合を除く。）
- イ 当該株式の取得の時に当該特別新事業開拓事業者が営んでいた事業を引き続き営んでいること
- ロ 当該株式の取得の後において当該特別新事業開拓事業者が他の者の事業の全部又は一部を譲り受けたことがないこと
- 2 省令第4条第3項に規定する経済産業大臣が告示で定める基準は、経営資源活用共同化推進事業者による特別新事業開拓事業者の株式の取得が、省令第3条第1項第2号に掲げる事項の実施を伴うものであって、当該株式を取得した日から同日以後5年を経過する日までの期間内の日を含む当該特別新事業開拓事業者のいずれかの事業年度の確定した決算において、次の各号のいずれかの要件に該当するものであることとする。
- 一 売上高の額が33億円以上であり、かつ、当該売上高の額が省令第3条第1項第2号の株式を取得した日の直前の当該特別新事業開拓事業者の事業年度の確定した決算（以下「基準年度の決算」という。）における売上高の額に1.7を乗じて得た額以上であること
- 二 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること
- イ 基準年度の決算において、売上高の額が10億円以下であり、かつ、研究開発費の額に減価償却費の額を加えた額の当該売上高の額に対する割合が100分の5以上である場合 売上高の額が1億5,000万円以上であり、当該売上高の額が基準年度の決算における売上高の額に1.1を乗じて得た額以上であり、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当すること
- (1) 研究開発費の額が4億6,000万円以上であり、かつ、当該研究開発費の額が基準年度の決算における研究開発費の額に1.9を乗じて得た額以上であること
- (2) 減価償却費の額が7,000万円以上であり、かつ、当該減価償却費の額が基準年度の決算における減価償却費に3を乗じて得た額以上であること
- ロ 基準年度の決算（営業損失を生じているものに限る。）において、売上高の額が4億2,000万円以下であり、かつ、研究開発費の額の当該売上高

の額に対する割合が100分の10以上である場合 研究開発費の額が6億5,000万円以上であり、当該研究開発費の額が基準年度の決算における研究開発費の額に2.4を乗じて得た額以上であり、かつ、研究開発費の額から基準年度の決算における研究開発費の額を減算した額が省令第3条第1項第2号の事業活動により取得した当該特別新事業開拓事業者の株式の額の100分の15以上であること

3 省 略

（証明の申請）

第6 省令第4条第1項の規定により省令第3条第1項第1号又は第2号並びに第3号及び第4号に掲げる事項の実施の状況に関する経済産業大臣の証明を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、同項第1号又は第2号の事業活動により特別新事業開拓事業者の株式を取得した日を含む事業年度の末日の60日前から30日後までの間に、当該事業年度において当該証明を受けようとする全ての事項について、様式1による申請書（2から5までにおいて「申請書」という。）を経済産業大臣に提出しなければならない。なお、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の趣旨を踏まえ、電子情報処理組織による申請を可とする（以下第6において同じ。）。

2～10 省 略

11 省令第4条第3項の規定により省令第3条第1項第2号に掲げる事項並びに同号の事業活動に係る同項第3号及び第4号に掲げる事項の実施による特別新事業開拓事業者の成長発展の状況に関する経

済産業大臣の証明を受けようとする者は、様式14による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

12 経済産業大臣は、11の申請書のほか、第5の2に規定する基準に適合していることに関する証明を受けようとする者による省令第3条第1項第2号に掲げる事項並びに同号の事業活動に係る同項第3号及び第4号に掲げる事項の実施による特別新事業開拓事業者の成長発展の状況を確認するために、当該基準に適合していることに関する証明を受けようとする者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

13 経済産業大臣は、11の申請書の提出を受けた場合において、速やかに第5の2に規定する基準に照らしてその内容を確認し、当該基準に適合するものと認めるときは、その提出を受けた日から原則として60日以内に、様式15による証明書を交付するものとする。

14～18 省 略

4 適用関係

- (1) 上記3(1)から(3)までの改正は、法人が令和5年4月1日以後に取得する株式について適用し、法人が同日前に取得した株式については、従前どおりとされています（改正法附則50、改正措令附則12、改正措規附則7①）。
- (2) 上記3(4)の改正は、令和5年4月1日以後に取得する株式に係る事業活動の実施の状況に係る経済産業大臣の証明について適用し、同日前に取得した株式に係る事業活動の実施の状況に係る経済産業大臣の証明については、従前どおりとされています（令5.3経産告49附則②）。

五 投資法人に係る課税の特例

1 改正前の制度の概要

この制度は、投資信託及び投資法人に関する法律の投資法人で一定の要件を満たすものが支払う配当等の額で、配当可能利益の額の90%超を配当等の額として支払っていること、事業年度終了の時ににおいて有する一定の特定資産の帳簿価額がその時ににおいて有する資産の総額の2分の1相当額を超えていること等の一定の要件を満たすその投資法人の事業年度に係るものは、その事業年度において損金の額に算入できるというものです（措法67の15①）。

ただし、その損金の額に算入できる金額は、その事業年度の所得の金額を限度とすることとされています（措法67の15①ただし書）。

(注1) 事業年度終了の時ににおいて資産の総額の2分の1を超えて有することを要する特定資産の範囲は、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下「投信法施行令」といいます。）第3条第1号から第10号までに掲げる資産とされており、同条第1号に掲げる資産（有価証券）のうち匿名組合契約等に基づく権利及び同条第8号に掲げる資産（匿名組合出資持分）については、主として有価証券のうち匿名組合契約等に基づく権利以外のもの、デリバティブ取引に係る権利、不動産、不動産の賃借権、地上権、約束手形及び金銭債権（以下「対象資産」といいます。）に対する投資として運用することを約する契約に係るものに限ることとされています（措令39の32の3⑩）。

(注2) 匿名組合契約等とは、匿名組合契約及び外国におけるこれに類する契約をいい、匿名組合契約には、当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含むこととされています（措法67の15①二へ、措令39の32の3⑧）。

(注3) 投資法人で次の要件を満たすものが、投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第294号）の施行の日（平成26年9月3日）から令和5年3月31日までの間に特例特定資産の取得をした場合には、その取得の日からその取得をした特例特定資産を貸付けの用に供した日以後20年を経過した日までの間に終了する各事業年度においては、特例特定資産は、上記（注1）の「事業年度終了の時ににおいて資産の総額の2分の1を超えて有することを要する特定資産」及び「対象資産」とみなすこととされています（措令39の32の3⑫）。

(1) その設立に際して発行をした投資口の発行価額の総額が1億円以上であること又はその投資口が金融商品取引所に上場されていること。

(2) その規約に特例特定資産の運用の方法（その締結する匿名組合契約等の目的である事業に係る財産に含まれる特例特定資産の運用の方法を含みます。）が賃貸のみである旨の記載又は記録があること。

なお、特例特定資産とは、投信法施行令第3条第11号に掲げる資産（再生可能エネルギー発電設備）をいいます（措令39の32の3⑫）。

2 改正の内容

特例特定資産に係る措置（上記1（注3））について、次の改正が行われました。

(1) 対象となる投資法人の要件の見直し

対象となる投資法人の要件（上記1（注3）

(1)及び(2)）から、その設立に際して発行をした投資口の発行価額の総額が1億円以上であることとの要件が除外されました（措令39の32の3⑫一）。

(2) 取得期限の延長

特例特定資産の取得期限が、令和8年3月31日まで3年延長されました(措令39の32の3⑫)。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、投資法人の令和5年4月1

日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、投資法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、従前どおりとされています(改正措令附則13)。

六 認定株式分配に係る課税の特例（創設）

1 制度創設の趣旨

スピノフは、事業の売却先を必要とせず、企業が主体的に行うことができることから、ポートフォリオ見直しの一環として事業切出しを行う際の有望な選択肢の1つとなるとともに、大企業発のスタートアップ創出につながります。

また、スピノフについては、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定）」において、「スピノフを行う企業に持分を一部残す場合も含めてスピノフを活用しやすくする方策を検討し、早期に結論を得る」こととされています。

適格株式分配に関する制度は、平成29年度税制改正において、少数株主は資産に対する支配をしていないという組織再編税制の基本的な考え方を維持した上で、「グループ最上位の法人（支配株主のない法人）の実質的な支配者はその法人そのものであり、その法人自身の分割であるスピノフについては、単にその法人が2つに分かれるような分割であれば、移転資産に対する支配が継続しているとして、適格性を認めうる」との考え方にに基づき、完全子法人であった法人が独立して事業を行う株式分配を適格株式分配と位置付けて課税を繰り延べる制度として法人税法において導入されたものです。一方、持分を一部残すスピノフにおいては、その持分を残す目的が、実態上、完全子法人であった法人の経営に対する関与の手段を残すことであることから、元の親会社は他の少数株主と同じ状態にあるとは考えられず、完全子法人であった法人が独立しているとはいえない

と考えられます。

以上を踏まえ、法人税法ではなく租税特別措置法におけるスタートアップ創出促進のための政策税制として、持分を一部残すスピノフを適格株式分配とする制度が創設されました。

2 制度の内容

(1) 概要

この制度は、産業競争力強化法の事業再編計画の認定を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた法人が行う現物分配が認定株式分配に該当する場合には、その認定株式分配は株式分配に該当することとし、その認定株式分配でその認定株式分配の直後に現物分配法人が有する完全子法人の株式の数のその完全子法人の発行済株式の総数のうちに占める割合が20%未満となること等の一定の要件に該当するものは適格株式分配とみなして、法人税法その他の法令の規定を適用するというものです(措法68の2の2)。

(2) 認定株式分配

認定株式分配とは、産業競争力強化法第23条第1項の認定に係る認定事業再編計画に従ってする同法第31条第1項に規定する特定剰余金配当をいいます(措法68の2の2①)。

特定剰余金配当とは、剰余金の配当であって、配当財産が認定事業再編事業者の関係事業者の株式又は外国関係法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものであるものをいいます(産競法31①)。

(注1) 認定事業再編事業者とは、事業再編計画の認定を受けた事業者をいい、その認定に係る事業再編計画に従って設立された法人を含むこととされています（産競法24①）。ただし、本制度の対象となるのは事業再編計画の認定を受けた法人が行う現物分配とされていることから、事業再編計画に従って設立された法人が行う現物分配は本制度の対象外となります。

上記のとおり、認定株式分配は認定事業再編計画に従ってする特定剰余金配当をいうこととされていることから、認定株式分配は産業競争力強化法第2条第17項に規定する事業再編に該当するものに限られることとなります。したがって、次の行為である必要があります。

- ① 関係事業者の株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当（その事業者の関係事業者でなくなる場合に限ります。）（産競法2⑰一）
- ② 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを配当財産とする剰余金の配当（その事業者の外国関係法人でなくなる場合に限ります。）（産競法2⑰一ル）

関係事業者又は外国関係法人とは、一定の資本関係を有する者をいうこととされている（産競法2⑰⑱）ことから、一定の資本関係を有する者が一定の資本関係を有しないこととなる場合に限り、認定株式分配に該当することとなります。

産業競争力強化法の事業再編計画の認定を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた法人が行う現物分配がこの認定株式分配に該当する場合には、株式分配の要件である「完全子法人の株式の全部が移転する」との要件が緩和され、完全子法人の株式の一部のみが移転する現物分配についても、株式分配に該当することとされています（措法68の2の2①）。

(注2) 株式には、出資を含むこととされています（法法2十二の九イ）。

なお、「完全子法人」との要件に対しては特

例が設けられていないため、関係事業者又は外国関係法人が完全子法人でない場合には、本制度の対象となりません。

また、本制度を適用しないものとした場合にはその認定株式分配が株式分配に該当する場合には、本制度を適用する必要性がないことから、その認定株式分配については、本制度を適用しないこととされています（措法68の2の2①）。

(注3) 関係法令については、下記の（参考1）をご参照ください。

(3) 適格株式分配となる要件

上記の認定株式分配が適格株式分配に該当するための要件は、次の要件の全てを満たすこととされています（措法68の2の2①、措令39の34の3①）。

- ① 認定株式分配の直後にその認定株式分配に係る現物分配法人が有するその認定株式分配に係る完全子法人の株式の数のその完全子法人の発行済株式（その完全子法人が有する自己の株式を除きます。）の総数のうちに占める割合が20%未満となること（措令39の34の3①一）。

(注) 株式には出資を含み、株式の数には出資の金額を含み、発行済株式の総数には出資の総額を含むこととされています（措令39の34の3①一）。

- ② 認定株式分配の直前にその認定株式分配に係る現物分配法人と他の者との間に当該他の者による支配関係がなく、かつ、その認定株式分配後にその認定株式分配に係る完全子法人と他の者との間に当該他の者による支配関係があることとなることが見込まれていないこと（措令39の34の3①二）。

上記の「他の者」は、その者が締結している組合契約及び次の組合契約に係る他の組合員である者を含むこととされています（措令39の34の3①二、法令4の3⑨一）。

イ その者が締結している組合契約による組合が締結している組合契約

ロ 上記イ又は下記ハの組合契約による組合が締結している組合契約

ハ 上記ロの組合契約による組合が締結している組合契約

(注1) 組合契約とは、民法第667条第1項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約並びに外国におけるこれらの契約に類する契約をいいます。

(注2) 上記イからハまでの組合には、組合に類するものを含みます（措令39の34の3①二イ）。

(注3) 他の者が個人である場合には、その個人との間に法人税法施行令第4条第1項に規定する特殊の関係のある者を含めて判定することとされています（措令39の34の3①二）。特殊の関係のある者とは、次の者となります（法令4①）。

イ 株主等の親族

ロ 株主等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 株主等の使用人

ニ 上記イからハまでの者以外の者で株主等から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

ホ 上記ロからニまでの者と生計を一にするこれらの者の親族

(注4) 法人税法における適格株式分配の要件と同じ要件です。

③ 認定株式分配前のその認定株式分配に係る完全子法人の特定役員全ての者がその認定株式分配に伴って退任をするものでないこと（措令39の34の3①三）。

特定役員とは、社長、副社長、代表取締役、代表執行役、専務取締役若しくは常務取締役又はこれらに準ずる者で法人の経営に従事している者をいいます（法令4の3④二）。

(注) 法人税法における適格株式分配の要件と同じ要件です。

④ 認定株式分配に係る完全子法人のその認定株式分配の直前の従業者のうち、その総数のおおむね90%以上に相当する数の者がその完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれていること（措令39の34の3①四）。

(注) 法人税法における適格株式分配の要件とは、80%ではなく90%とされている点が異なります。これは、本制度がスタートアップ創出のための措置であることを踏まえたものです。

⑤ 認定株式分配に係る完全子法人のその認定株式分配前に行う主要な事業がその完全子法人において引き続き行われることが見込まれていること（措令39の34の3①五）。

(注) 法人税法における適格株式分配の要件と同じ要件です。

⑥ 認定株式分配に係る完全子法人が事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件を満たすものであること（措令39の34の3①六③）。

(注1) 経済産業大臣が定める要件は、次のいずれかに該当する関係事業者又は外国関係法人（以下「関係事業者等」といいます。）であることとされています（令5.3経産告50、平26.1財務・経産告1四へ）。

イ 関係事業者等からその関係事業者等の特定役員（社長、副社長、代表取締役、代表執行役、専務取締役若しくは常務取締役又はこれらに準ずる者で法人の経営に従事している者をいいます。）に対して、新株予約権が付与され、又は付与される見込みであること。

ロ 関係事業者等の主要な事業（事業再編計画の認定を受けて行う特定剰余金配当の直前に行われていることが見込まれるものに限ります。以下同じです。）を開始した日から事業再編計画の認定の申請の日までの期間が10年を超

えないこと。

ハ 関係事業者等の主要な事業の成長発展が見込まれるものであることにつき、金融商品取引業者が確認したこと。

(注2) 事業再編計画については、関係事業者等が事業の成長発展が見込まれる要件を満たすものとして認定を受けることができることとされている（平26.1財務・経産告1四へ）ことから、上記（注1）の要件を満たすことはその認定の際に判断されます。

(注3) 関係法令については、下記の（参考2）及び（参考3）ご参照ください。

また、法人税法における適格株式分配の要件と同様に、完全子法人の株式のみが移転する場合に限り適格とすること及び完全子法人の株式が現物分配法人の発行済株式の総数のうちに占めるその現物分配法人の各株主等の有するその現物分配法人の株式の数の割合に応じて交付されるものに限り適格とすることとされています（措法68の2の2①による読替後の法法2十二の十五の三）。

これらの適格株式分配の要件を満たすことで、現物分配法人における完全子法人株式の譲渡損益課税及び現物分配法人の株主等における現物分配法人株式の部分譲渡損益課税が繰り延べられるとともに、その株主等において配当課税の対象外となります。

(4) 法人税法施行令等の調整

法人税法及び法人税法施行令における株式分配に関する規定は、完全子法人の株式の全部が移転することが前提とされていますが、本制度により完全子法人の株式の一部のみが移転する取引が株式分配に該当することとなることから、次のとおり調整することとされました。

① 現物分配法人の減少する資本金等の額

イ 適格株式分配

適格株式分配の場合には、次の算式により計算した金額を現物分配法人の資本金等

の額から減算することとされました（措令39の34の3②による読替後の法令8①十六）。

《算式》

株式分配の直前の完全 子法人の株式の帳簿価 額に相当する金額	×	株式分配により現 物分配法人の株主 等に交付した完全 子法人の株式の数 資本金等の額
株式分配の直前に有し ていた完全子法人の株 式の数		

(注) 本制度の適用がない場合の適格株式分配と同様に、利益積立金額は減少しないこととなります。

ロ 非適格株式分配

非適格株式分配の場合には、次の算式により計算した金額を現物分配法人の資本金等の額から減算することとされました（措令39の34の3②による読替後の法令8①十七）。

《算式》

株式分配の直前の資本金等の額 ×		
株式分配の 直前の完全 子法人の株 式の帳簿価 額に相当す る金額	÷	株式分配 の直前に 有してい た完全子 法人の株 式の数
	×	株式分配によ り現物分配法 人の株主等に 交付した完全 子法人の株式 の数
株式分配の日の属する事業年度の前事業年度終了の時の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額		

(注1) 株式分配の日以前6月以内に仮決算の中間申告書を提出し、かつ、その提出した日からその株式分配の日までの間に確定申告書を提出していなかった場合には、上記算式の分母は、その中間申告書に係る中間期間の終了の時の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額とします。

(注2) 前事業年度終了の時（上記（注1）の場合には、中間期間の終了の時）から株式分配の直前の時までの間に資本金等の額又は利益積立金額（法人税法施行令第9条第1号及び第6号に掲げ

る金額、すなわち期末の増減項目と投資簿価修正額を除きます。）が増加し、又は減少した場合には、上記算式の分母の金額は、その増加した金額を加算し、又はその減少した金額を減算した金額とします。

(注3) 負債には新株予約権及び株式引受権に係る義務を含みます。

(注4) 直前の資本金等の額が0以下である場合には上記算式の分数は0とし、直前の資本金等の額及び上記算式の分子の金額が0を超え、かつ、上記算式の分母の金額が0以下である場合には上記算式の分数は1とします。また、上記算式の分数に小数点以下3位未満の端数がある場合にはこれを切り上げます。

(注5) 上記算式の分子の金額が0以下である場合には、その分子の金額は0とします。

(注6) 上記算式の分子の金額が上記算式の分母の金額を超える場合（その分母の金額が0に満たない場合を除きます。）には、上記算式の分子の金額は、分母の金額と同じ金額とします。

(注7) 上記算式により計算した金額が交付した完全子法人の株式その他の資産の価額を超える場合には、その超える部分の金額を減算した金額を資本金等の額の減少額とします。

(注8) 本制度の適用がない場合の株式分配と同様に、その株式分配によりその現物分配法人の株主等に交付した完全子法人の株式その他の資産の価額の合計額からその資本金等の額の減少額を減算した金額を利益積立金額から減算することとなります（法令9十一）。

② みなし配当

現物分配法人の株主等である法人が非適格株式分配により完全子法人の株式その他の資

産の交付を受けたことにより配当等の額とみなす金額を計算する場合における現物分配法人の資本金等の額のうちその現物分配法人の株式又は出資に対応する部分の金額は、次の算式により計算した金額とすることとされました（措令39の34の3②による読替後の法令23①三）。

《算式》

$$\text{株式分配の直前の資本金等の額} \times \frac{\text{上記①口の算式の分数の割合}}{\text{その株主等がその株式分配の直前に有していたその現物分配法人のその株式分配に係る株式の数}} \times \frac{\text{現物分配法人のその株式分配に係る株式の総数}}{\text{その株主等がその株式分配の直前に有していたその現物分配法人のその株式分配に係る株式の数}}$$

③ 株主等の旧株の部分譲渡

上記②の調整により、現物分配法人の株主等におけるその株式分配による現物分配法人の株式の譲渡原価は、その株式分配の直前のその有する現物分配法人の株式の帳簿価額にその株式分配に係る上記①口の算式の分数の割合を乗じて計算した金額となります（法令119の8の2①）。

また、現物分配法人が株式分配を行った場合にその株主等に通知しなければならない「割合」についても、上記①口の算式の分数の割合となります（法令119の8の2②）。

④ 総平均法による1単位当たり帳簿価額の算出

法人が、株式分配によりその有する有価証券をその法人の株主等に移転した場合には、その有価証券で総平均法により1単位当たりの帳簿価額を算出するもののその1単位当たりの帳簿価額は、事業年度開始の時からその株式分配の直前の時までの期間及びその株式分配の時から当該事業年度終了の時までの期間をそれぞれ1事業年度とみなして、総平均法によりその1単位当たりの帳簿価額を算出することとされました（措令39の34の3②による読替後の法令119の4⑤）。この場合にお

いて、株式分配の時に於いて有するその有価証券の帳簿価額は、事業年度開始の時からその株式分配の直前の時までの期間を1事業年度とみなして総平均法により算出したその有価証券のその1単位当たりの帳簿価額に、その株式分配の直後にその法人の有するその有価証券の数を乗じて計算した金額とすることとされました（措令39の34の3②による読替後の法令119の4⑤）。

（参考1）産業競争力強化法（平成25年法律第98号）

（定義）

第2条 省略

2～14 省略

15 この法律において「関係事業者」とは、事業者であつて、他の事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を有するものをいう。

16 この法律において「外国関係法人」とは、外国法人（新たに設立されるものを含む。）であつて、国内に本店又は主たる事務所を有する事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を有するものをいう。

17 この法律において「事業再編」とは、事業者がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更（当該事業者の関係事業者及び外国関係法人が行う事業の構造の変更を含む。）を行うものであること。

イ～チ 省略

リ 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当

該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）

ヌ 省略

ル 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（当該株式若しくは持分又はこれらに類似するものを配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）

ヲ～カ 省略

二 省略

18～35 省略

（事業再編計画の認定）

第23条 事業者は、その実施しようとする事業再編（当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。）に関する計画（以下「事業再編計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2～6 省略

（事業再編計画の変更等）

第24条 前条第1項の認定を受けた者（当該認定に係る事業再編計画に従つて設立された法人を含む。以下「認定事業再編事業者」という。）は、当該認定に係る事業再編計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2～5 省略

（剰余金の配当に関する特例）

第31条 認定事業再編事業者である株式会社等が認定事業再編計画に従つて特定剰余金配当（剰余金の配当であつて、配当財産が当該認定事業再編事業者の関係事業者の株式又は外国関係法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものであるものをいう。次項において同じ。）をする場合における会社法第309条第2項、

第459条第1項、第460条第1項及び第465条第1項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第309条第2項第10号	省 略	省 略
第459条第1項各号列記以外の部分	省 略	省 略
第459条第1項第4号	省 略	省 略
第460条第1項	省 略	省 略
第465条第1項ただし書	省 略	省 略

2 省 略

(参考2) 租税特別措置法施行令第39条の34の3第1項第6号に規定する事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件（令和5年3月経済産業省告示第50号）

租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の34の3第1項第6号に規定する事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件は、事業再編の実施に関する指針（平成26年財務省・経済産業省告示第1号）四へ(1)から(3)までのいずれかに該当するこれらの規定の関係事業者等であることとする。

(参考3) 事業再編の実施に関する指針（平成26年1月財務省、経済産業省告示第1号）

四 その他事業再編に関する重要事項

イ～ホ 省 略

へ 事業者が法第2条第17項第1号リ又はルに掲げる措置に係る事業再編を実施するにあたり、特定剰余金配当に係る関係事業者又は外国関係法人（以下「関係事業者等」という。）が事業の成長発展が見込まれる要件を満たすものとして事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けよ

うとする場合

事業者は、一の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項に定める生産性の向上及び財務内容の健全性の向上に関する目標等の必要な要件に加え、次のいずれかに該当する場合には、関係事業者等が事業の成長発展が見込まれる要件を満たすものとして事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けることができるものとする。

- (1) 関係事業者等から当該関係事業者等の特定役員（社長、副社長、代表取締役、代表執行役、専務取締役若しくは常務取締役又はこれらに準ずる者で法人の経営に従事している者をいう。）に対して、新株予約権が付与され、又は付与される見込みであること。
- (2) 関係事業者等の主要な事業（事業再編計画の認定を受けて行う特定剰余金配当の直前に行われていることが見込まれるものに限る。以下同じ。）を開始した日から法第23条第1項の認定の申請の日までの期間が10年を超えないこと。
- (3) 関係事業者等の主要な事業の成長発展が見込まれるものであることにつき、金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者をいう。）が確認したこと。

ト～ヌ 省 略

3 適用関係

上記2の制度は、令和5年4月1日から施行されています（改正法附則1）。

七 その他の特別措置

- (1) 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例の適用期限が、令和9年3月31日まで3年延長されました（措法67の3①）。
- (2) 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限が、令和8年3月31日まで3年延長されました（措法68の5）。

第六 その他

1 改正の内容

法人税法の改正において公共法人が公益法人等又は普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった場合の措置が講じられたことにあわせて、租税特別措置法においても、次の制度について、公共法人が公益法人等又は普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった場合の取扱いの整備が行われました。

(注) 法人税法における公共法人が公益法人等又は普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった場合の措置については、前掲「法人税法等の改正」の「三 その他」の「2 公共法人が公益法人等又は普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった場合の措置」をご参照ください。

(1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度（研究開発税制）

次の日を含む事業年度が、設立事業年度（すなわち、一般試験研究費の額に係る税額控除制度における税額控除割合が一律8.5%とされ、増減試験研究費割合に係る特例が適用されない事業年度）に該当することとされました（措法42の4⑯四）。

- ① 公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等のその公益法人等に該当することとなった日
- ② 公共法人に該当していた普通法人又は協同組合等のその普通法人又は協同組合等に該当することとなった日

(注) 組織再編成が行われた場合の比較試験研究費の額の調整計算の適用を受ける合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人の事業年度は、上記①又は②に該当する場合であっても設立事業年度には該当しません（措法42の4⑰四、措令27の4⑩）。

また、上記①及び②の日が、組織再編成が行われた場合の比較試験研究費の額又は平均売上金額の調整計算における未経過法人（設立の日以後3年を経過していない法人をいいます。）に該当するかどうかの判定の基礎となる設立の日とされました（措令27の4⑩⑫⑭⑮⑳㉑）。

(2) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度

上記(1)①及び②の日を含む事業年度が、本制度の適用対象となる適用年度に該当しないこととされました（措法42の12⑥一）。

(3) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度

上記(1)①及び②の日を含む事業年度が、設立事業年度（本制度の適用対象から除外される事業年度）に該当することとされました（措法42の12の5③一）。

(4) 法人税の額から控除される特別控除額の特例

特定税額控除制度の不適用措置について、上記(1)①及び②の日を含む事業年度が最初課税事業年度（対象年度の基準所得等金額が前事業年度の基準所得等金額以下であるかどうかを判定

する場合における前事業年度に該当し得る最も古い事業年度）に該当することとされました（措令27の13⑬二）。

(5) 中小企業向けの租税特別措置の適用停止

中小企業向けの租税特別措置（要件の特例を含みます。）の適用の停止等の対象となる適用除外事業者の判定について、次の改正が行われました。

- ① 所得の金額の年平均額の計算の調整事由に、判定対象年度開始の日において上記(1)①又は②の日の翌日以後3年を経過していないこととの事由が追加されました（措令27の4⑱二）。

また、この場合の所得の金額の年平均額は、0とされました（措令27の4⑲一）。

（注） 特定合併等に係る合併法人等に該当するものであることとの事由にも該当する場合には、0とされません。

- ② 所得の金額の年平均額の計算について、判定対象年度開始の日において上記(1)①又は②

の日の翌日以後3年を経過していないこと及び特定合併等に係る合併法人等に該当するものであることのいずれにも該当する場合には、判定法人に係る各基準事業年度の所得の金額の計算において、公共法人に該当していた事業年度の所得の金額は0とすることとされました（措令27の4⑲四イ）。

- ③ 所得の金額の年平均額の計算について、特定合併等に係る合併法人等に該当するものであることとの事由に該当する場合において、被合併法人等が対象特定合併等の日以前に開始した各事業年度において公共法人に該当していた場合におけるその被合併法人等のその該当していた事業年度の所得の金額は0とすることとされました（措令27の4⑲一）。

2 適用関係

上記1の改正は、令和5年4月1日から施行されています（改正法附則1十、改正措令附則1）。

第七 震災税特法関係

被災代替資産等の特別償却制度（改正後：被災代替船舶の特別償却制度）

1 改正前の制度の概要

この制度は、法人が、平成23年3月11日から令和5年3月31日までの間に、

- (1) 東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった建物（その附属設備を含みます。以下同じです。）、構築物、機械及び装置又は船舶に代わるもので、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないもの（被災代替資産）の取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」といいます。）をしてその法人の事業

の用に供した場合

- (2) 建物、構築物又は機械及び装置で、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、被災区域及びその被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内においてその法人の事業の用に供した場合

に、その事業の用に供した日を含む事業年度において、その取得価額の一定割合の特別償却ができるというものです（震災税特法18の2①）。

被災代替資産等	特別償却割合	
	中小企業者又は農業協同組合等以外の法人の場合	中小企業者又は農業協同組合等の場合
建物又は構築物（増築された建物又は構築物のその増築部分を含みます。）	10%	12%
機械及び装置	20%	24%
船舶	20%	24%

（注1）被災区域とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物の敷地及びその建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます（震災税法18の2①）。

（注2）中小企業者とは、租税特別措置法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者を用い（震災税法18の2①）、具体的には、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人のうち次の法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人をいいます（措法42の4⑯七、措令27の4⑳）。

(1) その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除きます。以下同じです。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人

なお、大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人又は次の法人を用い、中小企業投資育成株式会社を除きます。

① 大法人（次の法人を用います。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

イ 資本金の額又は出資金の額が5億

円以上である法人

ロ 保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 受託法人

② 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（上記①の法人を除きます。）

(2) 上記(1)の法人のほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人

(3) 他の通算法人のうちいずれかの法人が次の法人に該当しない場合における通算法人

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち上記(1)又は(2)の法人以外の法人

② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

（注3）農業協同組合等とは、租税特別措置法第42条の4第19項第9号に規定する農業協同組合等を用い（震災税法18の2①）、具体的には、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会を用います（措法42の4⑱九）。

（注4）受託法人に該当する法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が受託法人に該当する場合における通算法人を含みます。）につ

いては、中小企業者又は農業協同組合等の場合の特別償却割合の適用はありません（震災税特令26）。

2 改正の内容

(1) 対象資産の見直し

上記1(1)の場合の措置の対象資産から、建物、構築物並びに機械及び装置が除外されました（旧震災税特法18の2①表一・二、旧震災税特令18の2一～三）。また、上記1(2)の場合の措置は、適用期限（令和5年3月31日）の到来をもって廃止されました。

(2) 適用期限の延長

制度の適用期限が令和8年3月31日まで3年延長されました（震災税特法18の2①）。

上記(1)及び(2)の改正により、この制度は、平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に、東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった船舶に代わる一定の船舶（以下「被災代替船舶」といいます。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものの取得又は被災代替船舶の製作をして、これをその法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、その被災代替船舶の取得価額の20%（その法人が、中小企業者又は農業協同組合等である場合には、24%）相当額の特別償却ができる制度となりました。

(注) 一定の船舶とは、その法人が有する漁船法第2条第1項に規定する漁船のうち同法第10条第1項に規定する漁船原簿に登録されているもの（以下「船舶」といいます。）で東日本大震災に起因してその法人の事業の用に供することができなくなったもの（以下「被災船舶」といいます。）のその用に供することができなくなった時

の直前の用途と同一の用途に供される船舶をいいます。なお、その被災船舶に比して著しく高額な船舶その他その被災船舶に比して著しく仕様が異なる船舶は除かれます（震災税特令18の2）。

なお、対象となる被災代替船舶の範囲に変更はありません。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、令和5年4月1日前に事業の用に供した建物、構築物又は機械及び装置については、従来どおり適用できるとされています（改正法附則62①）。

なお、法人が、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に建物、構築物又は機械及び装置を事業の用に供した場合には、その建物、構築物又は機械及び装置については、従来どおり適用できる措置が講じられています（改正法附則62①、改正震災税特令附則3①）。ただし、対象となる建物、構築物又は機械及び装置は、やむを得ない事情により令和5年3月31日までに事業の用に供することができなかったことにつき証明がされたものとされています（改正法附則62①）。この証明は、公共工事の工期の延長その他やむを得ない事情により同日までにその建物、構築物又は機械及び装置を事業の用に供することができなかったことにつき内閣総理大臣又は復興局長が確認をした書類を確定申告書等に添付することにより行うこととされています（改正震災税特規附則3）。

(注) 確定申告書等とは、法人税法第2条第30号に規定する中間申告書で同法第72条第1項各号又は第144条の4第1項各号若しくは第2項各号に掲げる事項を記載したものと及び同法第2条第31号に規定する確定申告書をいいます（震災税特法2③五・六、改正震災税特規附則3）。